宜野座村地域防災計画

令和6年3月

宜野座村防災会議

目次

第１編　共通編

第1章　総則

第1節　目的 …… 共通-1
第2節　用語 …… 共通-2
第3節　宜野座村の概況 …… 共通-3
第4節　災害の想定 …… 共通-8
第5節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 共通-27
第1　村・消防 …… 共通-27
第2　県 …… 共通-27
第3　指定地方行政機関 …… 共通-28
第4　自衛隊 …… 共通-30
第5　指定公共機関 …… 共通-30
第6　指定地方公共機関 …… 共通-31
第7　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 …… 共通-32
第6節　住民等の責務 …… 共通-34

第2章　基本方針

第1節　災害の想定と防災計画の基本的考え方 …… 共通-35
第2節　防災対策の基本理念及び施策の概要 …… 共通-39
第3節　本村の特殊性等を考慮した重要事項 …… 共通-42
第4節　防災計画の見直しと推進 …… 共通-44

第3章　災害予防計画

第1節　災害予防計画の基本方針等 …… 共通-46
第1　災害予防計画の構成 …… 共通-46
第2　災害予防計画の推進 …… 共通-46
第2節　災害に強い村づくり …… 共通-48
第1　防災対策に係る土地利用の推進 …… 共通-48
第2　基盤施設の整備 …… 共通-49
第3　地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等 …… 共通-54
第4　建築物・構造物等の対策 …… 共通-59
第5　ライフライン施設等の機能の確保 …… 共通-61
第6　危険物施設等の対策 …… 共通-66
第7　不発弾等災害予防 …… 共通-68
第8　気象観測施設・体制の整備 …… 共通-69
第3節　災害に強い人づくり …… 共通-71
第1　防災訓練 …… 共通-71
第2　防災知識の普及・啓発 …… 共通-74

第3　自主防災組織の育成 共通-79
第4　企業防災の促進 共通-82
第5　消防力の強化等 共通-82
第6　地区防災計画の普及等 共通-84
第4節　災害応急対策活動の準備 共通-85
第1　初動体制の強化 共通-85
第2　活動体制の確立 共通-87
第3　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 共通-94
第4　災害ボランティアの活動環境の整備 共通-98
第5　要配慮者の安全確保 共通-100
第6　観光客・旅行者・外国人等の安全確保 共通-102
第5節　避難体制等の整備 共通-104
第1　基本的事項 共通-104
第2　津波避難体制等の整備 共通-105
第6節　道路事故災害予防計画 共通-110
第7節　海上災害予防計画 共通-110
第8節　基地災害への対応 共通-111

第2編　地震・津波編

第1章　災害応急対策計画

第1節　組織・動員計画 ..... 地震・津波-1
第1　配備体制 ..... 地震・津波-1
第2　村災害対策本部の設置 ..... 地震・津波-4
第2節　地震情報・津波警報等の伝達計画 ..... 地震・津波-11
第1　緊急地震速報 ..... 地震・津波-11
第2　地震情報等の種類及び発令基準 ..... 地震・津波-12
第3　津波警報等の種類及び発表基準 ..... 地震・津波-14
第4　津波警報等の伝達 ..... 地震・津波-18
第5　近地地震津波に対する自衛処置 ..... 地震・津波-19
第3節　災害通信計画 ..... 地震・津波-20
第1　通信の協力体制 ..... 地震・津波-20
第2　通信設備の利用方法 ..... 地震・津波-20
第3　村における措置 ..... 地震・津波-23
第4節　災害状況等の収集・伝達計画 ..... 地震・津波-24
第1　村・防災関係機関の役割 ..... 地震・津波-24
第2　災害状況等の収集 ..... 地震・津波-25
第3　地震発生直後の第1次情報の報告 ..... 地震・津波-26
第4　災害報告 ..... 地震・津波-27
第5節　災害広報・情報提供計画 ..... 地震・津波-28
第1　実施責任者 ..... 地震・津波-28
第2　広報活動 ..... 地震・津波-28

第3 安否情報の提供 …… 地震・津波-29
第6節 自衛隊災害派遣要請計画 …… 地震・津波-31
第1 災害派遣要請 …… 地震・津波-31
第2 派遣部隊の救助活動等 …… 地震・津波-34
第3 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等 …… 地震・津波-35
第4 ヘリポートの準備 …… 地震・津波-36
第5 自衛隊の自主派遣 …… 地震・津波-36
第7節 広域応援要請計画 …… 地震・津波-37
第1 県等に対する応援要請 …… 地震・津波-37
第2 受入体制の確保 …… 地震・津波-38
第3 防災関係機関における応援要請 …… 地震・津波-38
第4 村機能への支援 …… 地震・津波-38
第8節 避難計画 …… 地震・津波-40
第1 避難の原則 …… 地震・津波-40
第2 避難情報等の運用 …… 地震・津波-42
第3 避難の実施の方法 …… 地震・津波-44
第4 避難所の開設及び避難者の保護 …… 地震・津波-44
第5 指定避難所の運営管理 …… 地震・津波-45
第6 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策 …… 地震・津波-46
第7 津波避難計画 …… 地震・津波-47
第8 広域一時滞在 …… 地震・津波-48
第9節 観光客等対策計画 …… 地震・津波-50
第1 実施責任者 …… 地震・津波-50
第2 避難情報の伝達及び避難誘導 …… 地震・津波-50
第3 避難収容 …… 地震・津波-51
第4 帰宅困難者対策 …… 地震・津波-51
第10節 要配慮者対策計画 …… 地震・津波-52
第1 実施責任者 …… 地震・津波-52
第2 避難行動要支援者の避難支援 …… 地震・津波-52
第3 避難生活への支援 …… 地震・津波-53
第4 観光客・外国人への支援 …… 地震・津波-53
第11節 消防計画 …… 地震・津波-54
第1 実施責任者 …… 地震・津波-54
第2 相互応援計画 …… 地震・津波-55
第12節 救出計画 …… 地震・津波-56
第1 実施責任者 …… 地震・津波-56
第2 救出の実施 …… 地震・津波-56
第3 惨事ストレス対策 …… 地震・津波-57
第13節 医療救護計画 …… 地震・津波-58
第1 実施責任者 …… 地震・津波-58
第2 医療救護活動に関する組織体制 …… 地震・津波-58
第3 情報収集と共有 …… 地震・津波-59
第4 医療救護の実施 …… 地震・津波-59

第5 傷病者の搬送 …… 地震・津波-62
第6 助産体制 …… 地震・津波-62
第7 医薬品、衛生材料等及び血液製剤の確保 …… 地震・津波-63
第8 被災者の健康管理とこころのケア …… 地震・津波-63
第14節 交通輸送計画 …… 地震・津波-64
第1 実施責任者 …… 地震・津波-64
第2 交通の規制 …… 地震・津波-66
第3 緊急輸送 …… 地震・津波-68
第4 広域輸送拠点の確保 …… 地震・津波-70
第15節 治安警備計画 …… 地震・津波-71
第1 災害地における警察の任務 …… 地震・津波-71
第2 災害時における警備体制 …… 地震・津波-71
第16節 災害救助法適用計画 …… 地震・津波-72
第1 実施責任者 …… 地震・津波-72
第2 災害救助法の適用基準 …… 地震・津波-73
第3 災害救助法の適用手続き …… 地震・津波-74
第4 救助の実施 …… 地震・津波-75
第5 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準 …… 地震・津波-75
第17節 給水計画 …… 地震・津波-76
第1 実施責任者 …… 地震・津波-76
第2 供給の方法 …… 地震・津波-76
第3 医療施設等への優先的給水 …… 地震・津波-77
第4 水道施設の応急復旧 …… 地震・津波-77
第18節 食料供給計画 …… 地震・津波-78
第1 実施責任者 …… 地震・津波-78
第2 食料の調達 …… 地震・津波-78
第3 炊出等の食品の給与 …… 地震・津波-79
第4 要配慮者等に配慮した食料の給与 …… 地震・津波-79
第19節 生活必需品供給計画 …… 地震・津波-80
第1 実施責任者 …… 地震・津波-80
第2 給与又は貸与の方法 …… 地震・津波-80
第3 物資の調達・配布 …… 地震・津波-81
第4 救援物資の受入れ …… 地震・津波-81
第5 義援物資及び金品の保管及び配分 …… 地震・津波-81
第20節 感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 …… 地震・津波-82
第1 感染症対策 …… 地震・津波-82
第2 保健衛生 …… 地震・津波-85
第3 し尿処理 …… 地震・津波-85
第4 動物の保護管理 …… 地震・津波-85
第5 ペット対応 …… 地震・津波-86
第21節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画 …… 地震・津波-87
第1 実施責任者 …… 地震・津波-87
第2 行方不明者の捜索 …… 地震・津波-87

第3 遺体の取扱い、埋葬等 ..... 地震・津波-88
第4 遺体の火(埋)葬 ..... 地震・津波-89
第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画 ..... 地震・津波-90
第1 実施責任者 ..... 地震・津波-90
第2 障害物の除去 ..... 地震・津波-90
第3 災害廃棄物の処理 ..... 地震・津波-91
第4 ゴミの収集・処理 ..... 地震・津波-92
第23節 住宅応急対策計画 ..... 地震・津波-93
第1 実施責任者 ..... 地震・津波-93
第2 応急仮設住宅の設置等 ..... 地震・津波-93
第3 住宅の応急修理 ..... 地震・津波-94
第4 建物の解体、撤去 ..... 地震・津波-95
第5 住家の被災調査 ..... 地震・津波-95
第24節 二次災害の防止計画 ..... 地震・津波-96
第1 実施責任者 ..... 地震・津波-96
第2 被災建築物の応急危険度判定 ..... 地震・津波-96
第3 被災宅地の危険度判定 ..... 地震・津波-96
第4 降雨等による水害・土砂災害の防止 ..... 地震・津波-97
第5 高潮、波浪等の対策 ..... 地震・津波-97
第25節 教育対策計画 ..... 地震・津波-98
第1 実施責任者 ..... 地震・津波-98
第2 応急教育対策 ..... 地震・津波-99
第3 応急保育対策 ..... 地震・津波-100
第4 学校給食対策 ..... 地震・津波-101
第5 社会教育施設等対策 ..... 地震・津波-101
第6 罹災児童生徒の保健管理 ..... 地震・津波-101
第7 文化財対策 ..... 地震・津波-101
第26節 危険物等災害応急対策計画 ..... 地震・津波-102
第1 石油類 ..... 地震・津波-102
第2 毒物劇物 ..... 地震・津波-103
第27節 在港船舶対策計画 ..... 地震・津波-104
第1 船舶の被害防止対策 ..... 地震・津波-104
第2 津波避難 ..... 地震・津波-104
第28節 労務供給計画 ..... 地震・津波-105
第1 実施責任者 ..... 地震・津波-105
第2 労務者の供給方法 ..... 地震・津波-105
第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ ..... 地震・津波-106
第4 従事命令、協力命令 ..... 地震・津波-107
第29節 民間団体等協力計画 ..... 地震・津波-109
第1 実施責任者 ..... 地震・津波-109
第2 協力要請 ..... 地震・津波-109
第30節 ボランティア団体受入れ計画 ..... 地震・津波-110
第1 実施責任者 ..... 地震・津波-110

第2 ボランティアの募集(要請の方法) ..... 地震・津波-110
第3 ボランティアの受入れ ..... 地震・津波-111
第4 ボランティアの活動内容 ..... 地震・津波-111
第5 ボランティアの活動支援 ..... 地震・津波-111
第31節 公共土木施設応急対策計画 ..... 地震・津波-113
第1 実施責任者 ..... 地震・津波-113
第2 村における応急工事への措置及び対応 ..... 地震・津波-113
第3 村施設及びその他の公共施設の応急、復旧対策 ..... 地震・津波-114
第4 道路・橋りょうの応急、復旧対策 ..... 地震・津波-115
第5 河川管理施設の応急、復旧対策 ..... 地震・津波-116
第6 漁港施設の応急、復旧対策 ..... 地震・津波-116
第32節 ライフライン等施設応急対策計画 ..... 地震・津波-117
第1 電力施設災害応急対策計画 ..... 地震・津波-117
第2 電気通信施設被害応急対策計画(NTT西日本沖縄支店) ..... 地震・津波-117
第3 ガス施設災害応急対策計画 ..... 地震・津波-118
第4 上水道施設災害応急対策計画 ..... 地震・津波-118
第33節 農林水産物応急対策計画 ..... 地震・津波-120
第1 実施責任者 ..... 地震・津波-120
第2 農林水産物の対策 ..... 地震・津波-120
第3 水産物の対策 ..... 地震・津波-121
第4 農産物の対策 ..... 地震・津波-121
第5 家畜の対策 ..... 地震・津波-122
第34節 米軍との相互応援計画 ..... 地震・津波-123
第1 相互連携体制の構築 ..... 地震・津波-123
第2 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定 ..... 地震・津波-123
第3 消防相互援助協約 ..... 地震・津波-123

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画 ..... 地震・津波-124
第1 災害復旧事業計画作成の基本方針 ..... 地震・津波-124
第2 災害復旧事業計画の種類 ..... 地震・津波-124
第3 村及び県における措置 ..... 地震・津波-125
第2節 被災者生活への支援計画 ..... 地震・津波-126
第1 災害相談計画 ..... 地震・津波-126
第2 罹災証明書等の発行 ..... 地震・津波-127
第3 住宅の復旧計画 ..... 地震・津波-127
第4 生業資金の貸付等 ..... 地震・津波-128
第5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 ..... 地震・津波-129
第6 災害義援物資、義援金の募集及び配分 ..... 地震・津波-130
第7 租税の徴収猶予及び減免措置 ..... 地震・津波-131
第8 職業のあっせん ..... 地震・津波-131
第9 被災者生活再建支援法の適用 ..... 地震・津波-131
第10 地震保険や共済制度の活用 ..... 地震・津波-134
第3節 農漁業及び中小企業資金融資計画 ..... 地震・津波-135

第1　農林漁業制度金融の確保……地震・津波-135
第2　中小企業災害復興対策資金の活用促進……地震・津波-136
第4節　復興の基本方針……地震・津波-137
第1　復興計画の作成……地震・津波-137
第2　がれき処理……地震・津波-137
第3　防災の集落構造づくり……地震・津波-137
第4　特定大規模災害時の復興方針等……地震・津波-137

第3編　風水害等編

第1章　災害応急対策計画

第1節　組織・動員計画……風水害等-1
第1　組織体制……風水害等-1
第2　村災害対策本部の設置……風水害等-4
第2節　気象警報等の伝達計画……風水害等-5
第1　警報等の種類及び発表基準……風水害等-5
第2　警報等の発表及び解除の発表機関……風水害等-12
第3　気象警報等の伝達……風水害等-12
第4　災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置……風水害等-13
第3節　災害通信計画……風水害等-16
第4節　災害状況等の収集・伝達計画……風水害等-16
第5節　災害広報計画・情報提供計画……風水害等-17
第6節　自衛隊災害派遣要請計画……風水害等-18
第7節　広域応援要請計画……風水害等-18
第8節　避難計画……風水害等-19
第1　避難の原則……風水害等-19
第2　風水害避難計画……風水害等-19
第3　広域一時滞在……風水害等-25
第9節　観光客等対策計画……風水害等-26
第10節　要配慮者対策計画……風水害等-26
第11節　消防計画……風水害等-27
第12節　救出計画……風水害等-27
第13節　医療救護計画……風水害等-28
第14節　交通輸送計画……風水害等-28
第15節　治安警備計画……風水害等-29
第16節　災害救助法適用計画……風水害等-29
第17節　給水計画……風水害等-29
第18節　食料供給計画……風水害等-30
第19節　生活必需品供給計画……風水害等-30
第20節　感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容計画……風水害等-31
第21節　行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画……風水害等-31
第22節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画……風水害等-32
第23節　住宅応急対策計画……風水害等-32
第24節　二次災害の防止計画……風水害等-33

第25節　教育対策計画……風水害等-33
第26節　危険物等災害応急対策計画……風水害等-34
第27節　不発弾災害対策計画……風水害等-35
　第1　実施責任者……風水害等-35
　第2　不発弾の処理体制……風水害等-35
第28節　在港船舶対策計画……風水害等-39
第29節　労務供給計画……風水害等-39
第30節　民間団体等協力計画……風水害等-39
第31節　ボランティア団体受入れ計画……風水害等-40
第32節　公共土木施設応急対策計画……風水害等-40
第33節　ライフライン等施設応急対策計画……風水害等-41
第34節　農林水産物応急対策計画……風水害等-41
第35節　米軍との相互応援計画……風水害等-42
第36節　海上災害応急対策計画……風水害等-43
　第1　災害対策連絡調整本部の設置……風水害等-43
　第2　第十一管区海上保安本部の実施事項……風水害等-45
　第3　その他関係機関の実施事項……風水害等-49
　第4　災害復旧・復興対策……風水害等-50
第37節　航空機事故災害応急対策計画……風水害等-51
　第1　航空機事故発生時の応急活動……風水害等-51
第38節　道路事故災害応急対策計画……風水害等-52
　第1　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保……風水害等-52
　第2　応急活動及び活動体制の確立……風水害等-52
　第3　救助・応急、医療及び消火活動……風水害等-52
　第4　道路、橋梁等の応急措置……風水害等-52
　第5　その他……風水害等-53
第39節　林野火災対策計画……風水害等-54
　第1　林野火災応急対策……風水害等-54
第40節　ダムにおける異常洪水対策計画……風水害等-55
　第1　浸水想定区域の把握……風水害等-57
　第2　災害対策本部の設置……風水害等-57
　第3　警報等連絡系統の確立……風水害等-57
　第4　災害発生時の対策……風水害等-59
　第5　災害通過後に予想される対策……風水害等-59

第2章　災害復旧・復興計画

第1節　公共施設災害復旧計画……風水害等-60
第2節　被災者生活への支援計画……風水害等-60
第3節　農漁業及び中小企業資金融資計画……風水害等-61
第4節　復興の基本方針……風水害等-61

第１編　共　通　編

共通編は、本計画の総則、基本方針、災害予防計画である。

第１章　総則

第１節　目的

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づいて、宜野座村の防災対策に関し、概ね以下の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

１　宜野座村の防災対策に関する県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民等の責務
２　治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食糧、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
３　防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
４　災害復旧・復興に関する計画
５　その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は以下のとおりである。

第１編　共通編	本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項、各種災害に関する予防計画
第２編　地震・津波編	地震・津波に関する応急対策計画、復旧・復興計画
第３編　風水害等編	台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画及び復旧・復興計画
資料編	各編に関係する資料・様式

第２節　用語

この計画において、以下の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

１．基　　本　　法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
２．救　　助　　法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
３．県 防 災 計 画	沖縄県地域防災計画をいう。
４．村 防 災 計 画	宜野座村地域防災計画をいう。
５．県　　本　　部	沖縄県災害対策本部をいう。
６．現　地　本　部	沖縄県現地災害対策本部をいう。
７．地　方　本　部	沖縄県災害対策地方本部をいう。
８．村　　本　　部	宜野座村災害対策本部をいう。
９．県　本　部　長	沖縄県災害対策本部長をいう。
10．現 地 本 部 長	沖縄県現地災害対策本部長をいう。
11．地 方 本 部 長	沖縄県災害対策地方本部長をいう。
12．村　本　部　長	宜野座村災害対策本部長をいう。
13．県 医 療 本 部	沖縄県災害医療本部をいう。
14．地域医療本部	沖縄県地域災害医療本部をいう。

第３節　宜野座村の概況

１　自然的条件

(1) 位置及び地勢

本村は、沖縄本島のほぼ中央部東海岸側の北緯 26 度 28 分 40 秒、東経 127 度 58 分 42 秒に位置している。村域は南北 8km、東西 7km のほぼ正方形をなし、総面積は 3,130ha で、そのうち約 50.7%を占める 1,586ha が軍用地となっている。

本村は東から南側は太平洋に面しているが、南西は金武町、北西は恩納村、北東は名護市の３市町村に隣接している。県都那覇市から 55km 地点にあって、広域的にみると金武町や恩納村とともに本県北部と中南部地域の結節地点となっている。

本村は、４つの大字に６つの行政区（国道 329 号を基軸に北から松田区、宜野座区、惣慶区、福山区、漢那区、城原区）で構成されているが、大きな集落周辺に潟原、高松、前原及び大久保の小集落も形成されている。

■位置図

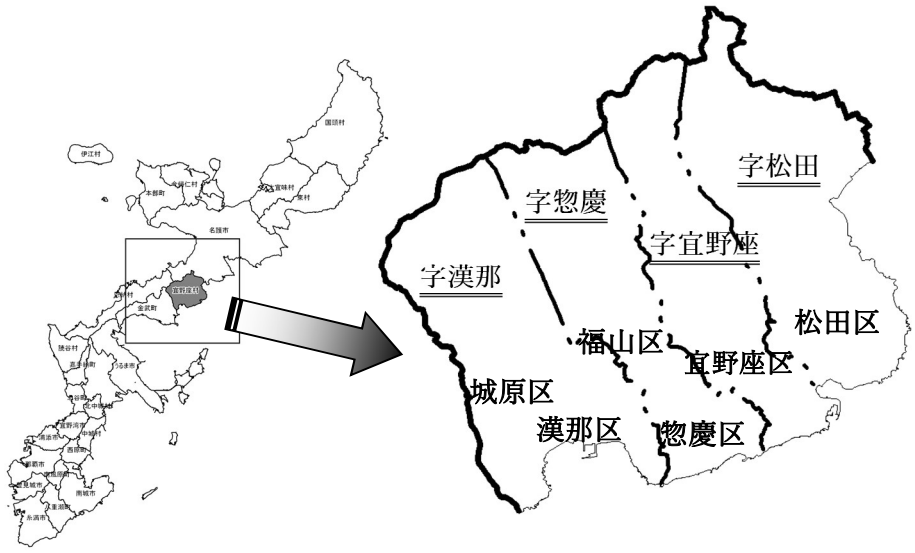

本村の地形は、西から北西部に位置する恩納村や名護市との境界に北側より古知屋岳(標高 284m)、ガラマン岳(253m)、漢那岳(238m)の一連の丘陵が連なり、冬の季節風や台風を遮る自然状のびょうぶのような役割を果たしている。

(2) 地質及び土壌

本村の土壌は、国頭礫層や粘板岩を母材とする酸性で赤色土壌の国頭マージが山手側を中心に広い範囲を占め、一方、海岸に面した一部の台地地域には琉球石灰岩を母材とする暗褐色土壌の島尻マージが分布している。

国頭マージ土壌は、酸度が強く有機物に乏しいが、パインアップル栽培に適している。

しかし、この土壌は細粒子のため降雨時には分散しやすく侵食を受けやすい性質を持っているので、大雨時には河川へと大量に流出し、しばしば海洋汚染を引き起こしている。

島尻マージ土壌は、中性の保水力の乏しい性質を有しているが、サトウキビや野菜など多くの作物が栽培されている。

(3) 河川

北西部の丘陵を源に、慶武原川や鍋川、宜野座福地川、漢那福地川などの河川が太平洋に注いでいるため、西片より東に向かってなだらかな波形上の台地を形成している。

また、本村の河川には５つのダムが設置されるとともに、河口周辺にはマングローブ群落も分布している。なお、本村の流れる河川のうち、漢那福地川が県の管理する二級河川となっている。

(4) 気候

本村を含む沖縄県は亜熱帯海洋性気候で、高温多湿・多雨や気温の年・日較差が小さい特徴を持っている。年平均気温は 22.8℃、年降水量は 2120.7mm である。

夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧の中で南～南東の風が卓越し、蒸し暑い晴天の日が多い。一方、冬は大陸の高気圧が張り出し、北～北東の風が卓越し曇雨天の日が多い。

また、亜熱帯気候に属する沖縄県は台風の主要経路に当たっており、1951 年～2020 年間における沖縄県への接近数は 519 個、台風接近数平年値（1991~2020 年）は 7.7 個となっており、暴風雨や高波などを伴って各所に大きな被害を与えている。

また、梅雨期を中心にした大雨による浸水やがけ崩れなどの災害、あるいは冬期の低気圧や季節風による海難などが発生する場合もある。

気象状況

要素	気圧		降水量	気温			相対湿度	風向・風速		日照時間
	現地平均 (hPa)	海面平均 (hPa)	合計 (mm)	平均 (℃)	日最高 (℃)	日最低 (℃)	平均 (%)	平均 (m/s)	最多風向	合計 (時)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1 月	1019.6	1020.5	96.8	16.5	19.4	13.7	69	3.8	北	94.7
2 月	1018.9	1019.7	109.9	16.8	19.8	13.9	71	3.8	北北東	91.4
3 月	1016.7	1017.5	140.8	18.5	21.5	15.6	73	3.7	北北東	112.6
4 月	1014.0	1014.8	160.8	20.9	24.0	18.2	76	3.5	北北東	121.3
5 月	1010.4	1011.2	220.1	23.8	26.7	21.2	79	3.2	北北東	136.7
6 月	1007.9	1008.7	291.7	26.9	29.5	24.9	83	3.8	南	152.3
7 月	1007.8	1008.6	182.6	28.9	31.9	26.7	79	3.7	南	235.7
8 月	1006.5	1007.3	265.9	28.8	31.9	26.4	79	3.7	南東	211.9
9 月	1008.4	1009.2	238.4	27.6	30.8	25.1	77	3.7	北北東	183.4
10 月	1012.9	1013.8	184.7	25.0	28.0	22.5	74	4.1	北北東	166.2
11 月	1017.2	1018.0	119.2	21.9	24.8	19.3	71	3.9	北北東	124.5
12 月	1019.6	1020.4	109.7	18.2	21.1	15.6	69	3.9	北北東	108.0
年	1013.3	1014.2	2120.7	22.8	25.8	20.3	75	3.8	北北東	1738.8

資料：気象庁（名護　平年値（年・月ごとの値）　主な要素）

気温、降水量の月別推移（1991 年～2020 年平均）

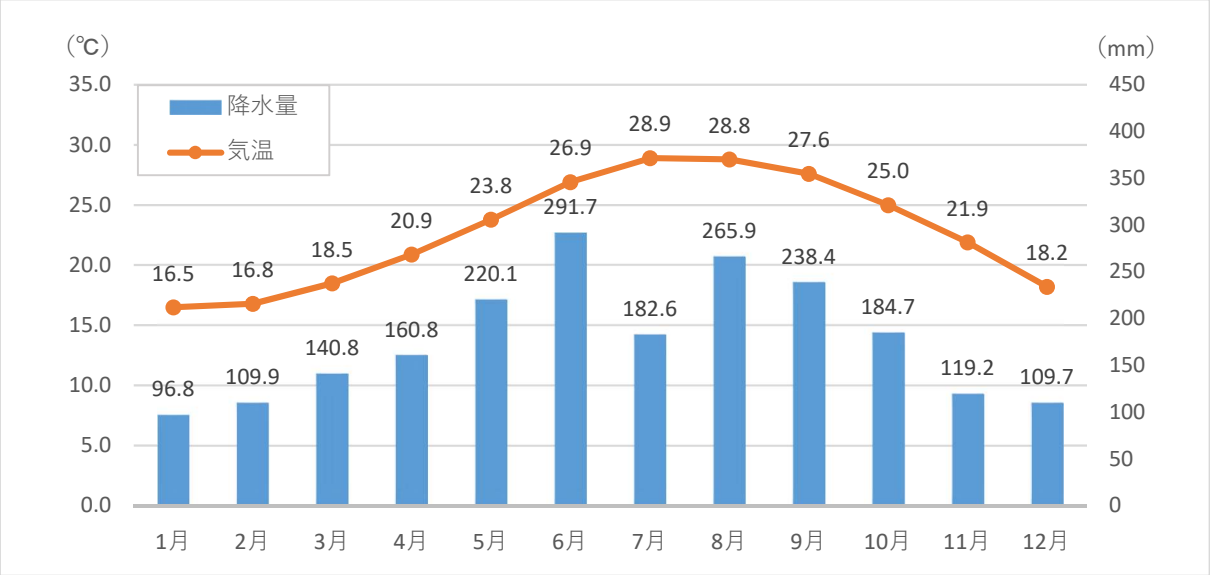

資料：気象庁（名護　平年値（年・月ごとの値）　主な要素）

２　社会的条件

(1) 人口及び世帯数

本村の令和２年の国勢調査における総人口は 5,833 人（男 2,907 人、女 2,926 人）、世帯数は 2,239 世帯となっている。平成 12 年以降の推移をみると、人口が 1,084 人（22.8%）の増加、世帯数が 780 世帯（53.5%）の増加となっており、増加傾向が続いている。一方、一世帯当たり人員は 3.3 人から 2.6 人に減少し、核家族化が進行している。

（人口の統計データは資料編参照）

人口及び世帯数の推移

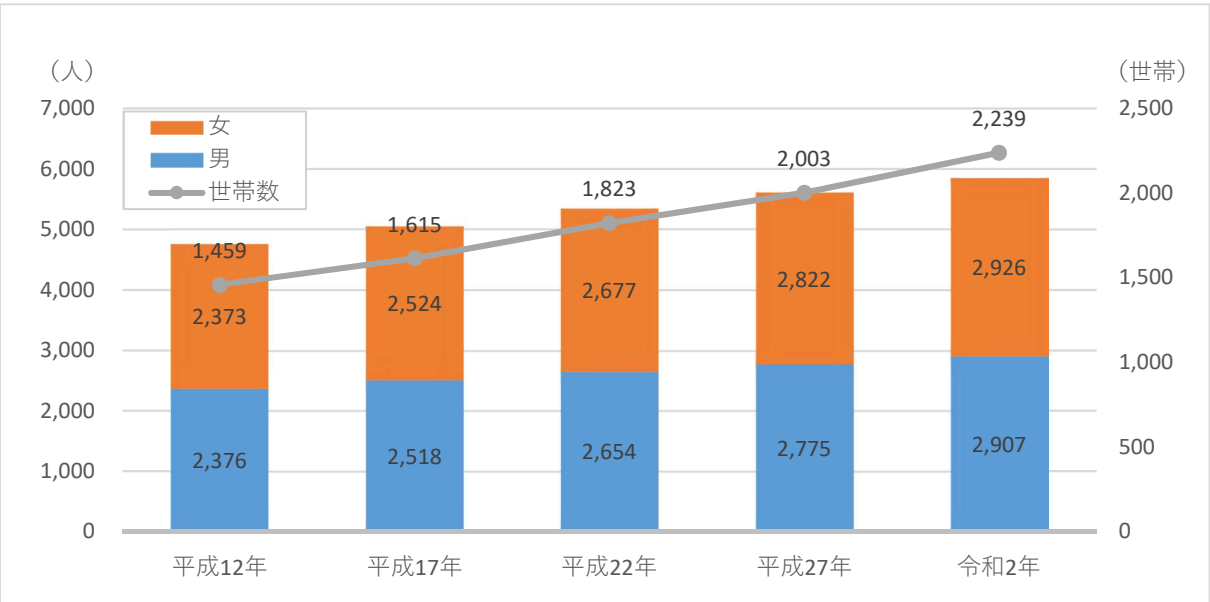

資料：国勢調査

(2) 産業分類別就業人口

本村の令和２年の国勢調査における就業者数は 2,866 人となっており、そのうち第一次産業が 398 人（14.0%）、第二次産業が 434 人（15.2%）、第三次産業が 2,020 人（70.8%）と、第三次産業が最も多くを占めている。

産業別就業者数の動向をみると、本村の基幹産業である農業が年々減少し、建設業はほぼ横ばいか微増となっている。一方、サービス業は増加傾向にあり、医療・福祉の割合が最も高くなっている。

（産業別就業者数の統計データは資料編参照）

産業構造（割合）の推移

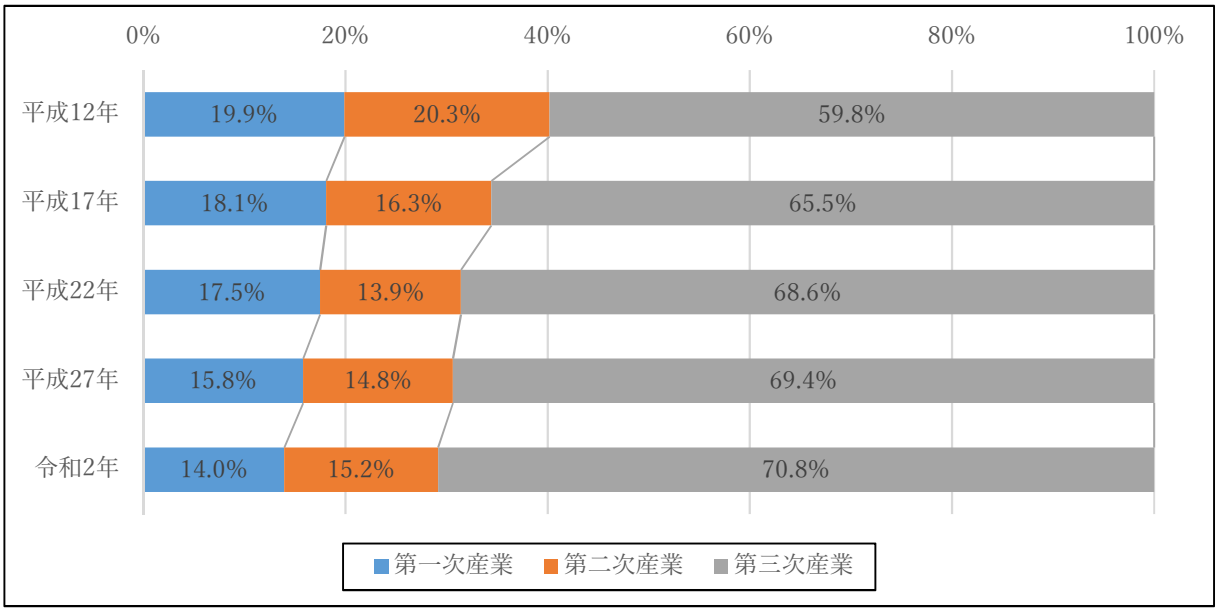

資料：国勢調査

(3) 土地利用

本村の総面積は 3,130ha で、そのうち森林が 1,555ha、農地が 473ha、原野等が 309ha となっており、自然緑地及び農用地が土地利用の 7 割強を占めている。宅地は 83ha となっている（平成 27 年度現在）。

本村においては、森林や原野等の自然系の土地利用が村土の過半数を占めているが、その大部分は米軍用地内に分布しているため、村民の生活圏においては統計的な数字に比べて緑の乏しい現状となっている。

(4) 道路交通

村内には、北部と中南部を結ぶ東海岸沿いの国道 329 号や中央部を縦走する沖縄自動車道の二大幹線道路が走り、交通の要衝を占めている。

村内では県道の名護～宜野座線及び漢那～松田線、その他生活道路としての村道がよく整備され、村民の利便性は十分確保されている。

その結果、本村と北部や中南部との時間距離が大幅に短縮され、村民の生活圏が広域化するとともに、村外からの訪問者が増大する傾向となっている。

(5) 文化財

本村には、沖縄県の無形民俗文化財に指定されている宜野座区の「京太郎」（チョンダラー）をはじめ、宜野座村指定の有形民俗文化財「旧古知屋村組踊写本（現松田区）」、無形民俗文化財では惣慶区の「ミジタヤー」及び宜野座区の「字宜野座十五夜アシビ」、史跡「松田の馬場及び松並木」などの文化財が数多く存在している。

３　過去の災害履歴

年　月　日	原因	主な被害 ＊（）以外は村内被害	気象値(風速:m/s) *数値は名護	台風の経路と勢力等
平成 19 年 7 月 12 日～ 14 日	台風 4 号	車両:1 台 床上浸水:2 棟 床下浸水:1 棟	最大風速　SE　28.8 最大瞬間風速　SE 50.9 総雨量　236.0 ㎜	ｶﾛﾘﾝ諸島近海で発生した後、大型で非常に強い勢力となって本島の西海上に接近して通過した。
平成 19 年 7 月 13 日	高波高潮	床下浸水：3 棟	最大日降水量　216 ㎜ 最大1 時間降水量　46.5mm	台風４号が本島の南約 100 ㎞の海上にあったため、高波や高潮に加え満潮も重なり、浸水が発生した。
平成 23 年 8 月 3 日～ 6 日	台風 9 号	（本島全域） 負傷者:42 人 全半壊:28 棟 停電:99,000 戸　他	最大風速　SSE　27.4 最大瞬間風速　SE　47.3 総雨量　585.5 ㎜ （沖縄島沖：太平洋側） 有義波高(5 日)　9 時 10.0m	南大東島より西に進み、ゆっくりと本島へ接近した後、5 日には大型で強い台風となり久米島付近を通過。その後北上し、中国へ上陸した。
平成 24 年 9 月 15 日～ 16 日	台風 16 号	負傷者:1 人 物損事故等:4 件 避難状況:4 名	最大風速　W　29.6 最大瞬間風速　NNE 51.4 総雨量　190.5 ㎜	ﾌｨﾘﾋﾟﾝの東から沖縄の南海上を北寄りに進んでいるときに急速に発達し、大型で猛烈な台風となり勢力を保ちながら北に進んだ。
平成 24 年 9 月 28 日～ 29 日	台風 17 号	負傷者:1 人 物損事故等:16 件 電柱損壊:1 件（16 本）	最大風速　NW　32.2 最大瞬間風速　NW　57.4 総雨量　97.5 ㎜	ﾌｨﾘﾋﾟﾝの東で停滞している期間に発達し、29 日には非常に強い勢力で北東へ進み、奄美大島の南海上を北東へ進んだ。
平成 26 年 7 月 7 日～ 9 日	台風第 8 号 （強風、大雨、波浪）	（沖縄本島地方） 負傷者：34 人 床上浸水：89 件 床下浸水：90 件 住家全壊：3 件 住家半壊：2 件 一部破損：37 件 土砂災害：91 か所　他	最大風速　SSE 27.0 最大瞬間風速　SE 43.2 期間降水量　457.5 mm 最大日降水量　264.5 mm 最大 1 時間降水量 76.0 mm	マリアナ諸島で発生、発達しながら北西に進み、フィリピンの東で、中心気圧 930hPa、最大風速 50m/s の大型で非常に強い勢力と最も発達した状態となった。台風はその後も勢力を維持したまま、8 日 09 時には宮古島の東北東約 90km を北に進み、8 日 15 時には久米島の西約 110km を北に進んだ。
令和元年 6 月 26 日	大雨・ 突風	（大雨による被害） ・電力障害：約 610 戸 停電（南風原町、読谷村、宜野座村）	日降水量 （国頭）188.0mm （那覇）138.0mm （糸数）148.0mm	沖縄の南を北上する熱帯低気圧と久米島の南西海上で新たに発生した熱帯低気圧の影響で、沖縄本島地方では大気の状態が非常に不安定となった。久米島付近にある熱帯低気圧に吹き込む湿った空気の影響により、活発な積乱雲が断続的に発生し、本島中南部を中心に非常に激しい雨が降った。 また、26 日 11 時 40 分頃、名護市瀬嵩で突風が発生した。突風の強さは風速約 30m/s と推定。
令和３年 6 月 28 日～ 7 月 1 日	大雨・雷	床下浸水：1 棟	期間降水量　411.5mm 最大日降水量　238.0mm 日最大 1 時間降水量 73.5mm	沖縄本島地方は梅雨前線に流れ込む湿った空気の影響で大気の状態が非常に不安定となり、雷を伴い猛烈な雨が降った。29 日未明には線状降水帯が発生し、本島北部では線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いたため、沖縄気象台は運用開始後初めて「顕著な大雨に関する沖縄本島地方気象情報」を発表した。

参照：沖縄気象台　沖縄地方顕著現象報告

第４節　災害の想定

本計画では、本村の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、以下に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、2011 年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771 年八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、村内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

１　風水害

(1) 台風

ア　昭和 32 年台風第 14 号　フェイ

襲来年月日	昭和 32 年９月 25 日、26 日
最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇、25～26 日）
死傷者・行方不明者	193 名（うち死者及び行方不明者 131 名）
住宅全半壊	16,091 戸

イ　第２宮古島台風（昭和 41 年台風第 18 号　コラ）

襲来年月日	昭和 41 年９月５日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、３～６日）
傷者	41 名
住宅全半壊	7,765 戸

ウ　平成 15 年台風第 14 号　マエミー

襲来年月日	平成 15 年９月 10 日、11 日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、９日 05 時～12 日 17 時）
死傷者	94 名（うち死者１名）
住宅全半壊	102 棟（うち全壊 19 棟）

(2) 地すべり

発生年月日	平成 18 年６月 10 日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量　533mm（5／1～6／9）（胡屋） 集中降雨量　88mm（6／10）（胡屋）
地すべりの規模	平均高さ30m（最大42m）、長さ約335m 移動土量　約 34 万㎥、地すべり面積５万６千㎡ 地すべり幅　最大260m
人的被害	なし
道路損壊	県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) ダム下流河川の氾濫（浸水想定）

内閣府沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所では、管理ダムの下流河川の流域において想定し得る最大規模の降雨が生じた際の下流河川浸水区域を予測した浸水想定区域図を示しており、本村に関係する河川は以下のとおりである。

ダム下流河川浸水想定区域

対象となる河川	算出の前提となる降雨	公表年月日
漢那福地川水系 漢那福地川	漢那福地川流域の 24 時間 総雨量 1,096mm	令和２年７月 13 日

浸水想定区域図（想定最大規模）

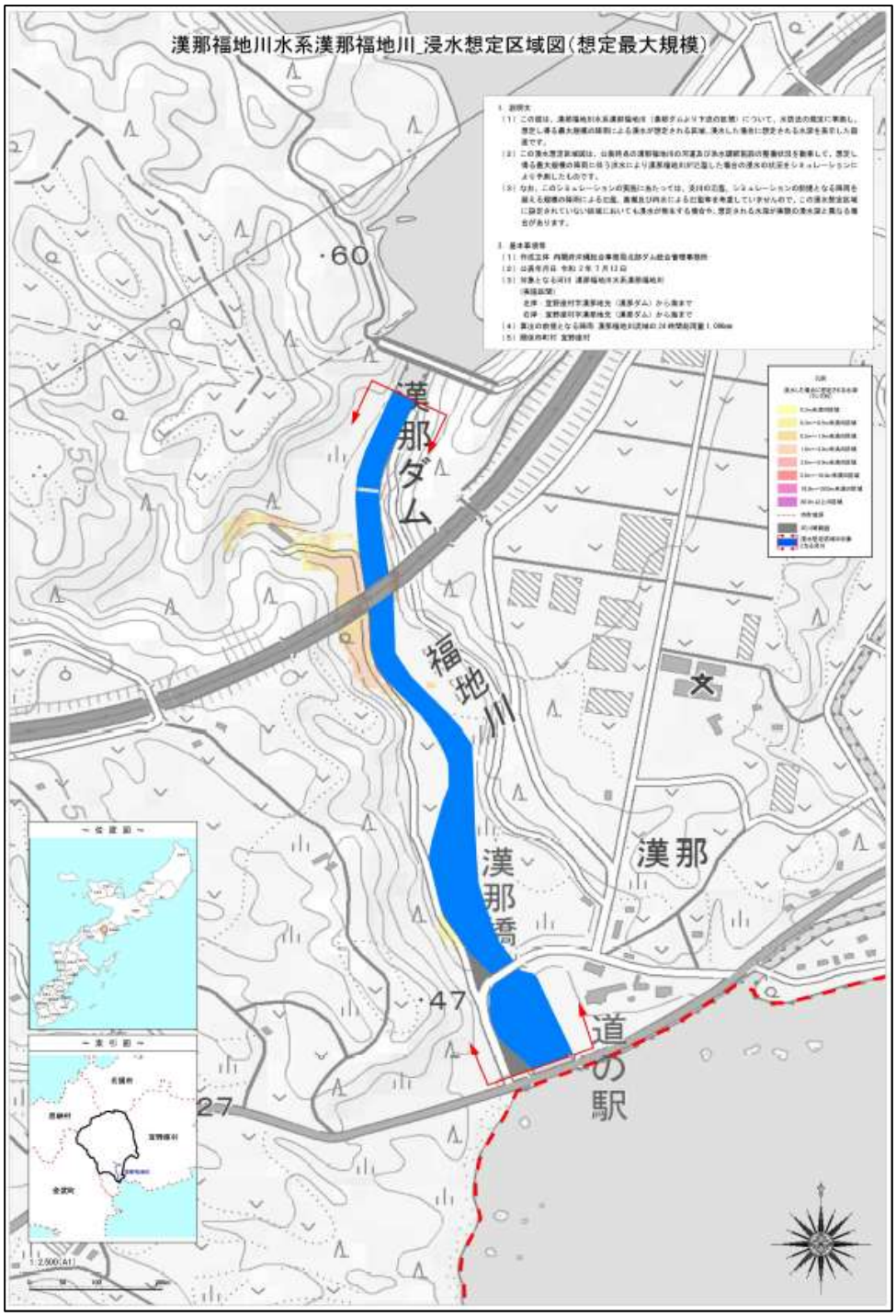

資料：ダム下流河川浸水想定区域図　内閣府沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所

(4) 高潮（浸水想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成 18 年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本村に関係する予測結果の概要及び高潮浸水予測図は以下のとおりである。

高潮浸水想定の概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水

高潮浸水予測図

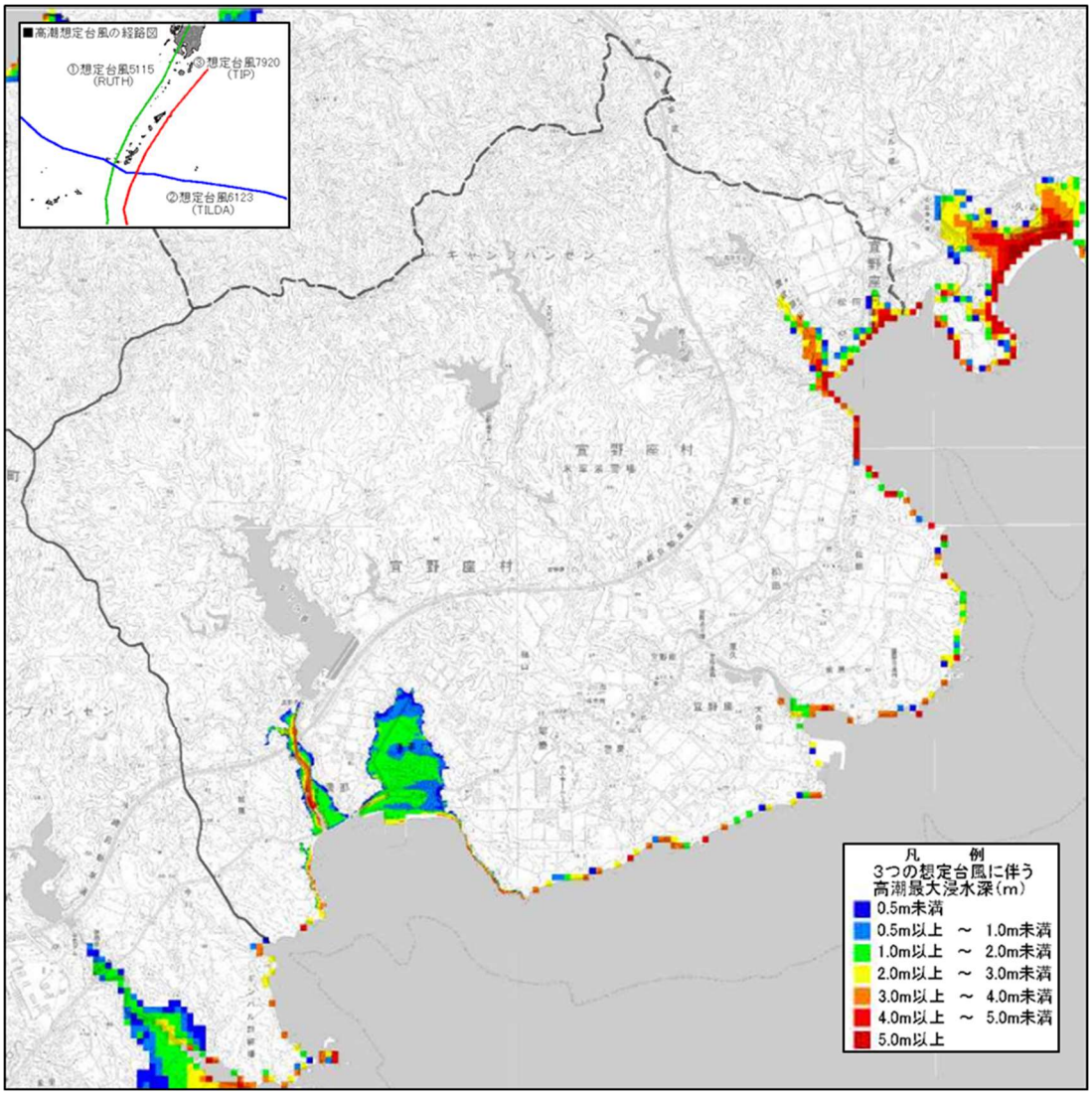

資料：平成 18 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査報告書

(5) 土砂災害（危険箇所・区域等）

県内にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が千箇所以上存在する。県は、これらの危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。

本村には現在、土砂災害警戒区域等の指定はされていない。

２　地震及び津波の被害想定

県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、本村に関係する被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、以下の 20 の想定地震が設定されている。想定地震の概要は以下のとおりである。

なお、最大震度はすべての地震で震度６弱以上と予測され、前回調査でも想定した５地震のうち４地震では震度７が予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

No	想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備　考
1	沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が強い(7)	前回調査（平成 21 年度）より
2	伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が強い(7)	
3	石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い(7)	
4	沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い(6強)	
5	宮古島断層	7.3	宮古島において震度が強い(7)	
6	八重山諸島南西沖地震(※)	8.7	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	平成 23・24 年度津波被害想定調査より
7	八重山諸島南方沖地震(※)	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
8	八重山諸島南東沖地震(※)	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
9	沖縄本島南東沖地震(※)	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
10	沖縄本島東方沖地震(※)	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
11	石垣島南方沖地震(※)	7.8	黒島において震度が強い(6弱)	
12	石垣島東方沖地震(※)	8.0	石垣島において震度が強い(6強)	
13	石垣島北方沖地震(※)	8.1	西表島、多良間島において震度が強い(6強)	
14	久米島北方沖地震(※)	8.1	久米島、粟国島において震度が強い(6強)	
15	沖縄本島北西沖地震(※)	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い(6弱)	
16	沖縄本島南東沖地震3連動(※)(上記 8,9,10)	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い(6強)	
17	八重山諸島南方沖地震3連動(※)(上記 6,7,8)	9.0	先島諸島広域において震度が強い(6強)	
18	沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い(6強)	平成 25 年度に新規設定
19	宮古島スラブ内	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が強い(6強)	
20	石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が強い(6強)	

※同一地震における地震動と津波両方の被害想定対象として

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、住民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の３シーンとされている。

(3) 予測結果の概要

死者数は、沖縄本島南東沖地震３連動のケースが最も多く（385 人）、次いで沖縄本島東方沖地震（384 人）、沖縄本島南東沖地震（365 人）となり、そのほとんどは津波によるものである。

建物被害（全壊）についても、沖縄本島南東沖地震３連動のケースが最も多く（632 棟）、次いで沖縄本島東方沖地震（584 棟）、沖縄本島南東沖地震（580 棟）となり、その多くが津波によるものである。

ライフラインについても沖縄本島南東沖地震３連動の被害が最も多く、断水人口は直後で 4,282 人、停電軒数は直後で 4,756 軒に上る。

各想定地震の被害量は、次表のとおりである。

(4) 市町村一律の直下型地震について

上記(1)の想定地震は、県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、県では市町村の地震防災対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード 6.9 の地震を想定し、(2)の被害項目について予測を行っている。

宜野座村における地震・津波被害量予測一覧

…本村において相対的に大きな被害が予測された地震

想定地震	死者[人]（津波）	重傷者[人]（津波）	軽傷者[人]（津波）	避難者（避難所内）[人]		全壊[棟]（津波）	半壊[棟]（津波）	断　水[人]	下水道被害[人]	停　電[軒]	通信機能障害[回線]
				１日後	１週間後						
沖縄本島南部断層系による地震	0	0	0	3	3	4	7	0	1,066	0	0
伊祖断層による地震	0	0	0	4	3	4	8	0	1,083	0	0
石川-具志川断層系による地震	0	0	5	10	9	7	32	11	1,536	0	0
沖縄本島南部スラブ内地震	1	7	46	94	302	87	240	3,196	2,274	1,322	303
宮古島断層による地震	被害想定なし										
八重山諸島南西沖地震	被害想定なし										
八重山諸島南方沖地震	被害想定なし										
八重山諸島南東沖地震	0 (0)	1 (0)	1 (0)	4	3	4 (0)	10 (0)	0	1,083	0	0
沖縄本島南東沖地震	365 (365)	306 (303)	604 (587)	949	743	580 (537)	114 (32)	2,191	4,966	3,940	1,183
沖縄本島東方沖地震	384 (384)	303 (300)	599 (581)	953	759	584 (536)	122 (33)	2,353	5,029	4,238	1,237
石垣島南方沖地震	被害想定なし										
石垣島東方沖地震	被害想定なし										
石垣島北方沖地震	被害想定なし										
久米島北方沖地震	0 (0)	0 (0)	5 (0)	18	17	17 (0)	43 (0)	50	1,755	0	0
沖縄本島北西沖地震	0 (0)	0 (0)	4 (0)	9	8	6 (0)	29 (0)	22	1,755	0	0
沖縄本島南東沖地震３連動	385 (383)	311 (300)	624 (579)	1,005	984	632 (509)	235 (30)	4,282	5,042	4,756	1,320
八重山諸島南方沖地震３連動	0 (0)	0 (0)	2 (0)	5	4	4 (0)	14 (0)	0	1,195	0	0
沖縄本島北部スラブ内地震	1	11	61	129	441	126	306	3,968	2,287	1,773	407
宮古島スラブ内地震	被害想定なし										
石垣島スラブ内地震	被害想定なし										

注：（津波）の欄は津波による被害数である

資料：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査

３　津波の浸水想定

県の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）では、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等が予測されている。その中で、本村において大きな影響を及ぼす想定津波のモデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）津波浸水想定のモデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ（※1）
①	沖縄本島北方沖（C01）	80 km	40 km	4 m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80 km	40 km	4 m	
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80 km	40 km	4 m	
④	久米島北方沖（B04E）	80 km	40 km	4 m	
⑤	久米島南東沖（C02）	80 km	40 km	4 m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

≪宜野座村における切迫性の高い津波の到達時間及び最大遡上高等≫

代表地点	波源位置（モデル名）	最大遡上高	影響開始時間		津波到達時間
			±20 cm	±50 cm	第１波
漢那	①　沖縄本島北方沖（C01）	2.9m	30 分	42 分	46 分
	②　沖縄本島南東沖（D01W）	4.0m	20 分	27 分	30 分
	③　沖縄本島南西沖（H9RF）	2.3m	21 分	28 分	28 分
前原	①　沖縄本島北方沖（C01）	3.0m	28 分	41 分	44 分
	②　沖縄本島南東沖（D01W）	3.4m	19 分	24 分	25 分
	③　沖縄本島南西沖（H9RF）	2.3m	22 分	23 分	25 分

(2) 最大クラスの津波

県では平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。

なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ（※1）
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震（※2）		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	（※3）
⑦	石垣島東方沖地震（※2）		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。
※2 ② ⑥ ⑦は、1771 年八重山地震の規模を再現したものである
※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

≪宜野座村における切迫性の高い津波の到達時間及び最大遡上高等≫

代表地点	波源位置（モデル名）	最大遡上高	影響開始時間		津波到達時間
			±20 cm	±50 cm	第１波
漢那	④　沖縄本島南東沖地震	19.4m	7 分	19 分	22 分
	⑤　沖縄本島東方沖地震	20.1m	7 分	19 分	22 分
	⑭　沖縄本島南東沖地震３連動	20.1m	6 分	19 分	22 分
前原	④　沖縄本島南東沖地震	22.1m	7 分	16 分	18 分
	⑤　沖縄本島東方沖地震	21.5m	7 分	16 分	18 分
	⑭　沖縄本島南東沖地震３連動	21.4m	6 分	16 分	18 分

(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ（※1）
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震（※4）		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震（※2）		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	（※3）
⑨	石垣島東方沖地震（※2）		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	３連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2 1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3 地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4 1791 年の地震の再現モデル。

≪宜野座における最大クラスの津波の到達時間及び最大遡上高等≫

代表地点	波源位置（モデル名）	最大遡上高	影響開始時間		津波到達時間
			±20 ㎝	±50 ㎝	第１波
漢那	⑥　沖縄本島東方沖地震	13.3m	13 分	20 分	22 分
前原	⑥　沖縄本島東方沖地震	14.8m	11 分	17 分	19 分

(4) 津波災害警戒区域

平成 29 年度において県は、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域法」という。）に基づき県内 39 市町村の沿岸部を津波災害警戒区域として指定した。本村においては、最大クラスの津波（津波防災地域法に基づく設定）である平成 26 年度津波浸水想定区域と同範囲が指定されている。それに伴い、村は、津波防災地域法に基づき以下の対策を講じる。

ア　防災計画に、津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項について定める。

イ　津波災害警戒区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設等（以下「避難促進施設」という。）の名称及び所在地並びに当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を村防災計画に定める。また、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

【避難促進施設とは】
津波災害警戒区域内に立地し、主に防災上の配慮を要する者が利用する以下の施設である。
1　地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)
2　津波防災地域法施行令第 19 条に基づく次に掲げる施設
(1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設
(2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
(3) 病院、診療所及び助産所

ウ　津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

次ページ以降に、津波浸水想定結果等を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位
「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間
「津波到達時間」津波第１波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間
「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高

≪平成 18 年度 津波浸水想定結果　（市町村別　宜野座村）≫

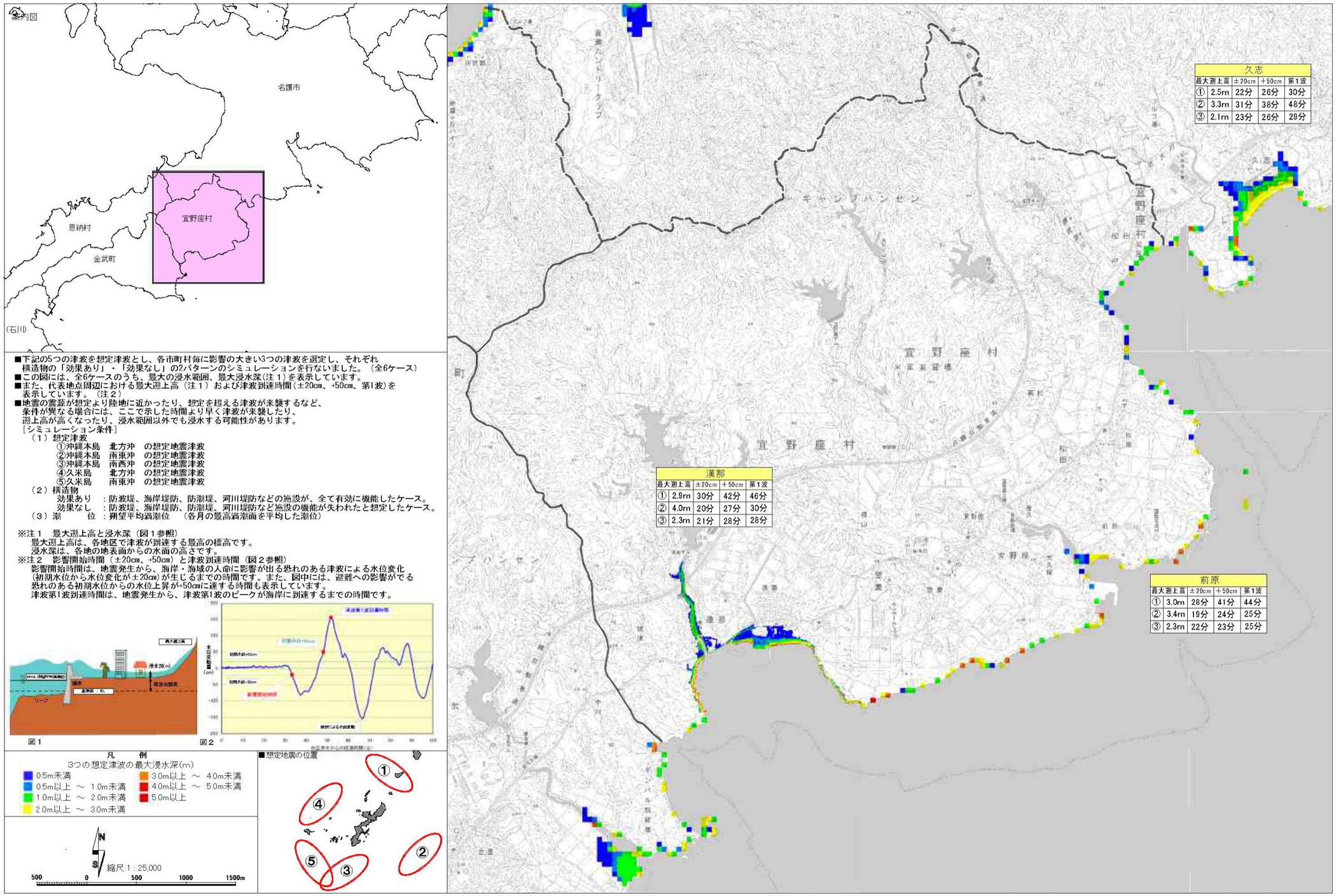

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平18総複、第1064号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

≪平成 24 年度 津波浸水想定結果　（市町村別　宜野座村）≫

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定。

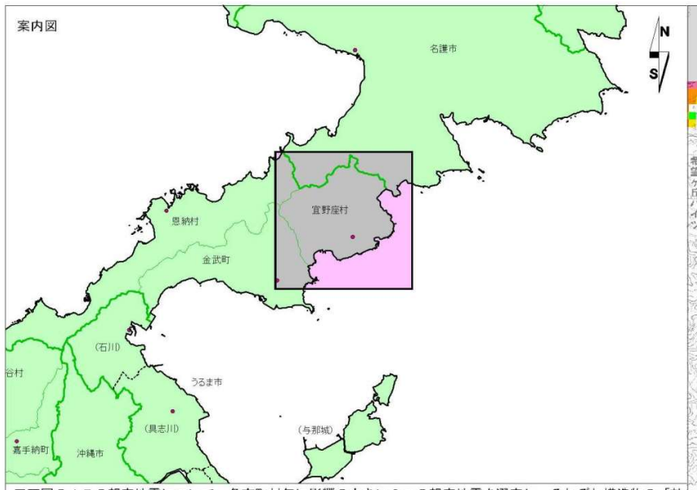

■下図の１５の想定地震について、各市町村毎に影響の大きい３つの想定地震を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の２パターンのシミュレーションを行ないました。（全６ケース）
■この図には、全６ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深を表示しています。（注１）
■代表地点周辺における最大遡上高、また代表地点における地点最大水位（注１）および津波到達時間（±２０cm、＋５０cm、第１波）（注２）を表示しています。
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合にはここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。

［シミュレーション条件］

（１）想定地震

①八重山諸島南西沖	⑥石垣島南方沖	⑪宮古島北方沖
②八重山諸島南方沖	⑦石垣島東方沖	⑫久米島北方沖
③八重山諸島南東沖	⑧与那国島北方沖	⑬沖縄本島北西沖
④沖縄本島南東沖	⑨石垣島北方沖	⑭沖縄本島南東沖（③、④、⑤の連動型）
⑤沖縄本島東方沖	⑩多良間島北方沖	⑮八重山諸島南方沖（①、②、③の連動型）

（２）構造物
効果あり　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
効果なし　：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。

（３）潮　　位　：朔望平均満潮位　（各月の最高満潮面を平均した潮位）

※注１　最大浸水深と地点最大水位と最大遡上高（図１参照）
最大浸水深は各地の地表面からの水面の高さ、地点最大水位はその地点における最大津波水位、最大遡上高は各地区で津波が到達する最高の標高です。

※注２　影響開始時間（±２０cm、＋５０cm）と津波到達時間（図２参照）
影響開始時間（±２０cm）は、地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間です。影響開始時間（＋５０cm）は避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間です。

※注３　津波シミュレーションは、最小メッシュサイズを１０mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性もあります。

図１　遡上高説明図

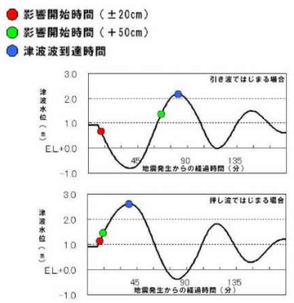

図２　津波影響開始時間、到達時間説明図

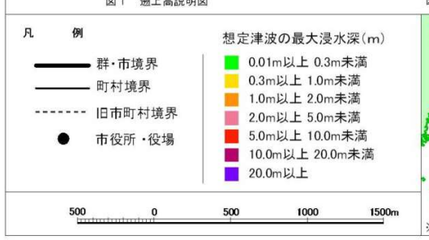

※オレンジ色塗潰し：選定の結果、影響を及ぼす断層

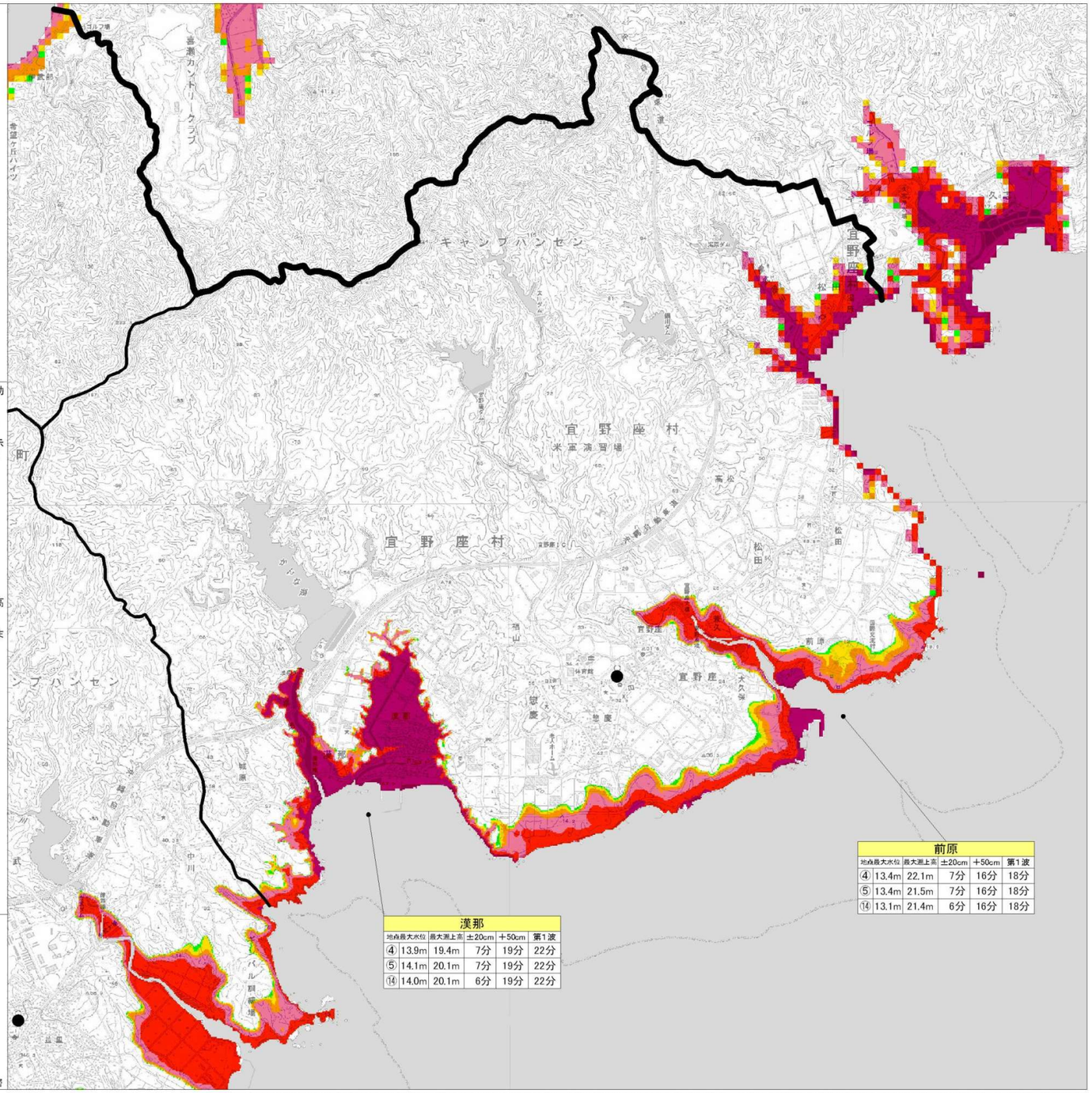

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平24情複、第651号）」

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

≪平成 26 年度 最大クラスの津波浸水想定結果　（市町村別　宜野座村）－ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定 － ≫

※平成 24 年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定。

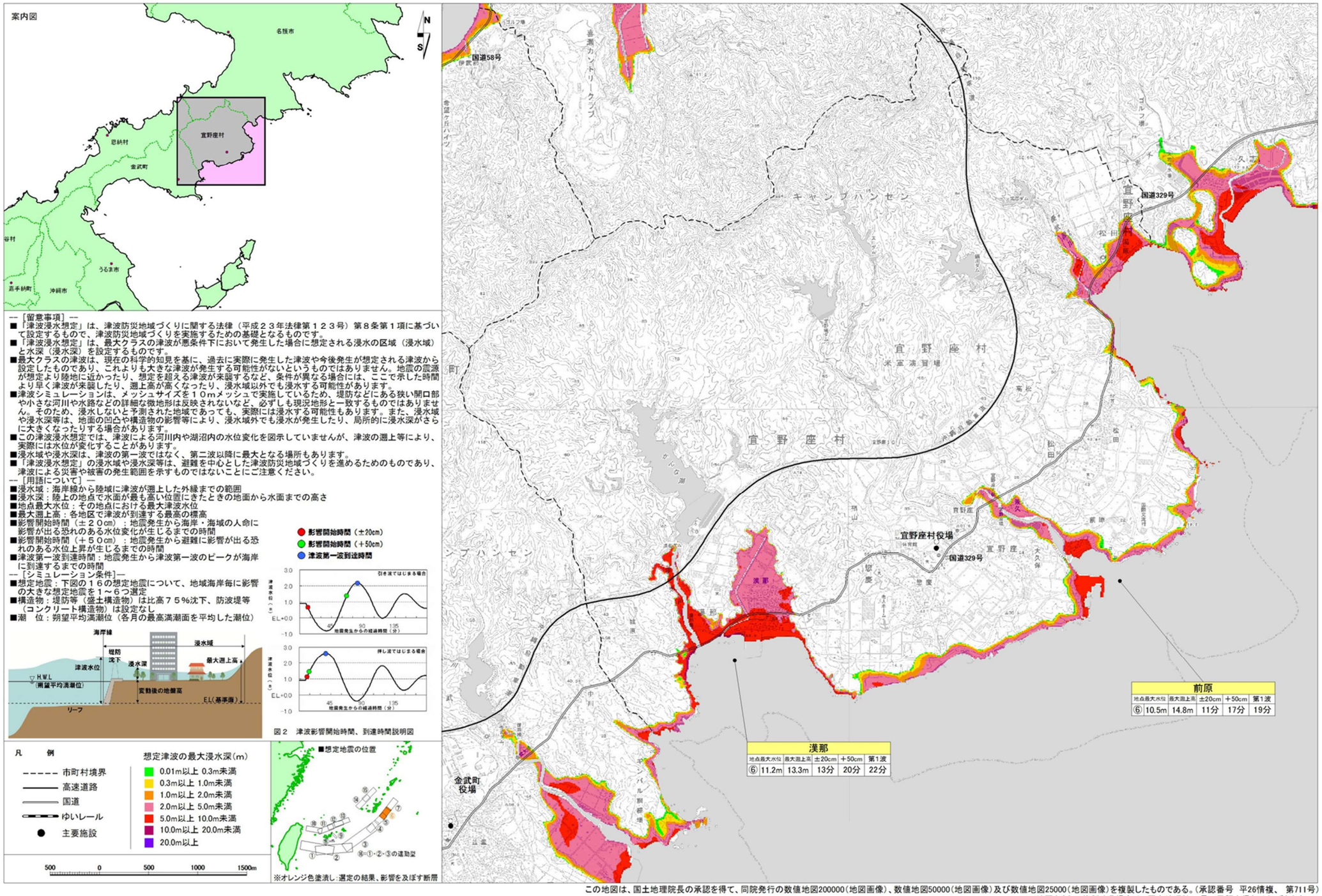

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）、数値地図50000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号　平26情複、 第711号）
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

（出典：沖縄県津波浸水予測図）

≪平成 29 年度 津波災害警戒区域　（位置　宜野座村）≫

※詳細については、津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書参照

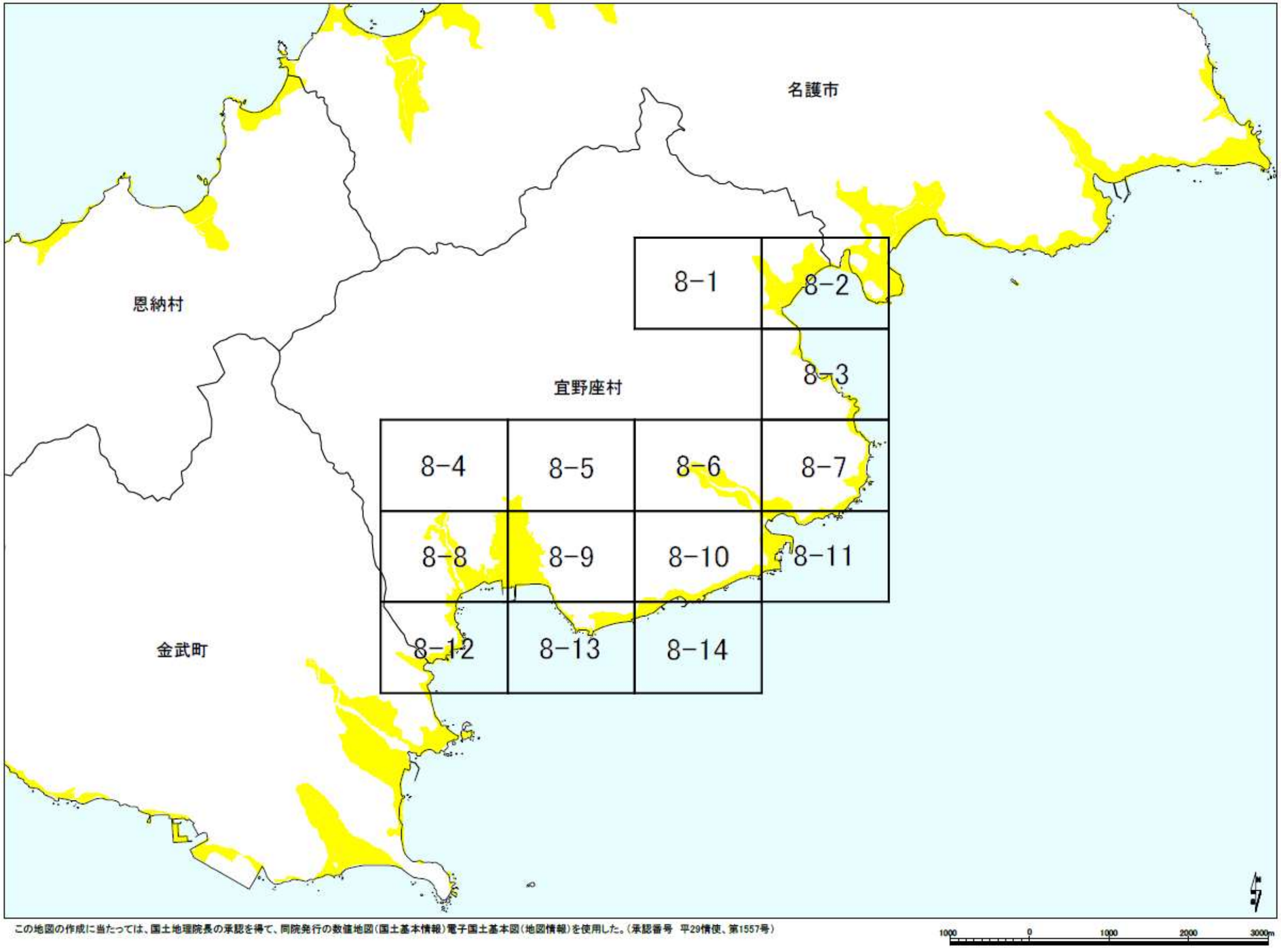

（出典：沖縄県津波災害警戒区域）

第５節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本村及び本村の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね以下のとおりである。

第１　村・消防

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
宜野座村	① 村防災会議及び村災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 避難者の誘導に関すること ⑦ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑧ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑨ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑩ 災害時における交通輸送の確保 ⑪ 災害廃棄物の処理 ⑫ 被災施設の災害復旧 ⑬ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 ⑭ 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整 ⑮ 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進 ⑯ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
金武地区消防衛生組合（消防本部） 金武地区消防衛生組合（宜野座分遣所）	① 消防、水防その他応急措置に関すること ② 人命の救出及び救急に関すること ③ 社会公共施設や危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること
金武地区清掃センター	① 災害時のごみ・し尿等の処分に関すること

第２　県

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
沖縄県	① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務 ⑪ 被災施設の災害復旧 ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 ⑬ 村が処理する防災に関する事務または業務の実施についての援助及び調整

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
	⑭ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 ⑮ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
沖縄県警察・石川警察署（宜野座駐在所）	① 災害警備計画に関すること ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握 ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導 ④ 交通規制・交通管制 ⑤ 死体の見分・検視 ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持
北部土木事務所	① 所管に係る施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
北部福祉事務所	① 災害時における社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること
北部農林水産振興センター	① 農業施設の調査及びその対策、復旧工事に関すること
中部保健所	① 災害時における保健衛生対策及び指導
沖縄県立中部病院	① 災害時における医療、助産の実施に関すること

第３　指定地方行政機関

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
九州管区警察局	① 警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること ② 災害時における他管区警察局との連携に関すること ③ 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること ④ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ⑤ 災害時における警察通信の運用に関すること ⑥ 津波警報等の伝達に関すること
沖縄総合事務局	総務部 ① 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整 ② 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括 財務部 ① 地方公共団体に対する災害融資 ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 ③ 公共土木等被災施設の査定の立会 ④ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 農林水産部 ① 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 ② 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 ③ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 ④ 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策 経済産業部 ① 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 ② 被災商工業者に対する金融、税制及び労務 開発建設部 ① 直轄国道に対する災害対策 ② 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 ③ 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 ④ 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 ⑤ 大規模土砂災害における緊急調査

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
	運輸部 ① 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策 ② 災害時における自動車運送業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海の協力要請 ③ 災害時における輸送関係機関との連絡調整
九州厚生局沖縄分室	① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
沖縄森林管理署	① 国有林野の保安林、治山事業等の防災管理 ② 災害応急用材の需給対策 ③ 国有林における災害復旧 ④ 林野火災防止対策
沖縄防衛局	① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 ② 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ③「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整 ④ 日米地位協定等に基づく損害賠償 ⑤ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
那覇産業保安監督事務所	① 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策 ② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保
那覇空港事務所	① 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助 ② 航空運送事業者に対する輸送の協力要請 ③ 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
第十一管区海上保安本部	① 警報等の伝達に関すること ② 情報の収集に関すること ③ 海難救助等に関すること ④ 緊急輸送に関すること ⑤ 物資の無償貸与又は譲与に関すること ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること ⑦ 流出油等の防除に関すること ⑧ 海上交通安全の確保に関すること ⑨ 警戒区域の設定に関すること ⑩ 治安の維持に関すること ⑪ 危険物の保安措置に関すること
沖縄気象台	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説を行う ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
沖縄総合通信事務所	① 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害ＦＭ局の開設など） ② 災害時における非常通信の確保 ③ 災害対策用移動通信機器の貸出 ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
沖縄労働局	① 災害時における労働災害防止対策 ② 災害に関連した失業者の雇用対策
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	① 災害廃棄物等の処理対策に関すること ② 環境監視体制の支援に関すること ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院沖縄支所	① 地殻変動の監視に関すること ② 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること ③ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

第４　自衛隊

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
自衛隊	① 災害派遣の準備等に関すること ア）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 イ）自衛隊災害派遣計画の作成 ② 災害派遣の実施等に関すること ア）人命または財産の保護のため、緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援や応急の実施 イ）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第５　指定公共機関

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
ＮＴＴ西日本(株)沖縄支店、ＮＴＴコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)	① 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること
(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)	① 移動通信施設の保全と重要通信の確保に関すること
日本銀行(那覇支店)	① 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保図り、信用秩序の維持に資する
日本赤十字社 沖縄県支部	① 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること ③ 義援金の募集及び配分の協力に関すること ④ 災害時における血液製剤の供給に関すること
日本放送協会 沖縄放送局	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること
沖縄電力㈱	① 電力施設の整備及び防災管理 ② 災害時における電力供給の確保
西日本高速道路㈱ 沖縄高速道路事務所	① 同社管理道路の防災管理 ② 被災道路の復旧
日本郵便(株) 沖縄支社 （各郵便局）	① 災害時における郵政事業運営の確保に関すること ② 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること ③ 災害時における窓口業務の確保に関すること

第６　指定地方公共機関

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
(一社)沖縄県医師会	① 災害時における医療及び助産の実施
(公社)沖縄県看護協会	① 災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力
(一社)沖縄県バス協会	① 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
琉球海運(株)	① 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
日本トランスオーシャン航空(株)	① 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
沖縄都市モノレール(株)	① 災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策
(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	① 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
(一社)沖縄県女性連合会	① 災害時における女性の福祉の増進
沖縄セルラー電話(株)	① 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
(一社)沖縄県薬剤師会	① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動への協力
(社福)沖縄県社会福祉協議会	① 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること ② 生活福祉資金の貸付に関すること ③ 社会福祉施設との連絡調整に関すること ④ 沖縄県災害派遣福祉チームおきなわDWATの派遣調整に関すること
(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	① 観光危機への対応に関すること ② 観光・宿泊客の安全の確保に関すること
(公社)沖縄県トラック協会	① 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること
沖縄テレビ放送(株)	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
琉球放送(株)	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
琉球朝日放送(株)	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
(株)ラジオ沖縄	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
(株)エフエム沖縄	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
(一社)沖縄県歯科医師会	① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること

第７　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
（公財）沖縄県国際交流・人材育成財団	① 外国人に関する情報提供等の協力に関すること
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	① 観光・宿泊客の安全の確保に関すること
（公社）沖縄県獣医師会	① 災害時の動物の医療保護活動に関すること
（一社）沖縄県建設業協会	① 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること ② 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること
沖縄県土地改良事業団体連合会	① 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること ② 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること
JA おきなわ、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会	① 農林漁業関係者の安全の確保に関すること ② 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ③ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること ④ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること ⑤ 被災農林漁業者の再建支援に関すること
宜野座村商工会、沖縄県商工会連合会	① 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ② 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること ③ 災害時における物価安定についての協力に関すること
（一社）沖縄県ハイヤー・タクシー協会	① 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること
（公財）沖縄県交通安全協会連合会	① 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること ② 被災地及び避難場所の警戒に関すること ③ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること
沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合	① 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること
（一社）沖縄県産業廃棄物協会	① 災害廃棄物処理についての協力に関すること
（公社）沖縄県環境整備協会	① 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること
上下水道指定工事店	① 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること
危険物等取扱事業者	① 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること ② 災害時における石油等の供給に関すること
社会福祉施設管理者	① 入所者及び通所者の安全の確保に関すること
病院管理者	① 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること ② 被災傷病者の救護に関すること
学校法人	① 児童及び生徒等の安全の確保に関すること ② 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること
金融機関	① 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること
（社福）宜野座村社会福祉協議会	① 村が行う防災及び応急対策への協力に関すること ② 被災者の救護活動の展開に関すること ③ 災害ボランティアセンターの運営に関すること ④ 福祉避難所の設置運営に係る施設整備、運営訓練の実施に関すること

機　関　名	事　務　・　業　務　の　大　綱
宜野座村立学校給食共同調理場	① 災害時の炊き出しに関すること
ＪＡおきなわ宜野座支店 宜野座村漁業協同組合	① 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力 ② 農作物及び漁業災害応急対策の指導 ③ 農漁業生産資材及び生活資材の確保斡旋 ④ 被災農漁家に対する融資の斡旋
（一社）宜野座村観光協会	① 観光危機管理に関する対策の連携
報道機関	① 災害状況及び災害対策の報道

第６節　住民等の責務

宜野座村民及び村内の各自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は以下のとおりとする。

	防　災　上　の　基　本　的　責　務
１　住民	① 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承 ② 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討 ③ 飲料水、食料及び生活用品等の７日分以上の備蓄と点検 ④ 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力 ⑤ 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達 ⑥ 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援 ⑦ 災害廃棄物の分別 ⑧ その他自ら災害に備えるために必要な行動
２　自治会・自主防災組織	① 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検 ② 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承 ③ 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力 ④ 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） ⑤ 自主防災リーダーの養成 ⑥ 自主防災活動及び訓練の実施 ⑦ 気象情報等の収集及び伝達 ⑧ 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力 ⑨ 災害時の避難所の自主運営 ⑩ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力
３　事業者	① 従業員の防災教育及び訓練 ② 事業継続計画（BCP）の作成及び更新 ③ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討 ④ 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検 ⑤ 自衛消防活動・訓練 ⑥ 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導 ⑦ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力 ⑧ 避難行動要支援者等の避難支援 ⑨ 災害廃棄物の分別 ⑩ 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。） ⑪ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第２章　基本方針

第１節　災害の想定と防災計画の基本的考え方

１　想定の考え方

(1) 想定災害

ア　地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も想定する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第１章 第４節３(1) 津波浸水想定「切迫性の高い津波」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震や明和８年（1771 年）八重山地震による大津波などがあげられ、第１章 第４節３(2) 津波浸水想定「最大クラスの津波」に示す地震・津波である。

イ　風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」と言う。）に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、米軍基地等の大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も以下の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア　被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ　今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ　津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることにも留意する。

２　防災計画の考え方

村、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることは困難なため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定のレベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア　最大クラスの災害

最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ　比較的発生頻度の高い一定程度の災害

比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア　社会情勢の変化の対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

本村においても、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ｱ) 村土の形成

災害に強い村土に向け、各地域での自主防災組織の立ち上げを推進し、村民の自助・共助の支え合いによって災害が発生した際に、迅速かつ適確に一人ひとりが対応できる体制づくりを進めることが重要である。

また、新規の土地の開発・整備に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(ｲ) 要配慮者への対応

東日本大震災の死者のうち 60 歳以上の方における被害が全体の過半数を超え、障がい者の死亡・行方不明の割合については、健常者の約 2 倍に上がり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者の被害割合が顕著であった。

このことから、本村においても高齢者や障がい者等の要配慮者（※１）へのより一層の対策・対応が求められるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※２）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

※１：要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児及び観光客等があげられる。

※２:避難行動要支援者とは､要配慮者のうち､災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(ｳ) 観光客・外国人への配慮

経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに､本村の経済力や観光地の信用力を強化する観点からも、本村の防災体制を強化する必要がある。

(ｴ) 生活者の多様な視点への配慮

災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した「男女共同企画の視点」を取り入れた協議・検討を推進し、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大・確立する必要がある。

(ｵ) ライフライン及びインターネット等情報通信施設の耐災化

ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(ｶ) 近隣扶助の考え

安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助・互助が必要不可欠である。そのため、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

村における防災の自助・互助・共助・公助の考え

役割	説明
自助	■平時から災害備える。自らの命を自らが守る考え
互助	■家族や近所、友人と助け合う
共助	■自分自身や近所・地域住民で助け合う
公助	■国や自治体、防災機関などによる救助・災害支援活動

イ　道路構造の変化への対応

近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による村の本庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本村において発生の可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第２節　防災対策の基本理念及び施策の概要

村民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が発生した際、被害の最小化及び被害の迅速な回復を図る上で行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施にあたっては、国、県、村及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県、村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、村、国、県、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとる。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

１　周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

ア　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

イ　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

ア　災害に強い村づくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い村土の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保

イ　事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実

ウ　住民の防災活動を促進するための防災教育等による防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による住民の防災活動環境の整備等

エ　防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実･強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

オ　災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応

急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。
なお、防災関係機関は災害応急対策事業者の安全確保に十分配慮する。

(1) 基本理念

ア　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

ア　災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等

イ　発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的･効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

ウ　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動

エ　被災者の速やかな避難誘導と安全な指定避難所等への収容、指定避難所等の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動

オ　被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応

カ　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給

キ　被災者の健康状態の把握等、指定緊急避難場所、指定避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等

ク　防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等

ケ　応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設･設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施

コ　ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

３　適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

ア　被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進

イ　物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧

ウ　再度災害の防止とより快適な住環境を目指した防災村づくり

エ　災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理

オ　被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援

カ　被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

４　その他

村、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第３節　本村の特殊性等を考慮した重要事項

本村においては、6 つの行政区全てが海岸に接しており、漢那地区においては、津波災害警戒区域内に多数の住宅が並び、加えて、村民や観光客が多く訪れる道の駅も同地区内の警戒区域内に立地している。

また、河川沿いの地区もあることから、津波等の浸水対策が重要であり、津波災害が発生した場合の津波防御・避難施設の整備を検討するとともに、逃げ遅れによる人的被害を回避するためのソフト対策（防災教育、防災訓練の充実等）を優先して早急に取組む必要がある。

また、村内に在住する外国人に関する対策をはじめ、本県は年間 800 万人を超える観光客が訪れ、本村においても観光・宿泊施設が立地することから、観光客等に対する対策を講ずる必要がある。

１　防災資源やネットワークの充実・強化

大規模災害時には幹線道路・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、各集落への同時応援の困難等も予想される・

このため、本村への応援が到着するまでの間を自力で乗り切れる防災資源やネットワークを充実・強化し、村の防災体制・対策の充実・強化を図る。

○各集落への職員の自主派遣体制、被災・非被災集落間の応援体制の構築
○津波浸水想定区域外への備蓄拠点・物資の確保
○災害時の輸送拠点の確保

２　集落の小規模性等の条件不利性

村内各集落について、以下のような防災体制・対策の充実・強化を図る。

○消防団の拡充強化
○自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援
○村避難計画・ハザードマップ・要配慮者避難支援プラン等の作成支援
○防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備支援

３　沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本村は、沿岸部に位置しているため、少なくとも海抜２５ｍ以上のより高い場所へ津波到達時間内に避難できるよう、以下の津波避難対策を村内全域で進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

○津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
○津波避難計画並びに津波災害警戒区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
○高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
○海抜高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
○避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

４　観光客や外国人の避難誘導

地震等の災害が発生した場合、村内の海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、交通機関が停止した場合には、村内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、村、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者は連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海抜２５ｍ以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように村内全域で以下の対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

○観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導体制の整備
○海抜高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
○滞留旅客の待機施設等の確保

第４節　防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、村、県、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

１　防災計画の修正

本計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針及び本村の情勢等を勘案して毎年検討を加え、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、修正する必要がある場合には、宜野座村防災会議に諮り修正する。

防災計画を見直すにあたっては、村の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。

また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

２　防災計画の効果的推進

(1) 村、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。

○実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証 ○計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

(2) 村、県及び指定地方公共機関等は、防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

(3) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開する。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

(4) 村、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。また、村及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

(5) 本計画は、本村の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。宜野座村防災会議は、地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

(6) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

３　防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

村及び県、指定地方公共機関は、防災計画間の必要な調整、県から村に対する助言等を通じて、県防災計画、防災業務計画、村防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行う。

また、その他の計画（総合計画等）についても、防災の観点から必要なチェックを行う。

(2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づける。

４　防災計画の周知徹底

本計画は、宜野座村の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者などに、周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第５項に定める公表のほか、住民、事業者等に周知徹底するように努める。

第３章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針等

項　　目	実施主体及び支援	関係機関
第１　災害予防計画の構成	―	―
第２　災害予防計画の推進	総務課	―

第１　災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して住民の生命、身体及び財産を保護するための予防対策は、総論として「災害に強い村づくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制等の整備」の４つ、その他の個別事項として「道路事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」、「基地災害への対応」に区分する。

第２　災害予防計画の推進

１　減災目標

村は、災害の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

２　緊急防災事業の適用

他県に比べて不利な沖縄県の特殊性を踏まえて、国等の防災事業を積極的に活用し、本村の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

沖縄県は、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、防災対策に資する施設の整備を推進することとしている。

村は沖縄県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」に定める事業のうち、村が実施する事業について定め、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図る。なお、「地震防災緊急事業五箇年計画」により実施すべき事業は以下のとおりである。

○避難地
○避難路
○消防用施設
○消防活動用道路
○緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
○医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、その他公的建築物等の改築・補強
○河川管理施設
○砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
○地域防災拠点施設

○防災行政無線施設、設備
○飲料水確保施設、電源確保施設等
○非常用食品、救助用資機材等備蓄倉庫
○負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
○老朽住宅密集地に係る地震防災対策
○その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域法、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強い村づくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、村は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

３　防災研究の推進

本村の防災対策を効果的、効率的に進めるため、村域の災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

(1) 防災研究の推進

国や大学、県等の調査研究成果や、本村に関連する過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生のメカニズムと被害発生の原因等、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の住民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 調査研究体制の確保等

県内の大学や研究機関等と連携して、村内の防災に関する調査・研究を効率的、効果的に進める体制を確保するとともに、調査・研究の進捗を管理し、成果を防災関係者等に速やかに提供していく。

第２節　災害に強い村づくり

項　　目	実施主体及び支援	関係機関
第１　防災対策に係る土地利用の推進	総務課、企画課、建設課、産業振興課	沖縄県
第２　基盤施設の整備	建設課、産業振興課、企画課、総務課、観光商工課	金武地区消防衛生組合
第３　地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等	建設課、産業振興課、総務課	沖縄県
第４　建築物・構造物等の対策	建設課、教育課、総務課	
第５　ライフライン施設等の機能の確保	上下水道課、総務課、企画課	ライフライン事業者、金武地区消防衛生組
第６　危険物施設等の対策	総務課、産業振興課	沖縄県、金武地区消防衛生組合
第７　不発弾等災害予防	総務課	
第８　気象観測施設・体制の整備	総務課、建設課	沖縄気象台、金武地区消防衛生組合

村、国及び県は、避難路、指定避難所等、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾等の骨格的な基盤施設、危険な住宅密集地の解消等を図るための土地利用、道路整備事業等による各集落の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、火災拡大要因の除去に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い地域社会の形成を図る。

第１　防災対策に係る土地利用の推進

1　防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針（実施主体：企画課、総務課、建設課、沖縄県、支援：産業振興課）

村は、災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な住環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

(1) 宅地等における安全性の確保

村は、防災に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点等の充実、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知等を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の基盤施設を整備する。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

村及び県は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第３９条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

イ 危険箇所立地住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険に立地している住宅の移転促進を図る。

第２　基盤施設の整備

１　基盤施設の防災対策に関する基本方針

（実施主体：建設課、産業振興課、企画課、総務課、支援：観光商工課）

村は、村域の防災構造上重要な基盤施設の整備を推進する。

また、災害による甚大な被害が予測され、防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地域については、道路、公園、河川、砂防施設、漁港等の基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、地域における防災対策を推進する。

２　防災対策に係る基盤施設の整備に関する事業の実施

（実施主体：建設課、産業振興課、企画課、総務課、支援：観光商工課）

災害に強い地域社会の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

(1) 防災拠点機能の確保

広域避難地となる公園広場等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、カマドベンチ、マンホールトイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

(2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

広域避難地、一時避難地となる公園広場等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

(3) 防災上重要な道路の整備

ア　道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路､緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、中心地区の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

イ　道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

○所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。 ○耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

ウ　緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（臨時ヘリポート、水道施設、周辺の道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

エ　広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

オ　道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

カ　応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

(4) 漁港整備事業

ア　漁港整備事業の実施

漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、災害によっても大きな機能麻痺を生じないよう、漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備及び震災後の物資輸送拠点としての機能を確保するため、関係機関に要望し、漁港施設等の強化を促進する。

イ　応急復旧体制の確保

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討するとともに、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

３　火災に強い村の形成（実施主体：建設課、総務課、金武地区消防衛生組合）

(1) 火災に強い村の形成に係る基本方針

災害等による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア　不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ　消防活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員６ｍ以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、道路整備事業等により、消防活動が困難な区域を解消する。

ウ　延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ　地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア　公営住宅の不燃化推進

村営住宅については、地域特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。

イ　消防施設等の整備促進

村は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、村の消防施設等については、消防力の整備指針、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号、平成 26 年消防庁告示第 29 号一部改正）及び関係法令等に基づいて整備拡充する。

ウ　水防施設等の整備計画促進

水防施設等、流出危険物防除資機材の現況、管理及びその整備は以下による。

(ｱ) 水防施設等

水防法の規定により、村（水防管理団体）は、村内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備する。

(ｲ) 流出危険物防除資機材

村、船舶関係者及び製油所、油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図る。

○流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
○流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
○流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及

び消火器具等
○流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

４　林野火災予防計画（実施主体：金武地区消防衛生組合、支援：総務課）

林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、以下の対策を講じる。

(1) 林野火災対策の推進

金武地区消防衛生組合は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

(2) 出火防止対策

ア　金武地区消防衛生組合及び森林管理署等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努める。

イ　さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導（消火設備、火災と紛らわしい火炎を発するおそれのある届出・金武地区消防衛生組合火災予防条例第 45 条に基づく事前届出、監視員の配置及び防火線の設定等）、特に強風、乾燥時における火気の取扱い（危険な気象状況下での火入れ中止等）について火災警報発令（消防法第 22 条）等指導を強化する。

ウ　金武地区消防衛生組合及び森林管理署は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて、森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

エ　火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

(3) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

本村は、国や県及び関係機関とともに、村及び周辺地域の消防地域を管轄する金武地区消防組合等の施設や林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図る。

５　津波に強い村の形成（実施主体：総務課、企画課、建設課）

津波に強い地域社会を形成するため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び村づくり計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からの村づくりを進める。このため、臨海部に集積する漁港、商業施設等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波浸水想定及び津波災害警戒区域の周知

最大クラスの津波による津波浸水想定及び津波災害警戒区域の周知を図るとともに、警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 避難路の整備

徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるような村づくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、概ね５分程度の避難を可能とするように努める。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波の到達時間などを考慮し、垂直避難やそれが可能な津波避難ビル等の整備を検討する。

(4) 村防災計画と村総合計画との連携

村防災計画と村づくりに関する計画等の有機的な連携を図るため、県及び関係課の連携による計画作成や、村づくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からの村づくりに努める。

また、村づくりを担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から村づくりの中に防災の観点を取り入れる。

(5) 地域特性に配慮した一体的な施設の整備

津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港等の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画するなど、一体的な施設整備を図る。

(6) 道路等の盛土の検討

内陸への津波遡上､浸水を防止するため､必要に応じて道路等の盛土について検討する。

(7) 土地利用計画及び村づくり計画等と連携した避難施設の計画的整備等

浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような村づくりと連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強い村の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(8) 災害応急対策上重要な施設等の整備

社会福祉施設、医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防施設、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(9) 緊急輸送道路及び輸送拠点の整備

緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート等）について、災害に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第３　地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

１　地盤災害防止（実施主体：建設課）

(1) 危険性

本村の沿岸部（特に漢那地区）は地震に伴う液状化の危険性が高いことから、防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施するよう努める。

なお、液状化被害の可能性のある地盤情報やそれらへの技術的な対応方法について、積極的に住民や関係方面への周知・広報に努める。

(2) 対策

村域の地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

○村の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。
○今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
○液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に住民や関係方面への周知・広報に努める。
○阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
○宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。
○各種の地震災害から村土を保全し、住民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

２　砂防事業　（実施主体：建設課）

(1) 現況

本村においては現在、宜野座福地川が砂防指定を受けている。

(2) 危険箇所・警戒区域等

砂防指定地は、資料編「５－２ 河川、砂防、海岸保全区域の指定状況」のとおりである。

(3) 対策

必要に応じて、県による砂防事業の促進を図る。

３　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置（実施主体：建設課、支援：総務課）

(1) 土砂災害警戒区域

村は、沖縄県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」として指定するにあたり、沖縄県に対して必要な情報提供を行う。

土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法 48 条第１項の防災訓練として村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用

している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、村防災計画に定め、住民等に周知を図るための措置を講ずる。

なお、県により土砂災害警戒区域が指定された際、村は、当該区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(2) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、沖縄県は「土砂災害特別警戒区域」として指定し、以下の措置を講ずる。

村は、沖縄県に対して必要な情報提供を行う。

○住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
○建築基準法に基づく建築物の構造規制
○土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
○勧告による移転者への融資及び資金の確保

(3) 土砂災害警戒区域に基づくハザードマップ等の作成、配布

沖縄県の指定を受けた土砂災害警戒区域等については、警戒区域ごとに情報伝達、避難及び救急救助その他必要な警戒体制に関する事項について定めるとともに、ハザードマップ等を作成・配布、研修等を実施するなど、以下の事項について住民に普及・啓発を図る。

○災害リスク
○災害時にとるべき行動
○情報伝達方法
○避難地に関する事項
○その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

４　治山・治水計画　（実施主体：産業振興課、建設課）

(1) 治山事業

本村の山地の多くを軍用地が占めているが、山林地域における侵食防止や水源かん養機能の強化などを促進し、山地に起因する災害の未然防止に努める。

(2) 治水事業

ア　現況

本村には、県管理の二級河川として漢那福地川があり、残りの慶武原川や鍋川及び宜野座福地川の３水系は普通河川で、それらの河川には漢那ダムをはじめ５ヶ所のダムが設置されている。

なお、本県の河川は一般的に流路延長が短いため、台風などの豪雨による被害が多く発生する特徴がある。

イ　対策

本村の漢那福地川は「危険と予想される区域」、宜野座福地川は「砂防指定地」に指定されていることから、常に河川状況を把握するとともに、護岸修繕や堆積土砂の除去、河川改修事業や砂防対策事業などを促進し、水害防止に努める。

ウ　浸水想定区域の指定と周知

(ｱ) 村の役割

村は、浸水想定区域の指定があったときは、村防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要があるものについては、これらの施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、村は村防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。

(ｲ) 住民への周知

村は、村防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

(ｳ) 水防法に基づくハザードマップ等の作成及び配布

村は、本章第３節第２の１「(1)村の役割」により、水防法第 15 条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

(ｴ) 施設管理者等の役割

a 要配慮者利用施設の所有者・管理者

村防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

５　農地等災害の予防及び防災営農の確立　（実施主体：産業振興課）

(1) 農地防災事業の促進

ア　農地保全整備事業

村は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ　ダム等整備事業

(ｱ) 土砂崩壊防止工事

村は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や大雨、洪水または津波の浸水等による二次災害としてあらわれるため、これらの対策として、農地防災事業を計画的に推進し、被害の拡大防止に努める。

(ｲ) ダム施設等の適正な維持・管理

村は、平常時から各農地・農業用施設の管理者と連携を図り、所管ダム施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候、危険箇所の整備に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要な農業用ダム・ため池施設については、計画的な整備に努めるとともに、利用されていないものについては、必要に応じて管理移管や統廃合を推進し、村の管理ではない農業用ダム・ため池についても、施設管理者に対して同様の対応を促す。

ウ　地すべり対策事業

村は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

(2) 防災営農の確立

ア　指導体制の確立

村は、村内の農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関・団体の統一的な指導体制の確立を図る。

(ｱ) 指導組織の統一及び指導力の強化

村は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(ｲ) 防災施設の拡充

村は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

イ　営農方式の確立

村は、沖縄県の指導のもと、本県の農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

６　海岸保全施設対策（実施主体：産業振興課、建設課）

本村の潟原海岸や宜野座海岸、宜野座漁港及び漢那漁港などは海岸保全区域に指定されている。海岸の保全については、従来の津波、台風及び高潮等を念頭に置いた海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備えて、海岸法第２条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。

概要は以下のとおりである。

○津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。
○海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。
○背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
○水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
○海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

○津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

７　高潮等対策　（実施主体：建設課、産業振興課）

「地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル」（平成 13 年、内閣府）に基づいて、以下の対策を推進する。

(1) 高潮防災施設の整備

ア　現況

本村の海岸線のうち、海岸保全区域に指定された地域及び漁港は、管理区分により県又は村がそれぞれ高潮等による災害に対する種々の防護策が講じられている。

住宅域及び国道沿道、農耕地区では高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既設されているが、今後、安全面における改良の必要性が予想されることから、災害予防としての整備強化とともに海岸保全事業の促進に努める。

イ　対策

(ｱ) 海岸を防護するため、管理又は海岸法第２条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第３条の海岸保全区域の指定を促進する。

(ｲ) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。

(ｳ) 海岸と海岸付近の各施設（漁港施設等）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。

(ｴ) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。

(ｵ) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

(ｶ) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

(2) 警戒避難体制の整備

沖縄県は、「沖縄県高潮被害想定調査結果」（平成 18 年度）を村に普及させ、高潮浸水想定区域における高潮避難計画の策定及び高潮ハザードマップの作成・普及を支援することとしている。

村は、「水害ハザードマップの手引き」（平成 28 年、国土交通省）等を活用して、過去の災害履歴を踏まえた避難指示対象区域を設定し、高潮避難計画を検討するとともに、高潮ハザードマップの作成・普及に努める。

８　緑地の整備・保全　（実施主体：産業振興課、建設課）

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による中心地区及び周辺における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

第４　建築物・構造物等の対策

１　防災建築物・構造物等の建設の促進（実施主体：建設課、支援：総務課）

地震・津波被害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図る。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

○建築物・構造物等の耐震設計にあたっては、供用期間中に１～２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
○建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
○建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
○耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進

村は、「宜野座村耐震改修促進計画」により、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、村有施設等の耐震化の現況を把握し、沖縄県と連携して、計画的な耐震化に努める。

また、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落等の防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

(3) 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

村は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進する。

また、村所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によっては、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、新たな建築物についても同様の対策を講ずる。特に、体育館や公民館等、災害時の指定避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行う。

そのほか、一般建築物については、耐風性や不燃化の啓発に努めるとともに、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

(4) ブロック塀等対策

宮城県沖地震等では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。本村においては、台風等の強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されていることから、それらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施・検討する。

ア　調査及び改修指導

村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に、地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ　指導及び普及啓発

村は、県による、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

(5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査

村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(7) 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

村は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する。

２　文化財災害の予防　（実施主体：教育課）

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、以下により災害予防の徹底を図る。

○村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
○村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平常時から沖縄県警察及び金武地区消防衛生組合と連携し、災害予防対策を実施する。
○沖縄県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
○村及び沖縄県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
○村は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
○村は、沖縄県が開催する文化財担当職員講習会等に参加して、防災措置について指導を受ける。
○暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。
○村は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

第５　ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン施設は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設や災害時に被災者が利用する指定避難所等への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるよう、関係機関等へ要請する。

廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

１　上水道施設災害の予防（実施主体：上下水道課）

村は、災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように以下の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化

水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。

なお、村における水道施設の事前の予防対策、発災後の各種応急対策については、宜野座村水道危機管理課マニュアルに基づき実施する。

(2) 広域応援体制の整備

村は、「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

２　下水道施設災害の予防（実施主体：上下水道課）

村は、災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように以下の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

村は、下水道施設の新設・改築等にあたっては、地震・津波、水害等の災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、緊急汚水等の設置、代替施設の確保など災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

(2) 広域応援体制の整備

沖縄県は、県内の事業者間での広域応援体制構築の支援に基づき、速やかな支援要請と的確な受入体制等を整備する。

３　高圧ガス施設災害の予防（実施主体：金武地区消防衛生組合、ライフライン事業者、支援：総務課）

村は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、沖縄県、公安委員会、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図る。

なお、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、ＬＰガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進並びに安全機器の普及等を推進する。

(1) 高圧ガス貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費者における保安対策

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会は、消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図るとともに、消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

村は、高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、県が行う路上における指導取締の応援体制を整えるとともに、必要に応じた実施を検討する。

(4) 高圧ガス保安推進月間運動・活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

４　電力施設災害の予防（実施主体：ライフライン事業者）

電気事業法及び災害対策基本法に基づく保安管理の徹底を図る。

(1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国、沖縄県及び村が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(2) 施設対策

沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

なお、以下のとおり施設毎に対策を講じる。

ア　送電設備

(ｱ) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(ｲ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

イ　変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ　配電設備

(ｱ) 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(ｲ) 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ　通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計する。

５　通信施設災害の予防（実施主体：総務課、企画課、各ライフライン事業者）

村及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等、万全の措置を期する。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

また、災害時における通信設備及び放送設備の優先利用手続き等について、沖縄県、関係機関と事前に調整しておく。

(1) 村における予防計画

ア　災害用情報通信手段の確保

村は、次の項目・内容について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

項　目	内　　容
代替手段等の確保	○各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ○携帯電話、ホットライン、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

項　目	内　　容
冗長性の確保	○無線ネットワークの整備･拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ○有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化
電源の確保	○非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ○移動電源車の導入、設備設置 ○ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策
確実な運用への準備	○災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ○情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ○災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ○非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等､他の防災関係機関等と連携した通信訓練・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ○移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）
その他の通信の充実等	○北部広域ネットワークの強靭化 ○災害対策本部への災害時オペレーティングシステムの導入 ○被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し､迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築及び収集された画像を配信する通信網の整備

イ　情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進する。

○沖縄県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。
・市町村端末局については､自営多重無線回線､自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて二重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。
○村は、防災行政無線の整備、現行システムの追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

ウ　通信設備等の不足時の備え

村は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ　停電時の備え及び平常時の備え

村は、災害時における通信確保の重要性を鑑み、本庁舎と変電所を結ぶ電気系統の冗長化を図るとともに、停電時に備え、自家発電設備等の整備、移動電源接続車の導入・設備設置を推進する。無線設備や自家発電設備等については、保守点検の実施と的確な操作を徹底し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置を進める。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

ア　電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、以下の防災計画を推進する。

○主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
○主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ　伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ　回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ以下の対策を講じる。

○回線の設置切替方法
○可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
○離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
○災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
○可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

ア　通信手段の確保

村及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性を鑑み、通信手段の確保等を図る。

イ　広域災害・救急医療情報システムの整備

村及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

６　放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期する。

○放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
○放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
○災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
○その他必要と認められる事項

７　通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務課）

(1) 優先利用の手続き

村及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

(2) 放送施設の利用

村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定める。

第６　危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

なお、危険物施設等の保安措置に関する指示等については、危険物の規制に関する政令等、適応する法令に基づき行う。

１　危険物災害予防計画（実施主体：総務課、金武地区消防衛生組合、支援：沖縄県）

(1) 危険物貯蔵所等に対する指導

金武地区消防衛生組合は、消防法に規定する危険物貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

金武地区消防衛生組合は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止や安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物貯蔵所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、災害を想定した保安教育を実施するとともに、金武地区消防衛生組合は管理者が行う保安教育訓練について、必要な指導・助言を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物貯蔵所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

ア　火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ　危険物施設の管理・点検

危険物貯蔵所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、災害を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ　保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ　保安体制の整備・確立

危険物貯蔵所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と村及び金武地区消防衛生組合等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

オ　従事者に対する教育訓練

危険物貯蔵所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて災害発生時の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学車及び消防機材の整備

金武地区消防衛生組合において、化学車等及び消防機材の整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

２　毒物・劇物災害予防計画（実施主体：総務課、産業振興課、金武地区消防衛生組合、沖縄県）

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

○毒物及び劇物の取扱状況等の把握
○毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定
○施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
○安全教育及び訓練の実施
○事故対策組織の確立

(2) 対策

村は、災害発生時による毒物・劇物の危害を防止するため、県が実施する毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対する指導に協力し、万全を期する。

○毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
○災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物･劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは､毒物･劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は金武地区消防衛生組合に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
○毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導体制の確立を図る。
○毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
○毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

３　火薬類災害予防計画（実施主体：金武地区消防衛生組合、沖縄県、支援：総務課）

火薬類の災害の発生を防止するため、村は、国、沖縄県、沖縄県警察本部、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携して、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

沖縄県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督・指導を行わせる。また、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に、必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発蒙

沖縄県は､火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る｡また、火薬類消費者の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締りの実施

沖縄県は､火薬類運搬車両の事故を防止するため､路上における指導取締りを実施する。

(4) 火薬類による危害予防週間の実施

沖縄県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第７　不発弾等災害予防

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、国、沖縄県、その他関係機関等の協力・連携による不発弾等処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び住民に対して不発弾に関する知識の普及徹底を図る。

１　不発弾の処理体制（実施主体：総務課）

不発弾の処理は、概ね以下による。

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア　発見者は最寄りの交番または警察署に通報し､所轄警察署を通じて沖縄県警察本部に発見届出をする。

イ　沖縄県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長(第 101 不発弾処理隊)に処理要請を行う。

ウ　第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ　小型砲弾等比較的危険度が少なくて移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ　爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ　信管離脱作業は危険を伴うため､以下の対策を講じたうえで実施する。

○発見場所が本村の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。
○避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
○村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア　発見者から通報を受けた第十一管区海上保安部、知事、村長又は漁港管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令(沖縄水中処理隊)に処理要請を行う。

イ　沖縄水中処分隊は現地調査を行い、当該物件が爆発性危険物であると確認された場合、関係機関と調整のうえ、処理計画を立てる。

ウ　危険度が少なく移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ　危険性が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で水中爆破処分する。

オ　爆破処理作業は、非常に危険を伴うので以下の対策を講じた上で実施する。

○村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制及び避難計画等について協議するための処理対策会議等を開催し、処理計画について関係機関と十分な調整を図り、周知徹底する。 ○村は、危険範囲を沖縄水中処分隊と調整して定め、その区域への船舶及び住民等の立入を規制する。 ○村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

２　関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務課）

国、沖縄県、村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

３　不発弾に関する防災知識の普及・啓発（実施主体：総務課）

村、不発弾磁気探査事業者及び金武地区消防衛生組合等の関係職員に対し、県等が開催する講習会や研修への参加、勉強会等を通して不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

村民に対しても、不発弾等の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

不発弾等発見届出件数表（平成 25 年度～令和 3 年年度　宜野座村）

市町村名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
宜野座村	1	―	1	2	1	―	―	4	―

参照：令和３年版消防防災年報　沖縄県

第８　気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。

１　沖縄気象台における気象業務体制の整備（実施主体：沖縄気象台、支援：総務課）

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、村及び沖縄県等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに村や住民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

２　主要関係機関における気象観測体制の整備（実施主体：総務課、建設課、金武地区消防衛生組合）

村及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに村や住民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第３節　災害に強い人づくり

項　　目	実施主体及び支援	関係機関
第１　防災訓練	総務課、関係各課	各関係機関、 金武地区消防衛生組合
第２　防災知識の普及・啓発	総務課、教育課、関係各課	沖縄気象台、 金武地区消防衛生組合
第３　自主防災組織の育成	総務課	金武地区消防衛生組合、 消防団
第４　企業防災の促進	総務課、企画課、観光商工課、 産業振興課	沖縄県
第５　消防力の強化等	総務課	金武地区消防衛生組合
第６　地区防災計画の普及等	村民、事業者、総務課、 関係各課	

いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に防災・減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取組により、災害に強い人材の育成を図る。

第１　防災訓練

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、村、沖縄県及び関係機関は、計画的に防災訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや、被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するよう努める。

１　防災訓練の実施に係る基本方針（実施主体：総務課、支援：関係各課）

(1) 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

村防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

住民等の防災意識を広く啓発するため、防災訓練においては、村、沖縄県及び防災関係機関が連携して、多数の住民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要となる多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

２　各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務課、支援：関係各課）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

○災害の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
○広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
○傷病者等を念頭に置いた救出・医療訓練
○指定緊急避難場所･指定避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
○物資集配拠点における集配訓練
○民間企業・ボランティア等との連携訓練
○避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

３　総合防災訓練等（実施主体：総務課、支援：関係各課、金武地区消防衛生組合、各関係機関）

(1) 総合防災訓練

村及び防災関係機関は、総合防災訓練を以下の要領により実施し、防災関係者及び地域住民に災害時の心構えと防災活動を認識、習得させるとともに、関係機関の協力体制の確立強化を図る。実施にあたっては、地域特性や被害想定等を踏まえるとともに、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な訓練内容とする。

項　目	内　　容
実施時期	関係機関と調整のうえ毎年１回以上適当な時期（防災週間等）に行う。なお、夜間訓練及び悪天候時における訓練についても地域の実情に応じて行う。
実施場所	毎年過去の災害の状況等を考慮し、関係機関と協議のうえ決定する。
参加機関	沖縄県、防災関係機関、自主防災組織等、保育・教育・高齢者福祉等施設管理者、地域住民
訓練内容	地域の実情に合わせて災害別の訓練内容を組み合わせ、かつ訓練内容を変えていくことで、継続的な訓練に結び付け、訓練参加者の防災力向上を図る。 ○避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練 ○初動期対応訓練　○流出油等防除訓練 ○水防訓練　○広域応援要請訓練（情報収集・伝達訓練） ○救出及び救護訓練　○避難誘導訓練 ○炊き出し（給水・給食）訓練　○初期消火訓練 ○防疫・感染症対策訓練　○応急救護訓練 ○輸送訓練　○指定避難所、福祉避難所設営・運営訓練 ○通信訓練　○災害ボランティアセンター運営訓練 ○机上訓練など

項　目	内　　容
交通規則	村は石川警察署と協議のうえ、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるとき、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者や車両の道路における通行を禁止または制限することができる。
訓練実施後の評価	訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等、今後の課題を整理するとともに、必要に応じて体制等の改善を行い、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映させる。

(2) 広域津波避難訓練

村は、沖縄県が津波防災の日（11 月５日）などに実施する、住民等の津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練に参加する。これにより、住民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

○津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
○津波避難困難区域の把握

(3) 災害対策本部運営訓練

村は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。なお、訓練の狙いは以下のとおりとする。

○災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進
○本部会議及び各部の実践力の向上
○防災計画・マニュアルの検証

(4) 複合災害訓練

村及び防災関係機関は、本村の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(5) 消防訓練

集落等の住宅密集地及び公共施設、レクリエーション施設、スーパー・店舗等人が多く集積する場所を対象にして、消防法第８条に規定される防火管理者は「通報」「初期消火」「避難誘導」の消防訓練を実施する。

(6) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、沖縄地方非常通信協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(7) 職員参集訓練

村は、職員の災害対策本部、各地区の非常配備体制を確保し、各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。参集にあたっては、交通機関、交通用具等の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(8) 地域防災訓練等

村は、各地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた防災マニュアルの策定等を促進する。

４　防災訓練の成果の点検（実施主体：総務課、支援：関係各課、金武地区消防衛生組合、各関係機関）

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組を確立する。

第２　防災知識の普及・啓発

災害を念頭に置いた村及び関係機関の職員並びに住民に対する防災知識の普及・啓発を以下のとおり実施する。

１　防災知識の普及・啓発（実施主体：総務課、関係各課、支援：金武地区消防衛生組合、沖縄気象台）

(1) 村の役割

村は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 沖縄気象台の役割

沖縄気象台は、村や沖縄県、その他防災関係機関と連携し、以下の取り組みを行う。

○緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

○地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、村や沖縄県、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

○津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、村や沖縄県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。
○土砂災害、洪水害、高潮や竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう村や沖縄県、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て地域の防災リーダーや住民に正確な知識の普及を図る。
○特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。
○津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の普及啓発を図る。

(3) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) 普及・啓発の方法等

ア　防災知識の普及・啓発の時期や内容

村及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や以下の対策を住民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

○７日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
○様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所の設定及び行動
○災害時の危険箇所（災害危険予想区域、津波浸水予想区域等を示した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、住民に配布）
○災害時の家族内の連絡体制の確保
○緊急地震速報受信時の対応行動
○地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
○気象（災害）予報に関する知識

村、沖縄県並びに沖縄気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、住民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

また、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

≪警戒レベルの一覧表≫

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険　直ちに安全確保	緊急安全確保※1
＜警戒レベル４までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認※2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1）村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令されるものではない。
※2）警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

イ　効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発にあたっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

２　各種防災教育の実施（実施主体：総務課、支援：教育課、金武地区消防衛生組合）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図るとともに、村及び沖縄県は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

なお、村は、災害に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

特に、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する住民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本村に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないよう努める。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や村防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行うが、その際は受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

村は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努め、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(3) その他

消防団、幼少年消防クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、地域の防災リーダーとなる人材を育成するため防災士を養成するとともに、防災士としての知識・意識の向上を図る研修等の実施に努める。

なお、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

３　消防・防火教育（実施主体：金武地区消防衛生組合、支援：総務課）

(1) 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員等に対して沖縄県消防学校で行う専門教育、金武地区消防衛生組合において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため金武地区消防衛生組合等が実施する講習会等の防災管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

ア　専門教育

項　目		内　　容
消防職員教育	初任教育	新たに採用した消防職員の全てに対して基礎的教育訓練を行う。
	専科教育	現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。
	幹部教育	幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。
	特別教育	初任教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。
消防団員の教育	基礎教育	任用した全ての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。
	専科教育	主として基礎教育を修了した消防団員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。
	幹部教育	主として班長以上の階級にある者に対して、消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

項　目		内　　容
	特別教育	基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。
その他の教育		消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ　一般教育

一般教育は、消防機関において消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施する。

ウ　防火管理者教育

消防法第８条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、火災予防対策の強化を図る。

なお、防火管理者教育における講習会等は以下のとおり実施する。

項　目	内　　容
防火管理者講習会	○防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき防火管理者講習を年１回以上実施する。

(2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図る。

４　災害教訓の伝承（実施主体：総務課、教育課、支援：金武地区消防衛生組合）

村は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存し、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置及びこれらの持つ意味を正しく後世に伝え、住民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的に実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

第３　自主防災組織の育成

災害への対応力を強化するためには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図る。

特に、津波災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

１　自主防災組織整備計画の策定（実施主体：総務課）

村防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、村の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにする。

２　住民の防災意識の向上（実施主体：総務課）

住民に対する防災意識の向上、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため､パンフレット等資料の作成や周知と､講演会の開催について積極的に取り組む。

３　組織の編成単位（実施主体：総務課）

自主防災組織は、住民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、村と住民との協議のうえ設置する。

○住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模
○住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域

４　組織づくり（実施主体：総務課）

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、以下のような方法により組織づくりを推進する。

○自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
○何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
○女性団体、青年会、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

５　活動計画の策定（実施主体：総務課）

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定する。

６　活動（実施主体：総務課）

(1) 平常時の活動

○防災に関する知識の普及
○防災訓練の実施
○防災資機材の備蓄及び管理
○防災リーダーの育成
○要配慮者の情報把握

(2) 災害時の活動

○責任者等による要配慮者に配慮した避難誘導 ○災害情報の収集、伝達 ○出火防止 ○救出救護 ○炊き出しや救助物資の配布に対する協力

７　資機材の整備（実施主体：総務課）

村は、消火、救助、救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行う。

８　活動拠点整備（実施主体：総務課）

村は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図る。

９　組織図、自主防災組織の役割分担（実施主体：総務課、金武地区消防衛生組合、消防団）

自主防災組織は、おおむね以下のとおりの組織図となる。ただし、各地域によってはその態様に応じて作成する。

自主防災組織の基本的な班編成

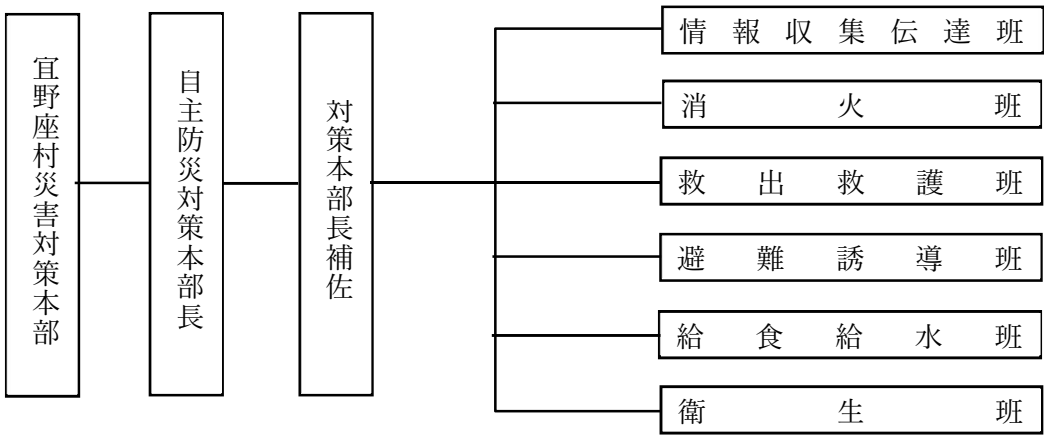

自主防災組織の役割分担

班　名	育　成　方　法	
	平　常　時	非　常　時
情報収集伝達班	①　防災知識の普及に関すること ②　情報収集伝達訓練の計画実施に関すること ③　必要資機材の整備、点検に関すること	①　情報の収集、伝達に関すること ②　指揮命令等の伝達に関すること ③　組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
消　火　班	①　地域の安全点検に関すること ②　消火訓練の実施、計画に関すること ③　必要資機材の整備、点検に関すること	①　出火防止と初期消火に関すること
救出救護班	①　地域の安全点検に関すること ②　救出救護訓練実施及び計画に関すること ③　必要資機材（救出用具、医療品等）の整備、点検に関すること	①　負傷者の救出及び搬送に関すること ②　負傷者の応急手当に関すること ③　仮設救護所の設置に関すること
避難誘導班	①　地域の安全点検に関すること ②　避難路、避難場所の設定訓練に関すること ③　必要資機材の整備、点検に関すること	①　安全な避難誘導に関すること ②　避難場所の設定に関すること
給食給水班	①　井戸の状況把握に関すること ②　給食、給水訓練の実施及び計画に関すること ③　必要資機材の整備、点検に関すること	①　炊き出しに関すること ②　食糧、飲料水、生活必需品などの配分に関すること ③　濾水機の運用に関すること
衛　生　班	①　衛生処理訓練の計画実施に関すること ②　必要資機材の整備、点検に関すること	①　仮設トイレに関すること ②　ごみ処理及び消毒に関すること

１０　消防団との連携（実施主体：総務課）

村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や日常的な訓練の実施を促進する。

○防災研修への参加等による防災リーダーの育成
○多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第４　企業防災の促進

１　事業者における防災対策の強化（実施主体：総務課、企画課、観光商工課、産業振興課）

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（職員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

２　防災活動に取り組む企業への支援
（実施主体：総務課、支援：企画課、観光商工課、沖縄県）

沖縄県及び村は、こうした事業者の取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第５　消防力の強化等

１　消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：金武地区消防衛生組合、支援：総務課）

村及び金武地区消防衛生組合は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

(1) 消防教育訓練の充実強化

本節第２「３　消防・防火教育」を参照するものとし、教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 自主防災組織の設置促進

本節「第３　自主防災組織の育成」を参照するものとし、地域住民及び事業所等で構成する自主防災組織の設置を促進する。

(3) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(4) 消防体制の充実・指導

消防広域化の促進及び消防団の体制強化を図る。

(5) 消防施設・設備の整備促進

第２節第２の３(2)「イ　消防施設等の整備促進」を参照するものとし、消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

２　火災予防査察・防火診断（実施主体：金武地区消防衛生組合）

村は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察等を実施する。

(1) 特定防火対象物等

金武地区消防衛生組合は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

金武地区消防衛生組合等消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について､防火管理の徹底及び避難･安全基準の強化等を図る。

その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

村及び金武地区消防衛生組合は、火災の多発期を控えた 11 月から 12 月の秋季及び３月の春季火災予防運動週間を通じ、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を実施する。

３　消防職員の充実（実施主体：金武地区消防衛生組合、支援：総務課）

消防職員は消防活動の中枢を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、沖縄県内の消防職員の充足率は、国の消防力整備指針による目標数を大幅に下回る状況にあることから、村は金武地区消防衛生組合を構成する町村と協力して、消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、適正数の確保・強化を図る。

４　消防団員の充実（実施主体：金武地区消防衛生組合、支援：総務課）

消防団は、地域の防災リーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、村内の消防団員数の人口比率は低い状況であるため、村は、金武地区消防衛生組合を構成する町村と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

○消防団定数条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
○住民への消防団活動の広報
○消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
○青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
○消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

第６　地区防災計画の普及等

１　地区防災計画の位置づけ（実施主体：総務課）

村の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第 42 条第２項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で村防災会議に提案した場合、村防災会議は村防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を村防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

２　地区防災計画の作成について（実施主体：村民、事業者、支援：総務課、関係各課）

≪計画提案の大まかな流れ≫

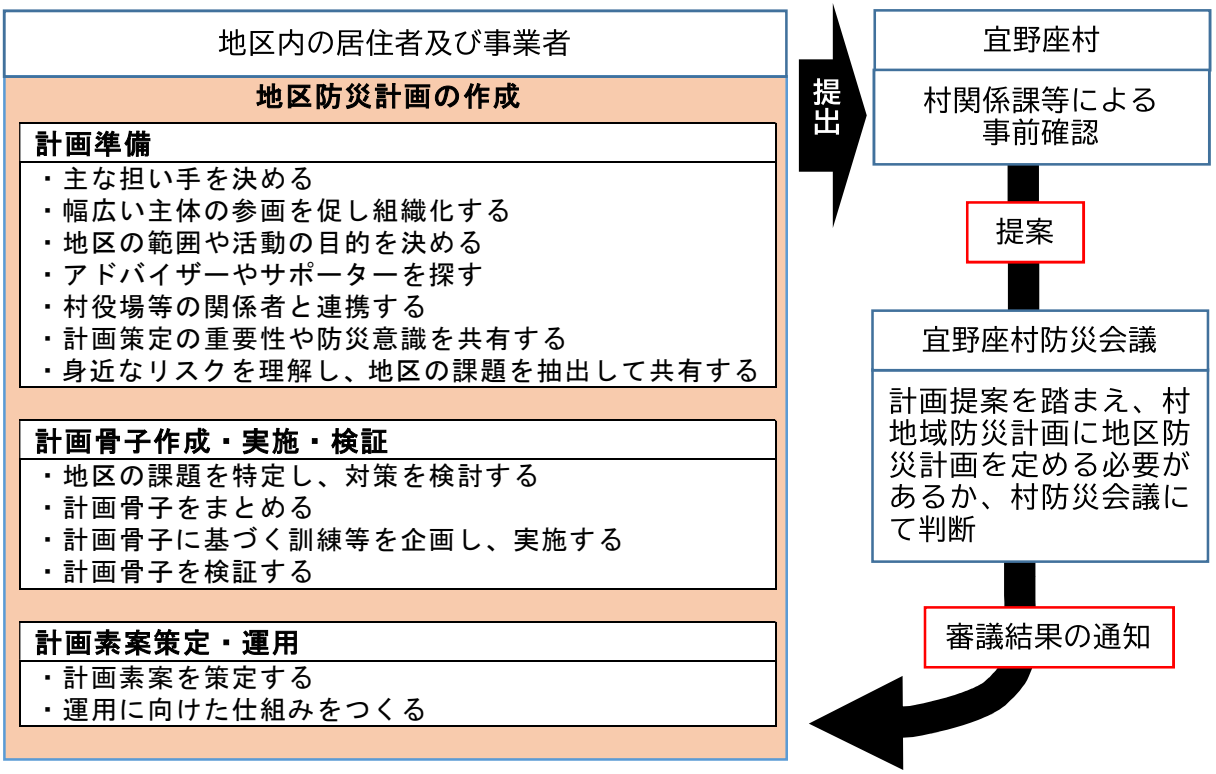

※主な審議事項について

・対象地区の範囲が明確になっていること
・活動の目的、目標が決まっていること
・地区の特性（自然特性及び社会特性）を把握していること
・計画作成に関して地区居住者等の間で合意や理解がなされていること
・各種ハザードマップを参考としていること
・平常時、災害時（避難行動）の活動を検討していること
・計画の見直しについて規定していること
・宜野座村地域防災計画に抵触していないこと
など

３　地区防災計画の普及（実施主体：総務課）

村は、村内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、「地区防災計画ガイドライン」（平成 26 年３月、内閣府）や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及・啓発する。

第４節　災害応急対策活動の準備

項　　目	実施主体及び支援	関係機関
第１　初動体制の強化	全庁体制	
第２　活動体制の確立	全庁体制	石川警察署
第３　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	総務課、企画課、観光商工課、健康福祉課、教育課、村民生活課、建設課	金武地区消防衛生組合
第４　災害ボランティアの活動環境の整備	教育課、健康福祉課	村社会福祉協議会
第５　要配慮者の安全確保	健康福祉課、村民生活課、企画課、観光商工課、総務課	村社会福祉協議会
第６　観光客・旅行者・外国人等の安全確保	観光商工課、総務課、企画課、村民生活課	

村及び防災関係機関は、「第２編　地震・津波編」及び「第３編　風水害等編」の「第１章　災害応急対策計画」に記載する災害応急対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたって、村は公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第１　初動体制の強化

突然発生する災害に、村及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や村における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

１　職員の動員配備対策の充実（実施体制：全庁体制）

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件の一つである。そこで、村職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員（要員）の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話等の拡充

地震が発生する場合、村内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、村本部長をはじめ、村本部の主要職員に携帯電話等を常時携帯させるなど、常に呼び出しが可能な体制を整える。

(3) 24 時間体制等の整備

勤務時間の内外を問わず、発生の可能性がある地震・津波災害に対処するため、24 時間体制の職員配備が求められ、対策要員として防災担当嘱託職員等の活用による宿直体制のあり方について検討を図る。

(4) 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することがないよう、備品の固定化や危険物品の撤去等、庁内執務室等の安全確保を徹底する。

２　村災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施体制：全庁体制）

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部設置予定庁舎等の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

(2) 災害対策本部設置・運営マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも３日分の飲料水、食料、下着、毛布等の必要物資の備蓄について検討する。

３　災害情報の収集・伝達体制の充実（実施体制：総務課、企画課、観光商工課）

村は、沖縄県、防災関係機関と連携して、被害情報（被害情報や各対策部等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

(1) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、村は以下の対策を推進する。

ア　被災した場合、直接沖縄県及び防災関係機関へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備に努める。

○災害対策本部用電話装置の整備 ○被害情報収集システムの整備 ○孤立予想地区等への衛星携帯電話の配置

イ　村防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）の導入を図る。

ウ　防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局及びホットライン等の整備を図る。

エ　地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災ＧＩＳ（地理情報システム）を活用する。

(2) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(3) 連絡体制等の確保

村は、連絡体制等を確保するため、以下の対策を推進する。

○各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
○防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討

(4) 情報収集要領の作成

村から沖縄県への被災状況の報告ができない場合における、災害対策本部への情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

４　情報分析体制の充実（実施体制：総務課、支援：企画課、観光商工課）

村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

５　災害対策実施方針の備え（実施体制：総務課、支援：企画課、観光商工課）

村は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、あらかじめ策定の手順や方法等を検討する。

６　複合災害への備え（実施体制：総務課、支援：関係各課）

村及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第２　活動体制の確立

多岐にわたる村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

１　職員等の防災対応力の向上（実施主体：総務課、関係各課）

職員等にとって不慣れな災害応急対策活動を実際の災害時に的確に実施できるよう、平常時から防災能力を日々向上させていく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修等の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全課に配布するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当課の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、防災担当課を除く他課においても応急対策のリーダーとなるべき職員が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

○国や沖縄県等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）への積極的な職員の派遣
○災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等
○防災担当専門職員の養成

(3) 民間等の人材確保

村は、災害応急全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

２　物資、資機材の確保及び調達体制の充実（実施主体：全庁体制）

迅速かつ的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、生活必需品等の確保が必要となる。村は、以下のとおり、村内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

さらに、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出用救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、各家庭、事業所及び自主防災組織単位での確保を柱とした整備を推進する。

○自主防災組織用の救出救助用資機材の整備促進
○家庭や事業所に対する救出救助用資機材の補助
○救助工作車等の金武地区消防衛生組合への整備促進
○資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進
○各公共施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、各家庭、事業所及び自主防災組織単位での確保を柱とした整備を図る。

○自主防災組織用の消火用資機材の補助
○家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
○消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）による想定被災者数の２日分以上を目標とし、傷病者及び医療スタッフ等の搬送体制の整備を図るとともに、医療品等の搬送体制の確保に努める。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後３日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には、物資等の調達が困難となることを想定して、村は備蓄計画を策定し地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して人口の 20 分の１の 3 日分程度の数量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

○家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の７日分の備蓄に関する啓発
○村における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
○村による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用型耐震性貯水槽等の設置促進等
○大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
○公的備蓄ネットワーク（村内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築
○乳幼児、女性、高齢者及び食物アレルギーのある方等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
○村及び水道事業者による給水車、給水タンク、給水袋等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進
○通信手段の途絶や被災地の機能麻痺等を想定し、村からの要請を待たずに沖縄県が指定避難所等へ避難者の食料等を供給する体制の構築

(5) 輸送手段の確保

ア　車両の確保

村は、所有車両について燃料確保対策も含め、災害後の運用計画を作成しておく。

また、車両の不足に備えて、沖縄県トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、災害発生後に速やかに車両の確保ができるように日頃から連携を図る。

イ　船舶の確保

所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておく。

また、第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

３　応援体制の強化（実施主体：総務課、企画課、健康福祉課、支援：関係各課）

被害が甚大で本村において対策が困難な場合、市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

村は、広域的な相互協力・応援体制を図るため、近隣市町村との連携を強化し、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進する

(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

沖縄県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援、調整を行うとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。

また、沖縄県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

村は、以上の点を踏まえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

(2) 村内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるように村内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

○医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
○沖縄県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県及び村社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
○DWAT おきなわとの連携及び宜野座村内事業所職員の DWAT 登録促進。村内でのコミュニティーチーム DWAT ぎのざ発足と連携。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

村外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要があるため、村営施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害発生時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携体制の充実

村は、被害想定結果等を踏まえて、災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 在沖米軍との協力体制の充実

村は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

○災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県）
○災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての現地実施協定（市町村）
○緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定（金武地区消防衛生組合）
○消防相互援助協約（金武地区消防衛生組合）

(7) 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、村のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。村は、平常時から各機関と十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づき応援体制を整える。

(8) 応援・受援の事前準備

村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

○応援先・受援先の指定
○応援・受援に関する連絡・要請の手順
○災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
○応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
○広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

４　交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：建設課、総務課、支援：石川警察署）

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて輸送を円滑に行うため、以下の事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進する。

(1) 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後、「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、迅速に道路の被災状況等を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実動訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。

そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備を推進する。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、村内に１箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第２編及び第３編「第１章　災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図る。

(6) 運送事業者との連携確保

村は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

○被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
○物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
○物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
○輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
○輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(7) 緊急輸送活動関係

村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、漁港等の輸送施設、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、村及び国、沖縄県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、沖縄県が開設する広域物資輸送拠点、村が開設する地域内輸送拠点を経て、指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努める。

(8) 生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、表示板等の設置を進める。

５　広報広聴体制の充実（実施主体：企画課、支援：関係各課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、次の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、村、沖縄県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に沖縄県からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) インターネットを通じた情報発信に関する検討

インターネット、SNS 等の新しい情報伝達手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者や外国人に対して的確に広報を行えるよう、村内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

６　防災拠点の整備に関する検討（実施主体：全庁体制）

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

７　公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：全庁体制）

村及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

○戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
○不動産登記の保全等

第３　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

なお、村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。

１　生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実
（実施主体：総務課、企画課、観光商工課、健康福祉課、教育課、支援：関係各課）

住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 風水害等に関する情報の収集・伝達対策の充実

気象情報等を迅速・確実に収集し、住民等への伝達体制の充実を図る。

(4) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を村、沖縄県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要があるため、以下の対策を推進する。

○村が管理する社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強及び避難体制の再点検
○医療機関、社会福祉施設、学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検
○高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成
○耐震性のある村立施設の避難所指定
○避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

(5) 救出救助対策の充実

村は、建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進する。

○村、金武地区消防衛生組合、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）
○自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(6) 緊急医療対策の充実

災害等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関、医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、以下の総合的な緊急医療対策を検討・推進していく。

○地震・津波、風水害等の被害想定、初動期を念頭に置いた緊急医薬品等の備蓄の推進
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び沖縄県内医療機関の医療救護班による緊急医療活動訓練の実施
○地震・津波、風水害等の危険性、被害想定の予測負傷者を踏まえた災害拠点病院等、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び３日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
○災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進
○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（ＤＭＡＴから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）
○慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制及び疾患別課題への対策の事前検討

２　大規模停電への備え（実施主体：総務課、支援：関係各課）

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

３　被災者の保護・救援のための事前措置の充実
（実施主体：村民生活課、教育課、健康福祉課、総務課、建設課、金武地区消防衛生組合）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の指定避難所等の防災拠点として機能するため、以下の点に留意し、必要な対策を講じる。

○無線設備の整備
○教職員の役割の事前規定
○調理場の調理機能の強化
○保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
○シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
○学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
○給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
○施設の耐震化及びバリアフリー化

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

ア　指定緊急避難場所・指定避難所の指定

村は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定にあたっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

イ　指定緊急避難場所・指定避難所の整備

村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年８月、内閣府）を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係課が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

≪指定緊急避難場所及び指定避難所のイメージ図≫

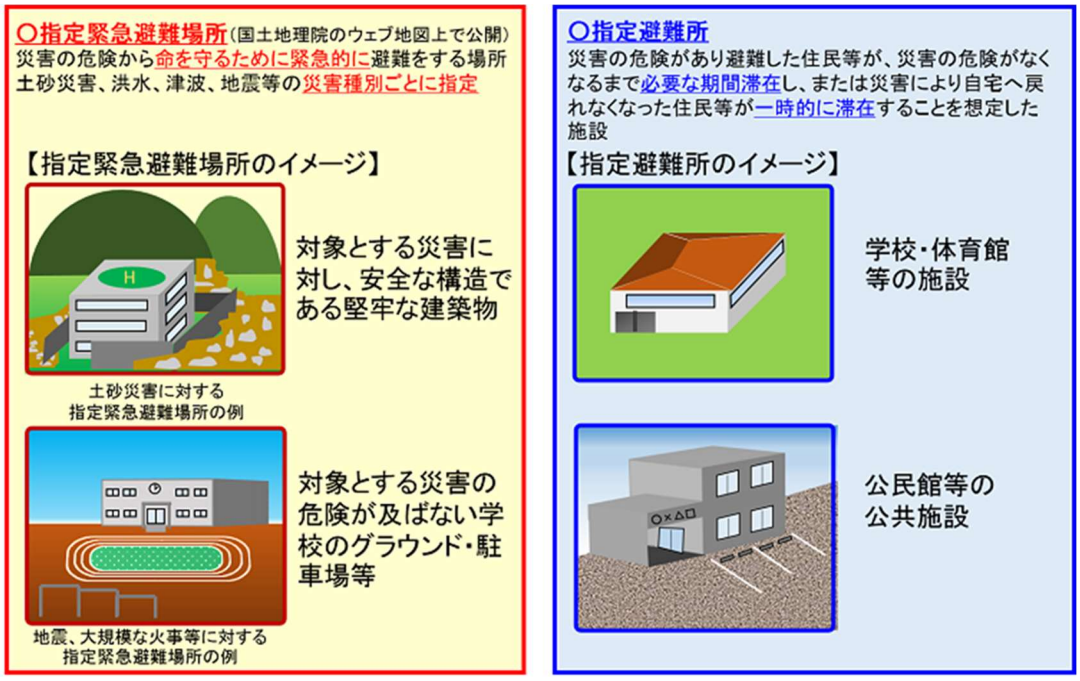

資料：国土地理院

(3) 指定福祉避難所のリストアップ

村は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる介護保険施設、障がい者支援施設等指定福祉避難所を指定しておく。特に，医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

村は公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

沖縄県では、社会福祉施設の被災により、高齢者・障がい者等の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議することとしている。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低７日間）、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

村は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(6) 物価の安定等のための事前措置

村は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行う。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

○災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
○災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

○学校等の教育施設が指定緊急避難場所・指定避難所等として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
○時間外災害発生時の児童・生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討
○時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
○文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立、指導並びに文化財の耐震調査の指導

(8) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

村は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と村・施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(9) 広域一時滞在等の事前措置

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

○他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
○災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
○一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
○総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
○放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(10) 家屋被害調査の迅速化

村は、沖縄県が実施する家屋の被害認定担当者のための研修等に参加し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要な罹災証明書の発行手続きの迅速化を図る。

また、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(11) 災害廃棄物処理計画の策定

村は、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年３月、環境省）及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年３月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

(12) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定緊急避難場所・指定避難所等、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の２及び第 86 条の３により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、村及び金武地区消防衛生組合は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第４　災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には、ボランティア活動のあり方によってその後の救援・復興を左右する重要な役割を担っている。行政機関や地域社会におけるボランティアへの対応や取り組み、そしてボランティア（団体）や企業等が日常的に取り組むべき計画等を支援・実施する。

１　ボランティア意識の醸成（実施主体：教育課、健康福祉課、支援：村社会福祉協議会）

(1) 学校教育における取組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、村は、学校教育に積極的に取り入れていく。

(2) 生涯学習を通じての取組み

村及び村社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

２　ボランティアの育成等（実施主体：健康福祉課、支援：村社会福祉協議会）

(1) 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、村は、県・村社会福祉協議会と連携し、平常時から地域ボランティアの育成に努める。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア　村は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努める。

イ　村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努める。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

村は、日本赤十字沖縄県支部及び県・村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

３　ボランティアの支援対策（実施主体：健康福祉課、支援：村社会福祉協議会）

(1) 受入れの準備

村は､災害発生時における官民連携体制の強化を図るため､村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルの作成、スタートキット（手順書・備品）の確保に努める。

(2) 活動支援の準備

村及び村社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

(3) ボランティア活動の支援

村及び村社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動を支援する。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。

(4) ボランティア保険の加入促進

村及び村社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

また、村は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

(5) 風水害時の活動

村及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力を行う。

第５　要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

そのため、平常時から地域において、要配慮者への支援体制の整備に努め、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

１　社会福祉施設等における安全確保（実施主体：健康福祉課、村社会福祉協議会）

社会福祉施設や幼稚園、保育所には、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所しており、これらの人々の安全を図るため、以下の防災対策を講じておく。

(1) 村防災計画への位置づけ

村は、災害発生時の要配慮者の避難対策等について、施設管理者、村及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定める。

特に、浸水想定区域内等の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法に等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

(2) 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時においては地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努める。

２　在宅で介護を必要とする住民の安全確保
（実施主体：健康福祉課、支援：村社会福祉協議会、村民生活課）

心身に障がいを有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの策定

村は、総務課と健康福祉課との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及

び平常時から要配慮者と接している村社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努める。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、又は村の条例の定めにより、村防災計画に定めた金武地区消防衛生組合、警察、民生委員・児童委員、村社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努める。避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定にあたっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（令和３年５月改定、内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

また、村防災計画には以下の事項を定める。

○避難支援を行う関係者の範囲
○避難行動要支援者の対象範囲
○避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
○避難行動要支援者の名簿の更新要領
○避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置
○要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項
○避難支援者の安全確保対策

なお、村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(2) 個別避難計画の作成

村は、自治会組織、自主防災組織、民生委員児童委員等に個別計画の作成を依頼し、説明会の開催等により作成を促進する。

自治会組織は、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力を得て避難行動要支援者ごとの個別の支援計画（個別計画）の作成に努める。作成に当たっては、避難行動要支援者の状態、災害の危険度、孤立化等を考慮して支援の優先度を検討し、効果的に進める。

個別計画が未整備の避難行動要支援者については、村職員と民生委員児童委員等が連携して安否確認等を円滑に実施する体制を確保するものとし、要支援者ごとの担当者や実施要領を整備する。

また、個別計画は災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

(3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(4) 防災や減災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

項　目	内　　容
要配慮者及びその家族に対する普及・啓発	○日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておく。 ○地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。
地域住民に対する普及・啓発	○地域在住の避難行動要支援者の把握に努め、その支援体制を平素から準備する。 ○発災時には避難行動要支援者の安全確保に協力する。

(5) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接金武地区消防衛生組合等消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

３　不特定多数の者が利用する施設における安全確保

（実施主体：企画課、観光商工課、教育課、支援：総務課）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努める。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努める。

第６　観光客・旅行者・外国人等の安全確保

村、沖縄県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

１　観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：観光商工課、支援：総務課、企画課）

(1) 避難標識等の整備、普及

村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海抜表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、沖縄県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、災害時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、災害時の避難誘導マニュアルや避難誘導体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努める。

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、沖縄県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

村は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

２　外国人の安全確保（実施主体：総務課、村民生活課、観光商工課）

村は、国際化の進展に伴い、居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と防災環境づくりに努める。

(1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

３　観光危機管理体制の整備（実施主体：観光商工課、支援：総務課）

(1) 観光危機管理の普及、対策の促進

村は沖縄県と協力し、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、観光関連団体及び観光事業者等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

(2) 観光危機情報提供体制の整備

村は、国、沖縄県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、沖縄県、村、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第５節　避難体制等の整備

項　　目	実施主体及び支援	関係機関
第１　基本的事項	総務課、村民生活課、教育課、健康福祉課、建設課、関係各課	
第２　津波避難体制等の整備	総務課、建設課、企画課、観光商工課、健康福祉課、教育課	石川警察署、金武地区消防衛生組合

危険な建物、地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を村、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する。

第１　基本的事項

１　避難体制の整備
（実施主体：総務課、村民生活課、教育課、健康福祉課、支援：関係各課）

(1) 村の役割

ア　指定緊急避難場所・指定避難所の選定
イ　指定避難所・福祉避難所の運営マニュアル作成、必要物資の確保
ウ　指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営方法の確立
エ　指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保
オ　住民への周知
カ　警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備
キ　避難指示等の基準の設定、国及び県等への避難情報の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
ク　高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
ケ　避難経路の点検及びマップの作成
コ　避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(2) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

ア　避難計画の作成
イ　避難誘導体制の整備

２　指定避難所等の整備等（実施主体：総務課、教育課、建設課）

(1) 指定避難所等の指定・整備

村は、災害時の避難に備え、以下により指定緊急避難場所・指定避難所の整備をしておく。

○指定避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用する。
○指定避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査する。
○指定緊急避難場所・指定避難所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮する。
○指定緊急避難場所・指定避難所に適する施設がないところについては、簡易宿

泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておく。
○村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して指定緊急避難場所・指定避難所の予定施設又は場所を定める。
○指定緊急避難場所・指定避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておく。

(2) 広域避難場所等の指定

ア 村は、災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておく。

なお、避難場所の指定については、以下の基準による。

○集落における大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
○災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
○避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
○避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、自治会区域を考慮する。

イ 村は、指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進する。

第２　津波避難体制等の整備

住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

１　津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務課、支援：建設課、企画課、観光商工課、健康福祉課、教育課、金武地区消防衛生組合）

(1) 村における対策

村は、県が「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成 14 年 3 月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年 3 月 9 月）に基づいて策定した沖縄県津波避難計画策定指針、その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海抜高度図等を基に、地域の実情に応じて以下の事項について定め、実践的な津波避難計画を策定し、適宜見直しを行う。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていく。

○津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
○避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
○避難困難地区・人口等
○避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
○職員の参集基準等の初動体制
○避難指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
○津波対策の教育及び啓発
○避難訓練
○観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項

(2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(3) 避難計画の留意点

ア　徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、村は、県と連携して、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が５分又は津波到達予測時間を超えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ　消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、村職員等、津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導に当たる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

２　津波危険に関する啓発（実施主体：総務課、支援：建設課、企画課、観光商工課、健康福祉課、教育課、金武地区消防衛生組）

(1) 村における対策

村は、関係機関と連携し、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

項　目	内　　容
普及・啓発の内容	○津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む） ○津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む） ○過去の津波災害事例や教訓（1771 年八重山地震津波等） ○津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）
普及・啓発を実施する手段・機会	○学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育 ○漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会 ○津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会 ○津波危険地域の自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会 ○広報誌 ○防災訓練

項　目	内　　容
	○防災マップ（津波ハザードマップ） ○統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める） ○電柱・電信柱や公共施設等への海抜、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化

ア　津波ハザードマップの普及促進

村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ　津波避難訓練の実施

村は、県が実施する広域的な津波避難訓練に協力するほか、津波浸水想定結果及び海抜高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ　津波防災教育の推進

村は、教育関係者等と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の津波防災への理解向上に努める。

３　津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務課、建設課）

本村の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図る。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

また、地震情報、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア　避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね５分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から５分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ　避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ　津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さと構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ　津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、想定される浸水深以上の海抜高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、指定緊急避難場所を指定避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、住民への周知と理解を促進する。

オ　津波避難困難地域の解消

村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。

また、津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

(4) その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

４　津波災害警戒区域の指定等（実施主体：総務課、支援：建設課）

村は、県から津波による危険の著しい区域について、津波災害警戒区域指定を受けた場合、津波防災地域法に基づき、以下の必要な措置を講じる。

○村防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

○津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を村防災計画に定める。

○村防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

○津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

第６節　道路事故災害予防計画

１　道路事故災害予防（実施主体：建設課、支援：総務課）

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び沖縄県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第７節　海上災害予防計画

１　航行の安全確保等（実施主体：第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局）

第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。

２　災害応急対策への備え
（実施主体：総務課、第十一管区海上保安本部、沖縄県、支援：産業振興課）

(1) 情報連絡体制の整備

村、第十一管区海上保安本部及び沖縄県は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び漁港管理者等及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

村及び警察は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、村及び金武地区消防衛生組合は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

村及び沖縄県等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

村、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、沖縄県及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第８節　基地災害への対応

１　基地災害への対応（実施主体：総務課、企画課）

本村は、広大な森林のほとんどを米軍用地に占められ、実際の村民の生活における森林や原野の占める割合が著しく低くなるなど影響を及ぼしている。このような状況のなか、現時点で災害予測をするには極めて難しい状況にあること、日本の行政権が及ばないことで大きな課題を抱えているが、何れにしても基地そのものが住民の居住地域に隣接していることから防災上の措置について考慮する必要がある。

基本的に、基地内における災害予防と災害時における対策については、所管管理者の責任において行われることは当然であるが、住民地域への被災拡大の除去対策として常時不測の災害に備えていけるよう努める。

本村は県と連携を図りながら、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、あらゆる災害の種別や規模、態様の情報収集及び伝達に努め、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

村内の軍用地面積

施設名	市町村名	施設面積	所有形態別面積				管理群別	用途別
			国有	県有	市町村有	民有		
キャンプ・シュアブ	名護市	20,427	185	1,946	13,048	5,249	海兵隊	演習場
	宜野座村	199	108	20	71	－		
	小計	20,626	293	1,966	13,119	5,249		
キャンプ・ハンセン	名護市	64	0	－	64	－		
	金武町	20,697	264	30	14,516	5,887		
	恩納村	12,304	77	－	9,915	2,312		
	宜野座村	15,664	850	126	14,241	447		
	小計	48,728	1,192	156	38,735	8,646		

（単位：千㎡）

資料：沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）令和４年７月

第２編　地震・津波編

地震・津波編は、地震・津波対策に係る応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。

第１章　災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、若しくは応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第１節　組織・動員計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　配備体制	○			各対策班	防災関係機関
第２　村対策本部の設置	○			各対策班	

本節では、災害対策本部の設置、組織、編成、所掌事務及び災害対策要員等について定め、迅速かつ的確に応急対策を図る。

第１　配備体制

地震・津波に対する村職員の配備基準、体制は次のとおりとし、村内の震度、地震・津波情報の種類によっては自動配備をとる。非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

《地震・津波時の非常配備基準》

配備	配備基準	配備内容
第１配備 （災害対策準備体制）	① 気象庁が、本村で震度４を観測した旨を発表したとき《自動配備》 ② 気象庁が、沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき《自動配備》 ③ その他、村長が必要と認めたとき	各班の情報収集担当及び連絡担当員は、配置につくものとする。他の職員は自宅待機とする。
第２配備 （警戒体制） 災害警戒本部	① 本村で強い揺れ（震度４程度以上）または弱くても長い間揺れを感じたとき《自動配備》 ② 気象庁が本村に震度５弱以上を観測された旨を発表したとき《自動配備》 ③ 気象庁が沖縄本島地方に津波警報を発表したとき《自動配備》 ④ その他、村長が必要と認めたとき	各班の警戒本部要員は配備につくものとする。 他の職員は配備につく体制をとる。
第３配備 （救助体制） 災害対策本部	① 気象庁が本村で震度６弱以上を観測した旨を発表したとき《自動配備》 ② 気象庁が沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき《自動配備》 ③ その他、村長が必要と認めたとき	動員可能な職員をもってあてる。 完全な非常体制とする。

また、職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。 ② 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。 ③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。 ④ 正規の勤務時間が終了しても所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。 ⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。 ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

１　職員の動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び各課への連絡等を通じて各職員に非常配備を周知する。動員職員は、直ちにあらかじめ指定された参集場所に参集する。

なお､体感や身の回りの状況から､震度５弱以上のゆれが発生したと推定できる場合は、推定震度に相当する配備体制をとる。

また、被害状況等により、職員の安否を確認した上で必要に応じて村長判断による配備体制をとる。

(2) 勤務時間外

ア 状況確認

村職員は、地震が発生した場合や地震・津波に関する情報が発表された場合、震度及び警報等の種類をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、自らの配備基準に該当する場合は、家族の身の安全を確認した後、できる限り早く登庁し、配備に就く。

なお、地震災害時には道路の寸断や交通渋滞の可能性があるので、自動車の使用は控え、徒歩又は自転車やバイクを利用する。

イ 参集行動

避難所担当職員等はあらかじめ指定された場所に参集し、その他の職員は通常の勤務場所に参集する。緊急に参集する際は、防災服又は作業に適する服装を着用し、身分証明書を携帯する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告するほか、参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。

なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの村の施設に参集し、当該施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

ウ 夜間・休日等における連絡体制

夜間、休日等における庁内の連絡体制は次のとおりとする。

■勤務時間外の連絡体制

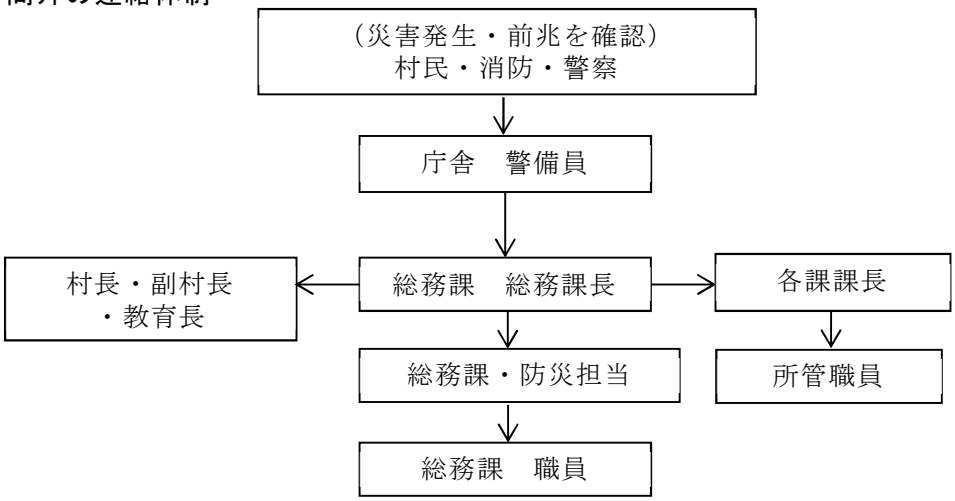

２　警戒活動（災害対策本部設置前）

(1) 課長の対応

各課長は、地震・津波が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合、非常配備等の指示の有無に係わらず必要な職員を配置して警戒活動を開始する。

警戒配備態勢が発令された場合は、あらかじめ定める任務分担に基づき、所属職員の指揮をとる。また、配備した職員や活動状況を総務課に随時報告する。

総務課長は、村長及び副村長が不在かつ緊急を要する場合、村長、副村長に代わって次の行為をすることができる。

この場合、総務課長は、その旨を速やかに村長に報告する。

① 避難指示等の発令（災害対策基本法第 56 条、第 60 条、村長の権限）
② 警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条、村長の権限）
③ 通行規制（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

(2) その他の職員の対応

勤務時間外に参集した職員は、課長等の指示に基づき、警戒活動を開始する。

役場においては、概ね次の警戒活動を実施するものとし、課長等の指示がない場合、参集職員は積極的にこれらの活動に協力する。

① 防災行政無線（同報系）、防災アプリ等による住民への情報伝達
② 防災行政無線（移動系）等による情報収集
③ 県及び防災関係機関との情報連絡
④ 災害対策本部設置の準備
⑤ 避難所、救護所の設置準備及び開設運営の支援、その他救護活動の準備
⑥ 住民からの通報等の対応
⑦ 参集職員の指揮
⑧ 自主防災組織（自治会等）役員との連絡調整
⑨ 災害情報の収集
⑩ 住民への避難の呼びかけ
⑪ その他総務課長等の指示事項

第２　村災害対策本部の設置

１　災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、「非常配備基準（災害時)」の第３配備に該当する場合、宜野座村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置する。

ただし、村長不在の場合は、以下の順位により権限を委任する。

第１順位	副村長
第２順位	教育長
第３順位	総務課長

この場合は事後速やかに村長に報告し承認を得る。

(2) 本部室の設置

本部室を役場庁舎３階大会議室に設置する。

また、役場庁舎が使用不能な場合は、ふれあい交流センターに設置する。

(3) 設置の通知

村本部を設置したときは県に通知するほか、村職員その他必要な機関に周知する。

担当班	通知または公表先	通知または公表の方法
企画班（企画課）	村各対策班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
	報道機関	電話その他迅速な方法
総務班（総務課）	地域住民	テレビ、ラジオ、村防災行政無線広報車その他迅速な方法
	県	電話その他迅速な方法
	石川警察署	電話その他迅速な方法
各主管部担当班	関係機関	電話その他迅速な方法

(4) 廃止基準

災害対策本部の廃止の時期は、本部長が以下の廃止基準に基づいて行う。

① 予想された災害の危険性が解消したと認められるとき。
② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

また、村本部を解散した場合、１の「(3) 設置の通知」に準じて関係機関に通知する。

なお、本部解散後においても継続すべき被災者支援や災害復旧等の事務がある場合は、当該事務を担当する班を構成する課のいずれかに引き継ぐほか、必要に応じて復旧対策本部を設置して事務を継承する。復旧対策本部の組織体制及び事務分掌等は災害対策本部に準ずるものとし、最小限の部班及び職員で構成する。

２　本部組織の確立・運営

(1) 本部組織の確立

村長は、宜野座村災害対策本部条例に基づき、次の組織体制を確立する。

■災害対策本部組織図■

本部長	村長
副本部長	副村長 教育長

本部会議
村長、副村長、教育長、各課長等、その他村長が認める者 （事務局は総務課で担当する。）

対策班	班長・班員
総務班	班長：総務課長 班員：会計管理者、議会事務局長、総務課・会計管理室・議会事務局職員
企画班	班長：企画課長 班員：企画課職員
観光商工班	班長：観光商工課長 班員：観光商工課職員
村民生活班	班長：村民生活課長 班員：村民生活課職員
健康福祉班	班長：健康福祉課長 班員：健康福祉課職員
建設班	班長：建設課長 班員：建設課職員
上下水道班	班長：上下水道課長 班員：上下水道課職員
産業振興班	班長：産業振興課長 班員：産業振興課職員
教育班	班長：教育課長 班員：教育課職員

(2) 編成及び所掌事務

災害対策本部の所掌事務は以下のとおりとする。

■宜野座村災害対策の所掌事務（配備要員含む。）■

組織機構			所　掌　事　務	配備要員数		
班	班長	班員		第1配備	第2配備	第3配備
総務班	総務課長	総務課	1.本部の設置及び廃止に関すること 2.防災会議に関すること 3.防災関係機関等との連絡調整及び要請に関すること 4.気象情報等の受理に関すること 5.災害時の避難指示に関すること 6.各対策班の所掌事務に関すること 7.各対策班への連絡調整に関すること 8.災害非常（警戒）配備体制の指示、伝達及び職員の非常招集に関すること 9.職員の動員及び配備・服務に関すること 10.災害時における村有車両の管理に関すること 11.人員及び救援物資等の輸送に関すること 12.非常通信、防災行政無線の運用及び確保に関すること 13.災害対応従事職員の健康管理及び公務災害に関すること 14.災害対策本部長及び副本部長の秘書に関すること 15.災害に関する情報の総括及び県、その他関係機関に対する被害報告に関すること 16.災害救助法の適用に関すること 17.自衛隊への災害派遣要請に関すること 18.県及び防災関係機関への応援要請に関すること 19.罹災証明書の発行（火災以外）に関すること 20.村有財産の被害状況の調査収集及び災害対策に関すること 21.村庁舎（対策本部設置建物）等の防災及び保全に関すること 22.各公民館への自治会長待機等の指示に関すること 23.防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること 24.災害時の危険物等の保安に関すること 25.その他の班に属さないこと	4	6	全員
		会計管理室	1.災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること 2.災害対策に必要な経費の予算措置に関すること 3.義援金品、見舞金品、救援物資等の受入れに関すること 4.救援物資、見舞金品等の配分に関すること	1	2	全員
		議会事務局	1.総務課の応援に関すること 2.他班の調整に関すること	1	2	全員

組織機構			所　掌　事　務	配備要員数		
班	班長	班員		第1配備	第2配備	第3配備
企画班	企画課長	企画課	1.各対策班からの災害情報、被害状況の把握及び本部会議、総務班（事務局）への報告に関すること 2.所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 3.災害写真、災害記録等の収集及び収録に関すること 4.災害に対する広報、公聴及び報道機関との連絡に関すること 5.災害現地視察調査に関すること 6.災害見舞い及び視察者の応接に関すること 7.全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関すること 8.沖縄防衛局との連絡調整に関すること 9.他班の応援に関すること	2	4	全員
観光商工班	観光商工課長	観光商工課	1.所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 2.所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 3.観光客・旅行者等への対応・情報提供等に関すること 4.労務者の雇用に関すること 5.商工関連等の災害対策及び被害調査・復旧に関すること 6.被災商工業者に対する融資対策に関すること 7.他班の応援に関すること	1	3	全員
村民生活班	村民生活課長	村民生活課	1.避難所の開設及び運営・管理に関すること 2.所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 3.遺体の収容及び埋火葬許可証の発行に関すること 4.応急食料、その他生活必需品の調達、配分及び管理に関すること 5.機材及び物品の調達、配分に関すること 6.災害に伴う村税の申告期限の延長及び減免等の村税緩和措置に関すること 7.地域組織（自治会等）における自主防疫の応急助成に関すること 8.防疫に関する県関係機関（保健所等）との連絡調整に関すること 9.し尿処理及びごみ・災害廃棄物の収集運搬及び処理に関すること 10.被災地域の環境衛生にかかる防疫に関すること 11.災害地域及び指定緊急避難場所・指定避難所における清掃、衛生及び防疫に関すること 12.災害時のペット対策に関すること 13.遺体の収容及びこれに必要な処置に関すること 14.他班の応援に関すること	1	5	全員

組織機構			所　掌　事　務・	配備要員数		
班	班長	班員		第1配備	第2配備	第3配備
健康福祉班	健康福祉課長	健康福祉課（保育所）	1.福祉避難所の開設及び運営に関すること 2.要配慮者の避難支援対策に関すること 3.保育児童の避難に関すること 4.所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 5.被災者に対する保険税(料)及び各種利用料の徴収猶予及び減免措置に関すること 6.要配慮者に対する応急仮設住宅への入居及び健康管理に関すること 7.救護所の開設及び救急医療品等の調達・配分に関すること 8.村社会福祉協議会及び災害ボランティアセンターとの調整に関すること 9.被災者に対する健康相談・指導に関すること 10.医療施設、社会福祉施設、保育施設等の避難計画及び連絡調整に関すること 11.感染症対策等に関すること 12.災害時における医療及び助産に関すること 13.所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 14.他班の応援に関すること	2	9 (2)	全員
建設班	建設課長	建設課	1.所管施設(道路、橋りょう、公園、河川、排水路、海浜等)の災害対策に関すること 2.所管施設の警戒巡視及び応急対策に関すること 3.洪水、豪雨等による風水害応急対策に関すること 4.河川、溝渠、排水路、海浜の災害応急復旧処置に関すること 5.所管施設の災害復旧工事に関すること 6.重要物流道路及び所管道路（村道）の交通規制に関すること 7.道路、橋りょう等の障害物の除去（一時保管を含む）に関すること 8.所管施設の被害調査に関すること 9.被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること 10.応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること 11.災害対策用資機材の運用に関すること 12.所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 13.他班の応援に関すること	1	4	全員

組織機構			所　掌　事　務	配備要員数		
班	班長	班員		第1配備	第2配備	第3配備
上下水道班	上下水道課長	上下水道課	1.所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 2.災害時の給水に関すること 3.上水道施設災害の被害調査及び応急対策に関すること 4.災害時における水質検査に関すること 5.給水活動の協力する団体等との連絡調整に関すること 6.給水、その他必要事項の住民への広報に関すること 7.給水のための輸送に関すること 8.災害対策資機材の調達に関すること 9.所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 10.下水道施設の災害対策及び被害調査に関すること 11.下水道施設(ポンプ場等)の災害対策及び被害調査に関すること 12.下水道使用の復旧に協力する団体等の連絡調整に関すること 13.災害時の下水道使用、その他必要事項の住民への広報 14.生活用水関連ダム施設（宜野座大川ダム）に関すること 15.他班の応援に関すること	1	3	全員
産業振興班	産業振興課長（農業委員会）	産業振興課（農業委員会）	1.農作物及び畜産の被害調査並びにその対策に関すること 2.家畜の防疫に関すること 3.動物の死体の収容・処理に関すること（家畜） 4.村有林野の林産物や林業施設の災害対策及び被害調査に関すること 5.農道等の土木関係災害に対する警戒巡視と災害応急対策に関すること 6.所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 7.水産関係の被害調査及びその対策に関すること 8.漁港施設の警戒及び応急対策に関すること 9.所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 10.農地及び農業施設の災害対策及び復旧に関すること 11.農業用水関連ダム施設（潟原ダム、鍋川ダム、宜野座ダム）の災害対策及び復旧に関すること 12.災害対策資材の調達に関すること 13.被災農林水畜産生産者への融資対策に関すること 14.他班の応援に関すること	1	5 (2)	全員

組織機構			所　掌　事　務	配備要員数		
班	班長	班員		第1配備	第2配備	第3配備
教育班	教育課長	教育課	1.教育施設の災害予防及び応急対策に関すること 2.社会教育施設の災害予防及び応急対策に関すること 3.防災知識の普及及び防災訓練の実施に関すること 4.幼児・児童・生徒の避難に関すること 5.所管施設の指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営に関すること 6.避難所における炊き出しに関すること 7.災害時の教育指導に関すること 8.教材及び学用品の供給等に関すること 9.幼児・児童・生徒の保健及び学校給食に関すること 10.物品調達手続き及び経理に関すること 11.各学校との連絡に関すること 12.給食センター（調理場）との連絡に関すること 13.文化財の災害対策及び被害調査報告に関すること 14.災害救助活動に協力する婦人会、青年会等との連絡調整に関すること 15.所管の被害状況等の調査及び企画班への報告に関すること 16.他班の応援に関すること	2	6	全員

(3) 本部員会議

災害対策の実施上必要があるときは、本部会議を開催する。

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

また、会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る。

■本部員会議の協議事項■

① 職員の配備体制の変更及び解除に関すること。
② 災害情報の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
③ 各部間の調整事項に関すること。
④ 国、県、他町村、その他防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
⑤ 災害救助法適用協議に関すること。
⑥ その他災害対策に関する重要な事項に関すること。

第２節　地震情報・津波警報等の伝達計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　緊急地震速報	○			総務班	沖縄気象台、県
第２　地震情報等の種類及び発令基準	○			総務班	沖縄気象台、県
第３　津波警報等の種類及び発令基準	○			総務班	沖縄気象台、県
第４　津波警報等の伝達	○			総務班、企画班	各関係機関
第５　近地の地震・津波に対する自衛処置	○			総務班	各関係機関

本節では、地震・津波被害の拡大を未然に防止するため、緊急地震速報、大津波警報、津波警報・注意報等の情報を迅速かつ的確に収集伝達するための体制について示す。

第１　緊急地震速報

気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級１以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

地震動の特別警報・警報及び予報の区分及び名称

区分	情報発表	内容
地震動特別警報 地震動警報	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合は地震動特別警報に位置づけられている。）
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度３以上または長周期地震動階級１以上、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの

※　２箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

（注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

《緊急地震速報で用いる区域の名称》

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄本島北部	名護市、国頭郡（国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村）、島尻郡の一部（粟国村、伊平屋村、伊是名村）

第２　地震情報等の種類及び発令基準

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下の地震情報を発表する。

≪地震に関する情報≫

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で１回発表)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源)、その規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

≪地震動に関する解説資料等≫

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表 （遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度４以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。

第３　津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）及び津波情報を発表する。

１　津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波の特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報 では予想される津波の高さも数値で発表する。

≪津波警報等の種類と発表される津波の高さ等≫

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th>想定される被害ととるべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（津波の高さ予想の区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>10m超
（10m＜予想される津波の最大波の高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>10m
（５ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>５ｍ
（３ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦５ｍ）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合</td><td>３ｍ
（１ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦３ｍ）</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>１ｍ
（0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦１ｍ）</td><td>（表記なし）</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。</td></tr>
</table>

※大津波警報を特別警報に位置付けている。
（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等
○沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
○津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
○津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
○どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
○大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

２　津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

≪津波情報の種類≫

種　　類	発　表　内　容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さの表）を発表。（※１）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。（※２）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※３）

（※１）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
（※２）津波観測に関する情報の発表内容について
○沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
○最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
（※３）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
○沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

≪沿岸で観測された津波の最大波の発表内容≫

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

≪沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容≫

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が 100 ㎞を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波 予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

３　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

≪津波予報の発表基準と発表内容≫

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

４　津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分かれている。その内、宜野座村が属する津波予報区は、以下のとおりである。

≪沖縄県が属する津波予報区≫

津波予報区	区　域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

≪津波警報・注意報の標識≫

標識の種類	鐘音	サイレン音	備　考
大津波警報			
津波警報		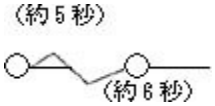	
津波注意報	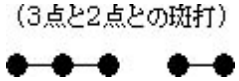	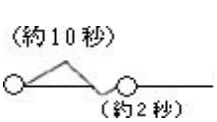	
津波注意報 及び 津波警報解除	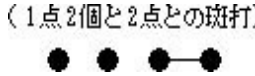	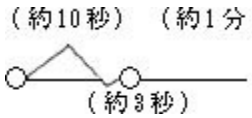	

（注）鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識は、次のとおりである。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標　　識
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	

（注）旗は方形とし、その大きさは適宜とする。また認知度向上に向けて様々な媒体を活用して周知に努める。

第４　津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、「地震情報及び津波警報等の伝達系統図」のとおりである。

情報の発表を知り得た村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ村防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度６弱以上に限る）及び津波警報、大津波警報の場合については、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線等を活用して直ちに住民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

≪津波警報等の伝達系統図≫

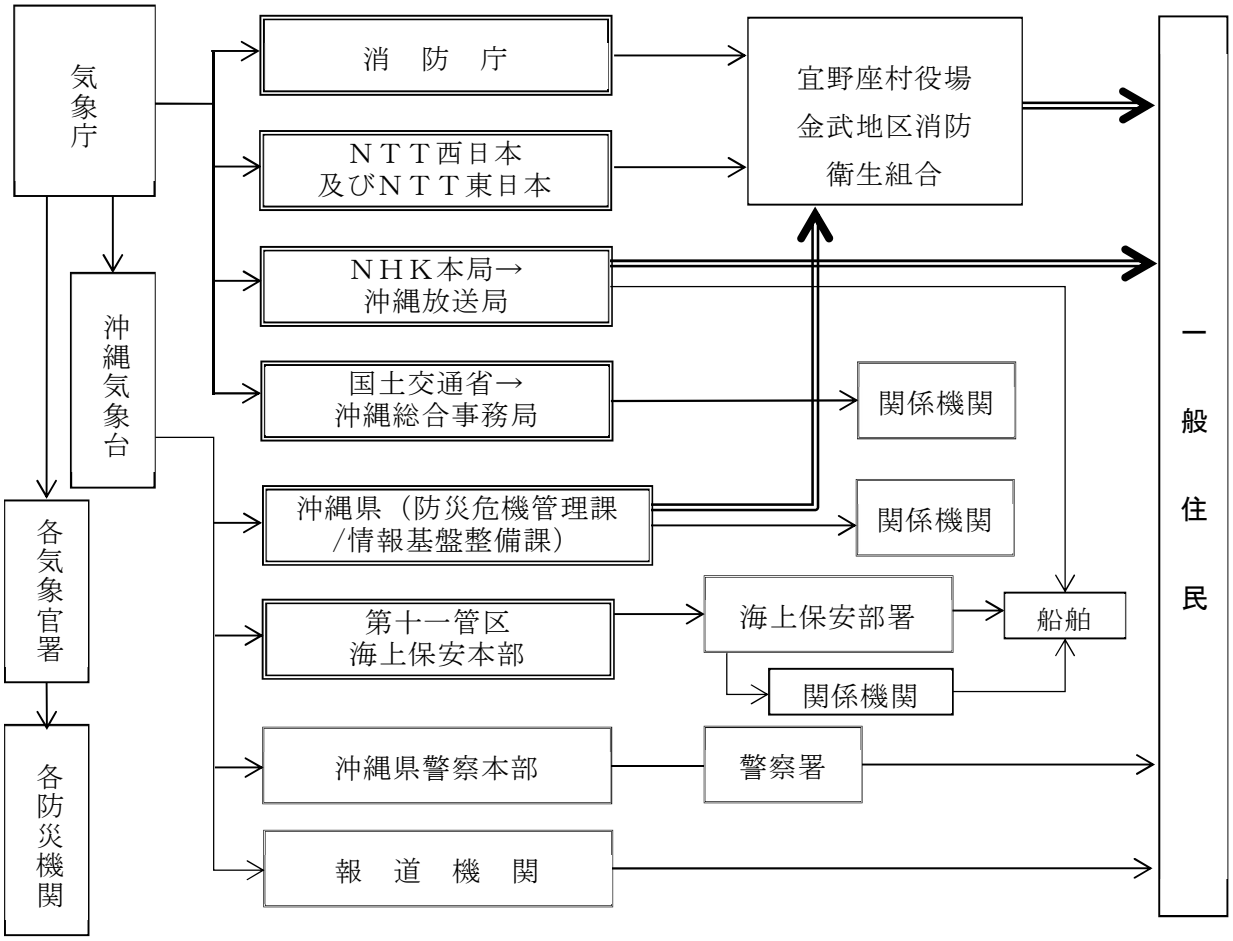

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条等の規定に基づく法定伝達先。
注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条２によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第５　近地地震津波に対する自衛処置

村長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市町村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

ホテルや道の駅等の施設については、各施設管理者が館内放送や拡声器等で呼びかけるとともに、可能であれば施設周辺の観光客等に対してもあわせて呼びかける。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

第３節　災害通信計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　通信の協力体制	○			総務班	各放送機関、ＮＴＴ西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第２　通信設備の利用法	○			総務班	各放送機関、ＮＴＴ西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第３　村における措置	○			総務班	各放送機関、ＮＴＴ西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会

この計画は、災害に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信体制の万全を期するためのものである。

第１　通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力する。

第２　通信設備の利用方法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

１　電気通信事業用設備の利用

(1) 非常扱いの通話

村及びその他災害対策関係機関は、事前に最寄りのＮＴＴ西日本沖縄支店に連絡し、「災害時優先電話」を指定する。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、以下に掲げる事項の市外通話に対しその取扱いをする。

ア　非常扱いの通話は、以下の事項を内容とする通話を以下の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2　洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3　災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4　交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6　電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7　秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8　災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ　緊急扱いの通話は、以下の事項を内容とする通話を以下の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中８欄に掲げるものを除く。） (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間
2　治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3　国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4　天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の１欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間

⑵ 電報による通信

ア　非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

イ　緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか､公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報で、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ 非常電報・緊急電報の利用方法

⑺ 115 番（局番なし）をダイヤルし、ＮＴＴコミュニケータを呼び出す。

⑴ ＮＴＴコミュニケータが出たら

a 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

b あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

c 届け先、通信文等を申し出る。

２　専用通信設備の利用

村は、電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続により利用する。

○第十一管区海上保安本部通信設備
○警察通信設備
○気象官署通信設備
○沖縄電力通信設備
○沖縄総合事務局開発建設部通信設備

３　非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合､又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用する。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、以下に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

○官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
○各防災会議
○日本赤十字社
○全国消防長会
○電力会社
○その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

第３　村における措置

１　有線放送設備の利用

村は、住民への警報、避難指示等の伝達が迅速に行われるよう、その利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておく。

２　通信設備優先利用の協定

村は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておく。

３　放送要請の依頼

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

第４節　災害状況等の収集・伝達計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　村・防災関係機関の役割	○			総務班	沖縄県、防災関係機関
第２　災害状況等の収集	○			各対策班	防災関係機関
第３　地震発生直後の第１次情報の報告	○	○		総務班	防災関係機関
第４　災害報告	○	○		総務班	沖縄県、防災関係機関

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象予警報等や被害状況報告並びにその他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであり、迅速かつ的確な収集及び伝達の要領等について定める。

第１　村・防災関係機関の役割

１　村の役割

村域内で発生した被害状況を迅速かつ的確に調査収集し、所定の手続きに従って県に報告する。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。

被害が甚大なため被害調査が困難なときは、県又は関係機関に応援を求めて実施する。

２　消防機関の役割

金武地区消防衛生組合等消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告する。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

３　沖縄県の役割

県は、その所管する施設等について被害状況を調査するとともに、本節第２の「１　災害情報の種類」に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告する。

４　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各防災関係機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努める。

５　相互連携

上記１～４の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行う。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

第２　災害状況等の収集

１　災害情報の種類

各対策班長はあらゆる手段を用いて状況を収集把握し、被害状況が確定するまで、災害対策本部に報告するものとする。これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となることから、迅速かつ的確にすることを要する。

災害情報の把握については、次の情報・状況について収集する。

○人的被害、住家被害及び火災に関する情報
○避難指示等の状況並びに警戒区域の指定状況
○避難者数及び避難所の場所等に関する情報
○医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
○道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
○電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
○漁港等の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
○大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況

２　職員（班員）の参集途上による情報

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。

３　村による情報の収集

村は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119 番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119 番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

４　村被災時の情報収集

県は、村が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、被災市町村に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

５　災害情報の集約

総務班は、各対策班及び住民等から寄せられる情報を集約するとともに、警察署、消防本部、消防団、その他関係機関からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

(1)　被害状況等の報告要領

ア　災害時の報告

災害の規模及び性質によって短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は直ちに被害の態様を通報するとともに、災害に対してとられた措置を報告する。

イ　被害程度の事項別の報告

緊急を要するものは電話、口頭等の方法によって行い、事後速やかに指定の報告書によって行う。

ウ　被害報告

被害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害者を優先させる。

(2)　報告の種類

被害発生の時間的経過に伴い、３段階（災害概況報告、被害状況即報、災害確定報告）に区分する。報告は電話等により行うが、最終報告及び特に指示のあるものについては文書により報告する。（※県の様式に基づく）

報告の種類	報告機関
災害概況即報 （発生報告）	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。 （災害即報様式第１号）
被害状況即報 （中間報告）	被害状況との全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間､逐次その状況を報告する。（災害即報様式第２号）
災害確定報告 （最終報告）	被害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。 （災害報告様式第１号）

(3)　防災関係機関の災害情報等の通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報（被害状況及び応急対策、救助対策を含む）実施状況のうち、村の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、宜野座村災害対策本部に通報する。

第３　地震発生直後の第１次情報の報告

報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

被害の有無に関わらず、地震が発生し、村域内で震度５強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちにその状況を総務省消防庁及び県に対し報告する。

行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、村域（海上を含む）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

行方不明者として把握した者が、他の市町村で住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第４　災害報告

災害状況等の収集報告は、県の報告様式（災害即報様式）による。

１　報告の種類

報告の種類は以下のとおりとする。

○災害概況即報	○被害状況即報
○災害確定報告	○災害年報

２　報告要領

(1) 災害概況即報

村は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に、災害即報様式第１号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

なお、通信途絶等により県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告する。

(2) 被害状況即報

村は、被害状況が判明次第、遂次報告するもので、災害即報様式第２号に基づく内容を村から地方本部（県北部土木事務所）等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。また、報告にあたっては、石川警察署と密接な連絡を保つ。

なお、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告する。

(3) 災害確定報告

村は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第１号に基づく内容を地方本部（県北部土木事務所）等を経て、県に報告する。

なお、報告にあたっては、石川警察署と密接な連絡を保つ。

(4) 災害年報

村は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年４月１日現在で明らかになったものを災害報告様式第２号に基づき４月 15 日までに県に報告する。

３　被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の認定は、法令等に定めがあるものを除くほか、概ね資料編による。

第５節　災害広報・情報提供計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○	○		総務班、企画班	沖縄県、報道機関
第２　広報活動	○	○		各対策班	沖縄県、報道機関
第３　安否情報の提供	○	○		村民生活班	

第１　実施責任者

村長を実施責任者として、県及び報道機関と連携のもと、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、安否情報の確認のためのシステムの効果的・効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努める。

第２　広報活動

１　村の役割

村における災害広報については、村防災計画の定めるところにより行う。

なお、その際には高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

２　災害広報の実施要領

各班において、広報を必要とする事項が生じたときは、村域における広報は総務班、村外における広報については、企画班に原則として文書でもって通知する。

広報係は、各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに住民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

３　報道機関に対する情報等の発表の方法

村において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は､すべて企画班において行う。

情報等の発表に際しては、広報内容を予め報道機関と協議しておくものとし、報道機関との連携を重視することから、災害時に報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

なお、災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとる。

○災害の種別（名称）及び発生年月日
○災害発生の場所及び被害の状況
○村における応急対策の状況
○一般住民等に対する避難指示等の指示及び被災者に対する協力並びに注意事項
○災害対策本部の設置及び解散

４　住民等に対する広報の方法

(1) 報道機関への要請

報道機関を通じて広報する内容は、概ね以下のとおりである。

○不要不急の電話の自粛	○緊急道路・交通規制情報
○被災者の安否	○食料・生活物資に関する情報
○空き病院の情報	○電気・ガス・水道などの復旧の見通し
○二次災害防止のためにとるべき措置	
○その他必要な事項	

(2) 住民に対する対応

住民に通知すべき広報事項は、災害発生後の時間経過に伴って変化する広報へのニーズを考慮し、以下の方法により行う。

○来庁者に対する広報窓口の設置
○広報車を現地へ派遣しての情報収集及び必要事項の広報活動
○報道機関を通じた、テレビ・ラジオ・新聞等による広報
○写真・ポスター、広報誌・チラシ等の掲示・配布
○村防災行政無線による呼びかけ
○村ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、ＳＮＳの活用

(3) 要配慮者に対する対応

点字やＦＡＸ、手話通訳・文字放送の活用、外国語放送の要請等、要配慮者に配慮したきめ細かな広報活動を行う。

第３　安否情報の提供

１　安否情報の照会手続き

(1) 安否情報の照会

安否情報の照会は、村に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。

安否情報の照会を受けた村は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第１項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

村は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

なお、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等、安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

≪安否情報の提供に関する照会者と照会に係る者との間柄≫

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
・被災者の親族（前記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

(2) 安否情報を回答するに当たっての村の対応

村は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　災害派遣要請	○			総務班	沖縄県、自衛隊
第２　派遣部隊の救助活動等	○			総務班	沖縄県、自衛隊
第３　災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等	○			総務班	自衛隊
第４　ヘリポートの準備	○			総務班	自衛隊
第５　自衛隊の自主派遣	○			総務班	自衛隊

災害時における自衛隊の派遣要請は、次の要領で行う。

第１　災害派遣要請

１　災害派遣を要請する場合の基準

知事は自衛隊法（昭和 29 年法律 165 号）第 83 条に基づき、次の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

○天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
○災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
○県が村との通信途絶の状況から判断した場合

２　災害派遣要請の要領

(1) 派遣要請者

災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）は以下のとおりである。

要　請　者	災　害　内　容
知事	主として陸上災害
第十一管区海上保安本部長	主として海上災害
那覇空港事務所長	主として航空機遭難

(2) 災害派遣命令者

災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）は、災害派遣の要請を受けた場合、又は自己の判断により部隊の災害派遣を命令する。

≪自衛隊の災害派遣要請系統図≫

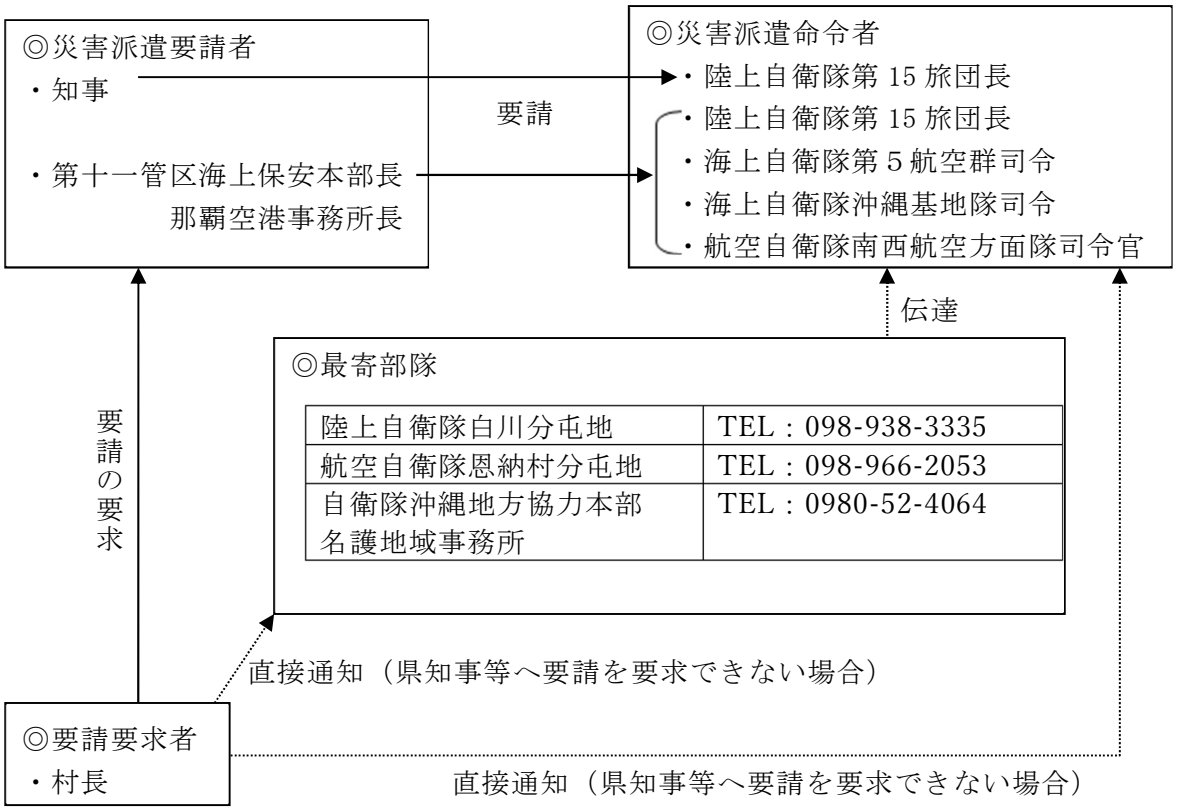

※緊急時における通報を実施した村長は、速やかに県に派遣依頼する。

(3) 要請の内容

ア　災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第 106 条）

派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請する。ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

○災害の状況及び派遣を要請する事由
○派遣を希望する期間
○派遣を希望する区域及び活動内容
○その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

イ　緊急患者空輸を要請する場合

区　分	内　容
患者の状況	○入院先病院、空輸区間 ○患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見
付添者等	○付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所
特異事項等	○酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数 ○搭載医療器材及びその大きさ、重量 ○現地の風向、風速、天候、視界
その他参考となるべき事項	地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材
緊急患者空輸要請書	資料編のとおりとする。

(4) 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

３　村長の派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

村長は、基本法第 68 条の２に基づき、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 防衛大臣等への通知

村長は、 (1)の要求ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。なお、村長は、通知を行った場合は、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

４　村が準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、村は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力する。

○災害地における作業等に関しては、県及び村当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。
○村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておく。
○派遣部隊の防災拠点の指定や、宿泊施設又は野営施設を提供する。
○災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り村において準備する。

第２　派遣部隊の救助活動等

１　派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常は以下のとおりである。

○被災状況の把握（偵察活動）
○避難の救助（避難者の誘導、輸送）
○避難者等の捜索、救助
○水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
○消防活動（消火）
○道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
○応急医療、救護及び防疫
○通信支援
○人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送、孤立地区に対する人の吊り上げ、救出又は降下）
○炊飯及び給水支援
○物資の無償貸付又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第１号（昭和 33 年１月１日付）による。）
○能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
○その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

２　派遣部隊との連絡調整

沖縄県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。

自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、村又は県、その他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して調整・連絡にあたる。

災害の発生が予想される場合、村は、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

３　派遣部隊の撤収

要請者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努める。

派遣命令者は、知事から要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊を撤収する。この際、村、警察、消防機関等と周密に調整するとともにその旨知事に連絡する。

４　経費の負担区分等

派遣部隊等が活動に要した経費のうち、以下に揚げるものは、県及び村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定する。

また、以下に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上、協定を行う。

○派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
○関係公共機関等の宿泊施設に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
○岸壁使用料

第３　災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

１　自衛官の措置

災害派遣等を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、以下の措置をとることができる。

区　分	内　　容
警察官がその場にいない場合（自衛隊法第 94 条）	○避難命令等（警察官職務執行法第４条第１項） ○土地、建物等への立入（警察官職務執行法第６条第１項） ○緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第 76 条の３第３項）　（所轄警察署長への通知）
村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合（いずれも村長へ通知）	○警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第 63 条第３項） ○他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第 64 条第８項） ○住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第 65 条第３項）

２　自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

以下の損失・損害については、村が補償を行う。

○自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第 64 条第８項において準用する同条第１項）により通常生ずる損失
○自衛官の従事命令（法第 65 条第３項において準用する同条第１項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

第４　ヘリポートの準備

村は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

受入れ時の準備は、以下のとおりとする。

○離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
○ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
○砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
○ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
○物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
○離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

第５　自衛隊の自主派遣

自衛隊法第 83 条第２項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が､要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は､以下のとおりである。

○災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
○災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
○海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
○その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第７節　広域応援要請計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　県等に対する応援要請	○			総務班	沖縄県
第２　受入体制の確保	○			総務班	
第３　防災関係機関における応援要請	○			総務班	警察署、 金武地区消防衛生組合、 ライフライン事業者
第４　村機能への支援	○	○		総務班	沖縄県

大規模な災害が発生し、村単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、応援協定に基づき隣接市町村、県又は指定地方行政機関等に対し応援要請を行い、災害応急活動、応急復旧活動の万全を図る。

第１　県等に対する応援要請

１　職員の派遣・あっせん

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び 30 条に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体等の職員の派遣についてあっせんを求める。

なお、派遣を求める場合には、指定行政機関等又は県に対し、以下に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

○派遣を要請する理由
○派遣を要請する職種別人員数
○派遣を要請する期間
○派遣される職員の給与、その他の勤務条件
○その他職員等の派遣について必要な事項

２　他の市町村への応援の要求

村長は、災害応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村の長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

３　知事への応援の要求

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法 68 条に基づき、知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

４　民間団体等への協力要請

村長は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、あらかじめ締結した災害時の応援協定に基づき、民間団体等に協力を要請する。

第２　受入体制の確保

大規模自然災害時において、村は、国からの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）や県の職員派遣に対する受入体制を整備し、被災状況の迅速な把握、防災関係機関との調整等を円滑に進めるとともに、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の現地活動拠点施設を定め、被害の発生及び拡大の防止並びに災害応急対策に対する技術的な支援を受け、被災地の早期復旧に万全を期す。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。この際、特に大規模災害発生直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を的確かつ円滑に行えるようにする必要があることに留意する。

第３　防災関係機関における応援要請

１　警察

大規模災害発生時において、石川警察署は、警察法第 60 条に基づき、必要に応じ警察災害派遣隊の出動を要請し、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求める。

２　消防機関

大規模災害発生時において、村及び金武地区消防衛生組合は、消防組織法第 44 条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

３　ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

第４　村機能への支援

本村が被災し、村の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、県は以下のように村の支援を行うこととしている。

１　県調査隊の派遣

県は、村に対しヘリコプター等による県職員の調査隊を派遣し、被害情報を把握するとともに、県等による村への支援について連絡調整を行う。

なお、村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

２　県職員等の派遣

県は、村の機能をバックアップするために必要な村のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して村への支援を要請する。

３　応援職員の調整

県は、村からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、村への配置や輸送等の調整を行う。

４　県による代行

被災により村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、市町村に与えられた以下の権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を村に代わって行う。

○警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
○他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
○現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第８節　避難計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　避難の原則	○			総務班	沖縄県、防災関係機関
第２　避難情報等の運用	○			総務班	第十一管区海上保安本部
第３　避難実施の方法	○			総務班、観光商工班、健康福祉班	村観光協会、村社会福祉協議会
第４　避難所の開設及び避難者の保護	○			村民生活班	各自治会
第５　指定避難所の運営管理	○	○		村民生活班、健康福祉班	各自治会
第６　学校､社会福祉施設及び医療施設における避難対策	○			教育班、健康福祉班	各施設管理者
第７　津波避難計画	○			総務班	第十一管区海上保安本部
第８　広域一時滞在		○		総務班	沖縄県、関係市町村

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に迅速かつ的確に避難させる。

第１　避難の原則

１　実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等､避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護は、以下の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

また、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 高齢者等避難の発令

実施責任者	災害の種別	根拠法	備　　考
村　　長	災害全般	災害対策基本法第 56 条第２項	

(2) 避難指示

実施責任者	災害の種別	根拠法	備　　考
村　　長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
知　　事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	村長ができない場合に代行
警 察 官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 61 条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をするいとまのないとき
警 察 官	災害全般	警察官職務執行法第４条	
自 衛 隊	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第 29 条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種別	根拠法	備　　考
村　　長	災害全般	災害対策基本法第 63 条	
知　　事	災害全般	災害対策基本法第 73 条	村長ができない場合に代行
警 察 官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長から要請がある場合又は村長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき
自 衛 隊	災害全般	災害対策基本法第 63 条	村長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警 察 官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	
警 察 官	洪水、津波、高潮	水防法第 21 条	消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき

(4) 避難の誘導

指定避難所への誘導は、高齢者等避難、避難指示の発令者及び警戒区域の設定者が行う。

(5) 指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容保護は村長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合における指定避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行う。

また、広域避難等において村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

第２　避難情報等の運用

１　避難情報等の種類

避難情報の種類及び基準は、以下のとおりである。また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台、津波避難ビル等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、基本的に「高齢者等避難」及び「緊急安全確保」は発令せず、「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。

災害の状況	住民がとるべき行動	避難情報の種類	内容	根拠法
災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。ただし、地域の状況に応じて早めの避難が望ましい場合は、一般住民に対しても自主避難を求める。 ＜基準＞ ①本村において震度４が観測され、村長が必要と認めたとき ②遠地地震による津波が到達すると予想されるとき（注１） ③村長が必要と認めたとき	災害対策基本法第 56 条第２項
災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	下記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。 ＜基準＞ ①津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（注２）が発表されたとき ②強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、村長が必要と認めたとき ③震度５弱以上の地震が発生したとき ④村長が必要と認めたとき（注３）	災害対策基本法第 60 条第１項
		警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第 63 条

（注１）津波の到達時間から概ね３時間前までに高齢者等避難を発令する。
（注２）漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤

防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ１ｍより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

（注３）津波警報等が入手できない場合など。

２　避難情報等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発する。

○発令者
○対象区域
○高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定の理由
○避難日時、避難先及び避難経路
○その他必要な事項

３　避難情報等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール)、災害情報共有システム（Ｌアラート)、サイレン、ホームページ、LINE、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。あわせて、津波フラッグを使用して遊泳中の方や聴覚障がい者に対し、速やかな避難を促す。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を要請する。

４　関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね以下のとおり、必要な事項を関係機関へ通知する。

対象者		通　　知　　先	根拠法
村　長	→	知事（防災危機管理課）	
知事（防災危機管理課）	→	村長	災害対策基本法
〃（海岸防災課）	→	石川警察署長	地すべり等防止法
警察官	→	石川警察署長 → 村長 → 知事（防災危機管理課）	災害対策基本法
	→	石川警察署長 → 県警本部長 → 知事（防災危機管理課）→ 村長	警察官職務執行法
自衛官	→	村長 → 知事（防災危機管理課）	
水防管理者	→	石川警察署長	

５　放送を活用した避難情報の伝達

村は、村長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成 17 年６月 28 日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

６　解除の基準

避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除する。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

第３　避難の実施の方法

村は、以下を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

１　避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者（乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦、観光客、外国人※等）を可能な限り優先して行う。

※言葉の壁や文化・習慣、宗教など、避難情報やサービスの提供で配慮が必要な者

２　避難の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行う。

○避難に当たっては、災害状況に応じて避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。
○避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
○誘導に当たっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じ避難経路を２箇所以上選定する。

３　避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、村の避難行動要支援者の個別避難計画等に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域や関係者で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行うものとし、その場合、村は可能な限り支援を行う。

４　避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめる。

第４　避難所の開設及び避難者の保護

１　避難所の設置

村は、災害時は、開設する避難所に避難所責任者を配置し、指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知・徹底を図る。

避難所責任者は、直ちに避難所の開設を行い、災害対策本部との情報伝達手段の確保及び避難者の確認が円滑に実施されるよう万全の体制を整える。

なお、避難所の設置は、集団的に収容でき炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを避難所として開設する。

(1) 入所対象者

避難所への入所対象者は、避難指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(2) 費用

村が避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設トイレ等の設置費とする。

(3) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生から必要な期間とする。

２　避難所が不足する場合

指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

その他、避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。

○隣接市町村への収容委託、建物・土地の借り上げ等 ○県施設の一時使用要請 ○県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請

３　避難長期化への対応

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。また、必要に応じて、県の支援を求める。

第５　指定避難所の運営管理

村は、指定避難所の適切な運営管理を行う。

１　指定避難所の運営

指定避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

村は、指定避難所の適切な運営管理を行うため、各指定避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施する。

２　避難者に係る情報の把握

村は、指定避難所ごとに、収容されている避難者及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

３　指定避難所の生活環境の整備

村は、次のとおり指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

○食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 ○避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 ○運営に当たっては、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女の

ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。
○テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
○ペットの同行避難を考慮して、指定緊急避難場所・指定避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
○被災者が緊急連絡手段として利用できるよう、主な避難所等に災害用特設公衆電話を設置する
○指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
○指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・オムツ替えスペース・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

４　在宅避難者等の支援

村は、やむを得ず指定避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第６　学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

１　学校教育施設における避難対策

村教育委員会又は学校長は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童・生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ以下の事項について定めておく。

○避難実施責任者	○避難の順位
○避難先	○避難誘導者及び補助者
○避難誘導の要領	○避難後の処置
○事故発生に対する処置	○その他必要とする事項

２　社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難指示権者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておく。

第７　津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第１　避難の原則」によるものとする。

１　実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、本節第１「１　実施責任者」のとおりとする。

２　避難指示等の発令

避難指示等の運用については、本節第１「２　避難情報等の運用」のとおりとする。

また、村は以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等を発令する。

○全国瞬時警報システム（Jーアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
○強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
○津波警報・避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
○避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

３　避難場所

避難先は、村で定め津波避難場所に避難する。津波到達時間内に避難が困難な場合は、付近の高台や高層建築物等へ緊急避難する。

４　避難誘導

住民等の避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

５　避難所の開設・収容保護

津波により住家を失った被災者は、指定避難所に収容する。指定避難所開設以降の対策は、本節「第１　避難の原則」のとおりとする。

第８　広域一時滞在

１　広域一時滞在の協議等

(1) 他市町村への被災住民受入れ協議

村長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を知事に報告する。

(2) 協議を受けた村の受入れ

村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(3) 公示及び報告

村長は、受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(3) 広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

２　県外広域一時滞在の協議等

(1) 他都道府県への被災住民受入れ協議

村長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 知事の協議

知事は、村長から要求があったときは、被災住民の受入れについて、他の都道府県知事に協議しなければならない。広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、村長は、通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関に通知する。

(3) 県外広域一時滞在の終了

村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかにその旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

３　県外広域一時滞在の受入れ

知事が他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受入れについて協議を受け、本村に協議を要請した場合、村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

４　知事による代行及び特例

知事は、災害の発生により村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、村が実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、被災市町村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

５　知事等の助言の要請

村長は、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について、知事に対し助言を求めることができる。

第９節　観光客等対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			観光商工班	村観光協会、各施設管理者
第２　避難情報の伝達及び避難誘導	○			観光商工班	村観光協会、各施設管理者
第３　避難収容	○			観光商工班	村観光協会、各施設管理者、沖縄県
第４　帰宅困難者対策	○			観光商工班	村観光協会、沖縄県

第１　実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第８節　避難計画」のとおりである。

第２　避難情報の伝達及び避難誘導

１　村の役割

村は、津波情報や避難指示等の情報を、住民等への伝達方法の他に津波災害警戒区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、村観光協会、消防職員、消防団員等は、地震の安全確保のためにの時間的な余裕がある場合、海岸、漁港等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの津波避難施設等の安全な場所への避難を呼びかける。

２　観光施設等の役割

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や津波避難施設などの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

３　交通機関の役割

津波情報や村の避難情報を把握した交通施設の管理者は旅客に対し避難を呼びかけ、高台や津波避難施設等の安全な避難場所に誘導する。運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施する。

第３　避難収容

１　収容場所の確保

村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請するほか、県に対し、県有施設の一時使用の要請を行う。

２　安否確認

村は、村観光協会職員、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

３　飲料水・食料等の供給

村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

第４　帰宅困難者対策

１　情報の提供

村は、県と連携のもと、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

２　帰宅困難者対策

村は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、観光客等が村内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のためにバス、航空機及び船舶等での輸送について、県及び(一社)沖縄県バス協会等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第１０節　要配慮者対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			健康福祉班、教育班、観光商工班	施設管理者、村社会福祉協議会、村観光協会
第２　避難行動要支援者の避難支援	○			健康福祉班	村社会福祉協議会
第３　避難生活への支援	○			健康福祉班	村社会福祉協議会、沖縄県
第４　観光客・外国人への支援	○			観光商工班	村観光協会、関係団体等

要配慮者に対し、避難誘導等はもとより、避難所における生活支援や応急仮設住宅への優先的入居等、あらゆる面において配慮するとともに、被災状況やニーズの把握に努め、継続した福祉サービスの提供を行う。

※要配慮者 ・・・・・・・・・・・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、観光客・外国人など、防災対策を講ずる上で特に配慮を要する者

※避難行動要支援者 ・・・ 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第１　実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び村とする。なお、避難計画の基本的な事項は、「第８節　避難計画」のとおりである。

第２　避難行動要支援者の避難支援

村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定、内閣府）に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員をはじめ、住民や自主防災組織等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報を、災害対策基本法第 49 条の 11 及び 49 条の 15 の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者等に提供する。

第３　避難生活への支援

１　避難時の支援

村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズ等を検討するとともに、必要な専門的人材を確保するなど、ニーズに応じたサービスを提供する。

指定避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、指定福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、必要に応じて県に対し、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域的な支援を要請する。

２　応急仮設住宅への入居

村は、県と連携のもと、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

３　福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援するとともに、必要に応じて県に対し、必要な体制の支援を要請する。

第４　観光客・外国人への支援

村は、沖縄県国際交流・人材育成財団、(一財）沖縄観光コンベンションビューロー等の団体と連携して、観光客・外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティア等の受入れや割り振りの調整等を行う。

第１１節　消防計画

項　　目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班	金武地区消防衛生組合、沖縄県、石川警察署、自衛隊等
第２　相互応援計画	○			総務班	沖縄県

第１　実施責任者

村及び金武地区消防衛生組合は、その資機材と人員を活用し、火災その他の災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、消防体制、消防力等の整備に努め、その強化・拡充を図るものとする。

なお、具体的活動については、金武地区消防衛生組合が定める計画によるものとする。

本村の消防活動の主体となる消防本部は、金武町・恩納村・宜野座村の３町村で構成され、その組織図は次のとおりである。

金武地区消防衛生組合の組織図

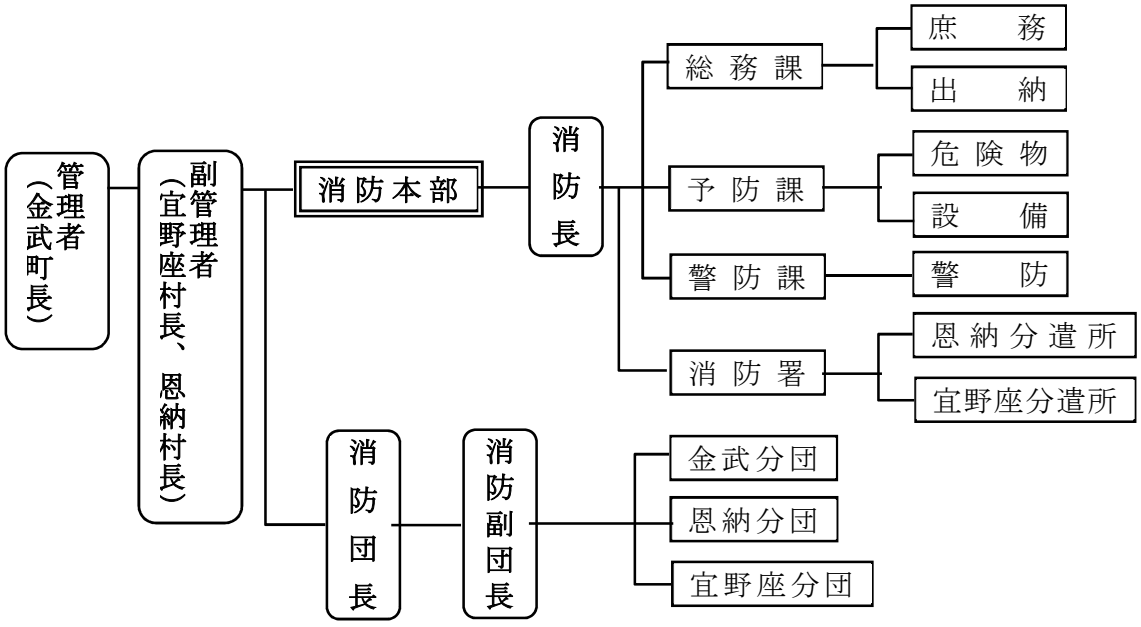

第２　相互応援計画

１　県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第 39 条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期する。

２　他都道府県による応援

(1) 消防庁長官への要請

村長は、災害等非常事態が発生した場合において、村内及び県内の消防力をもってこれに対処することができないと判断したとき、知事を通じ、総務省消防庁長官に対し以下の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請する。(消防組織法第 44 条)

○災害の発生日時・場所・概要 ○必要な応援の概要 ○その他参考となるべき事項

(2) 緊急時における消防庁長官の措置

消防庁長官は、災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにも関わらず、通信の途絶等により知事との連絡をとることができないとき、知事の要請を待たずに、他の都道府県知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

第１２節　救出計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班	金武地区消防衛生組合、関係機関
第２　救出の実施	○			総務班	金武地区消防衛生組合、沖縄県、石川警察署、関係機関
第３　惨事ストレス対策	○			総務班	金武地区消防衛生組合、沖縄県、関係機関

本節では、地震・津波災害により、生命、身体が危険な状態にある者や行方不明者等を救出するための体制等について定める。

第１　実施責任者

村をはじめとした救出機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

○災害のため、生命、身体が危険な状態にある者
○災害のため行方不明となった者

第２　救出の実施

１　救出の方法

大規模災害が発生したときの被災者の救出は、金武地区消防衛生組合又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施する。

また、サイレントタイム（生き埋めになった要救助者の発見を効率的に行うため、救出に当たる重機類の音や、ヘリコプターの音等を一斉に停止させること。）の設定など、現場の特性に応じた効果的な救出活動に努めるものとする。

救出機関	活動内容
村	救助機関として救出活動を実施する。 村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求める。
警　察	村から救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。 救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。
沖縄県	村への応援を必要と認めた場合、又は村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県等に対し応援を要請する。 海域での捜索を第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

自主防災組織	情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などを行う。
住　民	可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

２　救出用資機材の調達

村、金武地区消防衛生組合及び消防団等は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

第３　惨事ストレス対策

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて県を通じ、総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

災害救助法が適用された場合の被災者の救出の費用及び期間等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第１３節　医療救護計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			健康福祉班	沖縄県
第２　医療救護活動に関する組織体制	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関
第３　情報収集と共有	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関、災害医療本部
第４　医療救護の実施	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関、災害医療本部、地区医師会、日本赤十字社
第５　傷病者の搬送	○			健康福祉班、総務班	沖縄県
第６　助産体制	○			健康福祉班	沖縄県
第７　医薬品、衛生材料等及び血液製剤の確保	○			健康福祉班	沖縄県
第８　被災者の健康管理とこころのケア	○			健康福祉班	沖縄県

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、村、県及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む）を行う。

第１　実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産並びに乳幼児の救護は、医療関係機関の協力を得て村長が行う。

救助法が適用されたときは、村長は知事の補助を行う。

ただし、知事が必要あると認めたときは、村長が行うこととすることができる。

第２　医療救護活動に関する組織体制

県は、医療救護活動の実施にあたり、医療団体及び機関の協力の下、以下の組織体制をとる。村は、県の医療組織に応援を求める。

組織	活動内容
県災害医療本部	医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。
県ＤＭＡＴ調整本部	災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県災害医療本部の下に設置する。 【現場におけるＤＭＡＴ本部】 ・必要に応じて地域のＤＭＡＴの指揮及び関係機関等の調整を行うＤＭＡＴ活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。 ・必要に応じて航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置し、広域医療搬送に係るＤＭＡＴの活動を統括するＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部を設置する。
県ＤＰＡＴ調整本部	災害医療精神医療チーム（ＤＰＡＴ）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

組織	活動内容
	【現場におけるＤＰＡＴ本部】 ・必要に応じて地域のＤＰＡＴの指揮及び関係機関等の調整を行うＤＰＡＴ活動拠点本部を設置する。
災害医療調整班	県の医療救護活動に関し、医療関係団体・機関等の調整を行うため、本部災害医療コーディネーター、県ＤＭＡＴ調整本部及び県ＤＰＡＴ調整本部並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する組織を、県災害医療本部の下に設置する。
地域災害医療本部	地域における医療救護活動に関し総合調整するため、県災害医療本部の下に保健所の所管区域ごとに設置する。

第３　情報収集と共有

１　災害時の情報伝達手段

村は、既存の電話、ＦＡＸ、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットを活用し情報を収集する。

２　医療情報の収集・提供体制

村及び医療機関は、医療施設の被災状況、診療状況及び空床情報等の情報収集を行い、地域災害医療本部への情報提供に努める。

また、村は、地域災害医療本部と連携するとともに、地域災害医療対策会議に参加し情報共有を図り、必要に応じ、医療救護所等における医療ニーズに対応する医療救護班等の派遣を要請する。

３　住民への情報提供

被災地域の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、村又は地域災害医療本部が主体となって行う。また、沖縄県医療本部は、住民が必要とする医療情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

第４　医療救護の実施

１　村の活動

(1) 医療救護所の設置及び運営等

村は、医療機関及び中部地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域災害医療本部（中部保健所）に支援を要請する。

医療救護所は、被災地の近傍の避難所、体育館等既設の建物又はテント等の施設に設置し、傷病者のトリアージ（傷病の緊急性や重症度に応じて治療・搬送の優先順位を決めること）、応急処置、後方医療施設への搬送の要否の決定等を行う。

救護所の設置

設置区分	設　置　基　準
①　応急救護所	救護所は、本部長の指示により罹災者の収容施設、罹災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に設置するものとする。
②　臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、避難所（学校、公民館等）や避難場所（総合グラウンド等）、病院・診療所等の公共施設に臨時救護所を設置するものとする。

(2) 医療及び助産救護の実施

ア　医療及び助産は、救護班により行なうものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、地区医師会その他医療関係機関の協力を得て行う。

イ　医療及び助産の方法は、救護班によるものとする。

救護班の構成

班　　名	構成機関	班　構　成
医療・助産救護班	県立病院	医師 保健師・看護師 事務員
乳幼児救護班	村健康福祉課	保健師 保育士 看護師 事務員

ウ　医療救護の流れ

応急医療救護の流れは、以下のとおりである。

≪応急医療の流れ≫

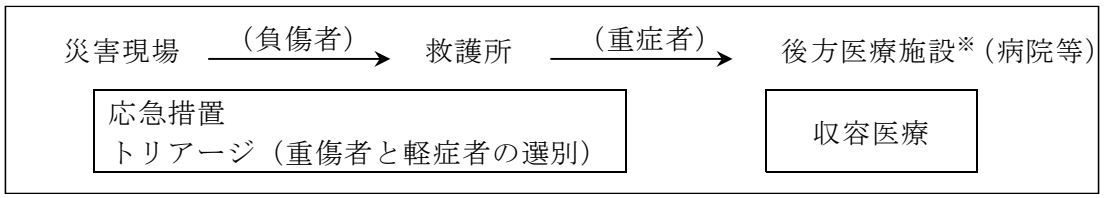

※後方医療施設：救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

エ　医療、助産の費用及び期間

医療及び助産の費用、期間は以下のとおりである。

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の費用及び期間等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

区分	費　　用	実施期間
医療	○救護班による場合 　薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費用の実費 ○一般の病院又は診療所の場合 　社会保険の報酬額以内 ○施術者による場合 　協定料の額以内	災害発生の日から14日以内
助産	○救護班による場合 　使用した衛生材料等の実費 ○助産師による場合 　慣行料金の８割以内の額	分娩した日から７日以内

(3) 村に派遣された医療救護班等への支援

村は、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者や救護が適当でない者は、以下の委託医療機関（県及び国立の公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関）において救護を行う。

○救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
○隣接市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

(5) 船舶の利用

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県（総括情報班）を通じ、第十一管区海上保安本部、海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請する。

２　ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ及び医療救護班の活動

県は、必要な情報を収集し、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

区分	内　　容
ＤＭＡＴの活動	○病院支援　○地域医療班　○現場活動 ○広域医療搬送　○その他必要な事項
ＤＰＡＴの活動	○精神科病院支援 ○ＰＴＳＤを始めとする精神疾患発症の予防等の支援 ○その他必要な事項
医療救護班の活動	○避難所及び医療救護所における医療 ○病院及び診療所の支援 ○避難所の状況把握と改善 ○在宅患者及び避難所の医療及び健康管理等 ○その他必要な事項

３　医療機関の活動

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は、主に以下の活動を行う。

医療機関	内　　容
被災地域の医療機関	○必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。 ○病院施設等の被災状況を、地域災害医療本部に報告する。 ○必要に応じて、地域災害医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。
非被災地域の医療機関	○被災地から搬送されてくる重傷者等を受入れる体制を整え、受入れる。 ○受入可能な傷病者数を、地域災害医療本部に報告する。 ○県災害医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

第５　傷病者の搬送

１　傷病者の搬送調整

(1) 村が実施する傷病者の搬送

救護所、後方医療施設等への傷病者の搬送は、原則として村の保有する車両及び消防機関の救急車両等により行う。

道路の不通等によりヘリコプターでの搬送が必要な場合は、県に対し、ヘリコプター（ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等）の出動を要請する。

(2) 県が実施する傷病者の搬送調整

県災害医療本部は、地域災害医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合は、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

２　広域医療搬送

(1) 広域医療搬送の決定

被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

(2) 航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設置

県災害医療本部は、県本部と協議して、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にＳＣＵを設置する。

第６　助産体制

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施する。

１　医療救護班等による助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの対応可能な助産師によって行うことも差し支えない。

医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、本節「第２　医療救護活動に関する組織体制」における応急医療の方法の場合と同様とする。

２　委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行う。

○災害救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所 ○上記の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

第７　医薬品、衛生材料等及び血液製剤の確保

医療救護所における必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、各編成施設の当該班の手持品、資材を携行し繰替使用するものとするが、携行不能又は不足の場合は、中部地区医師会検診センターにおいて補給するものとする。ただし、当該地域において確保が困難なときは、県（衛生薬務班）において確保、輸送の要請を行う。

また、本村において、災害時の輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、県（衛生薬務班）を通じ沖縄県赤十字血液センターへ必要な輸血用血液製剤の確保を要請する。

第８　被災者の健康管理とこころのケア

１　被災者の健康状態の把握

被災者の避難生活が長期にわたる場合は、県と連携し、指定避難所・仮設住宅等での医療救護活動（巡回健康相談等）を行い、被災者の健康状態を把握する。

２　ＤＰＡＴの編成及び活動

沖縄県ＤＰＡＴは、発災当日から遅くとも 72 時間以内に被災地域に派遣されるＤＰＡＴ先遣隊と沖縄県ＤＰＡＴに登録された機関により編成される。

被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。活動内容については、「沖縄県ＤＰＡＴ活動マニュアル」（令和３年３月）に定める。

３　こころのケア

県は、保健所に相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や村への支援体制を構築する。沖縄県立総合精神保健医療センターは、保健所及び村へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。

村は、県との連携により、こころのケア対策（ストレス・ＰＴＳＤ等の被災者対策、精神保健福祉相談、学校における子どもの健康診断・カウンセリング等）を実施する。

４　継続的治療への支援

村は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

県は、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、村からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受入れの体制を構築する。

第１４節　交通輸送計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班、建設班、産業振興班	沖縄県、道路管理者
第２　交通の規制	○			総務班、建設班	沖縄県、石川警察署
第３　緊急輸送	○			総務班、産業振興班	沖縄県、第十一管区海上保安本部
第４　広域輸送拠点の確保	○			総務班、建設班、産業振興班	県

被災者、その他応急対策の実施に必要な人員、物資及び資材の輸送等を円滑かつ確実に行うため、交通規制を実施することにより、交通の危険及び混乱の発生を防止するとともに、緊急輸送に必要となる車両等を確保する。

第１　実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行う。

これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

１　交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

規制の種類	実施責任者
道路法に基づく規制	道路の管理者
道路交通法に基づく規制	県公安委員会
基本法に基づく規制	県公安委員会

なお、各実施責任者の規制内容や根拠法を示すと次表のとおりである。

実施責任者		規制種別	根　拠　法
陸上	道路管理者	危険箇所	道路法に基づく規制（道路法第 46 条） ○災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、交通を禁止し、又は制限する。
	県公安委員会	危険箇所	道路交通法に基づく規制（道路交通法第４条） ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
		災害緊急輸送	災害対策基本法に基づく規制 （災害対策基本法第 76 条） ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
海上	海上保安庁	特定港内及び危険箇所	海上保安庁法に基づく規制 （海上保安庁法第 18 条） ○天災事変等の危険な事態があり、人の生命、身体の危険又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、急を要する場合。 港則法に基づく規制（港則法第 37 条） ○船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。

２　交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第 31 節　公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

３　緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うとともに、本村における被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は村長が行う。

ただし、以下の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとることとしている。

○災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
○輸送実施機関において輸送不可能の状態と認められる場合
○漁港施設等の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
○公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

４　緊急輸送道路

「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成 31 年２月、沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）において指定されている。

本村に係る緊急輸送道路は以下の通りである。

道路種別	路線名	管理者	区間
高速道路	沖縄自動車道	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社	許田ＩＣ～那覇ＩＣ
国道（指）	国道 329 号	沖縄総合事務局	名護市世冨慶～那覇市上間
村道	村道牛原 4 号線	宜野座村	宜野座村字宜野座
村道	村道牛原線	宜野座村	宜野座村字宜野座

第２　交通の規制

１　道路交通網の把握

災害が発生した場合、村は、他の道路管理者及び県公安委員会（警察署）と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

○損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
○迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
○緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

２　危険箇所における規制（道路法第 46 条）

村及び県並びに県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

３　通行禁止等の周知

村は、交通規制により通行の禁止又は制限を行った場合には、他の道路管理者及び県公安委員会（警察署）と連携のもと、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

４　通行禁止区間における措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 道路区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた時は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。また、移動させることが困難な時はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

(2) 警察官の指示を受けた場合

警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において、車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、その際、運転者などが命令された措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員より、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するための必要な措置を命じられたときは、その措置にに従う。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自ら当該措置をとることができる。

(4) 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。運転者はその命令に従う。

なお、運転者がいない場合等は、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

５　緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとる。

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	村長は、被災地において緊急輸送を実施しようとする場合は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡する。
県公安委員会の措置（制限の必要を認めたとき）	県公安委員会は、上記の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をする。 ア　緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置する。 イ　緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。 ウ　緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

６　緊急通行車両の事前届出

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から緊急通行車両であることの確認申請が殺到し、その事務等が困難を極め、災害応急対策に支障をきたすことが懸念される。したがって、災害時に使用する予定の車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期して行う。

担当事務局	届出	
宜野座村総務課防災係 （TEL）968-5111	→	沖縄県公安委員会　（TEL）862-0110
	←	石川警察署　（TEL）964-4110

緊急通行車両の標章・証明書

なお、緊急車両の交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

７　規制除外車両

村は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記６の事前届出を推進する。

○医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
○医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
○患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
○建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第３　緊急輸送

１　輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第１段階から第３段階とする。

優先段階	対　象　内　容
第１段階	○救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階	○“第１段階”の続行 ○食料及び水等の生命維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階	○“第２段階”の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

２　輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して以下のうち適当な方法による。

○道路輸送	○海上輸送
○空中輸送	○人力による輸送

また、輸送実施機関は所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずる。

(1) 道路輸送

ア　車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、概ね以下の順位による。

○応急対策を実施する機関に属する車両等
○公共的団体に属する車両
○営業用の車両等
○自家用の車両等

イ　村有車両の確保

災害輸送のための村有車両の確保は、以下の方法により行う。

○村有車両の掌握管理は、総務班において行う。
○各班長は、車両を必要とするとき総務班に以下の事項を明示して配車を要請する。
　a　輸送日時及び輸送区間
　b　輸送対象の人数、品名及び数量
　c　その他必要な事項
○総務班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知する。

ウ　費用の基準

輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。
官公署、その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度を負担する。

エ　燃料の確保

村において車両による輸送を行う場合は、株式会社 JA おきなわ SS 及び有限会社拓邦産業に優先的な供給を要請する。

(2) 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ輸送を実施する。特に、緊急の場合であって船舶による輸送が必要な場合は、県有船又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努める。

ア　県有船舶による輸送

村は､県有船舶による輸送を必要とする場合､以下の事項を明らかにした文書により、県（総括班）に対して要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。

○災害の状況及び応援を必要とする理由 ○応援を必要とする期間 ○応援を必要とする船舶数 ○応急措置事項 ○その他参考となるべき事項

イ　第十一管区海上保安本部船艇による輸送

村長は､第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは､知事（総括班）に対し本章「第６節　自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を行う。

なお､村における要請後の措置等についても､本章｢第６節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行う。

ウ　民間船舶による輸送

村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

(3) 空中輸送

災害の発生による交通途絶等の理由により緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行う。

ア　空中輸送の実施

災害の発生による交通途絶等の理由により緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行う。

イ　空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については､｢第６節　自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

ウ　ヘリポートの整備

村は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑を図る。ヘリポートの設置基準については、本章第６節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(4) 人力輸送

村は、人力輸送に当たっては、住民の協力を要請して行うものとし、村は安全かつ効率的な輸送経路について検討を行い、災害時に迅速かつ適切な措置を図る。

第４　広域輸送拠点の確保

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受入れ、村に輸送するために、空港や港湾に近接する施設又は空き地に広域輸送拠点を確保する。

村は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第１５節　治安警備計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　災害時における警察の任務	○			総務班	石川警察署
第２　災害時における警備体制	○			総務班	石川警察署

第１　災害地における警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたる。

第２　災害時における警備体制

本村において、警察が行う公安警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」及び「石川警察署災害警備実施要綱」の定めるところによる。

村長は、以下の措置を実施する。

村長の措置	措置内容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力する。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行う。
出勤要請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第１６節　災害救助法適用計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班	沖縄県
第２　災害救助法の適用基準	○			総務班	沖縄県
第３　災害救助法の適用手続き	○			総務班	沖縄県
第４　救助の実施	○			総務班	
第５　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準	○			総務班	沖縄県

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、村は、速やかに救助法の適用を申請するとともに、救助法による救助の実施により、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第１　実施責任者

災害救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、村長は県が行う救助を補助する。

ただし、県が救助を迅速に行うため必要と認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が実施する。

救助の種類は、以下のとおりである。

なお、災害救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、村地域防災計画に定めるところにより村長が実施する。

○指定避難所及び応急仮設住宅の供与
○炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
○被服、寝具、その他生活必需品の給与
○医療及び助産
○被災者の救出
○被災した住宅の応急修理
○生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
○学用品の給与
○埋葬
○遺体の捜索及び処理
○災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第２　災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本村の被害が以下のいずれかの災害程度に該当し、かつ現に応急的な救助を必要とする場合に適用される。

○本村内の被害世帯数が 40 世帯以上（総人口：5,000 人以上、30,000 人未満）
○被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上であって、そのうち本村内の被害世帯数が 20 世帯に達した場合
○被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、本村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき
○村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき
・災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
・多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき

※被害世帯とは、全壊（焼）、流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、以下の基準をもって換算する。
１ 住家が半壊し又は半焼するなど、著しく損傷した世帯は、２世帯をもって住家が滅失した一つの世帯とみなす。
２ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって住家が滅失した一つの世帯とみなす。

※令和２年国勢調査による本村の人口は、5,833 人であり、被災世帯数の要件は 5,000 人以上 15,000 人未満の枠に該当する。

救助法の適用基準

区分		内容
第１号適用		村内の滅失世帯数が４０世帯以上に達した時
第２号適用		次の２つの基準に達した時 １ 沖縄県内における住家滅失世帯数 1,500 世帯以上 ２ 村内の滅失世帯数が 20 世帯以上(第１号適用基準の 1/2 以上)
第３号適用	前段	次の２つの基準に達した時 １ 沖縄県内における住家滅失世帯数 7,000 世帯以上 ２ 村で多数の世帯の住家が滅失（※１）
	後段	次の２つの場合 １ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合（※２） ２ かつ、村で多数の世帯の住家が滅失した場合
第４号適用		多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合（※３）

※１ 多数の世帯とは、確定数では示されていないが、災害弔慰金の支給等に関する法施行令等から、最低５世帯以上は必要と考えられる。
※２ 内閣府令（平成 25 年 10 月１日内閣府令第 68 号第１条）で定める特別な事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとされている。
※３ 内閣府令（平成 25 年 10 月１日内閣府令第 68 号第２条）で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとされている。
１ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
２ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第３　災害救助法の適用手続き

１　災害救助法の適用要請

村長は、村内における災害が本節「第２　災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、直ちにその旨を県知事に報告する。

その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

災害救助法の申請事項

○災害発生の日時及び場所 ○災害の原因及び被害の状況 ○救助法の適用を要請する理由 ○救助法の適用を必要とする期間 ○既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み ○その他必要な事項

救助法の適用手続き系統図

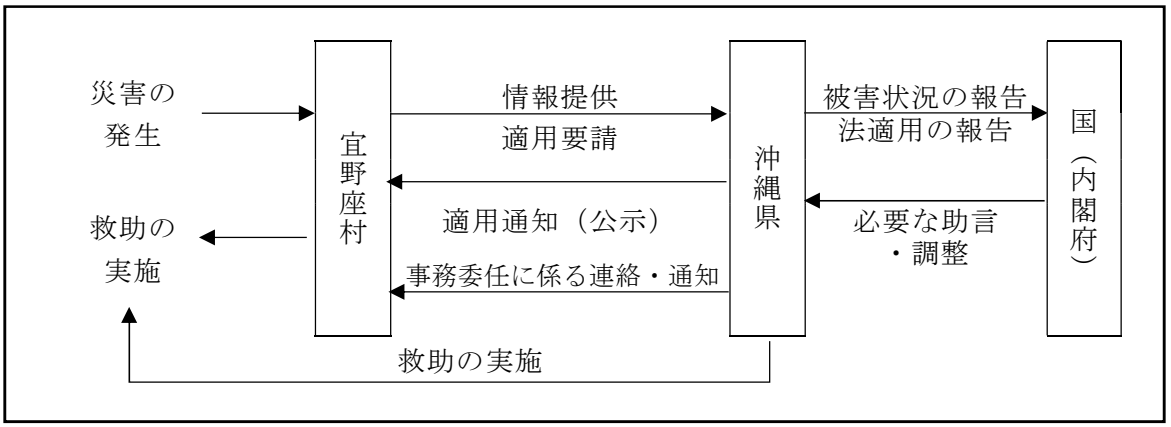

２　適用要請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、村長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について指示を受ける。

３　県の役割

知事は、村長からの報告に基づき災害救助法に適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について村長に通知するとともに、関係行政機関、厚生労働省及び内閣府に通知又は報告する。

災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

第４　救助の実施

１　救助の程度・方法及びその費用の範囲

災害救助法による救助の程度、救助の方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度と期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

２　災害報告及び救助実施状況の報告

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には災害発生の時間的経過にあわせ、「発生報告」・「中間報告」・「決定報告」の３段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

第５　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、資料編のとおりである。

なお、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

第１７節　給水計画

項　　目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			上下水道班	沖縄県、金武地区消防衛生組合
第２　供給の方法	○			上下水道班	金武地区消防衛生組合
第３　医療施設等への優先的給水	○			上下水道班	金武地区消防衛生組合
第４　水道施設の応急復旧		○		上下水道班	金武地区消防衛生組合、各水道事業者

被災者の生命又は生活の維持に必要な飲料水、生活用水を調達・確保し、ニーズに応じた給水を行う。

第１　実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、給水を迅速に行う必要があると認められるとき、又は災害救助法が適用されない場合で村長が特に必要と認めたときは、村（上下水道班）が実施する。

第２　供給の方法

給水は、必要最低限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な場所において塩素の残留効果を適時測定する。

１　供給の方法

供給の方法は、配水池等を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行う。

○貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する。
○配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水する。
○ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水する。

２　給水方法

(1) 取水

給水のための取水は、消火栓、配水池又は補給水源等から行う。

(2) 水質検査

取水源が汚染しているとき、または汚染の恐れがあるときは、水質検査を行い、ろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行う。

(3) 供給

被災地への給水は、村及び村内業者から消防ポンプ車の代用、借用給水タンク車等により搬送して行う。

３　その他の給水方法

その他の給水の方法として、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行う。なお、給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

４　住民への広報

給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

５　給水量

被災者に対する給水量は、1 人 1 日 3ﾘｯﾄﾙ程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、給水量を増減するものとする。

第３　医療施設等への優先的給水

村は、医療施設、社会福祉施設、避難所等に対して優先的に給水を行う。

第４　水道施設の応急復旧

村は、水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧を行い、必要に応じて村給水工事指定店の応援を求める。

第１８節　食料供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			村民生活班	沖縄県
第２　食料の調達	○			村民生活班	
第３　炊き出し等の食品の給与	○			村民生活班、教育班、健康福祉班	村内販売業者、県、沖縄総合事務局等
第４　要配慮者に配慮した食品の給与	○			村民生活班、教育班、健康福祉班	

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための調達、炊き出し及び配給等の迅速、確実を期するものである。

第１　実施責任者

災害時における食料の供給は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、村長が実施する。

第２　食料の調達

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

区分	調達方法
主食 （米穀又は乾パン）	米穀については、村長又は知事（流通・加工推進班）に米穀の応急買受申請を行い、知事の発行する応急買受許可書により指定業者手持の米穀を調達するものとする。 災害用乾パンについては、村長は知事に災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請を行い調達するものとする。
副食及び副調味料等	村内の販売業者より調達するものとする。 なお、緊急調達の必要がある場合は、県及び他の市町村の応援を要請し調達する。

第３　炊出等の食品の給与

被災者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、以下による。

区　分	内　　容
給与の方法	○炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。 ○救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン、麦製品（乾ウドン等）又は食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。 ○炊き出しは村長が行う。 ○炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、村長が行う。 ○炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設ける。 ○炊き出し施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておく。 ○炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意する。 ○食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。 ○炊き出しは、各避難場所において教育班が行い、必要に応じて婦人会及び自治会等の協力を得て行う。
給与の種別	○炊き出し（乳幼児のミルクを含む） ○食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって３日以内の食料品を支給する）
給与品目及び数量	○給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。 ○給与数量は、１人１日精米換算 300ｇ以内とする。乾パン、麦製品（乾ウドン等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

第４　要配慮者等に配慮した食料の給与

村は、要配慮者や食物アレルギーを有する者等に配慮した食料の給与に努める。

第１９節　生活必需品供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第２　給与又は貸与の方法	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第３　物資の調達・配布	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第４　救援物資の受入れ	○			総務班、健康福祉班	沖縄県
第５　義援物資及び金品の保管及び配分	○			総務班	沖縄県

災害により日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」という）を喪失または毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与または貸与する必要がある。この計画は、生活必需品の調達及び供給等について定めるものである。

第１　実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、村が必要と認めるときは、村長が実施する。

第２　給与又は貸与の方法

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、村において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行う。

また、指定避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

区分	給与・貸与の範囲
対象者	災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、または床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
品目	給与または貸与する衣料物資は、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ○被服、寝具及び身のまわり品　　○炊事用具及び食器 ○日用品及び光熱材料
費用	被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与のため支出できる費用は消耗品費、原材料費とし、1 世帯当りの費用は季節別及び世帯区分による範囲とする。（救済法に基づく）
期間	被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内とする。

第３　物資の調達・配布

物資の調達については、あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達する。

なお、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具､燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに､要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

村民生活班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の「配分計画」を立てて迅速かつ確実に配給する。

第４　救援物資の受入れ

１　救援物資の受入れ

村は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受入れる。

村で救援物資の受入れができない場合は、県が村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

２　受入れルールの作成

救援物資を受入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

第５　義援物資及び金品の保管及び配分

本村に送付された義援物資及び金品は、総務班において受入れ、保管し「配分計画」に基づき被災者に支給する。

第２０節　感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　感染症対策	○	○		村民生活班、健康福祉班	沖縄県、中部保健所等
第２　保健衛生	○	○		健康福祉班	中部保健所等
第３　し尿処理	○	○		村民生活班	沖縄県
第４　動物の保護管理	○	○		村民生活班	沖縄県、関係団体
第５　ペット対応	○	○		村民生活班	沖縄県、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等

この計画は、災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、清掃及び動物の保護収容等に関するものである。

第１　感染症対策

災害時における感染症の発生及び蔓延を防止するため、防疫の万全を期す。

１　実施責任者

災害時における感染症対策上必要な措置は、村（村民生活班）が、県の指示に従って行う。

なお、県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行う。

２　感染症対策実施の組織

村は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。

災害地域が広域にまたがるときは、その都度即応体制をとる。

担当区分		実施内容
村感染症対策班	検病調査係	実施責任機関となる県の検病調査班に協力して疫学調査を行う。
	防疫係	清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、昆虫等の駆除などにあたる。

３　県による感染症対策の指示

村は、知事（健康増進班）が派遣した担当職員の実情調査業務に協力するとともに、担当職員の指導に従い、速やかに以下の指示事項を実施する。

なお、村の行う措置は、感染の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため、最大限行うものとする。

(1) 法第 27 条第２項及び第 29 条第２項の規定による消毒に関する指示
(2) 法第 28 条第２項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
(3) 法第 31 条第２項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
(4) 予防接種法第６条第１項の規定による臨時予防接種に関する指示

４　感染症対策の実施

(1) 清潔方法

村は、感染症の患者が発生し、または感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地または建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導する。

また、村は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所を中心に感染症予防のための衛生処理を実施する。

なお、津波被害の被災地においては，津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

感染症法第 27 条第２項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成 16 年１月 30 日付け健感発第 0130001 号)」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

なお、知事の指示がない場合でも村長が必要と認めた場合は、上記の措置に準じて実施する。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

法第 28 条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第 15 条に定めるところに従って行う。

(4) 生活の用に供される水の供給

感染症法第 31 条第２項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実施するものとし、生活用水の供給に当たっては、特に配水器具等を衛生的に処理することに留意する。

なお、供給量は１日１人当たり約 20 リットルを目安とする。

(5) 臨時予防接種

予防接種法第６条第１項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。

実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、避難所で患者若しくは保菌者が発見され、蔓延のおそれがある場合には緊急に実施する。

(6) 患者等に対する措置

感染症患者及び病原菌の保菌者の隔離収容施設が被災した場合、又はそこで感染症患者又は病原菌の保菌者を発見したときは、中部保健所長の指示に従い、速やかに別の隔離施設に収容する。

なお、交通途絶等のため患者を隔離施設に収容できない場合は、近くの適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

ただし、やむを得ない事情により隔離施設の収容が困難な病原菌の保菌者に対しては、自宅隔離を行うものとする。この場合は、特にし尿の衛生的処理について十分指導監視する。

(7) 避難所の感染症対策措置

避難所は応急仮設的で､かつ多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるため、中部保健所の指導を得て防疫活動を実施する。

この場合、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て防疫の完璧を期する。

なお、感染症対策指導の重点事項は概ね以下のとおりとする。

○疫学調査	○清潔の保持及び消毒の実施
○集団給食	○飲料水の管理
○健康診断	

(8) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、村民生活班において緊急に調達するが、それが不可能な場合は中部保健所に調達斡旋の要請を行う。

第２　保健衛生

被災者の健康管理について、次の実施を図るものとする。

実施事項	実施内容
良好な衛生状態の保持	被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変にともない被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。
要配慮者への配慮	高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施する。
保健師等による健康管理	保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

第３　し尿処理

１　し尿の収集・処理

村は、次の方法によりし尿の収集・処理を実施する。

区分	実 施 内 容
収集方法	し尿の収集は、災害の規模に応じて、各許可業者に指示して集中汲み取りを実施する。
処理方法	し尿の処理は、「宜野座村し尿処理液肥化施設」で行う。

２　仮設便所の設置及びし尿処理

村は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

３　清掃用薬剤の調達

村は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施する。

第４　動物の保護管理

１　犬及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

(1) 犬及び負傷動物対策

村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

(2) 特定動物（危険動物）対策

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県が設置する特定動物対策班へ情報提供するとともに住民へ周知する。

２　保護・収容動物の公示

村は、保護・収容した動物の台帳を作成し、公示する。

３　動物の処分

県が動物の処分を行う次のことに関し、村は協力する。

(1) 所有者不明犬等

所有者不明犬等については、「狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律」に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。

(2) 特定動物（危険動物）

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。

所有者不明の場合には、県からの要請に基づき、村が特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置を講ずる。

(3) 保護・収容動物の公示

県が作成した保護・収容された動物の台帳を村が公示する。

第５　ペット対応

災害発生時には、避難者がペットを同伴して避難することが予想される。

そのため、村は、避難所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

避難所においては、ペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第２１節　行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班、村民生活班	石川警察署、第十一管区海上保安本部、金武地区消防衛生組合、沖縄県
第２　行方不明者の捜索	○			総務班、村民生活班	金武地区消防衛生組合、石川警察署、第十一管区海上保安本部、関係機関
第３　遺体の取扱い	○			総務班、村民生活班	石川警察署、第十一管区海上保安本部、沖縄県医師会等
第４　遺体の火（埋）葬		○		村民生活班、総務班	沖縄県

この計画は、災害により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の捜索を行い、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

第１　実施責任者

災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理及び埋葬等の措置は、村長が行う。担当は、以下の表のとおりである。

措 置 別	担 当	協 力
行方不明者の捜索	総務班	金武地区消防衛生組合、石川警察署、第十一管区海上保安本部
遺体の収容、処理及び埋葬等	村民生活班	健康福祉班

※救助法は適用されたとき、村長は知事の補助を行うものとする。ただし、知事が迅速におこなうため必要と認めるときは、村長が行うことができる。

第２　行方不明者の捜索

災害救助法が適用された場合の行方不明者の捜索及び遺体の処理等の費用及び期間等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

１　捜索隊の設置

行方不明者の捜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて消防本部に捜索隊を設置し、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防吏員を中心に各班員をもって編成する。

２　捜索の方法

捜索にあたっては、災害の規模や地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合せを行う。

３　行方不明者の発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等、救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十一管区海上保安本部らの救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 遺体の収容

捜索隊が発見した遺体は、速やかに警察の検視及び遺体及び村民生活班または医師の検案を受けた後、または警察等から遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等、適当な施設に搬送・収容する。

(3) 医療機関との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、健康福祉班及び医療機関等との連絡をあらかじめとっておく。

第３　遺体の取扱い

１　遺体の収容・安置

村は、遺体を収容、一時安置するための施設をあらかじめ選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

また、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）の一時安置場所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理する。

２　遺体の調査、身元確認

発見された遺体については、死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則)、海上保安庁遺体取扱規則（昭和 45 年）の規程により、警察官又は海上保安官は所要の遺体見分調書を作成する。

なお、遺体の調査、身元確認等は、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。

３　遺体の処理

遺体について医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

調査及び医学的検査を終了した遺体については、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

村は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努める。

第４　遺体の火（埋）葬

１　火（埋）葬の対象

村は、災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）で、遺族等が火（埋）葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がない場合に遺体の火（埋）葬を行う。

２　火（埋）葬の実施

村（村民生活班）は役場窓口等で火（埋）葬許可書を発行し、火（埋）葬を行う。

村の平時に使用している火葬場の火葬能力を上回る場合などは、県に広域火葬を要請する。

また、災害時の火（埋）葬を円滑に行うため、民間事業者との災害協定の締結を検討する。

３　身元不明者の対応

村（村民生活班）は、一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により扱う。

第２２節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			建設班	沖縄県
第２　障害物の除去	○			建設班、産業振興班	金武地区消防衛生組合、第十一管区海上保安本部、各施設管理者
第３　災害廃棄物の処理	○			建設班	沖縄県、金武地区消防衛生組合
第４　ゴミの収集・処理	○			村民生活班	金武地区消防衛生組合

この計画は、災害のため居住またはその周辺に運ばれた土石及び竹木等の障害物の除去及び災害廃棄物の処理に関するものである。

第１　実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、村長（建設班）が行うことができる。

救助法が適用されない場合で、村長が必要と認めたときは、村長（建設班）が実施する。

第２　障害物の除去

１　除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

○住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
○障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
○河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
○その他公共的立場から除去を必要とする場合

２　実施方法

実施責任者は､自らの応急対策資機材を用い､又は状況に応じ建設業者等の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。

障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

３　障害物の集積場所

障害物の集積場所は、一般的に遊休地、公園、広場及び宜野座村最終処分場（福山区）等を利用する。

４　倒壊住宅

被災建築物の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活用して行う。

ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を村が実施し､さらに､大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても村が実施する。

この場合、村（建設班）は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。

また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

５　道路関係障害物

道路管理者は、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

６　河川関係障害物

河川管理者は、河川等の機能を確保するため、災害時における管内河川、公共下水・排水路等の巡視を行うとともに、関係機関及び村内の建設業者等と協力して障害物の除去を行う。

７　漁港関係障害物

漁港管理者は、管理する区域の障害物を除去する。

第３　災害廃棄物の処理

１　災害廃棄物処理体制の確保

村は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理する体制を確保するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成 30 年３月)」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月)」又はこれらを踏まえ市町村が策定する災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。

村は、廃棄物処理が村のみでは困難な場合、県及び関係団体と連携し、情報提供や技術的な助言等を行い、広域処理体制を構築する。

２　仮置場、最終処分地の確保

村内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とする。また、災害廃棄物の集積場所は、公園、広場及び清掃工場を利用する。

なお、村内での仮置場、最終処分地の確保が困難な場合は、県に支援を要請する。

３　リサイクルの対応

災害廃棄物処理においては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努める。

４　処理作業における安全管理

障害物除去及び災害廃棄物処理においては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第４　ゴミの収集・処理

被災地におけるごみの収集処理は、村長（村民生活班）が行う。

ただし、被害が甚大のため村において実施できないときは、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

１　収集方法

(1) ゴミの収集

ゴミの収集は､被災地及び避難所に村の車両を配置して速やかに行うものとする｡なお、災害が広範囲にわたり村の車両のみでは処理できない場合は、委託業者及び許可業者車両を借用して収集に当たる。

(2) ゴミの集積場所

ゴミの集積地は、地域自治会長と協議して定める。

(3) 優先収集

村は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。

２　処理方法

ゴミの処理は原則として「金武地区消防衛生組合」(金武地区清掃センター)において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で処理できるものとする。

第２３節　住宅応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		建設班	沖縄県
第２　応急仮設住宅の設置等		○		建設班	沖縄県
第３　住宅の応急修理		○		建設班	沖縄県
第４　建物の解体、撤去		○		建設班	沖縄県
第５　住家の被災調査		○		建設班、総務班	金武地区消防衛生組合、沖縄県

この計画は、災害により住宅を失い、または破損したため居住することができなくなり、自力で住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理、その他を実施するものである。

第１　実施責任者

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は、知事（施設建築班）が実施する。

災害救助法が適用されない場合においても、村長が設置の必要を認めるときは、村長（建設班）が実施する。

第２　応急仮設住宅の設置等

１　応急仮設住宅

村は、以下の内容に基づき、応急仮設住宅を設置する。

なお、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与の費用及び期間等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

区　分	設　　置　　内　　容
対象者	住家が全壊（焼）、又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者。
設置戸数	設置戸数は住家が全壊（焼）、又は流失した世帯の３割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て和の引き上げをすることができる。
設置場所	設置場所は原則として村有地とするが、やむを得ない場合に限り私有地を借用して設置する。
規模及び費用	１戸当たり規模：29.7 ㎡（９坪） 構　　造：１戸建て、長屋建て又はアパート式のいずれか 設　置　費　用：整地費、建築費、附帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務所費等の一切の経費を含めて１戸当たり平均 5,714,000 円以内とする。
着工及び供与期間	応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。また、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第 85 条第３項による期限内（最高２年以内）とする。
要配慮者に配慮した	仮設住宅の建設にあたっては、高齢者や障害者等の災害弱者に

区　分	設　置　内　容
仮設住宅	配慮した住宅の建設を行う。
入居者の選定	入居者の選定にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者の入居を優先する。
運営管理	応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

２　公営住宅及び民間賃貸住宅の活用

村は、村営住宅の応急仮設住宅としての利用・確保に努める。村営住宅の利用は、災害発生の日から３年間（公営住宅法第 24 条）に限る。また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。

また、必要に応じて、民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用確保に努める。

第３　住宅の応急修理

１　実施責任者

住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は村）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行う。

２　住宅の応急修理

住宅の応急修理は、次に掲げる内容に従い、実施する。

区　分	実　施　内　容
対象者	災害のため住家が半壊（焼）し、そのままで当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができない者に対して行う。
戸数	住家が半壊（焼）した世帯数の３割以内とする。 該当者の選定は、生活能力が低いものより順次選ぶものとする。（沖縄県の規程に準ずる。）
規模及び費用	居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分にたいして現物をもって行うものとする。県（権限を委任した場合は村）における修理費用の限度額としては、救助法に基づく。
期間	住宅の応急修理は、災害発生の日から１ヶ月以内に完了させる。

第４　建物の解体、撤去

被災建築物の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活用して行う。

ただし､災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を村が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても村が実施する。

この場合、村（建設班）は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

第５　住家の被災調査

１　住家の被災調査

村は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い､「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び準半壊に至らない（一部破損）の区分で判定を行う。

〈住家被害の程度と基準〉

被害程度		損壊割合※１	損害割合※２
全 壊		７０％以上	５０％以上
半 壊		２０％以上７０％未満	２０％以上５０％未満
	大規模半壊	５０％以上７０％未満	４０％以上５０％未満
	中規模半壊	３０％以上５０％未満	３０％以上４０％未満
一部損壊		２０％未満	２０％未満
	準半壊	１０％以上２０％未満	１０％以上２０％未満

※１　損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合

※２　損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

なお、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

また､火災により焼失した家屋等は､金武地区消防衛生組合が消防法に基づく火災調査を行う。

２　被災者台帳の作成

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第２４節　二次災害の防止計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			建設班	沖縄県
第２　被災建築物の応急危険度判定	○			建設班	沖縄県
第３　被災宅地の危険度判定	○			建設班	沖縄県
第４　降雨等による水害・土砂災害の防止	○			建設班	沖縄県、沖縄気象台
第５　高潮、波浪等の対策	○			建設班	沖縄県

この計画は、被災建築物等の二次災害の防止を図るとともに、二次災害の発生に備えて災害の発生に備え避難対策を講ずるためのものである。

第１　実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、村が実施する。

村は、応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実施するに当たって、県に対し技術的な支援を要請する。

第２　被災建築物の応急危険度判定

村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

判定の内容、判定結果の表示

区分	判定の内容
危険 （赤ステッカー）	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意 （黄色ステッカー）	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済み （調査済みステッカー）	建築物の損傷が少ない場合である。

第３　被災宅地の危険度判定

村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

第４　降雨等による水害・土砂災害の防止

村は、地震後の降雨等による水害や土砂災害等に備え、危険箇所の点検を行うとともに、点検の結果、危険性の高い箇所については、早期に応急対策を実施する。

また、村は、危険情報を関係機関や住民等に周知し、必要な場合は避難対策を実施する。

第５　高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市町村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第２５節　教育対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		教育班	県教育委員会、県教育事務所
第２　応急教育対策		○		教育班	県教育委員会、県教育事務所
第３　応急保育対策		○		健康福祉班	沖縄県
第４　学校給食対策		○		教育班	県教育委員会、県教育事務所
第５　社会教育施設等対策		○		教育班	県教育委員会、県教育事務所
第６　罹災児童生徒の保健管理		○		教育班	県教育委員会、県教育事務所
第７　文化財対策		○		教育班	県教育委員会、県教育事務所

この計画では、災害が発生しまたはそのおそれがある場合の教育現場における迅速かつ適切な対応、また文教施設及び児童生徒の被災により教育を行うことができない場合の応急教育の確保について定めたものである。

第１　実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

実施責任者	実　施　内　容
村　長	・村立小中学校、その他の文教施設の災害復旧 ・救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う
村教育委員会	・村立小中学校児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事又は教育委員会が関係機関の協力を求めて適切な措置をとる
県知事	・救助法の適用事項
県教育委員会	・県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ・県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	・災害発生時の学校内の応急措置

第２　応急教育対策

災害時における応急教育は概ね以下の要領による。

１　休校措置

○大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は村教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。
○休校措置が登校前に決定した時は、直ちにその旨を放送（村防災行政無線放送、報道機関等)、その他確実な方法により児童生徒に周知させる。
○休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等を行う。

２　教育施設の確保

学校施設が災害によりその一部が損壊し使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所について応急処置または補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ休校をできる限り避ける。

また、災害のため学校施設が使用できない場合は、次の場所を予定する。

応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急教育実施の予定場所
校舎の一部が使用不能の場合	○特別教室、屋内体育館等の施設を利用 ○不足する場合は、２部授業等の方法
校舎の全部又は大部分が使用不能の場合	○所管する施設等の公共的施設、又は隣接学校の校舎等を利用
特定の地区が全体的な被害を受けた場合	○避難先の最寄りの学校又は被害を免れた所管する施設等の公共的施設等を利用・利用すべき施設がない場合、応急仮設校舎を建設

３　教科書及び学用品の給与

村は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対して教科書、文房具及び通学用品を調達し、給与する。

また、救助法が適用された場合は、災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第１号）に基づき迅速な措置を講ずる。

なお、災害救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、村又は本人の負担とする。

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2) 支給品目

教科書及び教材、文房具及ぶ通学用品とする。

(3) 調達方法

ア　教科書の調達

村が学校別、学年別に使用する教科書ごとに必要な数量を取りまとめ、沖縄県教育委員会に報告するとともに、沖縄県教育委員会の指示に基づいて教科書取扱店等から供給を受ける。

また、必要に応じて村内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済みの教科書の供与を依頼する。

イ　教科書以外の学用品の調達

村内の学用品取扱店から調達するが、村内で調達困難な場合は、知事（沖縄県教育委員会）にあっせんを依頼する。

(4) 支給期間

学用品の給与は災害発生の日から、教科書については１ヶ月以内、その他学用品については 15 日以内に支給を完了しなければならない。

(5) 災害救助法適用世帯以外の児童、生徒及び幼児に対する支給

災害救助法適用世帯以外の児童、生徒及び幼児に対しては、村又は本人の負担とする。

４　被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校編入については、教育長が別に定める。

５　教職員の確保

(1) 教員組織の編成替え

村教育委員会は､教員の被災等により通常の授業が行えないときは､代替職員を確保 し、授業に支障をきたさないようにする。また、必要に応じて一時的に教員組織の編成 替え等を行う。

(2) 応援・派遣要請

学校間における教職員の応援、県教育委員会へ応急教職員の緊急派遣を要請するなどを行う。

(3) 教員の臨時確保

教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

第３　応急保育対策

１　保育児童の安全確保

(1) 在所（園）時の対応

○児童が在所（園）中であるときは、安全確認ができるまでの間、児童を園内に保護する。
○安全確認ができ、確実に保護者等へ引き渡しができる場合は、事前の計画に基づいて児童を引き渡す。

(2) 在宅時の対応

○保育所（園）長は、夜間や休日等に災害が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休所（園）とするなどの措置を講ずる。
○保育所（園）長は、参集した職員により、児童の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

２　保育施設の応急復旧

災害により被害を受けた保育施設は、速やかに応急復旧を行い、衛生環境を保持するに十分な清掃と消毒作業、保育備品の調達等を行い、平常通り保育できるよう努める。

３　応急保育の実施方法

(1) 通所（園）可能な児童は、保育所（園）において保育する。その際、児童の安全確保 と健康に万全を期する。

(2) 園舎が使用不能の場合は、次の方法を講ずるとともに、平常保育に戻るよう努める。

○他の施設を確保し、早急に保育を再開する。
○長期にわたって保育が不能な場合又は被災地区における復旧作業のために児童の保育が特に必要とされる場合は、特設の保育所（園）を設けるなど便宜を図る。

４　こころのケア

(1) 園児のこころのケア

被災による精神的な打撃によって園児に生じやすい心理的な障がいに十分に配慮し、園児のこころのケアに努める。

(2) 職員のこころのケア

応急保育の期間が長くなると、職員の負担が大きくなることから、労務管理等を適切に行うよう努める。

第４　学校給食対策

村教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会、及び保健所と協議の上実施する。

第５　社会教育施設等対策

公民館等施設の管理者は、災害応急対策のために利用される場合が多いので被害状況の把握に努めるとともに被災施設の応急修理を速やかに実施する。

第６　罹災児童生徒の保健管理

村は、罹災児童生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第７　文化財対策

文化財が被害を受けた場合は､村文化財調査審議会の意見を参考に被害状況を収集調査し、その結果を県に報告するとともに文化財的価値が及ぶかぎり速やかに 復旧・維持しうるよう、管理団体（主として保有者）の協力を得て対策を立てる。

第２６節　危険物等災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　石油類	○			総務班	金武地区消防衛生組合、施設責任者、石川警察署、第十一管区海上保安本部
第２　毒物劇物		○		総務班、産業振興班	金武地区消防衛生組合、施設責任者、石川警察署、第十一管区海上保安本部

この計画では、危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものである。

なお、本節で扱う危険物は、次のとおりである。

区分	定義	例
危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第２条第 7項に規定されているもの	石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第２条に規定されているもの	毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

第１　石油類

村は、消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。

措置実施	措置内容
危険物施設の責任者	消防法で定める危険物の貯蔵所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等関係機関に通報する。 ア）危険物施設の実態に応じ、危険物の流出または出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 イ）タンク破損等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ウ）従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
警察	施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部等	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

第２　毒物劇物

村は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。

措置実施	措置内容
毒物劇物保管施設責任者	毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報する。 ア）タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。 イ）従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
県	施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施する。
警察	施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
第十一管区海上保安本部等	災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行う。

第２７節　在港船舶対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　船舶の被害防止対策	○			総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、沖縄県警察、宜野座村漁業協同組合
第２　津波避難	○			総務班	各関係機関

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、港内在泊船の万全を期するため、防災関係機関が相互に連携し、速やかな避難措置等をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるとともに、船舶の被害防止を図るためのものである。

第１　船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、沖縄警察署、村及び宜野座村漁業協同組合等関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずる。

○港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
○岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
○荷役中の船舶は、速やかに荷役を終了又は中止させる。
○航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう指示する。
○災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

第２　津波避難

津波に対する船舶等の避難は、本章「第８節　避難計画」に定めるところによる。

第２８節　労務供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		観光商工班、総務班	沖縄県、沖縄公共職業安定所等
第２　労務者の供給方法		○		観光商工班、総務班	沖縄公共職業安定所等
第３　災害救助法による賃金職員等の雇上げ		○		観光商工班、総務班	沖縄公共職業安定所等
第４　従事命令、協力命令		○		観光商工班、総務班	沖縄県、防災関係機関

本計画では、災害応急対策実施のため、各実務機関における職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、必要な労務の供給を実施するためのものである。

第１　実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、村において行う。

ただし、必要な労務者の確保が困難な場合は、村の要請により公共職業安定所において供給の支援を行う。

第２　労務者の供給方法

村は、公共職業安定所等と連携しつつ、災害時に必要な応急対策要員の確保を図る。

供給方法	実　施　内　容
供給手続	村長は、沖縄公共職業安定所長（ハロー・ワーク）に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼する。 ア）必要労務者数 イ）就労場所 ウ）作業内容 エ）労働時間 オ）賃金 カ）その他必要な事項
賃金の基準	賃金の基準は、宜野座村臨時職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定するものとする。
賃金の支払い	賃金の支払い事務は、「宜野座村臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則」に準じて、その担当班の所属課が行うものとする。
労務者の輸送方法	労務者の輸送は、原則として村の車両によって行うものとする。

第３　災害救助法による賃金職員等の雇上げ

村が実施する、災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

１　雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

区　分	内　　容
被災者の避難誘導賃金職員等	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。
医療及び助産における移送賃金職員等	○医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。 ○医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等を必要とするとき。 ○傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。
被災者の救出賃金職員等	被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。
飲料水の供給賃金職員等	飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。
救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等	以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。 ○被服、寝具、その他の生活必需品 ○学用品 ○炊き出し用の食料品、調味料、燃料 ○医薬品、衛生材料
遺体捜索賃金職員等	遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。
遺体の処理（埋葬を除く）賃金職員等	遺体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

２　賃金職員等雇上げの特例

上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、村は、以下の申請事項を明記して県に申請する。

○賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
○賃金職員等の所要人員
○雇上げを要する期間
○賃金職員等雇上げの理由

３　雇上げの費用及び期間

(1) 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

(2) 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

第４　従事命令、協力命令

１　従事命令、協力命令の要領

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

■命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第１項	村長
		〃　第65条第２項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第４条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第７条第１項	知事
	協力命令	〃　第８条	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法第71条第１項	知事
	協力命令	〃　第71条第２項	村長（委任を受けた場合）
消防作業	従事命令	消防法第29条第５項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長

※　知事（知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む）の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

■命令対象者

命　令　区　分　（作業対象）	対　象　者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	ア）医師、歯科医師又は薬剤師 イ）保健師、助産師又は看護師 ウ）土木技術者又は建築技術者 エ）土木、左官、とび職 オ）土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 カ）地方鉄道業者及びその従業者 キ）軌道経営者及びその従業者 ク）自動車運送業者及びその従業者 ケ）船舶運送業者及びその従業者 コ）港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事（災害応急対策全般）	村内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 （消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

２　傷害等に対する補償

村は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疫病となったときは、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第 84 条第１項）

３　損失等に対する補償

村又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。（災害対策基本法第 82 条第１項）

第２９節　民間団体等協力計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班、観光商工班、健康福祉班	沖縄県、各関係機関
第２　協力要請	○			総務班、観光商工班、健康福祉班	各関係機関

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑迅速な処理を行うため、民間団体の協力を図るためのもである。

第１　実施責任者

民間団体に対する協力要請は、村長（観光商工班）が行うものとする。
なお、村で処理できない場合は、被災をまぬがれた隣接市町村に協力を求めて行う。

協力要請対象団体

○各自治会　　○民間企業　　○その他各種団体

第２　協力要請

要請の区分、実施内容は以下の通りとする。

区　分	実　施　内　容
要請の方法	協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。 ①　協力を必要とする理由 ②　作業の内容 ③　期間 ④　従事場所 ⑤　所要人数 ⑥　その他必要な事項
協力を要する作業内容	①　災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕 ②　救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の奉仕 ③　被災者に対する炊き出し、給水の奉仕 ④　警察官等の指示に基づく被災者の誘導 ⑤　関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕 ⑥　その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第３０節　ボランティア団体受入れ計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社沖縄県支部等
第２　ボランティアの募集		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社沖縄県支部等
第３　ボランティアの受入れ		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、
第４　ボランティアの活動内容		○		健康福祉班	村社会福祉協議会
第５　ボランティアの活動支援		○		健康福祉班	村社会福祉協議会

大規模災害の発生時には、村の防災関係職員だけでは十分な応急対策活動が実現できない事態が予想される。本計画は、このような緊急の際に関係諸団体との連携のもとボランティア団体の協力を得て、応急対策の迅速かつ的確な実施を図るためのものである。

第１　実施責任者

村（健康福祉班）は、宜野座村社会福祉協議会及び日本赤十字社、その他関係機関と連携をとりながら､ボランティア活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を整備するものとする。また受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努める。

第２　ボランティアの募集（要請の方法）

村災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、協力を必要とする作業に適する団体の長に対し、以下の事項を明示して要請する。

○協力を必要とする理由	○作業の内容
○期間	○従事場所
○所要人数	○その他、必要とする事項

第３　ボランティアの受入れ

村災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、日本赤十字社、地域のボランティア団体等と連携をとり、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入れ体制を整備する。

なお、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話能力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）は、地域のボランティアや住民組織に人員からの派遣等により実施する。

第４　ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

種　別	活　　動　　内　　容
専門ボランティア	ア）医療救護（医師、看護師、助産師等） イ）無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） ウ）外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有するもの） エ）住宅の応急危険度判定（建築士等） オ）その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般ボランティア	ア）炊き出し イ）清掃及び防疫 ウ）災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ）被災地外からの応援者に対する地理案内 オ）軽易な事務補助 カ）危険を伴わない軽易な作業 キ）その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ク）災害ボランティアセンターの運営に関する支援 ケ）その他必要なボランティア活動

第５　ボランティアの活動支援

村は、必要に応じ、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。また、村は、村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支 援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

１　活動支援

村、村社会福祉協議会は、ボランティアの活動支援として、次の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

村は、災害時において、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宜野座村社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める

(2) 設備機器の提供

村は、可能な限り、電話、ＦＡＸ、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動 車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

村は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供し、情報の共有化を図る。また、ボランティア組織自体が必要とする情報に加え、住民に対する震災関連情報や 生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

村は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援を検討する。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

村は、県と連携し、ボランティアが必要としている支援物資を、報道機関を通じて広報することにより、ボランティア活動に対する金銭面や物資面の負担を軽減する。

第３１節　公共土木施設応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○	○		各対策班	各施設管理者
第２　村における応急工事への措置及び対応	○	○		建設班、総務班、各対策班	各施設管理者
第３　村施設及びその他の公共施設の応急、復旧対策	○	○		各対策班	各施設管理者
第４　道路・橋りょうの応急、復旧対策	○	○		建設班	各施設管理者
第５　河川管理施設の応急、復旧対策	○	○		建設班、上下水道班	各施設管理者
第６　漁港施設の応急、復旧対策	○	○		産業振興班	各施設管理者、第十一管区海上保安本部

この計画は、災害時における村内の公共施設のほか、道路及び河川、漁港等の公共土木施設の応急対策について定めるものである。

第１　実施責任者

災害時における各公共施設の応急対策は､それぞれの施設管理者が連携･調整の上で行う。

第２　村における応急工事への措置及び対応

１　村における要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じる。

○応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
○地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

２　応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

第３　村施設及びその他の公共施設の応急、復旧対策

災害が発生した場合、村庁舎、地域福祉センター、ふれあい交流センター、各地区公民館等の村公共施設、社会福祉施設の管理者は、利用者の安全確保と施設機能回復のため、次のような応急措置を講ずる。

対策別		実　施　内　容
①　村施設の応急対策		ア）避難対策の実施 イ）混乱の防止 ウ）施設入所者の人命救助 エ）施設が被災した場合、安全確保のため立ち入り禁止措置 オ）本部への通報 カ）施設の応急復旧活動の実施
②　施設利用者・入所者の安全確保の方針		ア）施設利用者・入所者の人命救助を第一とする イ）避難対策で講じた応急措置のあらましを本部へ速やかに報告する ウ）館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる
③　施設建物の保全の方針	ア）応急措置	施設建物の保全は、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。 a.危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する b.機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する c.電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難な場合は関係機関の応援を得て実施する
	イ）その他の留意事項	a.火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査 b.ガラス類等の危険物の処理 c.危険箇所への立ち入り禁止の表示 d.社会福祉施設は、「要配慮者」のための専用避難所となることの想定

第４　道路・橋りょうの応急、復旧対策

災害が発生した場合、道路管理者はそれぞれの所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、応急措置を行う。

１　応急対策

対策別	実　施　内　容
①　被害状況の調査・把握	村（担当：建設班）は災害が発生した場合、道路パトロールにより被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。また、関係機関から道路に関する情報を収集する。 ア）被害発生日時 イ）被害内容及び程度 ウ）迂回道路の有無
②　道路管理者及び敷設占用施設等管理者への通報	村道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。 また、道路各占用施設（上・下水道、電気、ガス、電話等）の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。
③　交通規制	通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずるよう要請する。 また、周知措置等、村民の安全確保のための措置をとる。

２　復旧対策

対策別		実　施　内　容
①　道路の応急復旧		被害を受けた村道について村内建設業者等の協力により、応急復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無等の調査及び利用により交通を確保する。なお、村道以外の道路について、事態が緊急を要し当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。 道路の応急復旧が困難な場合は、県知事、自衛隊に対し応援を求める。
②　仮設道路の設置（関係機関と協議）	ア）応急工事	応急交通確保のため被害状況に応じた仮工事を行う。 a.　排土作業又は盛土作業 b.　仮舗装作業 c.　障害物の除去 d.　仮道、さん道、仮橋等の設備
	イ）応急工事の順位	被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

第５　河川管理施設の応急、復旧対策

災害により、河川及び排水機場等の施設が被害を受けた場合は、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努め、排水に全力を尽くす。

１　応急対策

対策別	実　施　内　容
①　施設の巡視	建設班、上下水道班は、災害が発生した場合には、管内施設の被害を調査し、その情報を本部長、県に報告する。
②　被害発生時の措置	災害により河川管理施設に被害が発生した場合は、直ちに県に報告し、次の措置を行う。 ア）移動排水ポンプの派遣要請　　イ）排水作業 ウ）内水被害の拡大防止　　エ）技術指導の要請

２　復旧対策

護岸、海岸等の被害について調査し、速やかに応急復旧を県に要請する。

第６　漁港施設の応急、復旧対策

地震・津波により、漁港施設が被害を受けた場合、産業振興班は各関係機関と連絡を保ちながら災害対策を行う。

１　応急対策

対策別	実　施　内　容
①　調査・報告	災害発生後、産業振興班は漁港施設の被害状況を調査及び管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに次の事項を本部長、県（北部農林水産振興センター長等）に報告する。 ア）被害の発生した日時及び場所 イ）被害内容及び程度　　ウ）泊地内での沈没船舶の有無
②　被害発生時の措置	港内の船舶交通に支障がある場合は、第十一管区海上保安本部に通報し海上交通の安全確保を要請する。

２　復旧対策

災害により漁港施設に被害が発生した場合は、村内建設業者等の協力により全力をあげて応急復旧の努めるとともに、漁港管理者は再度災害を防止するため、十分な応急措置を行うものとする。

防護別	措　置　内　容
①　背後地に対する防護	津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破壊又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。
②　航路、泊地の防護	河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。
③　けい留施設	岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止するものとする。

第３２節　ライフライン等施設応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　電力施設災害応急対策計画	○	○		総務班	沖縄電力(株)
第２　電気通信設備応急対策	○	○		総務班	電気通信関係機関
第３　ガス施設災害応急対策計画	○	○		総務班	各ガス関係業者、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、警察、消防機関
第４　上水道施設災害応急対策計画	○	○		上下水道班	各関係機関

この計画は、ライフライン（電気、通信、ガス、上・下水道）の災害応急対策について迅速、適切な対応を行うためのものである。

第１　電力施設災害応急対策計画

１　実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により実施するものとする。なお、同計画は電力施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るために定められており、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

２　関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は、電力施設復旧の処理に当たって大口需要家及び宜野座村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部と協議して措置する。

実施連絡機関

機関の名称	所　在　地	電　話
沖縄電力株式会社	浦添市牧港５－２－１	098-877-2341
沖縄電力株式会社名護支店	名護市 名護 4604-2	0120-586-706

第２　電気通信施設被害応急対策計画（ＮＴＴ西日本沖縄支店）

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生し、または発生の恐れがあると認めたときはＮＴＴ西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。

なお、電気通信施設の復旧処理にあたっては、必要に応じ村災害対策本部と協議し、実施する。

実施連絡機関

機関の名称	所　在　地	電　話
NTT 西日本沖縄支店	浦添市城間４－35－１	113

第３　ガス施設災害応急対策計画

ガス施設に関する災害応急対策は、宜野座村管轄の各ガス関係業者が定める保安規定により各業者が実施する。なお同規定は、ガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ災害、その他非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

１　連絡体制

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時にＬＰガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。

休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

２　事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

第４　上水道施設災害応急対策計画

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

１　復旧の実施

施設別	実　施　内　容
①　取水、導水施設の復旧	取水・導水施設の被害は、浄水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行う。
②　浄水施設の復旧	浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
③　管路の復旧	管路の復旧にあたっては、随時配水系統等の変更を行いながら、予め定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行うものとする。
④　給水装置の復旧	ア）公道内の給水装置 公道内の給水装置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施するものとする。 イ）一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申し込みがあったものについて実施するものとする。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする変電所等を優先して実施するものとする。

２　広域支援の要請

村の要請等から県は、水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に関わる調整を行う。また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

３　災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努めるものとする。

■実施連絡機関及び体制

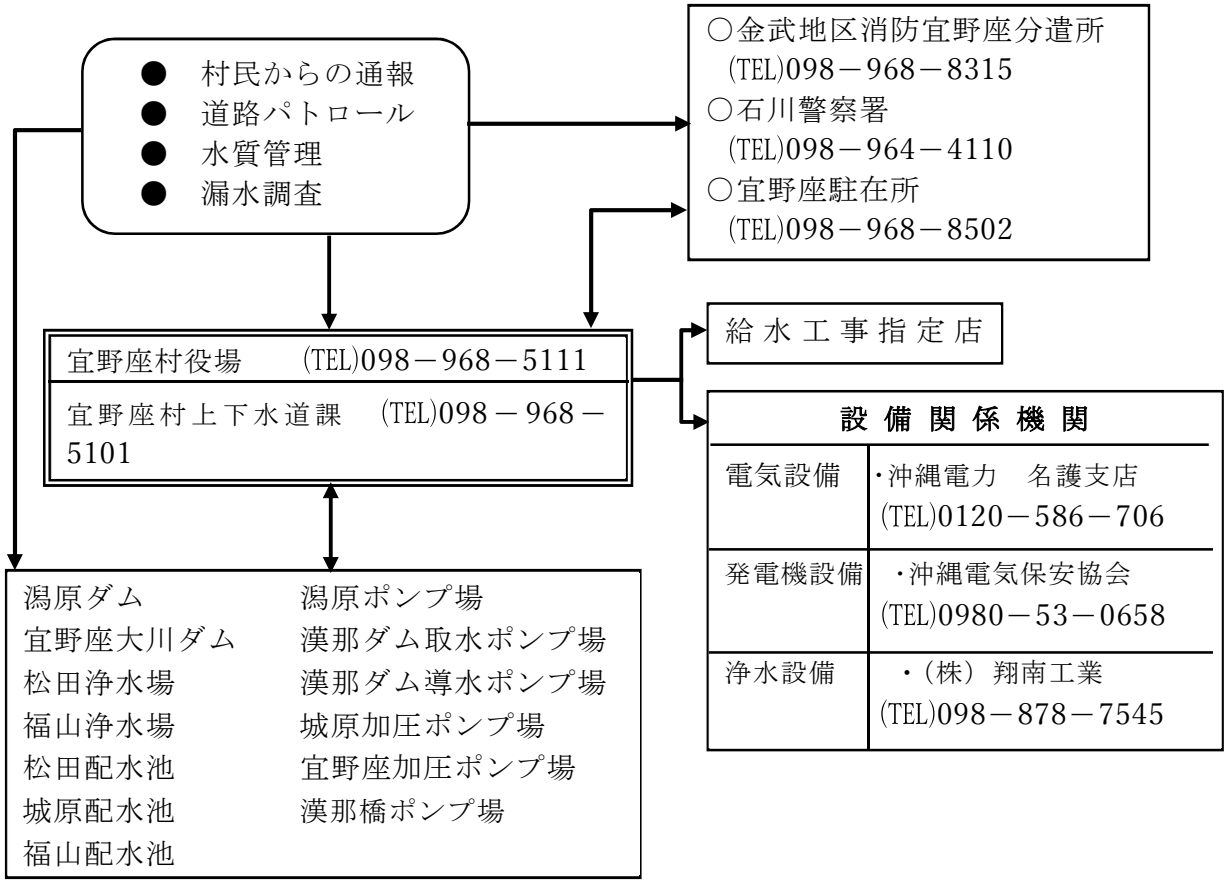

４　下水道施設応急対策計画

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠汚水桝、取付管等の復旧を行うものとする。

施　設　別	実　施　内　容
①　ポンプ場の復旧	ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設機能回復を図るものとする。
②　管渠施設の復旧	管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努めるものとする。

■実施連絡機関

機関の名称	所　在　地	電　話
宜野座村役場上下水道課	字宜野座 296	098－968－5101

第３３節　農林水産物応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		産業振興班	沖縄県
第２　農林水産物の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、宜野座村漁業協同組合、沖縄県等
第３　水産物の対策		○		産業振興班	宜野座村漁業協同組合、沖縄県等
第４　農産物の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、沖縄県等
第５　家畜の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、沖縄県等

この計画は、災害時における農林水産関係の災害応急対策を行い、これら農林水産の経営の安定を図るためのものである。

第１　実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策計画は、県の指導に基づき村長（産業振興班）が行う。

第２　農林水産物の対策

１　農水産物の事前及び事後対策

対　策　別	実　施　事　項
①　事前対策	村は、農林水産物に被害を及ぼす災害発生又は発生するおそれのあるとき、直ちに事前措置を樹立し、広報車を通じて周知徹底を図るとともに、農協、漁協、各自治会長並びに関係団体を通じて事前対策について指導を行うものとする。
②　事後対策	村は、災害発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに再生産対策を樹立し、農漁家を対象とした督励に努めるほか、農協、漁協、各自治会並びに関係団体の相互協力のもとにその対策を実施する。

第３　水産物の対策

１　水産物応急対策

対策別	実　施　内　容
①　水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保	災害により水産養殖種苗の供給、補給の必要を生じた場合は、県に対しその確保要請を行うものとする。
②　病害虫等の防除指導	災害により水産養殖物に病害虫発生の恐れがある場合、又はその発生蔓延のための防止について県の指導を要請するものとする。
③　漁船漁具の応急対策	漁船漁具の管理については、台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において安全な場所に移動するものとする。 この場合の避難場所の選定、避難の方法等については、予め計画しておくものとする。

第４　農産物の対策

１　農作物応急対策

対策別		実　施　内　容
①　種苗対策		災害により農作物が被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、種苗の確保計画を立て、ＪＡおきなわと協力して緊急防除を実施するとともに農作物に対する管理指導を行うものとする。
②　病害虫防除対策	ア）緊急防除対策	災害等による病害虫が村内に広範な地域にわたり発生し、又は発生が予想され緊急の防除を必要とする場合は、県の指導を仰ぎ病害虫緊急防除対策を樹立し、農協、各自治体並びに農業団体及び農家に対し具体的な防除を指示するものとする。
	イ）緊急防除指導班の編成	村は、必要と認めるとき緊急防除指導班（産業振興課、JAおきなわ、北部農林水産振興センター農業改良普及課等）を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。
	ウ）防除器具の使用	災害により発生した病害虫の防除を実施する際、関係機関の防除機（大型防除機）を使用するものとし、資機材の確認及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。
	エ）農薬の確保	災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、JA おきなわに対し手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

第５　家畜の対策

１　家畜応急対策

対策別	実　施　内　容
①　家畜の管理	地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させる。そのため、村は飼養者へ家畜の避難場所の選定、避難の方法等をあらかじめ計画しておくよう周知する。
②　家畜の防疫	家畜伝染病の発生を予防するため、県から協力依頼を受けた場合、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、災害地域の家畜及び畜舎に対して必要な防疫を実施する。 災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に村への届出を行わせるとともに、家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。 ○被災家畜には伝染性疫病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、家畜防疫班及び畜舎消毒班を被災地に派遣し、緊急予防措置をとる。 ○災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、村長は被災地への家畜診療班の派遣を県へ要請する。
③　飼料の確保	災害により飼料の確保が困難となったときは、各畜産関係組合等の要請に基づき県又は“ＪＡおきなわ”に対し必要量の確保及び供給についてあっせんを要請するものとする。

第３４節　米軍との相互応援計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　相互連携体制の構築	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合
第２　緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合
第３　消防相互援助協約	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合

この計画は、大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施する ための米軍との相互応援に関するものである。

第１　相互連携体制の構築

村は県と協議し、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模、態様の情報収集及び伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

上記の目的を達するため、県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害がおよび、又はその恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」が、沖縄県と在沖米軍の共同により平成 14 年 1 月に策定された。

第２　緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定

消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について」（平成 13 年 1 月 11 日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入を行う。

第３　消防相互援助協約

消防機関は、「消防相互援助協約」に基づき、米軍及び消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

第２章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設災害復旧計画

項　　目	担　　当
第１　災害復旧事業計画作成の基本方針	関係各課
第２　災害復旧事業計画	関係各課
第３　村及び県における措置	関係各課

この計画は、被災した施設及び本村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図るためのものである。

第１　災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画する。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

第２　災害復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、公共施設の災害復旧事業は、公共の福祉の確保を図る観点からできる限り速やかに実施されることが必要であり、原則として国の直轄事業は２ヵ年、補助事業については３ヵ年で完了させることとしている。

■主な公共施設災害復旧事業

区　分	内　　容
(1) 公共土木施設災害復旧計画	ア　河川施設復旧事業計画 イ　海岸　〃 ウ　道路　〃 エ　砂防　〃 オ　地すべり防止施設復旧事業計画 カ　急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画 キ　下水道施設復旧事業計画 ク　港湾施設復旧事業計画 ケ　林地荒廃防止施設復旧事業計画 コ　漁港施設復旧事業計画 サ　公園災害復旧事業計画
(2) 水道施設復旧事業計画	
(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画	

区　分	内　　容
※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	
(4) 都市災害復旧事業計画	
(5) 住宅災害復旧事業計画	
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画	
(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画	
(8) 公立学校施設災害復旧事業計画	
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画	
(10)文化財災害復旧事業計画	
(11)その他の災害復旧事業計画	

第３　村及び県における措置

１　激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合に村または県は、被害の状況を速やかに調査把握するとともに早期に激甚災害の指定が受けられるように対応し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努める。

２　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合に村または県は、被害状況を速やかに調査把握するとともに緊急に災害査定が行なわれるよう措置し､公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

３　災害復旧資金の確保措置

村または県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

４　暴力団の排除

村は、県警察が実施する、暴力団等の動向把握及び復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に協力し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

５　県の代行

村は、国の緊急災害対策本部設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けて、村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して迅速かつ円滑な復興のため必要があるときは、県に対して村に代わって工事を行うよう要請する。

第２節　被災者生活への支援計画

項　　目	担　　当	
	実施主体及び支援	関係機関
第１　災害相談計画	関係各課	
第２　罹災証明書等の発行	総務課	金武地区消防衛生組合
第３　住宅の復旧計画	健康福祉課、総務課、建設課	
第４　生業資金の貸付等	健康福祉課、	村社会福祉協議会
第５　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	健康福祉課	
第６　災害義援物資、義援金品の募集及び配分	健康福祉課、総務課	沖縄県、日本赤十字社等
第７　租税の徴収猶予及び減免措置	村民生活課、健康福祉課	
第８　職業のあっせん	観光商工課	公共職業安定所
第９　被災者生活再建支援法の適用	健康福祉課	
第１０　地震保険や共済制度の活用	関係各課	沖縄県

この計画は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金や生業及び就労の回復による生活資金の継続的な確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等の生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等のきめ細かな支援を講じるためのものである。

第１　災害相談計画

１　住民サポートセンター（仮設）の開設

村は、被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県やその他関係機関と連携して住民サポートセンター（仮称）の開設を図る。そこでは、被災者の自立に対する援助や助成措置などともに、コミュニティの維持回復や心身のケアなど生活全般、女性の悩み相談や暴力被害者支援など、総合的できめ細かな相談窓口業務を実施するものとする。

なお､村外に避難した被災者に対しても避難先の市町村と協力及び連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援などの提供に努める。

２　各種相談業務等の実施

住民サポートセンターにおける相談内容は、概ね次のような事項である。

○倒壊家屋の解体や撤去
○各種資格証の再発行手続き（年金証書、健康保険証、免許証など）
○罹災証明書の発行手続き
○仮設住宅の入居
○住宅金融公庫関係（返済、支払方法等）
○事業再開融資
○災害援護資金
○被災に伴う税金の減免措置
○医療や保健について　　○労働相談　　○その他

３　設置場所

住民サポートセンターは、村役場及び被災地の公共施設等に設置する。

第２　罹災証明書等の発行

村は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当課等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努める。

また、県は村に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

第３　住宅の復旧計画

被害によって住宅を失った被災者にとって、一時的に入居する村営住宅や仮設住宅などから恒久住宅への移転は切実なものがあり、早急な住宅復旧に向けての資金融資や貸付などの支援に努める。

１　住宅融資の活用

(1) 災害復興住宅資金の運用支援

村は県と協力して、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する「災害復興住宅資金」の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるように借入手続きの指導を行うとともに、融資希望者家屋の被害状況調査や被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る。

この場合村は、資金の融通が早急に行われるように、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するように努める。

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金の運用支援

村は､管内で災害による住宅の被害が発生した場合に､沖縄振興開発金融公庫に対して､「個人住宅（特別貸付）建設資金」の貸付け制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、罹災者が借入れを希望する場合には､「罹災証明書」を交付する。

２　災害公営住宅の建設促進

村は県と協力して、大規模な災害が発生し住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて災害公営住宅の建設を促進する。

３　被災世帯に対する住宅融資の促進

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失いまたは破損などのために居住することができなくなった場合、住宅の補修や非住家の住家への改造などのため資金を必要とする世帯に対して、以下の資金融資の支援を行う。

①　災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
②　生活福祉資金の災害援護資金または住宅資金
③　母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

第４　生業資金の貸付等

被災者などの再起のため、必要な事業資金やその他の小額融資の貸付を確保するため、以下の資金などの導入に努める。

１　災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

災害により負傷または住居や家財の損害を受けた方に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年　法 82 号)」（以下、弔慰金法と称す。）に基づく生活の再建に必要な資金の支給や貸し付けなどを支援する。

<table>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="2">宜野座村（沖縄県市町村総合事務組合が村に代わり貸付事務を処理）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象災害</td><td colspan="2">県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の自然災害</td></tr>
<tr><td rowspan="14">貸付限度額</td><td colspan="3">①療養に要する期間がおおむね１か月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア 家財についての被害全額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害及び住居の損害がない場合：150 万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合：250 万円
ウ 住居が半壊した場合：270 万円
※住居を建て直す場合：350 万円
エ 住居が全壊した場合：350 万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">②世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合：150 万円
イ 住居が半壊した場合：170 万円
※住居を建て直す場合：250 万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）：250 万円
※住居を建て直す場合：350 万円
エ 住居の全体が滅失又は流失した場合：350 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">貸付条件</td><td rowspan="5">所得制限</td><td>世帯人員</td><td>住民税における前年の総所得金額</td></tr>
<tr><td>１人</td><td>220 万円</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>430 万円</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>620 万円</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>730 万円</td></tr>
<tr><td>５人以上</td><td>１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td colspan="2">年３％（据置期間中は無利子）</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td colspan="2">３年（特別の場合５年）</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td colspan="2">10 年（据置期間を含む）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="2">年賦、半年賦</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸付原資負担</td><td colspan="2">国（２／３）、県（１／３）</td></tr>
</table>

２　生活福祉資金の災害援護資金

低所得階層対策の一環で、国や県の補助金を財源として、災害を受けたことにより困窮から自立更正するのに必要とする経費について、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、地域の社会福祉協議会が低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける制度である。

なお、貸付の対象は、救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯であり、さらに、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

■　生活福祉金の内容

①支援の種類	貸付
②貸付限度額	150 万円
③据置期間	貸付の日から１年以内（災害の場合は２年以内）
④償還期限	７年以内
⑤貸付利子	３％(据え置き期間は無利子)

３　母子父子寡婦福祉資金

母子寡婦福祉資金貸付制度は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、父子家庭に対し、就労や児童の就学、事業開始等で必要となった資金、あるいは災害により被災してその再建のための資金などに対して、都道府県が貸し付ける制度である。

本制度の窓口は、市町村や社会福祉協議会となっており、本村においても災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、貸付の支援を行う。

４　株式会社日本政策金融公庫資金

①　更生資金	②　恩給担保貸付金
③　遺族国債担保貸付金	④　引揚者国庫債券担保貸付金

第５　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

１　災害弔慰金の支給

①実施主体	宜野座村
②対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第２条）であって、住家の滅失した世帯が５世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする
③支給対象	‘②’により死亡した者の遺族に対して支給する（配偶者、子、父母、孫、祖父母）
④弔慰金の額	(ア)生計維持者が死亡した場合　500 万円 (イ)その他の者が死亡した場合　250 万円
⑤費用の負担	国（２分の１）、県（４分の１）、村（４分の１）
⑥申請先	村で取りまとめ沖縄県市町村総合事務組合に申請

２　災害障害見舞金の支給

①実施主体	宜野座村
②対象災害	いわゆる自然災害（弔慰金法第２条）であって、住家の滅失した世帯が５世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする
③支給対象	‘②’により、精神または身体に障害を受けた者に対して支給する ・両眼が失明したもの ・そしゃく及び言語の機能を廃したもの ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの ・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
④弔慰金の額	(ア)生計維持者が死亡した場合　250 万円 (イ)その他の者が死亡した場合　125 万円
⑤費用の負担	国（２分の１）、県（４分の１）、村（４分の１）

第６　災害義援物資、義援金の募集及び配分

１　義援物資の受入れ

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、村ホームページにて情報発信番号、日時を記載して掲載する。

国民に対する公表は村公式 LINE や SNS、報道機関を通じて村ホームページから最新情報を確認するよう案内する。

２　義援物資の保管・仕分け・輸送

村は、義援物資の保管・仕分けを行い、輸送についてはボランティア等の協力を得て行う。

３　義援物資の配布

義援物資の配布は、村本部が協議のうえ決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。

特に、食糧品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

４　義援金の受入れと配布

県、日本赤十字社各機関と連携のもと、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

⑴委員会の設置

義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県が中心となり義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球 新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者とする。

(2) 受付窓口の開設

村は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

また、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

(3) 義援金の配分計画

村は、委員会から配分計画に基づき送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

第７　租税の徴収猶予及び減免措置

村長は、地方税法、村税条例に基づき、被災者の状況により村税等の徴収猶予及び減免を行う。

１　減免

被災納税者等が災害によって損害を受けた場合は、申請に基づき被災者の状況に応じて減免を行う。

○国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、保育料徴収金等も同様の措置を適時、適切に行う。 ○個人住民税、固定資産税、軽自動車税などについて一部減免又は免除する。

２　徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

３　期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から２か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

第８　職業のあっせん

村は、災害により離職を余儀なくされた被災者の把握に努めるとともに、近隣の公共職業安定所と協力して臨時職業相談所の開設し、早期再就職の促進に努める。

第９　被災者生活再建支援法の適用

１　基本方針

「被災者生活再建支援法」(以下、支援法と称す。)は、平成７年に発生した阪神・淡路大震災における被災者に対するこれまでの生活再建支援策（災害援護資金の貸付などの低利融資や税の減免措置等）だけでは、生活の再建が困難な場合も見られたことから、これらの教訓も踏まえ、甚大な被害を受けた被災者の自立した生活再建を支援するため、平成 10 年５月に成立した法律であり、本村においても同法の適用による被災者の生活再建に努める。

村は、支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けて自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、本村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

村は、被災者からの申請を受け付け、それらをまとめて県に提出する。県は、委託先の被災者生活再建支援法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。なお、支援金の支給事務については被災者生活再建支援法人が実施するが、法人から委託を受けた場合は、村が実施する。

２　支援法の適用

区　分	基　準　内　容
ア）適用基準	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震・津波等の自然災害により生じた被害が何れかに該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となる。）を支援法適用の対象とする。 ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号及び第２号に該当する被害が発生した市町村 イ　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ウ　100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。） オ　ア～ウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。） カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）、又は、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る。）
イ）対象世帯	自然災害による対象世帯 ア　住宅が「全壊」した世帯 イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

３　住宅の被害認定

被害認定については、統一基準「被害の被害認定基準の統一について(昭和 43 年　内閣総理大臣官房審議官室長通知)」によって村が行い、県がその取りまとめを行う。

４　支援金の支給限度額

※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額

住宅の被害程度	基礎支援金	加算支援金		計
		住宅の再建方法	金額	
①全壊（(2)ア）	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
②解体（(2)イ）		補修	100 万円	200 万円
③長期避難（(2)ウ）		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④大規模半壊（(2)エ）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊（(2)オ）	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

５　村の実施体制

※　下記の(1)～(7)の後にある「◎」は村で行う事務、「●」は必要な事務を表す。

区　分	内　容
(1) ●制度の周知(広報)	
(2) ◎住宅の被害認定及び被害報告	被災者生活再建支援法施行令(平成 10 年政令第 361 号)第１条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる以下の被害状況について県に速やかに報告する。 ア　村名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所 イ　災害の原因及び概況 ウ　住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊(全焼、全流失を含む。以下同じ。)、大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼を含む。以下同じ。)及び準半壊等の被害を受けた住宅の世帯数等 エ　ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。 オ　報告の責任の明確化 自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県住民生活課の報告責任者と密接な連携を図る。
(3) ◎罹災証明書等必要書類の発行	申請者は、以下に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、村は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。 ア　住民票（転居や世帯分離等により被災時点の被災者の住所や世帯構成が不明の場合は変更履歴が表示された住民票（住民票個人票、住民票附票等）を添付） イ　罹災証明書 ウ　解体証明書
(4) ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務	被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格など被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法その他手続等の窓口業務を行う。

区　分	内　容
(5) ◎支給申請書の受付・確認等	被災世帯からの申請書類は、村が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、以下に掲げる事項等を処理する。 ア　支給対象額の算定支給対象額の算定 イ　添付書類等の有無 ウ　その他の記載事項に関する確認
(6) ◎支給申請書等のとりまとめ	支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。
(7) ●その他上記に係る付帯事務	

６　その他

支後金支給申請の手続、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、内閣府政策統括官(防災担当)通知等により行う。

第１０　地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村、県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第３節　農漁業及び中小企業資金融資計画

項　　目	担　　当	
	実施主体及び支援	関係機関
第１　農林漁業制度金融の確保	産業振興課	北部農林水産振興センター、水産海洋技術センター、各関係機関
第２　中小企業災害復興対策資金の活用促進	観光商工課	沖縄県、各関係機関

災害によって地域の農漁業や企業の施設などに被害を受けると、それぞれの農業業者や企業者の経営に多大な打撃を与えるのみならず、地域経済が疲弊する可能性が高いことから、この計画は、被害を受けた農業業者や中小企業者に対する災害復興対策資金の融資などに万全を期するものである。

第１　農林漁業制度金融の確保

１　農業関係

地震により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって､｢天災融資法｣の発動及び｢激甚災害法｣が適用されることとなった場合は、天災資金に関する情報の周知を図り、活用を推奨する。

沖縄振興開発金融公庫の農業関係資金のうち災害復旧事業を対象とするものに農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（災害復旧)、農林漁業セーフティネット資金がある。

その他に交付対象となる農業災害資金を借り入れた被害農業者に対しては「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子補給等の助成を活用し、農業の経営改善及び復興を図る。

なお、天災融資法を適用されない災害に対しては、県の「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規程」を適用した低利の資金融通を促進する。

２　林業関係

被災林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を促進するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を促進し、早期復旧を図る。

３　水産関係

被災漁業者の施設（漁船・漁具)、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を促進し、被害の安定を図るよう努める。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備及び業船資金等の活用を推進するとともに、漁業協同組合（同連合会）の系統金融の活用を推進する。

沖縄振興開発金融公庫による資金貸付

対象者	農林漁業者
制度の内容	沖縄振興開発金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っている。 ○農林漁業セーフティネット資金 災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資 ○農林漁業施設資金 災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資 ○農業基盤整備資金 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資 ○林業基盤整備資金 森林、林道等の復旧のための資金を融資 ○漁業基盤整備資金・漁船資金 漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資

第２　中小企業災害復興対策資金の活用促進

村は、被害を受けた中小企業者が沖縄振興開発金融公庫などの中小企業関連の融資が受けられるよう金融相談を行い、必要と認める場合は、相談者に対して県及び関係機関を斡旋し、有利な制度資金の活用ができるように努める。

第４節　復興の基本方針

項　　目	担　　当	
	実施主体及び支援	関係機関
第１　復興計画の作成	関係各課	
第２　がれき処理	関係各課	
第３　防災集落構造づくり	関係各課	
第４　特定大規模災害時の復興方針等	関係各課	沖縄県等

被災地の復興は、被災者の生活再建を優先的に支援するとともに、再び起こりえる災害の防止に配慮した施設の復旧などを図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第１　復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復旧を進め、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関 の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。特に、被災地の復興計画の作成に際しては､地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また､住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし､男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第２　がれき処理

村は県及び関係機関と協力して、がれきの処理方法を確立するとともに、仮置場や最終処分場を確保し、計画的な収集や分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行う。

また、環境汚染の未然防止並びに住民や作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

第３　防災の集落構造づくり

防災のまちづくりに当たっては、避難場所や避難路及び延焼遮断帯、防災活動拠点ともなりえる幹線道路や公園、河川、漁港などの骨格的な基盤施設、さらに防災上必要な安全地区の整備促進とともに、水道施設や電柱などのライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設置などを基本的な目標とする。

第４　特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、村は、必要に応じて県と共同して復興計画を策定する。また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第３編　風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・風害、危険物等災害、不発弾等災害、海上災害、航空機事故災害及び道路事故災害等に対する応急対策計画及び復旧・復興計画である。

第１章　災害応急対策計画

第１節　組織・動員計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　組織体制	○			各対策班	防災関係機関
第２　村対策本部の設置	○			各対策班	

本節では、災害対策本部の設置、組織、編成、所掌事務及び災害対策要員等について定め、迅速かつ的確に応急対策を図る。

第１　組織体制

風水害に対する村職員の配備基準、体制は次のとおりとし、気象警報等の種類によっては自動配備をとる。なお、非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

《非常配備基準》

配備	配備基準	配備内容
第１配備 （災害対策準備体制）	① 気象台から大雨や洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて総務課職員による災害対策準備体制を確立する	各班の情報収集担当及び連絡担当員は、配置につくものとする。他の職員は自宅待機とする。
第２配備 （警戒体制） 災害警戒本部	① 県全域または村地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水または高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき ② 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により県全域または村地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき ③ 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき	各班の警戒本部要員は配備につくものとする。 他の職員は配備につく体制をとる。
第３配備 （救助体制） 災害対策本部	① 村の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合 ② 暴風、大雨その他異常な自然現象により、村の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合	動員可能な職員をもってあてる。 完全な非常体制とする。

	③ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、村の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 ④ 村の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合	

また、職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
② 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。
④ 正規の勤務時間が終了しても所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

１　職員の動員

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び各課への連絡等を通じて各職員に非常配備を周知する。動員職員は、直ちにあらかじめ指定された参集場所に参集する。

また、被害状況等により、職員の安否を確認した上で必要に応じて村長判断による配備体制をとる。

(2) 勤務時間外

ア 状況確認

村職員は、気象警報等の発表状況をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、自らの配備基準に該当する場合は、家族の身の安全を確認した後、できる限り早く登庁し、配備に就く。また、職員連絡メールを受信した場合は、その内容に応じて参集等の行動をとる。

イ 参集行動

指名職員（避難所担当職員等）はあらかじめ指定された場所に参集し、その他の職員は通常の勤務場所に参集する。緊急に参集する際は、防災服又は作業に適する服装を着用し身分証明書を携帯する。

参集途上においては可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに参集施設の責任者に報告するほか、参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報し、援助を求める。なお、災害の状況により参集場所への移動が不可能な場合は最寄りの村の施設に参集し、当該施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

ウ 夜間・休日等における連絡体制

夜間、休日等における庁内の連絡体制は次のとおりとする。

■勤務時間外の連絡体制

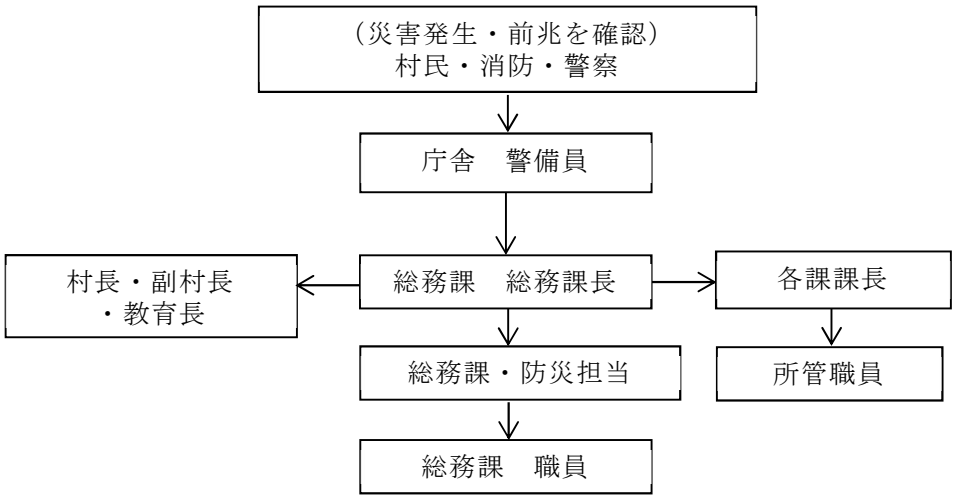

２　警戒活動（災害対策本部設置前）

(1) 課長の対応

各課長は、気象情報等を収集し、台風や豪雨による被害が予想される場合は、非常配備等の指示の有無に係わらず、必要な職員を配置し、また、連絡体制を確立し、所管する区域の巡視や施設の点検等の警戒活動を開始する。

非常配備態勢が発令された場合は、関係職員を動員し、所管する警戒活動業務の指揮をとる。また、配備した職員や活動状況を総務課に随時報告する。

総務課長は、村長及び副村長が不在かつ緊急を要する場合、村長及び副村長に代わって次の行為をすることができる。この場合、総務課長は、その旨を速やかに村長に報告する。

① 避難指示等の発令（災害対策基本法第 56 条、第 60 条、村長の権限）
② 警戒区域の設定（災害対策基本法第 63 条、村長の権限）
③ 通行規制（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

(2) その他の職員の対応

勤務時間外に参集した職員は、課長等の指示に基づき、警戒活動を開始する。

役場においては、概ね次の警戒活動を実施するものとし、課長等の指示がない場合、参集職員は積極的にこれらの活動に協力する。

① 防災行政無線（同報系）、防災アプリ等による住民への情報伝達
② 防災行政無線（移動系）等による情報収集
③ 県及び防災関係機関との情報連絡
④ 災害対策本部設置の準備
⑤ 避難所、救護所の設置準備及び開設運営の支援、その他救護活動の準備
⑥ 住民からの通報等の対応
⑦ 参集職員の指揮
⑧ 自主防災組織（自治会等）役員との連絡調整
⑨ 災害情報の収集
⑩ 住民への避難の呼びかけ
⑪ その他総務課長等の指示事項

第２　村災害対策本部の設置

１　災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、「非常配備基準（災害時)」の第３配備に該当する場合、宜野座村災害対策本部（以下「村本部」という。）を設置する。

ただし、村長不在の場合は、以下の順位により権限を委任する。

第１順位	副村長
第２順位	教育長
第３順位	総務課長

この場合は事後速やかに村長に報告し承認を得る。

(2) 本部室の設置

本部室を役場庁舎３階大会議室に設置する。

また、役場庁舎が使用不能な場合は、ふれあい交流センターに設置する。

(3) 設置の通知

村本部を設置したときは県に通知するほか、村職員その他必要な機関に周知する。

担当部	担当班	通知または公表先	通知または公表の方法
総務対策部	企画班（企画課）	村各対策班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
		報道機関	電話その他迅速な方法
	総務班（総務課）	県	電話その他迅速な方法
		地域住民	テレビ、ラジオ、村防災行政無線 広報車その他迅速な方法
		石川警察署	電話その他迅速な方法
各主管部担当班		関係機関	電話その他迅速な方法

(4) 廃止基準

災害対策本部の廃止の時期は、本部長が以下の廃止基準に基づいて行う。

① 予想された災害の危険性が解消したと認められるとき。
② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

また、村本部を解散した場合、１の「(3) 設置の通知」に準じて関係機関に通知する。

なお、本部解散後においても継続すべき被災者支援や災害復旧等の事務がある場合は、当該事務を担当する班を構成する課のいずれかに引き継ぐほか、必要に応じて復旧対策本部を設置して事務を継承する。復旧対策本部の組織体制及び事務分掌等は災害対策本部に準ずるものとし、最小限の部班及び職員で構成する。

２　本部組織の確立・運営

地震・津波編　第２章・第１節・第２「２　本部組織の確立・運営」に準ずる。

第２節　気象警報等の伝達計画

項　　目	初動	応急	復旧	担当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　警報等の種類及び発表基準	○			総務班	沖縄気象台、県
第２　警報等の発表及び解除の発表機関	○			総務班	沖縄気象台、県
第３　気象警報等の伝達	○			総務班	沖縄気象台、県
第４　災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置	○			総務班	各関係機関

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達し、災害発生の未然防止を期する。

なお、警報等の発表基準、伝達体制の住民に対する周知徹底及び現象発見時の措置等については以下により実施する。

第１　警報等の種類及び発表基準

警報等
- １　気象業務法に定める警報等
  - ア　気象注意報等
  - イ　気象警報等
  - ウ　気象特別警報等
  - エ　気象情報等
  - オ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
  - カ　早期注意情報（警報級の可能性）
  - キ　地方海上警報
- ２　水防警報等
- ３　消防法に定める火災警報等
- ４　知事、市町村長が行う警報等
- ５　土砂災害警戒情報
- ６　記録的短時間大雨情報
- ７　竜巻注意情報

１　気象業務法に定める警報等

(1) 気象特別警報・気象警報・注意報

沖縄気象台は、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、また、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町村ごとに発表する。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、暴風、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

資料：気象庁

(2) 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する気象情報」が速やかに発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」が発表される。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/ｓ以上の半径）	台風の強さ（最大風速）
大　　型　　500km 以上 800km 未満 超 大 型　　800km 以上	強　　い　33m/s 以上 44m/s 未満 非常に強い　44m/s 以上 54m/s 未満 猛　烈　な　54m/s 以上

※　上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル（危険度分布）で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害））の危険度分布）では、「災害切迫」（黒色）が出現すると、重大な土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況となるため、高齢者等の方は遅くとも「警戒」（赤色）が出現した時点で、一般の方は遅くとも「危険」（紫色）が出現した時点で、安全な場所に避難する必要がある。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警 戒区域に避難指示を発令することを基本とする」とされている。

危険度分布の概要

種　類	概　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：避難指示 土砂災害警戒区域外等への避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難 高齢者等は土砂災害警戒区域外への避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

	・「注意」（黄） 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ・今後の情報等に留意（白）：今後の情報に留意する。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間降雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒） 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。（立退き避難がかえって危険な場合）
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。（立退き避難がかえって危険な場合） ・「危険」（紫）：避難指示 重大な洪水災害が発生する可能性が「警戒」（赤）よりもさらに高まり、まもなく重大な洪水災害が発生する可能性が高く、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等避難 洪水災害への警戒が必要状況であり、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄） ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ・今後の情報等に留意（水色）：今後の情報に留意する。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの雨量分布の予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が５日先までに予測されているときに、その可能性について［高］、［中］の２段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島北部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(5) 異常潮位に関する情報

「異常潮位」とは、台風等による高潮又は地震による津波以外の潮位の異常な現象をいい、それによる被害が発生又は発生するおそれがあるときに気象官署が発表する。

(6) 地方海上警報

海上船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して、強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

ア　地方海上予報区の範囲と細分名称

ａ　沖縄気象台担当地方海上予報区

沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

ｂ　細分名称

沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

≪沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）≫

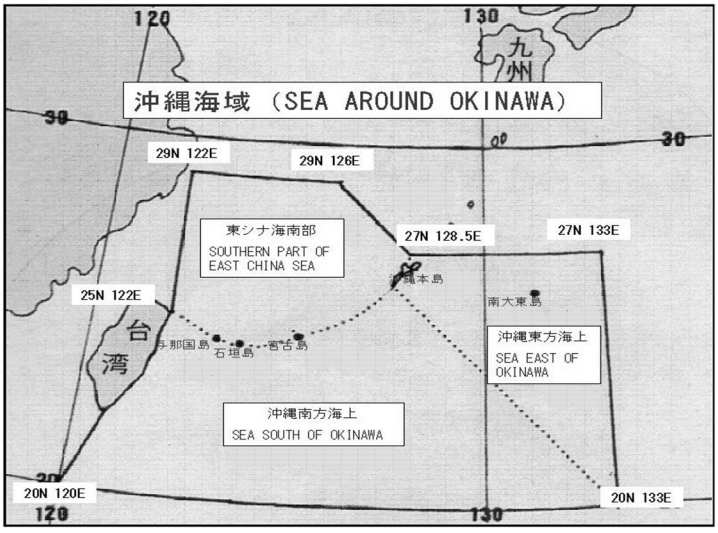

イ　地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類と発表基準は、以下のとおりである。

≪地方海上警報の種類と発表基準≫

地方海上警報の種類	発表基準
ｶｲｼﾞｮｳｹｲﾎｳﾅｼ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
ｶｲｼﾞｮｳﾉｳﾑｹｲﾎｳ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 ｶｲﾘ以下）
ｶｲｼﾞｮｳｶｾﾞｹｲﾎｳ 海上風警報　（英文 WARNING）	最大風速が 13.9m/s 以上 17.2m/s 未満（28 ﾉｯﾄ以上 34 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳｷｮｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2m/s 以上 24.5m/s 未満（34 ﾉｯﾄ以上 48 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳﾎﾞｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上暴風警報(英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5m/s 以上（48 ﾉｯﾄ以上）
ｶｲｼﾞｮｳﾀｲﾌｳｹｲﾎｳ 海上台風警報(英文 TYPHOON WARNING)	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上(64 ﾉｯﾄ以上)

２　水防警報等

(1) 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は１の(1)に定める気象特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替される。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(3) はん濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において避難判断水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等にはん濫警戒情報を伝達する。

村は、河川水位、はん濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難情報を発令する。

また、浸水想定区域の住民、要配慮者利用施設の管理者等へのはん濫警戒情報の伝達体制を確立しておく。

３　消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたときまたは気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味し、金武地区消防衛生組合の火災警報規程においてこれを定める。

(2) 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、沖縄気象台が担当区域に火災気象通報を行う。

火災気象通報は、沖縄気象台が発表する「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表基準と同一の基準で行われる。

４　村長が行う警報等

村長は、以下の場合、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を、関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達する。

この場合において必要があると認めるとき､住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

○災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた場合
○自ら災害に関する予報若しくは警報を知った場合
○自ら災害に関する警報をした場

５　土砂災害警戒情報

沖縄県と気象台が共同で作成・発表する情報で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、村長が防災活動や住民等への避難指示の発令判断や災害応急対応を適時適切に行えるように、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したとき発表される。

また、所定の監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと判断されるとき解除される。

(2) 土砂災害警戒情報の発表形式

村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、わかりやすい文章と図を組み合わせて発表される。なお、補足情報として、１km 四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を５段階判定した「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布)」が発表される。

これにより、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握できる。

(3) 土砂災害警戒情報の利用においての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用においては、個別の災害発生箇所・時間・ 規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れ等の表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意する。

(4) 村の対応

村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

６　記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表する。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表するもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を、気象庁が明記する。

７　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位（本島北部など）で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

第２　警報等の発表及び解除の発表機関

警報等の発表及び解除は以下の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 洪水　〃 強風　〃 波浪　〃 高潮　〃 濃霧　〃 雷　　〃 乾燥　〃 霜　　〃 低温　〃 大雨（土砂災害、浸水害）警報 洪水　〃 暴風　〃 波浪　〃 高潮　〃 大雨特別警報 暴風　〃 波浪　〃 高潮　〃	沖縄気象台	宜野座村
記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	気象庁	沖縄県
火災警報	村長	宜野座村
水防警報	知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	宜野座村

第３　気象警報等の伝達

１　警報等の受領責任及び伝達方法

関係機関から通報される警報等は、金武地区消防本部で受領し、迅速かつ確実な収集を行う。関係機関から警報等を受領した消防本部（警防係）は、直ちにその旨を総務対策班長に伝達する。

消防本部より通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生する恐れがあると認めるとき、または大きな災害の発生を知ったときは、直ちに村長（本部長）に報告する。

なお、消防本部（警防係）から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について記録（文書）する。

○警報等及び災害の種類	○発表及び発生の日時
○警報等または災害の内容	○送話者及び受話者の職・氏名
○その他必要な事項	

防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、ラジオ等を常備して積極的に情報収集を行う。

第４　災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

沖縄気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象及び水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため具体的な情報を関係機関に速やかに通報する。

１　通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね以下に掲げる現象をいう。

≪通報を要する異常現象≫

事 項	現　　象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		著しく異常な潮位、波浪

２　異常現象発見時の通報要

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、発見場所や状況及び経過等をできる限り詳しく、村長または警察官もしくは海上保安官に直ちに通報する。

(2) 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官または海上保安官は、直ちに村長及び上部機関に通報する。

(3) 村長の通報

通報を受けた村長は、直ちに気象台及び関係機関に通報するとともに、防災行政無線等を用いて住民に対し周知徹底を図るものとする。また、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

気象警報等に関する情報の伝達系統は、次に示すとおりである。

≪気象警報等の伝達系統図≫

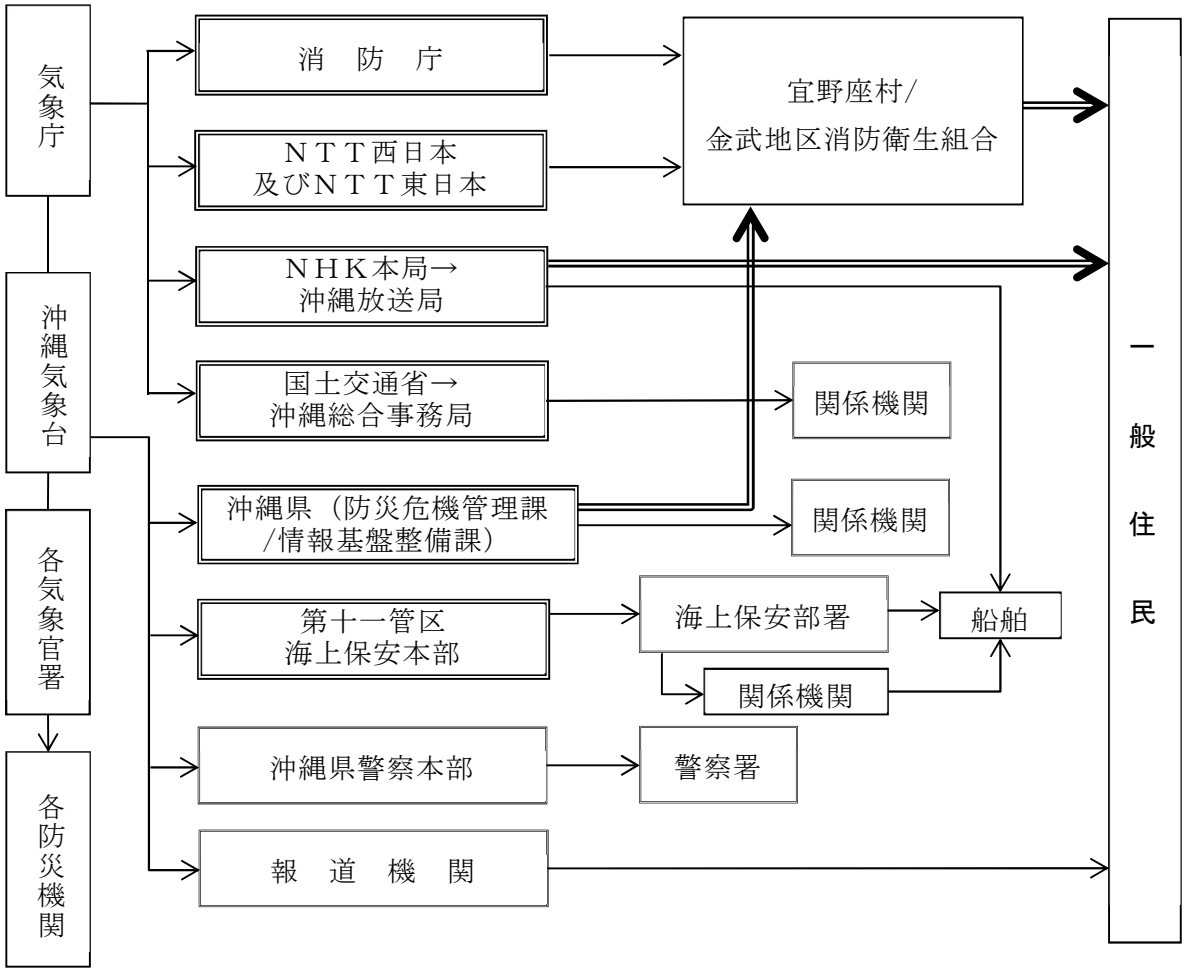

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条等の規定に基づく法定伝達先。
注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

≪火災警報等の伝達系統図≫

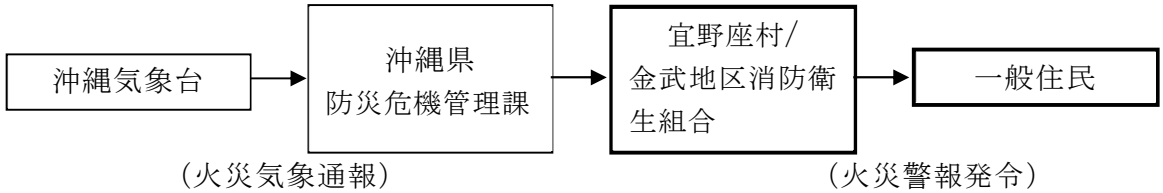

≪地方海上警報等の伝達系統図≫

≪土砂災害警戒情報の伝達系統図≫

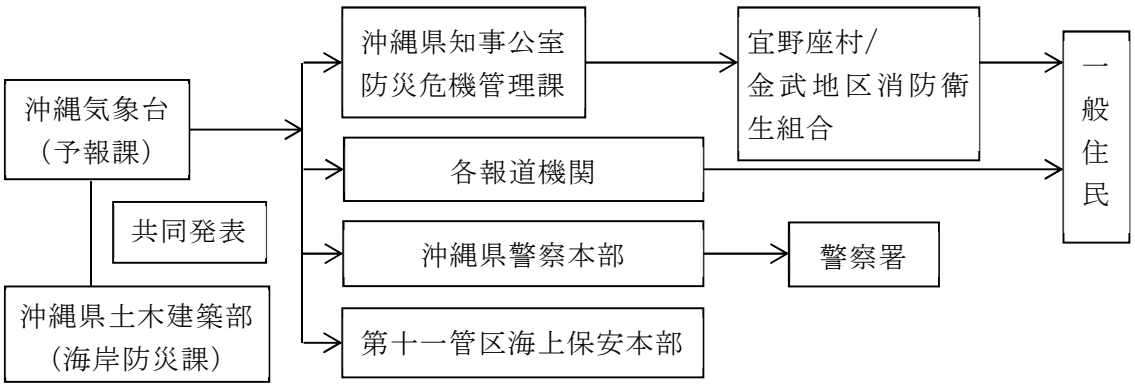

≪異常現象発見者の通報系統図≫

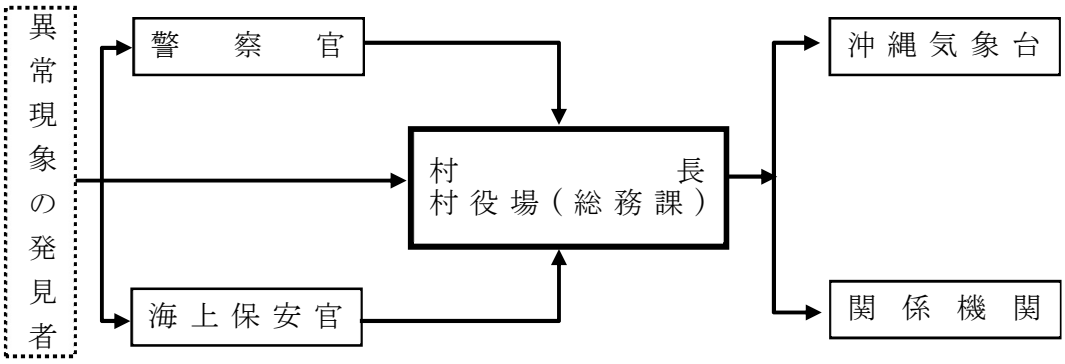

第３節　災害通信計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　通信の協力体制	○			総務班	各放送機関、ＮＴＴ西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第２　通信設備の利用法	○			総務班	各放送機関、ＮＴＴ西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会
第３　村における措置	○			総務班	各放送機関、ＮＴＴ西日本、石川警察署、沖縄電力(株)、沖縄総合事務局、沖縄非常通信協議会

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、第２編・第１章「第３節　災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第４節　災害状況等の収集・伝達計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　村・防災関係機関の役割	○			総務班	沖縄県、防災関係機関
第２　災害状況等の収集	○			各対策班	防災関係機関
第３　地震発生直後の第１次情報の報告	○	○		総務班	防災関係機関
第４　災害報告	○	○		総務班	沖縄県、防災関係機関

災害状況等の収集・報告は、第２編・第１章「第４節　災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。なお、村及び金武地区消防衛生組合は、災害発生時の第１次情報の報告を以下のとおり行う。

１　火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告する。
２　金武地区消防衛生組合は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
３　行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、村域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
４　行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

第５節　災害広報計画・情報提供計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施機関	○	○		総務班、企画班	沖縄県、報道機関
第２　広報活動	○	○		各対策班	沖縄県、報道機関
第３　安否情報の提供	○	○		村民生活班	

災害時における情報及び被害状況等の広報は、第２編・第１章「第５節　災害広報・情報提供計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、本村における災害広報については、村防災計画の定めるところにより段階に応じて以下のような広報を行う。

１　警戒段階

台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期の広報は、以下のとおりである。

①　用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
②　台風・気象情報
③　水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
④　警報
⑤　災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
⑥　被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
⑦　道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
⑧　公共交通機関の運行状況
⑨　ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
⑩　避難情報（準備情報）

２　初動段階

暴風、浸水、土砂災害が予測される時期の広報は、以下のとおりである。

避難情報（高齢者等避難、避難指示とその理由、指定緊急避難場所・指定避難所等）

３　応急段階

暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期の広報は、以下のとおりである。

①　ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
②　医療機関の状況
③　感染症対策活動の実施状況
④　食料、生活必需品の供給予定
⑤　災害相談窓口の設置状況
⑥　その他住民や事業所のとるべき措置

第６節　自衛隊災害派遣要請計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　災害派遣要請	○			総務班	沖縄県、自衛隊
第２　派遣部隊の救助活動等	○			総務班	沖縄県、自衛隊
第３　災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等	○			総務班	自衛隊
第４　ヘリポートの準備	○			総務班	自衛隊
第５　自衛隊の自主派遣	○			総務班	自衛隊

災害時における自衛隊の派遣要請は、第２編・第１章「第６節　自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第７節　広域応援要請計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　県等に対する応援要請	○			総務班	沖縄県
第２　受入体制の確保	○			総務班	
第３　防災関係機関における応援要請	○			総務班	石川警察署、 金武地区消防衛生組合、 ライフライン事業者
第４　村機能への支援	○	○		総務班	沖縄県

大規模災害発生時において本村単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、第２地震・津波編・第１章「第７節　広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて行う。

第８節　避難計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　避難の原則	○			総務班	沖縄県、防災関係機関
第２　風水害避難計画	○			総務班	第十一管区海上保安本部
第３　広域一時滞在	○			総務班	

第１　避難の原則

避難の原則は、第２編・第１章・第８節「第１　避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２　風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、高齢者等避難、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、本節「第１　避難の原則」によるものとする。

１　実施責任者

風水害から避難するための避難情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護の実施者(以下「避難措置の実施者」という。）は、第２編・第１章・第８節・第１「１　実施責任者」のとおりとする。

２　避難指示等の発令

避難指示等の運用については、第２編・第１章・第８節「第２　避難情報の運用」を踏まえて実施する。

村は、村風水害避難計画の定めにより、以下の点に留意して、洪水浸水想定区域等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難指示等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合で、かつ緊急を要すると認めるときは、基本法第 60 条第３項に基づき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

(1) 全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、はん濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。

(2) 避難情報の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、沖縄気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （村長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫 （必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や 避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

（注）「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

（注）「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

〈警戒レベル３　高齢者等避難の発令基準〉

災害の種類	基　　準
暴　風	①最大風速 20m/s 程度が観測され、今後更に強まる、危険な状態が見込まれる場合 ②暴風警報が発表され、最大風速が 25m/s 以上予想された場合
浸　水	①避難すべき区域で床下浸水や道路冠水が発生している ②大雨警報（浸水対象）が発表され、避難すべき区域で浸水害が発生するおそれがある場合
土砂災害※1	①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
高　潮※1	①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本村にかかると予想されている、又は台風が本村に接近することが見込まれる場合 ③警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④「2003 年台風 14 号（マエミー）」級の台風（中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上）が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
洪　水※1	①宜野座福地川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ※宜野座福地川流域：流域雨量指数基準 8.3 ②堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合

※1　土砂災害・高潮・洪水に関する高齢者等避難を発令する際は、警戒レベル３を付して情報伝達等を行う。

〈警戒レベル４　避難指示発令基準〉

災害の種類	基　　準
暴　風	①引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険がさし迫ってきた場合 ②暴風警報が発表され、最大風速 35m/s 以上が予想された場合 ＊避難地区の事前調査が必要である。
浸　水	①避難すべき区域で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している場合 ②大雨警報（浸水対象）が発表され、激しい雨が観測されるなど、避難すべき区域で浸水害が拡大するおそれがある場合
土砂災害※1	①土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合 ③警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
高　潮※1	①高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が発表された場合 ②警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令） 注：高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約 3～6 時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル４避難指示に先立ち警戒レベル３高齢者等避難を早めに発令することが考えられる。 注：高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル４避難指示の発令を検討する。

	注：高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル４避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。 注：潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル４避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。
洪水※1	①宜野座福地川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ②堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が高齢者等避難の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合

※1　土砂災害・高潮・洪水に関する避難指示を発令する際は、警戒レベル４を付して情報伝達等を行う。

〈警戒レベル５　緊急安全確保の発令基準〉

災害の種類	基　　準
暴　風	①引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険がさし迫ってきた場合 ②暴風警報が発表され、最大風速が 40m/s 以上と予想された場合 ＊台風位置の中心が真上を通過する場合
浸　水	床上浸水が発生し、生命及び身体の危険が相当差し迫っている場合
土砂災害※1	●災害が緊迫 ①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）となった場合 ●災害発生を確認 ③土砂災害の発生が確認された場合 ※発令基準例①～②を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例③の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。

高　潮※1	●災害が切迫 ①水門、陸閘等の異常が確認された場合 ②潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 ●災害発生を確認 ③海岸堤防等が倒壊した場合 ④異常な越波・越流が発生した場合
洪　水※	●災害が切迫 ①宜野座福地川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む） ●災害発生を確認 ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（役場職員・消防団員からの報告により把握できた場合） ※警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難指示の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合

※1　土砂災害・高潮・洪水に関する緊急安全確保を発令する際は、警戒レベル５を付して情報伝達等を行う。

(3) 警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話等のあらゆる手段の活用を図る。

(4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。

(5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が避難指示等を行えるように権限を委譲しておく。

３　避難場所

避難先は、風水害避難計画で定められた、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の安全な場所とする。

４　住民等の避難誘導

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び村職員等、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想されるはん濫到達時間や交通規制を考慮する。

５　船舶等の避難

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

６　指定避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、指定避難所に収容する。指定避難所開設以降の対策は、第２編・第１章・第８節「第１　避難の原則」のとおりとする。

第３　広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、第２編・第１章・第８節「第８　広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第９節　観光客等対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			観光商工班	村観光協会、 各施設管理者
第２　避難情報の伝達及び避難誘導	○			観光商工班	村観光協会、 各施設管理者
第３　避難収容	○			観光商工班	村観光協会、 各施設管理者、 沖縄県
第４　帰宅困難者対策	○			観光商工班	村観光協会、沖縄県

災害時における観光客等の対策は、第２編・第１章「第９節　観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第１０節　要配慮者対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			健康福祉班、教育班、観光商工班	施設管理者、村社会福祉協議会、村観光協会
第２　避難行動要支援者の避難支援	○			健康福祉班	村社会福祉協議会
第３　避難生活への支援	○			健康福祉班	村社会福祉協議会、沖縄県
第４　観光客・外国人への支援	○			観光商工班	村観光協会、関係団体等

災害時における要配慮者対策は第２編・第１章「第１０節　要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第１１節　消防計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班	金武地区消防衛生組合、沖縄県、石川警察署、自衛隊等
第２　相互応援計画	○			総務班	沖縄県

災害時における消防活動は、第２編・第１章「第１１節　消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第１２節　救出計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班	金武地区消防衛生組合、関係機関
第２　救出の実施	○			総務班	金武地区消防衛生組合、沖縄県、石川警察署、関係機関
第３　惨事ストレス対策	○			総務班	金武地区消防衛生組合、沖縄県、関係機関

災害時における救出活動は、第２編・第１章「第１２節　救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第１３節　医療救護計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			健康福祉班	沖縄県
第２　医療救護活動に関する組織体制	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関
第３　情報収集と共有	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関、災害医療本部
第４　医療救護の実施	○			健康福祉班	沖縄県、医療機関、災害医療本部、地区医師会、日本赤十字社
第５　傷病者の搬送	○			健康福祉班、総務班	沖縄県
第６　助産体制	○			健康福祉班	沖縄県
第７　医薬品、衛生材料等及び血液製剤の確保	○			健康福祉班	沖縄県
第８　被災者の健康管理とこころのケア	○			健康福祉班	沖縄県

災害時における医療救護は、第２編・第１章「第１３節　医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第１４節　交通輸送計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班、建設班、産業振興班	沖縄県、道路管理者
第２　交通の規制	○			総務班、建設班	沖縄県、石川警察署
第３　緊急輸送	○			総務班、産業振興班	沖縄県、第十一管区海上保安本部
第４　広域輸送拠点の確保	○			総務班、建設班、産業振興班	沖縄県

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、第２編・第１章「第１４節　交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行う。

１　各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

　特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、村に伝達する。

２　県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第１５節　治安警備計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　災害時における警察の任務	○			総務班	石川警察署
第２　災害時における警備体制	○			総務班	石川警察署

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、第２編・第１章「第１５節　治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第１６節　災害救助法適用計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班	沖縄県
第２　災害救助法の適用基準	○			総務班	沖縄県
第３　災害救助法の適用手続き	○			総務班	沖縄県
第４　救助の実施	○			総務班	
第５　災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準	○			総務班	沖縄県

災害救助法に基づく被災害者の救助は、第２編・第１章「第１６節　災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第１７節　給水計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			上下水道班	沖縄県、 金武地区消防衛生組合
第２　供給の方法	○			上下水道班	金武地区消防衛生組合
第３　医療施設等への優先的給水	○			上下水道班	金武地区消防衛生組合
第４　水道施設の応急復旧		○		上下水道班	金武地区消防衛生組合、 各水道事業者

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、第２編・第１章「第１７節　給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第１８節　食料供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			村民生活班	沖縄県
第２　食料の調達	○			村民生活班	
第３　炊き出し等の食品の給与	○			村民生活班、教育班、健康福祉班	村内販売業者、沖縄県、沖縄総合事務局等
第４　要配慮者に配慮した食品の給与	○			村民生活班、教育班、健康福祉班	

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、第２編・第１章「第１８節　食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第１９節　生活必需品供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第２　給与又は貸与の方法	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第３　物資の調達・配布	○			村民生活班、総務班	沖縄県
第４　救援物資の受入れ	○			総務班、健康福祉班	沖縄県
第５　義援物資及び金品の保管及び配分	○			総務班	沖縄県

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第２編・第１章「第１９節　生活必需品等供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第２０節　感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　感染症対策	○	○		村民生活班、 健康福祉班	沖縄県、 中部保健所等
第２　保健衛生	○	○		健康福祉班	中部保健所等
第３　し尿処理	○	○		村民生活班	沖縄県
第４　動物の保護管理	○	○		村民生活班	沖縄県、関係団体
第５　ペット対応	○	○		村民生活班	沖縄県、獣医師会、 動物関係団体、 ボランティア等

災害時における被災地の感染症対策、清掃対策、動物の保護収容等の対策は、第２編・第１章「第２０節　感染症対策、清掃対策、食品衛生監視及び動物の保護収容保健衛生計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第２１節　行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班、村民生活班	石川警察署、 第十一管区海上保安本部、 金武地区消防衛生組合、 沖縄県
第２　行方不明者の捜索	○			総務班、村民生活班	金武地区消防衛生組合、 石川警察署、 第十一管区海上保安本部、 関係機関
第３　遺体の取扱い	○			総務班、村民生活班	石川警察署、 第十一管区海上保安本部、 沖縄県医師会等
第４　遺体の火（埋）葬		○		村民生活班、総務班	沖縄県

災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、第２編・第１章「第２１節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第２２節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			建設班	沖縄県
第２　障害物の除去	○			建設班、産業振興班	金武地区消防衛生組合、第十一管区海上保安本部、各施設管理者
第３　災害廃棄物の処理	○			建設班	沖縄県、金武地区消防衛生組合
第４　ゴミの収集・処理	○			村民生活班	金武地区消防衛生組合

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、第２編・第１章「第２２節　障害物の除去・災害震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 7 月）」に基づいて、円滑に処理する。

第２３節　住宅応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		建設班	沖縄県
第２　応急仮設住宅の設置等		○		建設班	沖縄県
第３　住宅の応急修理		○		建設班	沖縄県
第４　建物の解体、撤去		○		建設班	沖縄県
第５　住家の被災調査		○		建設班、総務班	金武地区消防衛生組合、沖縄県

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、第２編・第１章「第２３節　住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第２４節　二次災害の防止計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			建設班	沖縄県
第２　被災建築物の応急危険度判定	○			建設班	沖縄県
第３　被災宅地の危険度判定	○			建設班	沖縄県
第４　降雨等による水害・土砂災害の防止	○			建設班	沖縄県、 沖縄気象台
第５　高潮、波浪等の対策	○			建設班	沖縄県

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、第２編・第１章「第２４節　二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第２５節　教育対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第２　応急教育対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第３　応急保育対策		○		健康福祉班	沖縄県
第４　学校給食対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第５　社会教育施設等対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第６　罹災児童生徒の保健管理		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所
第７　文化財対策		○		教育班	県教育委員会、 県教育事務所

災害時における応急教育対策は、第２編・第１章「第２５節　教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第２６節　危険物等災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　石油類	○			総務班	金武地区消防衛生組合、施設責任者、石川警察署、十一管区海上保安本部
第２　毒物劇物		○		総務班、産業振興班	金武地区消防衛生組合、施設責任者、石川警察署、十一管区海上保安本部

危険物等による災害については、第２編・第１章「第２６節　危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえふまえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第２７節　不発弾災害対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班	沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部、沖縄県警察本部、沖縄県
第２　不発弾の処理体制	○			総務班	沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部、沖縄県警察本部、沖縄県

沖縄県は先の戦争で地上戦を被り、不発弾の発見が現在も続いている。こうした中で不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関との連携により円滑な処理業務を促進するとともに、地域住民に対する不発弾の発見や通報及び処理体制等に関する防災意識の普及啓発を図る。

第１　実施責任者

不発弾の処理は発見者からの届出により、下記に示す関係機関の連携協力のもとで推進され、最終的処理にあたっては自衛隊が行う。

○沖縄総合事務局	○第十一管区海上保安本部	○沖縄県
○自衛隊	○沖縄県警察本部	○宜野座村

第２　不発弾の処理体制

１　陸上で発見される不発弾等の処理

(1) 発見者は、最寄りの交番または警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

(2) 警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。

(3) 第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

(4) 小型砲弾等比較的危険度が少なくて移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

(5) 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

(6) 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

○発見場所が本村の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。
○避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
○村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

２　海中で発見される不発弾の処理

(1) 発見者から通報を受けた村長、第十一管区海上保安本部、県知事、または港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。

(2) 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

(3) 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

(4) 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

(5) 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

○発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
○危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
○村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

３　関係機関の協力体制の確立

本村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

≪不発弾等処理業務の流れ（系統図）≫

１．発見弾（陸上部分）

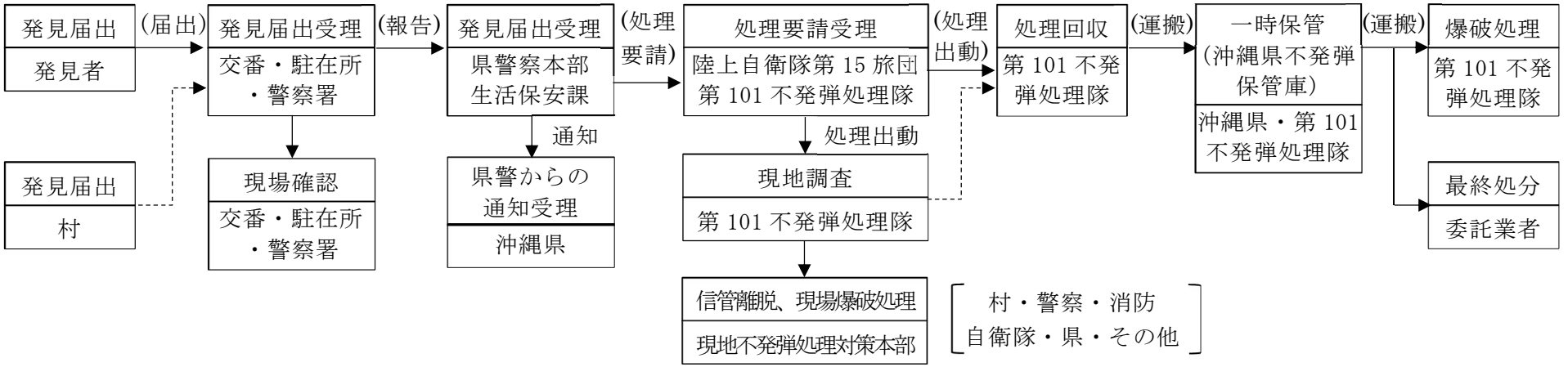

２．埋没弾（陸上部分）

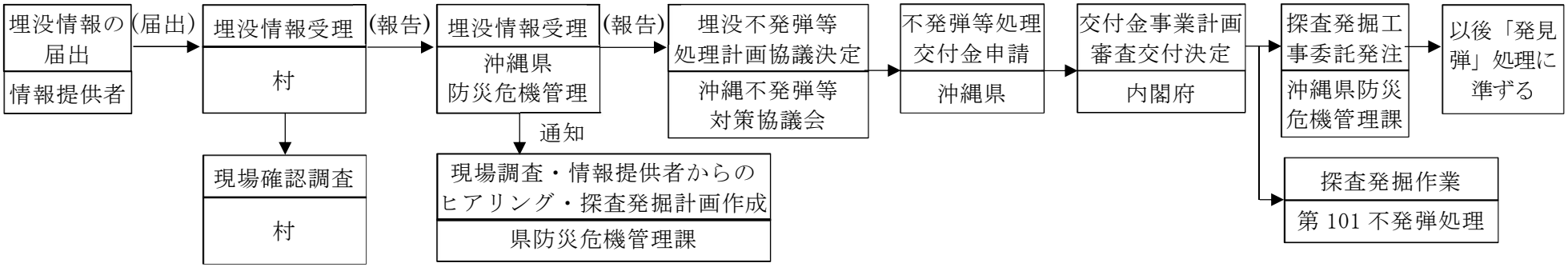

３．発見弾（海上部分）

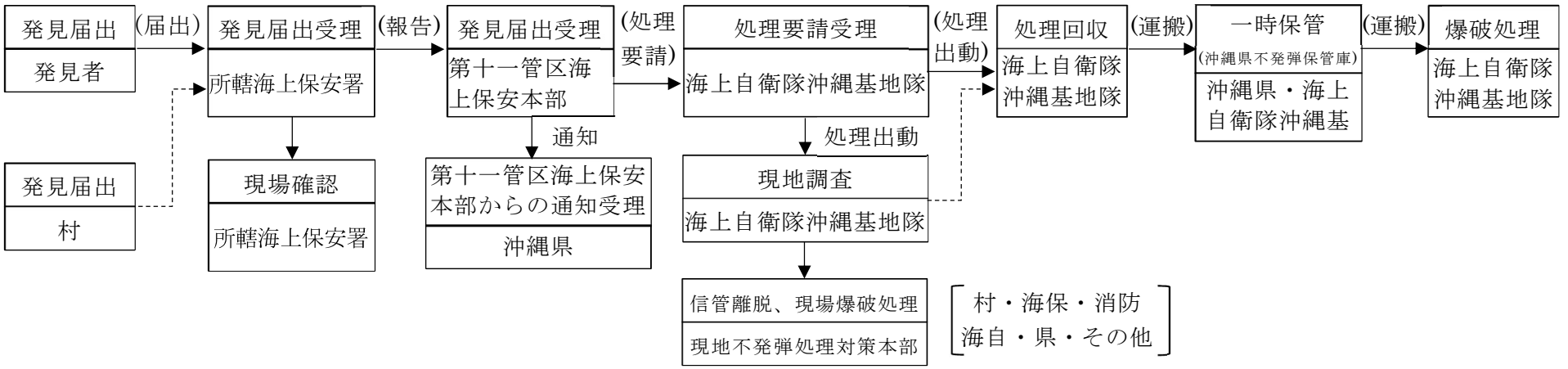
発見届出
発見者
(届出)
発見届出受理
所轄海上保安署
(報告)
発見届出受理
第十一管区海上保安本部
(処理要請)
処理要請受理
海上自衛隊沖縄基地隊
(処理出動)
処理回収
海上自衛隊沖縄基地隊
(運搬)
一時保管
(沖縄県不発弾保管庫)
沖縄県・海上自衛隊沖縄基
(運搬)
爆破処理
海上自衛隊沖縄基地隊
発見届出
村
現場確認
所轄海上保安署
通知
第十一管区海上保安本部からの通知受理
沖縄県
処理出動
現地調査
海上自衛隊沖縄基地隊
信管離脱、現場爆破処理
現地不発弾処理対策本部
村・海保・消防
海自・県・その他

第２８節　在港船舶対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　船舶の被害防止対策	○			総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、沖縄県警察、宜野座村漁業協同組合
第２　高潮避難	○			総務班	各関係機関

災害時の在港船舶の安全確保は、第２編・第１章「第２７節　在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえふまえて実施する。

第２９節　労務供給計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		観光商工班、総務班	沖縄県、沖縄公共職業安定所等
第２　労務者の供給方法		○		観光商工班、総務班	沖縄公共職業安定所等
第３　災害救助法による賃金職員等の雇上げ		○		観光商工班、総務班	沖縄公共職業安定所等
第４　従事命令、協力命令		○		観光商工班、総務班	沖縄県、防災関係機関

災害時における労務者及び職員等の確保は、第２編・第１章「第２８節　労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施するものとする。

第３０節　民間団体等協力計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○			総務班、観光商工班、健康福祉班	沖縄県、各関係機関
第２　協力要請	○			総務班、観光商工班、健康福祉班	各関係機関

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、第２編・第１章「第２９節　民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第３１節　ボランティア団体受入れ計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社沖縄県支部等
第２　ボランティアの募集		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社沖縄県支部等
第３　ボランティアの受入れ		○		健康福祉班	村社会福祉協議会、県社会福祉協議会、
第４　ボランティアの活動内容		○		健康福祉班	村社会福祉協議会
第５　ボランティアの活動支援		○		健康福祉班	村社会福祉協議会

防災災害ボランティアの募集、受入れ等は、第２編・第１章「第３０節　ボランティア団体受入れ計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第３２節　公共土木施設応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者	○	○		各対策班	各施設管理者
第２　村における応急工事	○	○		建設班、総務班、各対策班	各施設管理者
第３　村施設及びその他の公共施設の応急、復旧対策	○	○		各対策班	各施設管理者
第４　道路・橋りょうの応急、復旧対策	○	○		建設班	各施設管理者
第５　河川管理施設の応急、復旧対策	○	○		建設班、上下水道班	各施設管理者
第６　漁港施設の応急、復旧対策	○	○		産業振興班	各施設管理者、第十一管区海上保安本部

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、第２編・第１章「第３１節　公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第３３節　ライフライン等施設応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　電力施設災害応急対策計画	○	○		総務班	沖縄電力(株)
第２　電気通信設備応急対策	○	○		総務班	電気通信関係機関
第３　ガス施設災害応急対策計画	○	○		総務班	各ガス関係業者、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会、警察、消防機関
第４　上水道施設災害応急対策計画	○	○		上下水道班	各関係機関

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、第２編・第１章「第３２節　ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第３４節　農林水産物応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　実施責任者		○		産業振興班	沖縄県
第２　農林水産物の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、宜野座村漁業協同組合、沖縄県等
第３　水産物の対策		○		産業振興班	宜野座村漁業協同組合、沖縄県等
第４　農産物の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、沖縄県等
第５　家畜の対策		○		産業振興班	JA おきなわ、沖縄県等

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、第２編・第１章「第３３節　農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施するものとする。なお、台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼすおそれのあるときは、県が樹立する事前対策について指導を行う。

第３５節　米軍との相互応援計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　相互連携体制の構築	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合
第２　緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合
第３　消防相互援助協約	○			総務班、企画班	米軍、 金武地区消防衛生組合

風水害等における在沖米軍との災害協力は、第２編・第１章「第３４節　米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

第３６節　海上災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　災害対策連絡調整本部の設置		○		総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄県、防災関係機関
第２　第十一管区海上保安本部の実施事項		○		総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄県、防災関係機関
第３　その他関係機関の実施事項		○		総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄県、防災関係機関
第４　災害復旧・復興対策		○		総務班、産業振興班	第十一管区海上保安本部、沖縄県、防災関係機関

災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設もしくは船舶からの大量の石油類等の危険物が海域への流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、関係機関が緊密な連携を保ち相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、流出油の防除及び危険物の特性に応じた消火活動の措置を講じて住民被害への防除や被害拡大の防止を図る。

第１　災害対策連絡調整本部の設置

海上災害の防除活動などを円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、宜野座村災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

また、関係機関は調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部が設置されたときとする。

実施機関

(1) 第十一管区海上保安本部	(7) 沖縄県警察
(2) 沖縄総合事務局	(8) 宜野座村、金武地区消防衛生組合
(3) 沖縄気象台	(9) 日本赤十字社沖縄県支部
(4) 陸上自衛隊第 15 旅団	(10) 事故関係企業等
(5) 海上自衛隊沖縄基地隊	(11) 指定海上防災機関
(6) 沖縄県	(12) その他関係機関及び団体

≪海上災害発生時の通報体制≫

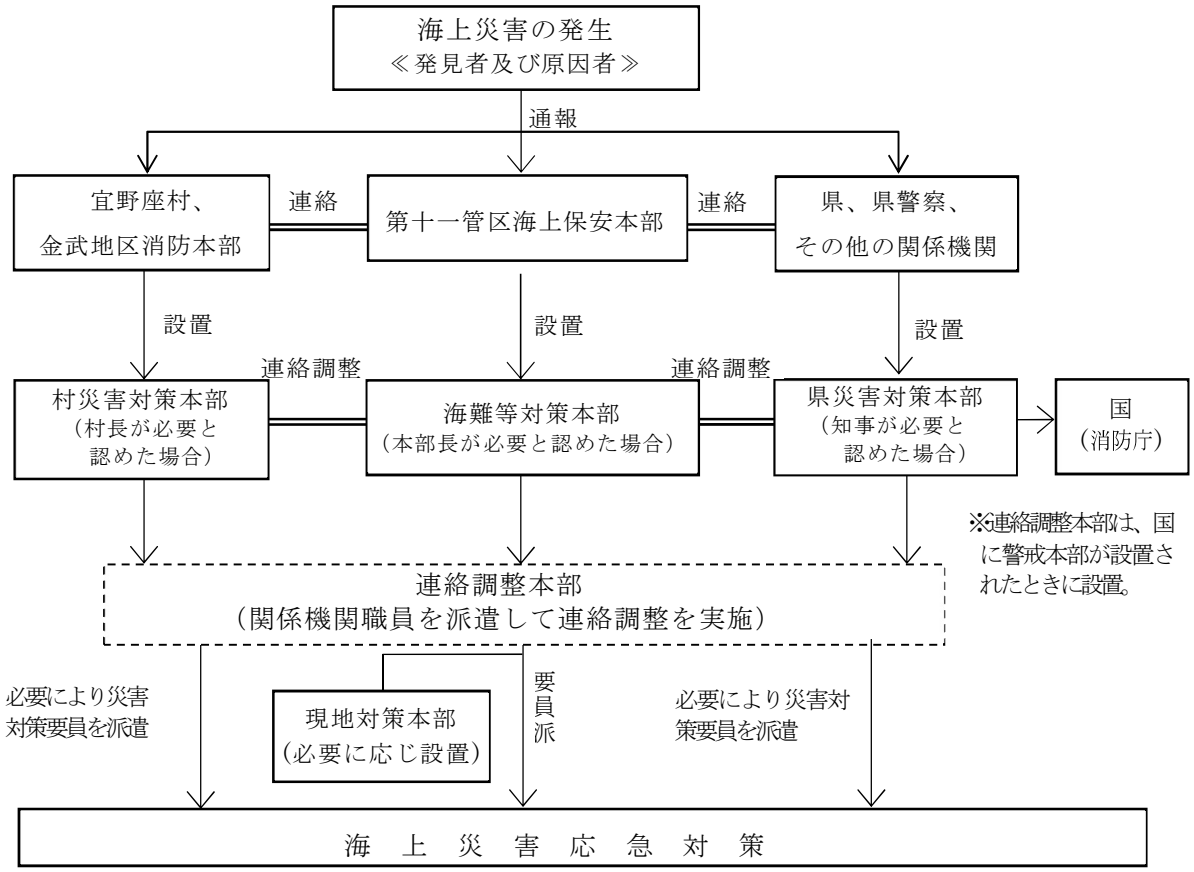

第２　第十一管区海上保安本部の実施事項

１　非常体制の確立

①　管内を非常配備とする。 ②　大規模海難等対策本部を設置する。 ③　通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。 ④　巡視船艇・航空機等により被害状況調査を実施する。 ⑤　一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港の制限等の措置をとる。

２　警報等の伝達

■船舶等に対する警報等の伝達

伝　達　状　況	措　置　内　容
①　気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたとき	航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に通知する。
②　航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたとき	速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
③　大量の油の流出、放射性物質の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったとき	航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

３　情報の収集等

災害が予想される状況及び災害発生後に監視、関係機関等と密接な連絡を取るとともに、巡視船艇等を活用し積極的に情報収集活動を実施する。

災害が予想される状況	発　災　後
①在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運航状況等） ②船舶交通のふくそう状況 ③船だまり等の対応状況 ④被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況 ⑤港湾等における避難者の状況 ⑥関係機関等の対応状況 ⑦その他災害応急対策の実施上必要な事項	ア）海上及び沿岸部における被害状況 イ）被災地周辺海域における船舶交通の状況 ウ）被災地周辺海域における漂流物等の状況 エ）船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 オ）水路、航路標識の異常の有無 カ）港湾等における避難者の状況 キ）関係機関等の対応状況 ク）その他災害応急対策の実施上必要な事項

４　海難救助等

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

事故、火災別	活　動　内　容
①　船舶の海難、人身事故等が発生したとき	速やかに巡視船艇等によりその捜索救助を行う
②　船舶火災又は海上火災が発生したとき	ア）速やかに巡視船艇等によりその消火を行う イ）必要に応じ地方公共団体に協力を要請する
③　危険物が排出されたとき	その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じ火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示等を行う

５　緊急輸送

傷病者、意思、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇等の活用について配慮するものとし、輸送対象の想定は次のとおりに行う。

段階別	時期	輸　送　対　象
第１段階	①避難期	ア）救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ）消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ウ）政府災害対策要員、地方強行団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 エ）負傷者等の後方医療機関への搬送 オ）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階	②輸送機能確保期	ア）上記（第１段階）の続行 イ）食糧、水等生命の維持に必要な物資 ウ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階	③応急復旧期	ア）上記（第２段階）の続行 イ）災害復旧に必要な人員及び物資 ウ）生活必需品

６　物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったときや、その必要があると認めるときは「海上災害救助用物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（昭和 30 年運輸省令第 10 号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸与、又は譲与する。

７　関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動等について支援する。

８　流出油等の防除

船舶または海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、防除活動に関しては、流出油の拡散及び性状の変化の状況について的確な把握に努めて状況に応じた防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施できるよう留意する。

措置状況別	措　置　内　容
①　防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとする	ア）巡視船艇等により、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う イ）必要に応じ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（第41 条の２）に基づき、関係行政機関の長又は地方公共団体の長、その他の執行機関の長及び関係機関等に出動を要請し、防除措置を講ずる
②　防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるとき	防除措置を講ずべきことを命ずる
③　緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるとき	ア）巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する イ）必要に応じ機動防除隊又は海上災害防止センターに防除措置を依頼する

９　海上交通安全の確保

安全確保の必要状況	措　置　内　容
①　船舶交通のふくそうが予想される海域	必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う（この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努める）
②　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるとき	必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する
③　海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるとき	速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する
④　船舶交通の混乱を避ける	災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶の情報提供を行う
⑤　水路の水深に異状を生じたと認められるとき	ア）必要に応じ検測を行う イ）応急標識を設置する等により水路の安全を確保する
⑥　航路標識が損壊し、又は流出したとき	速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努める

１０　警戒区域の設定

人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、基本法第 63 条第１項及び同条第２項の定めるところによる警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

１１　治安の維持

海上における治安を維持するため情報収集に努め、必要に応じ巡視船艇等により次に掲げる措置を講ずる。

○災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
○警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

１２　危険物の保安措置

○危険物積載船については、必要に応じ移動を命じ又は航行の制限もしくは禁止を行う。
○危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
○危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

１３　非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

第３　その他関係機関の実施事項

関係機関における海上災害応急対策の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
沖縄総合事務局の役割	救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整
陸上自衛隊の役割	要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項 ○遭難者の救護 ○沿岸住民の避難に必要な支援 ○消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
海上自衛隊の役割	要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項 ○被害状況の調査 ○遭難者の救出・救護 ○死傷病者の救出・搬送 ○行方不明者の捜索 ○沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 ○人員・物資の輸送等 ○消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
県の役割	○沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ○応急物資のあっせん及び輸送手段の調整 ○自衛隊、地方公共団体に対し応援要請、その他の応急措置 ○第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備 ○規模に応じ、災害対策本部等の設置 ○危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言 ○災害救助法適用に関する措置 ○的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報 ○災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施
村及び金武地区消防本部の役割	○沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ○沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 ○沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施 ○死傷病者の救出、援護（搬送、収容） ○沿岸及び地先海面の警戒 ○沿岸住民に対する避難指示等 ○消火作業及び延焼防止作業 ○その他海上保安官署等の行う応急対策への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備 ○事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導 ○漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
県警察の役割	○警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締まり

関係機関	実施事項
	○危険防止又は民心安定のための広報活動 ○住民の避難誘導 ○避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保 ○交通の秩序の維持及び通信の確保 ○人命救助の実施 ○災害情報の収集及び関係機関への伝達 ○海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施 ○関係防災機関の活動に関する支援
事故関係機関	○海上保安官署への事故発生の通報 ○遭難船舶乗組員の救助 ○現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施 ○必要に応じ、付近住民に避難するよう警告 ○消火活動等消防機関への協力 ○防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達 ○災害対策連絡調整本部への責任者派遣
海上災害防止センター	○船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施 ○海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施 ○県及び市町村等の災害復旧に当たっての助言
その他関係機関、団体	自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力する。

第４　災害復旧・復興対策

災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体と連携を図りつつ被災の復旧・復興にあたり、次に掲げる対策を講ずる。

区　分	実　施　内　容
①　海洋環境の汚染防止	地震災害等により発生したがれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止または拡大防止のため適切な措置を講ずる。
②　海上交通安全の確保	災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。 ア）船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。 イ）広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第３７節　航空機事故災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　航空機事故発生時の応急活動	○			総務班、企画班	沖縄県

この計画は、本村に係る地域において航空機事故が発生した場合の応急対策に関するもの である。

第１　航空機事故発生時の応急活動

村内又は周辺部において墜落事故等が発生した場合には、村は、空港管理者等と連携を 図りながら、速やかに応急活動を実施する。

１　情報収集、県等への連絡

航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等の情報を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

２　消火救出活動の実施

事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救出活動を実施する。

３　医療救護活動の実施

死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び遺体収容所の設置又は手配を行う。

４　応援要請

災害の規模が大きく、本村のみで対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第３８節　道路事故災害応急対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		○		建設班、総務班	沖縄総合事務局、沖縄県、石川警察署等
第２　応急活動及び活動体制の確立		○		建設班、総務班	沖縄総合事務局、沖縄県、石川警察署等
第３　救助･応急､医療及び消火活動		○		建設班、総務班	沖縄総合事務局、金武地区消防衛生組合、沖縄県、石川警察署等
第４　道路、橋梁等の応急措置		○		建設班	沖縄総合事務局、沖縄県、石川警察署等
第５　その他		○		建設班	沖縄総合事務局、沖縄県、石川警察署等

第１　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、村は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況､対策本部設置状況等を連絡する。

村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

第２　応急活動及び活動体制の確立

村は、発生後、本章「第１節　組織・動員計画」に定めるところにより、速やかに応急活動体制を確立するとともに、災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

第３　救助・応急、医療及び消火活動

村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、村は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

第４　道路、橋梁等の応急措置

村は、所管する道路、橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

村は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

村は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

第５　その他

１　災害復旧への備え

村は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

２　再発防止対策

村は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえて再発防止対策を実施する。

第３９節　林野火災対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　林野火災応急対策	○			総務班	金武地区消防衛生組合、沖縄県、関係機関

第１　林野火災応急対策

林野火災が発生した場合､広範囲の林野の消失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を以下のとおり行う。

関係機関	活動内容
沖縄県	○林野火災が発生した場合は、村等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。 ○村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。 ○林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援隊等を要請する。 ○海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。
宜野座村	○林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。 ○直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。 ○火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。 ○火災の規模が大きく本村で対応できないときは､「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。 ○火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。 ○負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。 ○必要に応じ、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。
沖縄県警察	○林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。 ○必要に応じて、立入禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。 ○死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。 ○必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第４０節　ダムにおける異常洪水対策計画

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当	
				実施主体及び支援	関係機関
第１　浸水想定区域の把握	○			総務班	沖縄総合事務局、漢那ダム管理支所
第２　災害対策本部の設置	○	○		総務班	沖縄総合事務局、漢那ダム管理支所
第３　警報等連絡系統の確立	○	○		総務班	沖縄総合事務局、漢那ダム管理支所
第４　災害発生時の対策	○	○		総務班	沖縄総合事務局、漢那ダム管理支所
第５　災害通過後に予想される対策		○		総務班	沖縄総合事務局、漢那ダム管理支所

本村の南側には北部ダム統合管理事務所所管の漢那ダムや県営の鍋川ダム、宜野座ダム、その他に潟原ダム、宜野座大川ダムが建設されている。

そのうち、漢那ダムは 7.6 ㎢ の集水面積と 820 万㎥の総貯水量を擁し、水道用水や農業用水等の供給と洪水調節機能を持った多目的ダムで、通常は下流域の洪水被害を軽減する機能を備えているが、集中豪雨等によりダムの計画規模を超える異常洪水が発生した場合、ダム下流河川が氾濫し浸水被害が発生するおそれがある。また、ダムからの越流により下流河川の水位が急激に上昇する場合があるため、地域住民と河川利用者の安全を確保するために必要となる情報連絡系統の確立や避難方法等について定めるものとする。

また、その他のダムについては、今後各関係機関との連絡体制を整えた災害対策を図るよう努めるものとする。

■漢那ダム位置図及び流域界

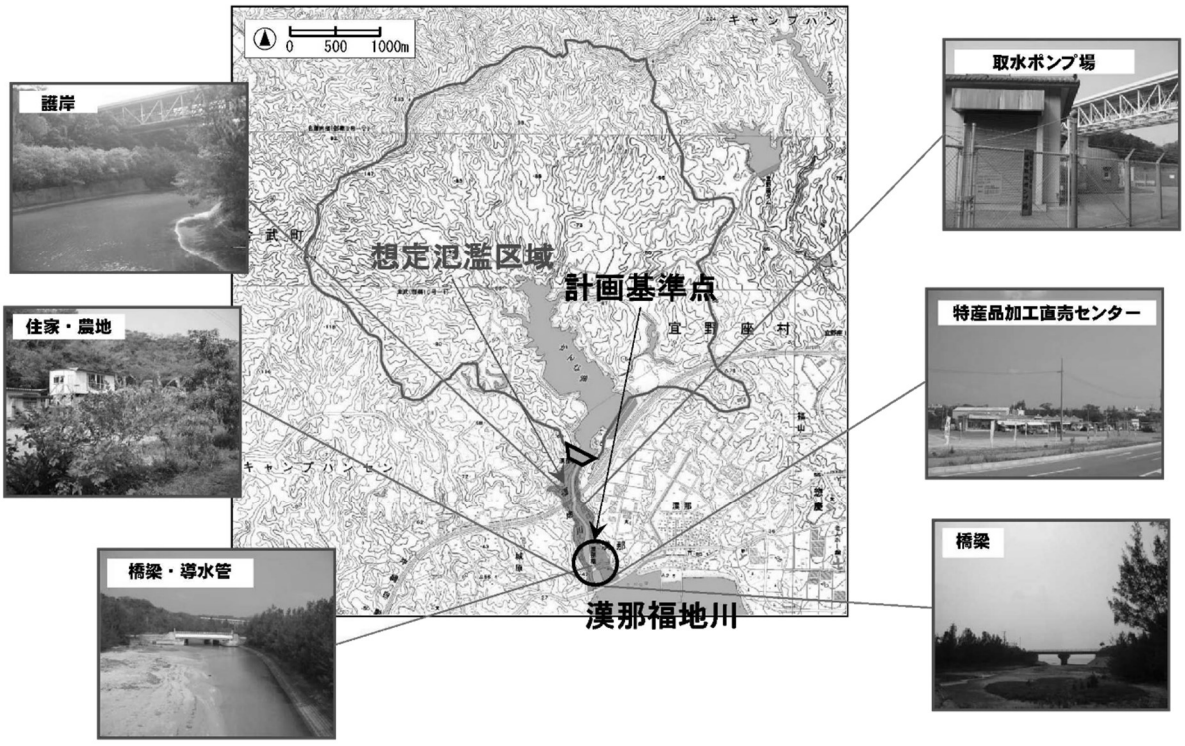

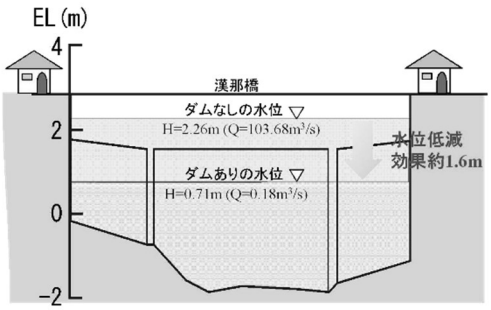

◆基準断面での水位低減効果

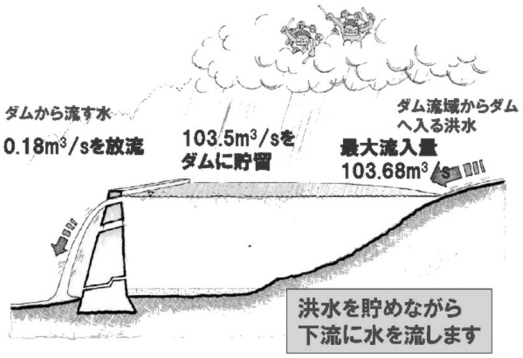

◆洪水調節の概要

出所：漢那ダム定期報告書（沖縄総合事務局）

ダムの異常洪水時における村内の対策は、災害対策本部長である村長が実施する。

実施にあたっては漢那ダム管理支所及び金武地区消防組合などの関係機関との連携協力により行うものとする。なお、消防の応急対策のフローは次のとおりである。

ダムにおける異常洪水応急対策フロー

予防対策

災害危険区

●浸水想定区域の把握	・危険区域の把握 ・防災意識の高揚

応急対策

災害来襲予報

1.災害対策本部の設置	・災害対策本部の設置

災害来襲

2.連絡系統の確立	・警報等の伝達	
3.災害発生時の対策	災害区域対策	巡視及び避難の呼びかけ
	住民対策	住民の避難

災害通過

4.通過後に必要な措置	・対策本部の廃止 ・その他必要となる対策

復旧対策

災害終息

●災害復旧対策

第１　浸水想定区域の把握

ダムの計画規模を超える異常洪水により、漢那ダム下流域で浸水被害の発生が想定される区域（浸水想定区域）を把握しておく。なお、地域住民に対しては、平常時よりダムからの越流に対する防災意識の高揚に努める。

第２　災害対策本部の設置

沖縄気象台からの大雨洪水警報の発令及び漢那ダム管理支所からのダムからの越流に関する通知・情報提供を受けたとき、またその他の管理ダムにおける災害通報及び災害が予想されるときは、災害対策本部を第２編・第１章「第１節　組織・動員計画」に定めるところにより設置する。

第３　警報等連絡系統の確立

大雨洪水警報等の気象予警報または災害が予想される場合の洪水警戒体制の発令など、災害応急対策において重要となる情報連絡が敏速かつ的確に行われるように連絡体制を確立しておく。

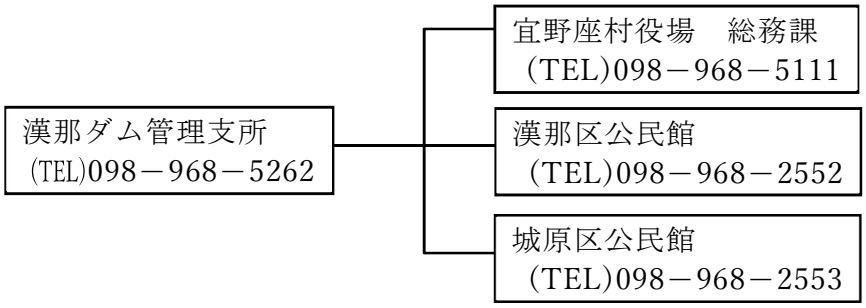

１　漢那ダム管理支所の措置

ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれがある場合やダムからの越流により下流河川において急激な水位上昇が予想される場合における漢那ダム管理支所の措置は次のとおりである。

ａ.漢那ダム管理支所からの通知・情報提供（宜野座村役場及び関係機関へ）

通　知　内　容	措置を行う際の要件
洪水警戒体制の通知 （通知－１）	降雨に関する気象警報が発表されたときなど、洪水時の防災業務が必要な場合。
洪水警戒体制解除の通知 （通知－２）	降雨に関する気象警報が解除され、ダムからの放流量が減少し、気象及び水象及び下流河川水位の状況等から洪水時の防災業務が必要なくなった場合。
ダム越流による急激な河川水位上昇の通知 （通知－４）	ダムへの流入量が増加し、貯水位が平常時最高貯水位（EL27.8m）※1に達し、常用洪水吐からの越流により下流河川において急激な水位上昇（30 分間で 30cm 以上）が予想される場合。
非常用洪水吐越流に関する重要情報 （情報－７の１）	計画規模を超える異常洪水のため、概ね 3 時間後に貯水位が洪水時最高水位（EL30.0m）※2に達し、非常用洪水吐からの越流により下流域において浸水被害の発生が予想される場合。

非常用洪水吐越流に関する事前通知 （通知－８の１）	計画規模を超える異常洪水のため、概ね１時間後に貯水位が洪水時最高水位（EL30.0m）に達し、非常用洪水吐からの越流により下流域において浸水被害の発生が予想される場合。
非常用洪水吐越流開始の通知 （通知－９の１）	計画規模を超える異常洪水のため、貯水位が洪水時最高水位（EL30.0m）に達し、非常用洪水吐から越流を開始した場合。
非常用洪水吐越流終了の通知 （情報－10 の１）	ダムへの流入量が減少し、貯水位が洪水時最高水位（EL30.0m）を下回り、非常用洪水吐からの越流が終了した場合。

（※）	漢那ダム	
１.平常時最高貯水位	27.8m	ダムに水道用水や農業用水等を貯留する最高の水位
２.洪水時最高水位	30.0m	洪水時にダムによって一時的に貯留する最高の水位

ｂ.漢那ダム管理支所によるダム放流警報及び下流河川の巡視

ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生する恐れがある場合やダムからの越流により下流河川において急激な水位上昇が予想される場合に、漢那ダム管理支所においては、警報局のサイレンによる吹鳴及び警報車による下流河川の巡視を行う。

サイレン吹鳴及び警報車巡視の実施時期は次のとおりとする。

ア）下流河川において急激な水位上昇が予想される概ね 30 分前
イ）異常洪水により非常用洪水吐からの越流が予想される概ね 60 分前

■警報局及び雨量水位局位置図

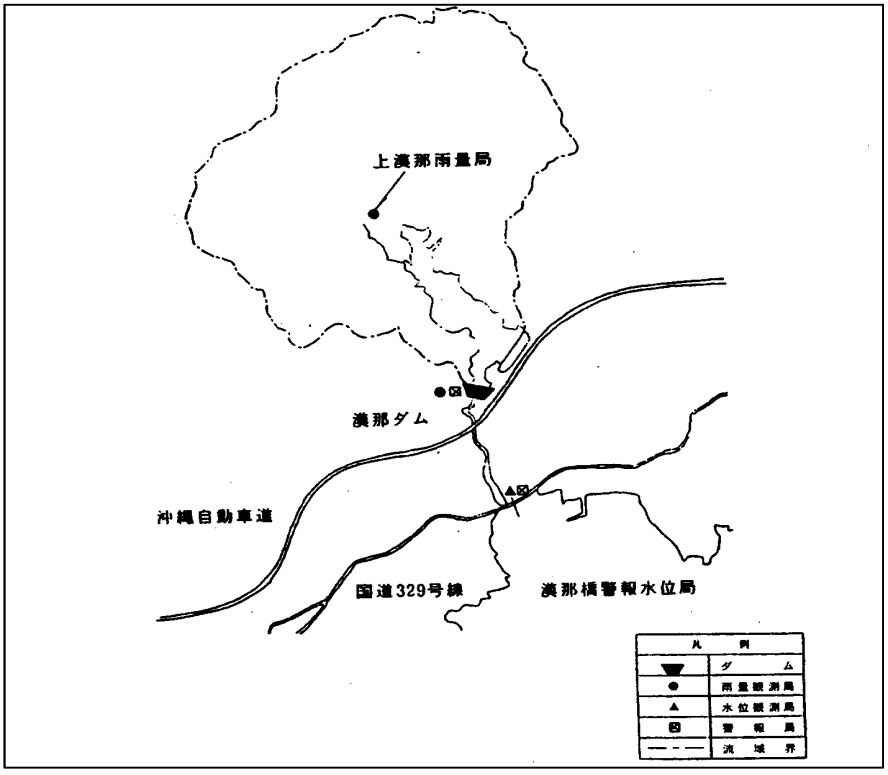

２　災害対策本部の措置内容

通　知　内　容	措置を行う際の要件
ア）災害対策本部に関する通知 （住民及び全関係機関へ）	災害対策本部の措置を行った場合
イ）警報や予想被害の通知 （区域住民へ）	発表された警報の周知または浸水等の被害が予想される場合
ウ）避難指示等 （区域住民へ）	ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれがある場合

第４　災害発生時の対策

対　策　事　項	実　施　内　容
①　周辺巡視	ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれがある場合やダムからの越流により下流河川において急激な水位上昇が予想される場合は、下流河川の巡視を行う。 なお、巡視にあたっては漢那ダム管理支所や各ダム管理団体等と連携して行う
②　住民の避難	ダムの計画規模を超える異常洪水によりダム下流域において浸水被害が発生するおそれが生じ、区域住民の避難が必要となった場合は、第３編・第１章「第８節　避難計画」に定めるところにより行う。

〈概略内容〉
①避難指示及び警戒区域の設定
②避難情報の伝達
- 伝達事項（避難先や避難経路等）
- 伝達方法（拡声器及び口頭等）

③適切な避難場所の選定
④避難の誘導

第５　災害通過後に予想される対策

対　策　事　項	実　施　内　容
①災害対策本部の廃止	村は、気象警報の解除及びダムからの越流量の減少等による洪水警戒体制の解除の通知を受けたときは、すべての応急対策完了の確認とともに災害対策本部を廃止する。また、その後は速やかに県や金武地区消防組合及び住民に対してその旨を報告する。
②その他必要となる対策	その他災害が通過した際に予想される被害情報の収集、ならびに負傷者等が発生した場合の医療救護等の応急対策については、当該措置について定められているそれぞれの災害応急対策計画に基づき実施する。

第２章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設災害復旧計画

項　　目	担　　当
第１　災害復旧事業計画作成の基本方針	関係各課
第２　災害復旧事業計画の種類	関係各課
第３　村及び県における措置	関係各課

被災した施設及び本村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、第２編・第２章「第１節　公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第２節　被災者生活への支援計画

項　　目	担　　当	
	実施主体及び支援	関係機関
第１　災害相談計画	関係各課	
第２　罹災証明書等の発行	総務課	金武地区消防衛生組合
第３　住宅の復旧計画	健康福祉課、総務課、建設課	
第４　生業資金の貸付等	健康福祉課、	村社会福祉協議会
第５　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	健康福祉課	
第６　災害義援物資、義援金品の募集及び配分	健康福祉課、総務課	沖縄県、日本赤十字社等
第７　租税の徴収猶予及び減免措置	村民生活課、健康福祉課	
第８　職業のあっせん	観光商工課	公共職業安定所
第９　被災者生活再建支援法の適用	健康福祉課	
第１０　地震保険や共済制度の活用	関係各課	沖縄県

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、第２編・第２章「第２節　被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施するものとする 。

第３節　農漁業及び中小企業資金融資計画

項　　目	担　　当	
	実施主体及び支援	関係機関
第１　農林漁業制度金融の確保	産業振興課	北部農林水産振興センター、水産海洋技術センター、各関係機関
第２　中小企業災害復興対策資金の活用促進	観光商工課	沖縄県、各関係機関

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、第２編・第２章「第３節農漁業及び中小企業資金融資計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

特に、台風被害では、さとうきび等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進する。

第４節　復興の基本方針

項　　目	担　　当	
	実施主体及び支援	関係機関
第１　復興計画の作成	関係各課	
第２　がれき処理	関係各課	
第３　防災集落構造づくり	関係各課	
第４　特定大規模災害時の復興方針等	関係各課	沖縄県等

復興計画や村づくりは、第２編・第２章「第４節　復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえふまえて実施する。

資　料　編

目次

1　条例
1－1　宜野座村防災会議条例 1
1－2　宜野座村災害対策本部条例 2

2　協定
2－1　九州・山口9県災害時応援協定 3
2－2　九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領 6
2－3　全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書 8

3　宜野座村の概況
3－1　人口・世帯数及び人口密度 9
3－2　産業 10
3－3　土地利用 11
3－4　文化財 11

4　災害履歴
4－1　自然災害 12
4－2　大規模事故 13

5　水防
5－1　重要水防区域外で危険と予想される区域 14
5－2　河川、砂防、海岸保全区域の指定状況 14

6　指定緊急避難場所、指定一般避難所、福祉避難所
6－1　指定緊急避難場所 16
6－2　指定一般避難所 18
6－3　指定福祉避難所 19

7　村内の施設、設備等
7－1　宜野座村防火対象建築物一覧 20
7－2　消防自動車等現有状況 24
7－3　宜野座村消防水利の設置状況 24
7－4　宜野座村の危険物取扱い施設一覧 25
7－5　災害救助用機械器具一覧表 26
7－6　宜野座村防災行政無線放送施設 27
7－7　金武地区消防本部・宜野座分遣所無線通信施設及び火災予防施設等 28
7－8　村有車両の保有状況 29

8　不発弾処理
8－1　不発弾処理業務の流れ 30

9　気象警報等の発表基準
9－1　気象等に関する特別警報の発表基準 31
9－2　宜野座村における警報・注意報発表基準一覧表 31
9－3　気象等の特別警報の種類と概要 32

10 緊急輸送道路

10－1　緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）.....34
10－2　緊急輸送道路ネットワーク計画図.....35

11 車両通行止・緊急通行車両等標章及び証明書

11－1　車両通行止.....41
11－2　緊急通行車両等標章.....41
11－3　緊急通行車両等事前届出書.....42
11－4　緊急通行車両等確認申請書.....43
11－5　緊急通行車両等確認証明書.....44

12 災害救助法

12－1　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準.....45

13 医療救護

13－1　村内の医療機関一覧.....50
13－2　沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図.....51
13－3　医療救護班派遣要請書.....52

14 自衛隊の災害派遣要請

14－1　自衛隊の災害派遣要請系統図.....53
14－2　自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧.....54
14－3　災害派遣要請要求書様式.....55
14－4　災害派遣撤収要請要求書様式.....56

15 ヘリポートの設置基準

15－1　ヘリポートの設置基準.....57

16 気象庁震度階級関連解説表

16－1　気象庁震度階級関連解説表.....59

17 防災関係機関

17－1　災害情報連絡系統図.....63
17－2　防災関係機関一覧表.....65
17－3　沖縄地方非常通信協議会.....70
17－4　報道機関一覧表.....72

18 災害報告様式

18－1　災害概況調査票.....73
18－2　災害即報様式.....74
18－3　災害報告様式.....76
18－4　災害即報記入要領.....87
18－5　被害調査票.....88
18－6　避難情報発令情報（市町村用）.....89
18－7　被害状況判定基準.....91

19 罹災証明書
19－1 宜野座村罹災証明書交付要綱 94
19－2 罹災証明書交付申請書 97
19－3 罹災証明書 98
19－4 被害認定再調査申請書 99
20 その他様式等
20－1 避難行動要支援者名簿 100
20－2 被災者台帳 101
21 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧
21－1 津波災害警戒区域内要配慮者利用施設 102
22 基地関連
22－1 在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続 103
23 宜野座村防災会議委員名簿
23－1 宜野座村防災会議委員名簿 107
24 宜野座村避難経路図 109

１ 条例

１－１　宜野座村防災会議条例

○宜野座村防災会議条例

昭和53年10月6日
条例第21号

（趣旨）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宜野座村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条　防災会議は、次の掲げる事務をつかさどる。

(1)　宜野座村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、村長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者

(2)　沖縄県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者

(3)　沖縄県警察の警察官のうちから村長が任命する者

(4)　村長がその部分の職員のうちから指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び宜野座分遣所長

(7)　消防団長又は消防副団長のうちから村長が任命する者

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者

(9)　その他村長が必要と認める者

6　前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、1人、7人、1人及び1人とする。

7　第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第5条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成6年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成24年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－２　宜野座村災害対策本部条例

○宜野座村災害対策本部条例

昭和53年10月6日
条例第22号

（趣旨）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、宜野座村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

２ 協定

２－１　九州・山口９県災害時応援協定

九州・山口９県災害時応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口９県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口９県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

一　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第一号に規定する災害

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第１項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

（支援対策本部の設置）

第３条　本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州･山口９県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

（支援対策本部の組織）

第４条　支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

２　本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。

３　本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。

４　本部長は、必要に応じ九州･山口９県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。

５　本部事務局の組織については、別に定めるものとする。

６　九州・山口９県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第６条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

（本部長の職務の代行）

第５条　本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

２　本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

３　前２項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第１項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

（応援の種類）

第６条　応援の種類は、次のとおりとする。

一　第２条第一号に規定する事象に係るもの

イ　職員の派遣

ロ　食料、飲料水及び生活必需品の提供

ハ　避難施設及び住宅の提供

ニ　緊急輸送路及び輸送手段の確保

ホ　医療支援

ヘ　物資集積拠点の確保
ト　災害廃棄物の処理支援
チ　その他応援のため必要な事項
二　第２条第二号に規定する事象に係るもの
イ　検体検査
ロ　マスク、防護服等の医療資機材の提供
ハ　その他応援のため必要な事項

（応援要請の手続）
第７条　応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
２　本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
３　第１項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
４　第１項及び第２項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

（応援の実施）
第８条　本部長は、前条第１項により応援要請があった場合又は前条第２項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。
２　応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第２条第二号に係る応援については、この限りではない。
３　応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
４　第１項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
５　前条第３項の規定による個別の応援を実施する各県は、第６条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

（他の圏域の災害等への対応）
第９条　全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

（経費の負担）
第１０条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
２　応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（平常時の事務）
第１１条　支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
一　各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
二　各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
三　情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
四　他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
五　前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
２　各県の担当部局は、年１回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機

関に必要な情報を提供するものとする。

（補則）
第１２条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。
２　この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則
１　この協定は、平成２３年１０月３１日から適用する。
２　九州･山口９県災害時相互応援協定は、廃止する。
３　九州･山口９県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則
１　この協定は、平成２９年１０月３１日から適用する。
２　平成２３年１０月３１日に締結された協定は、廃止する。

附則
１　この協定は、令和２年４月２４日から適用する。
２　平成２９年１０月３１日に締結された協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各１通を保管する。

令和２年４月２４日

福岡県知事　小 川 洋
佐賀県知事　山 口 義 祥
長崎県知事　中 村 法 道
熊本県知事　蒲 島 郁 夫
大分県知事　広 瀬 勝 貞
宮崎県知事　河 野 俊 嗣
鹿児島県知事　三反園 訓
沖縄県知事　玉 城 デニー
山口県知事　村 岡 嗣 政

２－２　九州・山口９県災害時相互応援協定運営要領

九州・山口９県災害時応援協定実施要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、九州・山口９県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

（支援対策本部事務局の組織及び業務）

第２条　協定第３条第５項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

一　本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。

二　本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。

三　本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第１条に規定する九州・山口９県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。

２　事務局の業務は、協定第１０条第１項に定める事務のほか、次のとおりとする。

一　支援対策本部の庶務に関すること。

二　被災情報の収集と各県への提供に関すること。

三　応援担当県の割当てに関すること。

四　応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。

五　全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。

六　広報に関すること。

七　その他応援に必要な業務に関すること。

３　協定第４条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

（各県の総合連絡担当部局）

第３条　協定第３条第６項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

（応援要請に係る手続等）

第４条　協定第６条各項（第２項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

２　被災県は、協定第５条第６号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一　協定第５条第２号から第５号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二　その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

（応援地域の割当て）

第５条　協定第７条第１項の規定により応援県を割り当てる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

２　支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。

３　応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。

４　協定第７条第１項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容をとりまとめ、被災県に通知するものとする。

（応援担当県等による応援）

第６条　応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

２　前項の規定による応援実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。
３　応援担当県の応援及び協定第７条第５項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。
４　応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

（経費の負担基準）

第７条　協定第９条第１項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。
一　職員の派遣に係る次の経費
ア　応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額
イ　その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費
二　提供を受けた物資の購入費及び輸送費
三　貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
四　提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）
五　前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費
２　協定第９条第２項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

（職員の公務災害補償）

第８条　応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第１２１号）の定めるところによるものとする。

附則

１　この要領は、平成２３年１０月３１日から施行する。
２　九州・山口９県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表第　各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部防災危機管理局	防災企画課
佐賀県	統括本部	消防防災課
長崎県	危機管理監	危機管理課
熊本県	知事公室	危機管理防災課
大分県	生活環境部	防災対策室
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	防災危機管理課

２－３　全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

（目的）

第１条　この覚書は、全国へそのまち協議会規約に基づき、当協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）のいずれかの市町村域内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）で十分な応急措置が実施できない場合、加盟市町村が相互に応援し、応急対策及び復旧活動に万全を期することを目的として締結する。

（連絡体制）

第２条　加盟市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。なお、災害の状況等により連絡担当課を変更する場合は、速やかに他の加盟市町村に連絡を行うものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食糧、飲料水及びその他生活必需品の提供

⑵　被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

⑶　応急対策、復旧活動等に必要な職員の派遣

⑷　前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

（応援の要請）

第４条　応援を要請しようとする被災市町村は、災害の概要を明らかにして、第２条に定める連絡担当課を通じて口頭、文書等で応援を要請するものとする。

（応援の実施）

第５条　応援を要請された加盟市町村は、要請の内容に基づき、可能な範囲で応援に努めるものとする。

２　加盟市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができる。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要する経費は、原則として応援を要請する被災市町村が負担するものとする。ただし、加盟市町村が自主的に応援をした場合は、原則として加盟市町村が負担するものとする。

２　前項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した加盟市町村の間で協議して定めるものとする。

（情報等の交換）

第７条　加盟市町村は、この覚書に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な情報、資料等を相互に交換するものとする。

（協議）

第８条　この覚書に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、加盟市町村が協議して定めるものとする。

平成 30 年 9 月 4 日

北海道富良野市長	北　　猛 俊
福島県本宮市長	高 松 義 行
栃木県佐野市長	岡 部 正 英
群馬県渋川市長	高 木 勉
山梨県中央市長	田 中 久 雄
兵庫県西脇市長	片 山 象 三
奈良県吉野町長	北 岡 篤
岡山県吉備中央町長	山 本 雅 則
熊本県山都町長	梅 田 穣
沖縄県宜野座村長	當 眞 淳

３ 宜野座村の概況

３－１　人口・世帯数及び人口密度

宜野座村人口統計表

	人口			世帯数	一世帯当たり人員	面積 (k㎡)	人口密度 (1k㎡当たり)
	総数	男	女				
昭和 25 年	5,679	2,601	3,078	1,222	4.6	29.88	190.1
昭和 30 年	4,335	2,083	2,252	878	4.9	29.88	145.1
昭和 35 年	4,128	2,018	2,110	913	4.5	29.88	138.2
昭和 40 年	3,944	1,900	2,044	874	4.5	29.88	132.0
昭和 45 年	3,566	1,684	1,882	847	4.2	30.64	116.4
昭和 50 年	3,819	1,858	1,961	928	4.1	30.64	124.6
昭和 55 年	4,022	1,956	2,066	1,031	3.9	30.64	131.3
昭和 60 年	4,414	2,156	2,258	1,152	3.8	30.66	144.0
平成 2 年	4,630	2,290	2,340	1,314	3.5	31.27	148.1
平成 7 年	4,651	2,293	2,358	1,340	3.5	31.27	148.7
平成 12 年	4,749	2,376	2,373	1,459	3.3	31.28	151.8
平成 17 年	5,042	2,518	2,524	1,615	3.1	31.32	161.0
平成 22 年	5,331	2,654	2,677	1,823	2.9	31.32	170.2
平成 27 年	5,597	2,775	2,822	2,003	2.8	31.30	178.8
令和 2 年	5,833	2,907	2,926	2,239	2.6	31.30	186.4

資料：国勢調査

３－２　産業

宜野座村産業別就業者数統計表

	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
総　　数	2,413	100.0%	2,641	100.0%	2,866	100.0%
第一次産業	418	17.3%	415	15.7%	398	13.9%
農業	369	15.3%	357	13.5%	331	11.5%
林業	2	0.1%	8	0.3%	6	0.2%
漁業	47	1.9%	50	1.9%	61	2.1%
第二次産業	333	13.8%	389	14.7%	434	15.1%
鉱業，採石業，砂利採取業	2	0.1%	－	－	2	0.1%
建設業	252	10.4%	292	11.1%	334	11.7%
製造業	79	3.3%	97	3.7%	98	3.4%
第三次産業	1,638	67.9%	1,821	69.0%	2,020	70.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	19	0.8%	24	0.9%	33	1.2%
情報通信業	13	0.5%	20	0.8%	35	1.2%
運輸業，郵便業	68	2.8%	77	2.9%	95	3.3%
卸売業，小売業	219	9.1%	223	8.4%	233	8.1%
金融業，保険業	25	1.0%	18	0.7%	25	0.9%
不動産業，物品賃貸業	16	0.7%	18	0.7%	24	0.8%
学術研究，専門・技術サービス業	34	1.4%	34	1.3%	36	1.3%
宿泊業，飲食サービス業	218	9.0%	215	8.1%	248	8.7%
生活関連サービス業，娯楽業	86	3.6%	105	4.0%	138	4.8%
教育，学習支援業	147	6.1%	166	6.3%	177	6.2%
医療，福祉	371	15.4%	473	17.9%	539	18.8%
複合サービス事業	36	1.5%	31	1.2%	27	0.9%
サービス業(他に分類されないもの)	197	8.2%	225	8.5%	211	7.4%
公務（他に分類されるものを除く）	189	7.8%	192	7.3%	199	6.9%
分類不能の産業	24	1.0%	16	0.6%	14	0.5%

資料：国勢調査

３－３　土地利用

宜野座村土地利用集計表　（平成 27 年）

地目区分	村土面積	農　地	森　林	原野等	水面･河川･水路	道　路	宅　地	その他
面積(ha)	3,130.0	473.0	1,555.0	308.6	105.0	217.6	82.8	387.9
構成比	100.0%	15.1%	49.7%	9.9%	3.4%	7.0%	2.6%	12.4%

資料：「第 4 次宜野座村国土利用計画」宜野座村

３－４　文化財

宜野座村の指定文化財（有形文化財）一覧表

指定機関	種　別		名　称	指　定 年月日	所　有　者 保持・保存団体等
村	有形	民族文化	旧古知屋村（現松田区）の組踊写本六冊	昭 59.2.27	松田区
〃	有形	古文書	許田家所蔵の家譜及び関連古文書類	昭 59.2.27	許田正明
〃	有形	史跡	松田の馬場及び松並木	昭 59.2.27	宜野座村、松田区
〃	有形	歴史資料	「湛姓家譜」支流一冊	平 3.12.12	屋良福祐
〃	有形	歴史資料	沖縄戦関連宜野座村資料	平 13.10.9	宜野座村教育委員会

資料：宜野座村立博物館

４ 災害履歴

４－１　自然災害

（１）風水害

年　月　日	原因	主な被害 ＊（）以外は村内被害	気象値(風速:m/s) *数値は名護	台風の経路と勢力等
平成 19 年 7 月 12 日～ 14 日	台風 4 号	車両:1 台 床上浸水:2 棟 床下浸水:1 棟	最大風速　SE　28.8 最大瞬間風速　SE 50.9 総雨量　236.0 ㎜	ｶﾛﾘﾝ諸島近海で発生した後、大型で非常に強い勢力となって本島の西海上に接近して通過した。
平成 19 年 7 月 13 日	高波高潮	床下浸水：3 棟	最大日降水量　216 ㎜ 最大1 時間降水量　46.5㎜	台風４号が本島の南約 100 kmの海上にあったため、高波や高潮に加え満潮も重なり、浸水が発生した。
平成 23 年 8 月 3 日～ 6 日	台風 9 号	（本島全域） 負傷者:42 人 全半壊:28 棟 停電:99,000 戸　他	最大風速　SSE　27.4 最大瞬間風速　SE　47.3 総雨量　585.5 ㎜ （沖縄島沖：太平洋側） 有義波高(5 日)　9 時 10.0m	南大東島より西に進み、ゆっくりと本島へ接近した後、5 日には大型で強い台風となり久米島付近を通過。その後北上し、中国へ上陸した。
平成 24 年 9 月 15 日～ 16 日	台風 16 号	負傷者:1 人 物損事故等:4 件 避難状況:4 名	最大風速　W　29.6 最大瞬間風速　NNE　51.4 総雨量　190.5 ㎜	ﾌｨﾘﾋﾟﾝの東から沖縄の南海上を北寄りに進んでいるときに急速に発達し、大型で猛烈な台風となり勢力を保ちながら北に進んだ。
平成 24 年 9 月 28 日～ 29 日	台風 17 号	負傷者:1 人 物損事故等:16 件 電柱損壊:1 件（16 本）	最大風速　NW　32.2 最大瞬間風速　NW　57.4 総雨量　97.5 ㎜	ﾌｨﾘﾋﾟﾝの東で停滞している期間に発達し、29 日には非常に強い勢力で北東へ進み、奄美大島の南海上を北東へ進んだ。
平成 26 年 7 月 7 日～ 9 日	台風第 8 号 （強風、大雨、波浪）	（沖縄本島地方） 負傷者：34 人 床上浸水：89 件 床下浸水：90 件 住家全壊：3 件 住家半壊：2 件 一部破損：37 件 土砂災害：91 か所　他	最大風速　SSE 27.0 最大瞬間風速　SE 43.2 期間降水量　457.5 ㎜ 最大日降水量　264.5 ㎜ 最大１時間降水量　76.0 ㎜	マリアナ諸島で発生、発達しながら北西に進み、フィリピンの東で、中心気圧 930hPa、最大風速 50m/s の大型で非常に強い勢力と最も発達した状態となった。台風はその後も勢力を維持したまま、8 日 09 時には宮古島の東北東約 90km を北に進み、8 日 15 時には久米島の西約 110km を北に進んだ。
令和元年 6 月 26 日	大雨・ 突風	（大雨による被害） ・電力障害：約 610 戸停電（南風原町、読谷村、宜野座村）	日降水量 （国頭）188.0mm （那覇）138.0mm （糸数）148.0mm	沖縄の南を北上する熱帯低気圧と久米島の南西海上で新たに発生した熱帯低気圧の影響で、沖縄本島地方では大気の状態が非常に不安定となった。久米島付近にある熱帯低気圧に吹き込む湿った空気の影響により、活発な積乱雲が断続的に発生し、本島中南部を中心に非常に激しい雨が降った。 　また、26 日 11 時 40 分頃、名護市瀬嵩で突風が発生した。突風の強さは風速約 30m/s と推定。
令和３年 6 月 28 日～ 7 月 1 日	大雨・雷	床下浸水：1 棟	期間降水量　411.5mm 最大日降水量　238.0mm 日最大 1 時間降水量 73.5mm	沖縄本島地方は梅雨前線に流れ込む湿った空気の影響で大気の状態が非常に不安定となり、雷を伴い猛烈な雨が降った。29 日未明には線状降水帯が発生し、本島北部では線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いたため、沖縄気象台は運用開始後初めて「顕著な大雨に関する沖縄本島地方気象情報」を発表した。

資料：「沖縄地方顕著現象報告」沖縄気象台、「過去の気象データ」気象庁

（２）地震・津波（沖縄県に被害を及ぼした主な地震）

西暦（和暦）	地域（名称）	M	県内の主な被害（カッコは全国での被害）
1771 年 4 月 24 日（明和８）	（八重山地震津波）	7.4	八重山列島と宮古列島で被害。溺死者約 12,000 人、家屋流失 2,000 棟余。
1909 年 8 月 29 日（明治 42）	沖縄島近海	6.2	死者２人、負傷者 13 人、家屋全半壊 16 棟。
1911 年 6 月 15 日（明治 44）	奄美大島近海	8.0	（奄美、沖縄諸島に被害。死者 12 人、家屋全壊 422 棟。）
1938 年 6 月 10 日（昭和 13）	宮古島北方沖の地震	7.2	死者２名。
1947 年 9 月 27 日（昭和 22）	与那国島近海	7.4	石垣島、西表島で被害。死者５人。
1958 年 3 月 11 日（昭和 33）	石垣島近海	7.2	死者２人、負傷者４人。
1960 年 5 月 23 日（昭和 35）	（チリ地震津波）	9.5 注）	死者３人、負傷者２人、建物全壊 28 棟。
1966 年 3 月 13 日（昭和 41）	台湾東方沖	7.8	与那国島で被害。死者２人、家屋全壊１棟。
2010 年 2 月 27 日（平成 22）	沖縄本島近海	7.2	負傷者２人、住家一部破損４棟。

注）チリ地震津波のマグニチュードは Kanamori（1977）によるモーメントマグニチュード（Ｍｗ）で、他の地震のマグニチュードと異なる。

資料：「日本の地震活動」地震調査研究推進本部、「日本付近で発生した主な被害地震」気象庁

４－２　大規模事故

（１）航空機事故（米軍ヘリ墜落事故）

年　月　日	事故の概要
平成 10 年 7 月 23 日	午後 0 時半頃、宜野座村のキャンプ・ハンセン内で訓練中の米海兵隊 31 海兵遠征部隊所属の UH-1N ヘリコプター（乗組員 4 人）が着陸失敗で大破した。
平成 25 年 8 月 5 日	午後 4 時頃、米空軍嘉手納基地所属の HH60 救難ヘリコプターが宜野座村のキャンプ・ハンセン内に墜落した。

資料：「宜野座村と米軍基地」宜野座村

５ 水防

５－１　重要水防区域外で危険と予想される区域

（１）重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）

（令和５年４月１日現在）

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	水系名	河川名	区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
						流路延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
北部土木事務所	宜野座村	漢那福地川	漢那福地川	0.9	漢那橋より上流0.9km～漢那橋に至る	0.9	宜野座村漢那	溢水	2	5.0	0	10.0

（２）重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）

（令和５年４月１日現在）

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	延長(m)	区域	危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
						延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
北部土木事務所	宜野座村	琉球諸島沿岸	宜野座海岸	2,560	潟原地区	1,530	潟原地区	越波	12	3.2	8.1

資料：「沖縄県水防計画」沖縄県

５－２　河川、砂防、海岸保全区域の指定状況

（１）二級河川の指定状況

（令和５年４月１日現在）

所轄	水系名	河川名	指定区間	指定延長	流域面積	指定年月日
北部土木事務所	漢那福地川	漢那福地川	左岸　宜野座村字漢那福地原2478-1地先から漢那橋に至る 右岸　〃	3,500 m	9.0 k㎡	昭和53年9月16日

（２）砂防指定地の指定状況

（令和５年４月１日現在）

土木事務所	河川名	渓流名	位置		面積(ha)	被害対象			指定年月日
			市町村	大字		人家(戸)	耕地(ha)	公共施設	
北部土木事務所	宜野座福地川	宜野座福地川	宜野座村	宜野座	1.53	50	5	橋梁	平成3年3月15日

資料：「沖縄県水防計画」沖縄県、「沖縄県土地利用規制現況図 説明書」沖縄県

（３）海岸保全区域の指定状況

国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域

（令和５年４月１日現在）

所轄	海岸名	位　　置	指定延長（m）	指定年月日
北部土木事務所	松田潟原海岸	宜野座村松田	1,375	昭和 40.4.6
	宜野座海岸 宜野座地区海岸	宜野座村松田～宜野座	880	昭和 56.12.10

国土交通省港湾局所管海岸保全区域

（令和５年４月１日現在）

所轄	海岸名	位　　置	指定延長（m）	指定年月日
北部土木事務所	金武湾港	宜野座村漢那	427.26	平成 15.9.26

農林水産省農村振興局所管海岸保全区域

（令和５年４月１日現在）

所属	海岸名	位　　置	指定延長（m）	指定年月日
北部農林水産振興センター	宜野座	宜野座村宜野座～惣慶	1,070	昭和 50.11.27

水産庁所管海岸保全区域

（令和５年４月１日現在）

所轄	漁港海岸名	漁港海岸管理者	指定延長（m）	指定年月日
北部農林水産振興センター	漢那	宜野座村	558	平成 15.9.26
	宜野座	宜野座村	880	昭和 56.12.10

資料：「沖縄県水防計画」沖縄県

６ 指定緊急避難場所、指定一般避難所、福祉避難所

６－１ 指定緊急避難場所

（令和４年12月７日現在）

NO	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		（人）	算定方法
1	松田小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	沖縄県国頭郡宜野座村字松田2261	098-968-8506	○	○	○	○	○	○				2,400	１人/２㎡
2	宜野座小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座1198	098-968-8550	○	○	○	○	○	○				3,400	１人/２㎡
3	漢那小学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1987-5	098-968-2511	○	○	○	○	○	○				3,500	１人/２㎡
4	宜野座中学校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1505-1	089-968-8510	○	○	○	○	○	○				5,000	１人/２㎡
5	宜野座高校(ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座157	098-968-8311	○	○	○	○	○	○				2,400	１人/２㎡
6	村総合グラウンド	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座250		○	○	○	○	○	○				3,500	１人/２㎡
7	松田地区農村公園	沖縄県国頭郡宜野座村字松田413-1		○	○	○	○	○	○				750	１人/２㎡
8	宜野座地区児童公園	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座698-2			○		○		○				250	１人/２㎡
9	農村公園	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1857		○	○	○	○	○	○				3,400	１人/２㎡
10	惣慶児童公園（公民館隣接）	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1588		○	○	○	○	○	○				2,750	１人/２㎡
11	福山児童公園（公民館隣接）	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶2046-83		○	○	○	○	○	○				1,250	１人/２㎡

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		（人）	算定方法
12	漢那ﾖﾘｱｹﾞの森緑地公園	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那976-1		○	○	○	○	○	○				200	1人/2㎡
13	漢那児童公園	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那1773-1			○		○		○				1,400	1人/2㎡
14	城原緑地公園	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2276-1		○	○	○	○	○	○				650	1人/2㎡
15	城原近隣公園	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2262-1		○	○	○	○	○	○				6,000	1人/2㎡
16	宜野座ﾄﾞｰﾑ	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座181	098-968-8780	○	○	○	○	○	○			○	1,000	1人/2㎡
17	宜野座村野球場	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座188-1	098-968-8780	○	○	○	○	○	○				3,600	1人/2㎡
18	並松公園	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1484		○	○	○	○	○	○				780	1人/2㎡
19	高松公園	沖縄県国頭郡宜野座村字松田2629-121		○	○	○	○	○	○				650	1人/2㎡
20	古島公園	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座13		○	○	○	○	○	○				526	1人/2㎡

６－２　指定一般避難所

（令和４年 12 月７日現在）

NO	名称 （施設名）	所在地 （住所）	その他村長が必要と認める事項	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
1	松田区公民館	沖縄県国頭郡宜野座村字松田 1		098-968-8548		100
2	宜野座区公民館	沖縄県国頭郡宜野座村宜野座 427		098-968-8513		72
3	惣慶区公民館	沖縄県国頭郡宜野座村惣慶 1585		098-968-8555		247
4	福山公民館	沖縄県国頭郡宜野座村惣慶 2046-46		098-968-8551		38
5	漢那区公民館	沖縄県国頭郡宜野座村漢那 1840		098-968-2552		138
6	城原区公民館	沖縄県国頭郡宜野座村漢那 2276-8		098-968-2553		57
7	松田小学校	沖縄県国頭郡宜野座村松田 601		098-968-8506		124
8	宜野座小学校	沖縄県国頭郡宜野座村宜野座 1190		098-968-8550		172
9	漢那小学校	沖縄県国頭郡宜野座村漢那 1987-5		098-968-2511		154
10	宜野座中学校	沖縄県国頭郡宜野座村惣慶 1505-1		098-968-8510		247
11	宜野座高等学校	沖縄県国頭郡宜野座村宜野座 1		098-968-8311		285
12	宜野座村総合体育館	沖縄県国頭郡宜野座村惣慶 1880		098-968-8809		555
13	宜野座村中央公民館	沖縄県国頭郡宜野座村宜野座 246		098-968-8647		125
14	松田保育園	沖縄県国頭郡宜野座村字松田 611-5		098-968-8701		234
15	松田幼稚園	沖縄県国頭郡宜野座村字松田 601		098-968-4340		62
16	宜野座村立保育所	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶 126-1		098-968-8566		179
17	宜野座幼稚園	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 1190		098-968-4356		100
18	かんな保育園	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那 213		098-968-3355		128
19	漢那幼稚園	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那 1987-5		098-968-4357		71
20	宜野座村地域福祉ｾﾝﾀｰ	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶 1898-1		098-968-8979		420
21	宜野座ドーム	沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 181		098-968-8780	1	1,300

６－３　指定福祉避難所

（令和４年 12 月７日現在）

NO	名称 （施設名）	所在地 （住所）	受入対象者	その他村長が必要と認める事項	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
1	宜野座村地域福祉ｾﾝﾀｰ	沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1898-1	要配慮者		098-968-8979		420

7 村内の施設、設備等

7－1 宜野座村防火対象建築物一覧

（令和５年１２月現在）

	名　　称	区　　分
1	宜野座村野球場	1項イ　劇場等
2	惣慶区公民館	1項ロ　公会堂等
3	宜野座村中央公民館	1項ロ　公会堂等
4	松田区公民館	1項ロ　公会堂等
5	漢那区公民館コミュニティー施設	1項ロ　公会堂等
6	宜野座区公民館 活動拠点施設 コミュニティ施設	1項ロ　公会堂等
7	城原区公民館城原区公民館ホール	1項ロ　公会堂等
8	福山区公民館区事務所コミュニティー館農村管理施設	1項ロ　公会堂等
9	松田地区体験交流センター	1項ロ　公会堂等
10	ザ・ギノザリゾート　美らの教会	1項ロ　公会堂等
11	宜野座村総合体育館	1項ロ　公会堂等
12	宜野座ドーム	1項ロ　公会堂等
13	宜野座区老人レクセンター	1項ロ　公会堂等
14	カラオケハウスさんぽみち	2項二　カラオケボックス等
15	宜野座村観光拠点施設	3項ロ　飲食店等
16	そば家　幸	3項ロ　飲食店等
17	漢那共同売店	4項　百貨店、マーケット等
18	ローソン宜野座惣慶店	4項　百貨店、マーケット等
19	未来ぎのざ	4項　百貨店、マーケット等
20	オードナンス	4項　百貨店、マーケット等
21	かねひでジップマート宜野座店	4項　百貨店、マーケット等
22	セブンイレブン宜野座漢那店	4項　百貨店、マーケット等
23	セブンイレブン宜野座松田店	4項　百貨店、マーケット等
24	グレンモアインギノザ	5項イ　ホテル等
25	ペンションハナリ	5項イ　ホテル等
26	ペンションさばに	5項イ　ホテル等
27	copainn 宜野座ゲストハウス villa Sunrise Ginoza	5項イ　ホテル等
28	ペンションてんぷす	5項イ　ホテル等
29	ペンションきちむい	5項イ　ホテル等
30	ペンションホリディイン	5項イ　ホテル等
31	くぶむ荘	5項イ　ホテル等
32	リブマックスアムス・カンナリゾートヴィラ	5項イ　ホテル等

33	KUKURU	5項イ　ホテル等
34	沖縄県農業協同組合教育研修所	5項イ　ホテル等
35	ペンション漢那	5項イ　ホテル等
36	仲みち家	5項イ　ホテル等
37	マリンコテージカルカデ	5項イ　ホテル等
38	ティーラ宜野座	5項イ　ホテル等
39	ペンション　サザンウェーブス	5項イ　ホテル等
40	貸別荘　海燕	5項イ　ホテル等
41	ペンション　グレンモア	5項イ　ホテル等
42	漢那 air BNB	5項イ　ホテル等
43	シーサイド宜野座	5項イ　ホテル等
44	田元（タムトゥー）	5項イ　ホテル等
45	オンザ ビーチ ヴィラ ミーナ	5項イ　ホテル等
46	ビーチサイドハウス	5項イ　ホテル等
47	New Pear	5項イ　ホテル等
48	シーサーテラス宜野座	5項イ　ホテル等
49	Cozy Court Ginoza	5項イ　ホテル等
50	DOLCEVITA GINOZA	5項イ　ホテル等
51	スーリヤステイ	5項イ　ホテル等
52	海のそばのペンション	5項イ　ホテル等
53	OKI sty	5項イ　ホテル等
54	ログハウス　てんぷす	5項イ　ホテル等
55	貸別荘　海燕別館	5項イ　ホテル等
56	プリュー宜野座Ⅱ　A棟	5項イ　ホテル等
57	プリュー宜野座Ⅱ　B棟	5項イ　ホテル等
58	Pine House in Ginoza	5項イ　ホテル等
59	KOEI　HOUSE in KANNA	5項イ　ホテル等
60	ペンション　スナドゥン	5項イ　ホテル等
61	民宿　タンデム	5項イ　ホテル等
62	HIRAMATSUHOTEL&RISOTS	5項イ　ホテル等
63	宜野座村立松田幼稚園	6項ニ　幼稚園
64	宜野座村立宜野座幼稚園	6項ニ　幼稚園
65	宜野座村立漢那幼稚園	6項ニ　幼稚園
66	介護センターかんなかけはし虹の家	6項ロ　老人短期入所施設等
67	新がらまんの里小規模多機能ホーム	6項ロ　老人短期入所施設等
68	社会福祉法人清明会介護老人福祉施設でいご園	6項ロ　老人短期入所施設等
69	でいご園ディサービス棟	6項ロ　老人短期入所施設等

70	住宅型有料老人ホーム　かんなの里	6 項ロ　老人短期入所施設等
71	宜野座村障害者福祉センター	6 項ロ　老人短期入所施設等
72	宜野座村立宜野座保育所	6 項八　保育所
73	かんな保育園	6 項八　保育所
74	松田保育園	6 項八　保育所
75	かんな保育園地域子育て支援　ぽかぽか	6 項八　保育所
76	松田保育園分園　光	6 項八　保育所
77	児童デイサービス・アニマートぎのざそん	6 項八　放課後等ディサービス
78	児童デイサービス　はっぴーふれんど	6 項八　放課後等ディサービス
79	宜野座村地域福祉センター	6 項八　老人ディサービスセンター等
80	ライフサポートわらく	6 項八　老人ディサービスセンター等
81	グループホーム日月	6 項八　老人ディサービスセンター等
82	デイサービス Cocha	6 項八　老人ディサービスセンター等
83	医療法人ユカリア沖縄かんな病院	6 項イ　病院等
84	宜野座村立 松田小学校	7 項　学校等
85	宜野座村立漢那小学校	7 項　学校等
86	宜野座村立宜野座小学校	7 項　学校等
87	宜野座村立 宜野座中学校	7 項　学校等
88	沖縄県立宜野座高等学校	7 項　学校等
89	沖縄県農業大学校	7 項　学校等
90	宜野座村立博物館(ぎのざそんりつはくぶつかん)	8 項　図書館等
91	タピックタラソセンター宜野座	9 項イ　熱気浴場等
92	宜野座製茶工場	12 項イ　工場等
93	JA 宜野座馬鈴薯選別施設	12 項イ　工場等
94	宜野座村堆肥工場	12 項イ　工場等
95	宜野座陶芸工房	12 項イ　工場等
96	丸三ランドリー宜野座工場	12 項イ　工場等
97	宜野座村立共同調理場	12 項イ　工場等
98	エコ野菜研究会　野菜出荷場	12 項イ　工場等
99	アクアトゥルース株式会社　化粧品工場	12 項イ　工場等
100	漢那ダム　艇庫	14 項　倉庫等
101	JA 宜野座支店漢那集出荷場	14 項　倉庫等
102	JA 宜野座給油所前集出荷場	14 項　倉庫等
103	株式会社タマキ本社倉庫	14 項　倉庫等
104	宜野座カントリークラブ	15 項　事務所
105	沖縄ヤマト運輸（株）宜野座営業所	15 項　事務所

106	惣慶区権者会事務所	15 項　事務所
107	ノビ宜野座	15 項　事務所
108	宜野座村役場	15 項　官公署
109	宜野座村保険相談センター（旧診療所）	15 項　官公署
110	宜野座郵便局	15 項　官公署
111	金武地区消防衛生組合　宜野座分遣所	15 項　官公署
112	沖縄自動車道 宜野座料金所	15 項　官公署
113	宜野座村浄水場管理所	15 項　官公署
114	漢那ダム取水ポンプ場	15 項　官公署
115	漢那･城原地区クリーンセンター	15 項　官公署
116	JA おきなわ宜野座支店	15 項　官公署
117	宜野座村 IT オペレーションパーク	15 項　官公署
118	宜野座村農業後継者育成センター管理棟	15 項　官公署
119	仲程土建	15 項　その他
120	宜野座村漢那漁港	15 項　その他
121	金武地区清掃センター	15 項　その他
122	松田変電所	15 項　その他
123	惣慶地区集落排水処理施設	15 項　その他
124	宜野座無線中継所	15 項　その他
125	有限会社アサトエッグファーム	15 項　その他
126	宜野座区公民館 活動拠点施設 コミュニティ施設	16 項イ　特定複合建物
127	貸別荘マリリンオーシャン	16 項イ　特定複合建物
128	炭焼家 てんぷす	16 項イ　特定複合建物
129	カーサバローロ発達支援ルーム AQUA	16 項イ　特定複合建物
130	宜野座金物店	16 項イ　特定複合建物
131	トーラスリゾートマンション	16 項イ　特定複合建物
132	宜野座村がらまん文化センター	16 項イ　特定複合建物
133	やかそばハウス	16 項イ　特定複合建物
134	ワーキングサポートアニマート宜野座	16 項イ　特定複合建物
135	一般財団法人　Estage	16 項イ　特定複合建物

資料：総務課

※　防火対象物のうちアパート等（5 項ロ）は、記載省略。

７－２　消防自動車等現有状況

（令和 6 年 1 月現在）

種　　別	金武地区 消防本部	宜野座分遣 所・分団	備　　考
指　揮　車	1		
指揮支援車	1		
防災活動車（警防車）	1		
広　報　車	1		
積　載　車	4	1	
救 助 工 作 車	1		
消　防　車	4	1	2,000 ﾘｯﾄﾙ 3 台 5,000 ﾘｯﾄﾙ 1 台
救　急　車	5	1	
小型ポンプ積載車	1		
タ　ン　ク　車	3	1	10,000 ﾘｯﾄﾙ 3 台
はしご（梯子）車	1		
水上バイク・救助ボート	4	1	
総　務　車	1		
予　防　車	1		
合　　計	29	5	

資料：金武地区消防本部

７－３　宜野座村消防水利の設置状況

行政区名	消 火 栓 個 数
松田区	16
宜野座区	30（防火水槽：1）
惣慶区	17
福山区	6（防火水槽：1）
漢那区	25
城原区	5
合　計	99

資料：金武地区消防本部

７－４　宜野座村の危険物取扱い施設一覧

（令和６年１月現在）

No	事　業　所　名	所在地	取扱　品　目		施設の種類
1	（株）JA おきなわ SS 宜野座セルフ SS	字宜野座 192	ガソリン	76,000ℓ	給油取扱所
			灯油	10,000ℓ	
			軽油	10,000ℓ	
			オイル	4,000ℓ	
			移動タンク貯蔵所４台		
2	（有）拓邦産業城原給油所	字 漢 那 2287-1	ガソリン	25,000ℓ	給油取扱所
			灯油	10,000ℓ	
			軽油	5,000ℓ	
			オイル	4,000ℓ	
			移動タンク貯蔵所１台		
3	（有）拓邦産業	字 漢 那 2287-1	重油	10,000ℓ	一般取扱所
			重油	20,000ℓ	地下タンク貯蔵所
4	コクワエナジー潟原給油所	字 松 田 2842	ガソリン	29,000ℓ	給油取扱所
			軽油	15,200ℓ	
			オイル	500ℓ	
5	コクワエナジー潟原営業所	字 松 田 2842	軽油	29,000ℓ	屋外タンク貯蔵所 1 基
			重油	19,000ℓ	
			軽油	9,000ℓ	一般取扱所
			移動タンク貯蔵所５台		
6	宜野座村漁業協同組合	字 漢 那 1703-4	軽油	5,000ℓ	船舶給油取扱所
			重油	7,000ℓ	
7	宜野座カントリークラブ	字 松 田 2824-264	重油	3,100ℓ	地下タンク貯蔵所
			ガソリン	576ℓ	自家用給油取扱所①
			軽油	576ℓ	
			ガソリン	576ℓ	自家用給油取扱所②
8	宜野座村ＩＴオペレーションパーク	字 松 田 1443	重油	75,000ℓ	地下タンク貯蔵所
			重油	33,120ℓ	一般取扱所
9	タピックタラソセンター宜野座	字 漢 那 1817	灯油	20,000ℓ	地下タンク貯蔵所
			潤滑油	11,200ℓ	一般取扱所
10	医療法人ユカリア沖縄かんな病院	字 漢 那 469	重油	2,500ℓ	屋内タンク貯蔵所
11	漢那ダム管理支所	字 漢 那 2015-2	重油	7,000ℓ	地下タンク貯蔵所
12	特別養護老人ホームでいご園	字 惣 慶 1295	重油	7,000ℓ	屋内タンク貯蔵所
13	B プロジェクト	字 松 田 1757	重油	6,300ℓ	屋内タンク貯蔵所
			重油	2,649ℓ	一般取扱所
14	HIRAMATSUHOTEL&RISOTS	字 松 田 1425	重油	2,352ℓ	一般取扱所
15	金武地区清掃センター	字 惣 慶 1988	重油	10,000ℓ	地下タンク貯蔵所

資料：金武地区消防本部

７－５　災害救助用機械器具一覧表

（令和 6 年 2 月現在）

区　分	救助用具				呼吸保護器具		破壊用具					測定用具	保護服		水難救助器具		その他			
名称	緩降機	金属製カギ付はしご	救助マット	三連　はしご	空気呼吸器	防毒マスク	エンジンカッター	チェーンソー	救助器具コンビツール	エアーソー	万能斧	可燃性ガス測定器	帯電防護衣	化学防護服	潜水器具（一式）	救命胴衣	投光器	ポータブル発電機	油圧式救助器具（ジャッキ）	ロープレスキュー機材
金武地区消防本部（全数）	2	5	3	6	23	11	5	8	3	1	14	3	8	6	21	31	8	7	18	2
金武署	0	2	1	3	11	3	2	3	1	1	7	1	2	0	9	7	3	2	8	1
宜野座分遣所	0	1	0	1	4	5	1	2	1	0	3	1	3	0	4	8	1	1	4	0
恩納分遣所	2	2	2	2	8	3	2	3	1	0	4	1	3	6	8	16	4	4	6	1

資料：金武地区消防本部

７－６　宜野座村防災行政無線放送施設

受信機設備台数（各区戸別）　　（令和６年１月現在）

行政区別	一般所帯 設置数	その他 設置先	設置数
松田区	437	事業所	61
宜野座区	413	公共施設	57
福山区	73	計	118
惣慶区	406		
漢那区	401		
城原区	87		
計	1,817	総合計	1,935

資料：総務課

宜野座村防災行政無線呼び出し名称　（車両用無線機）

移動局から役場各課の呼出	役場各課から移動局の呼出		
（テンキーでの呼出）	（各移動局の呼出名称）		
1　総務課	ぼうさい ぎのざ	201	セレナ
2　建設課	〃	202	プリウスα
3　上下水道課	〃	203	ハイラックス
4　産業振興課	〃	204	ハイゼット
5　教育課	〃	205	ウィッシュ
基地局			
総務課（防災無線室）	ぼうさいぎのざ		

７－７　金武地区消防本部・宜野座分遣所無線通信施設及び火災予防施設等

区分				設置数	
				全数	宜野座分遣所
消防・救急業務用無線局	基地局及び携帯基地局	局数	基地局	3	1
			携帯基地局		
			小計	3	1
		電波の数	全国共通	3	
			県内共通	1	
	移動局	陸上移動局数（車両積載）		20	4
		陸上移動局数（携帯式）		16	4
		署活系（アナログ波）		17	3
		小計		53	11
	無線局数合計			56	12

資料：金武地区消防本部

７－８　村有車両の保有状況

（令和６年１月現在）

	乗用車（普通）	乗用車（小型）	軽乗用車	マイクロバス	貨物車（普通・小型・軽）	軽トラ	その他	特殊車両	合計	備考
総務課	4	2		1	1	2			10	
企画課	1			1		1			3	
観光商工課					1	2			3	
村民生活課	2		1		1	1	1		6	その他：ごみ収集車 貨物：ユニック車
健康福祉課	1	2	6		1		1		11	その他:社協車いす特殊
建設課	2				2	1			5	
上下水道課	2	1	1		3	1			8	
産業振興課	2	1			7	3	4	4	21	その他:バキューム車等 特殊:ホイールローダー等
学校教育課	5	3	1		4	5			18	
議会事務局	1								1	
農業委員会		1			2	1			4	
合　計	20	10	9	2	22	17	6	4	90	

資料：総務課

８ 不発弾処理

８－１ 不発弾処理業務の流れ

１.発見弾（陸上部分）

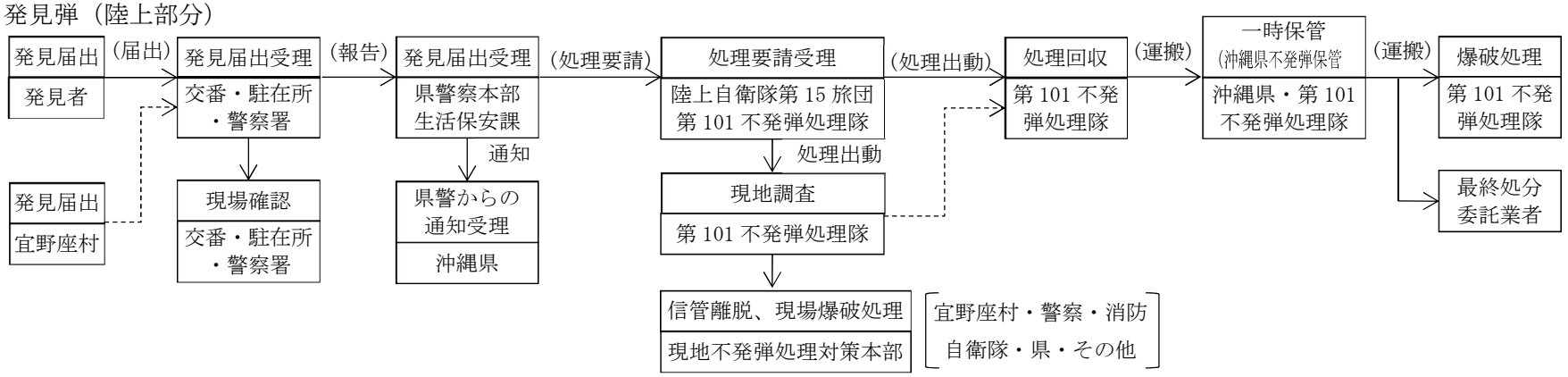

２.埋没弾（陸上部分）

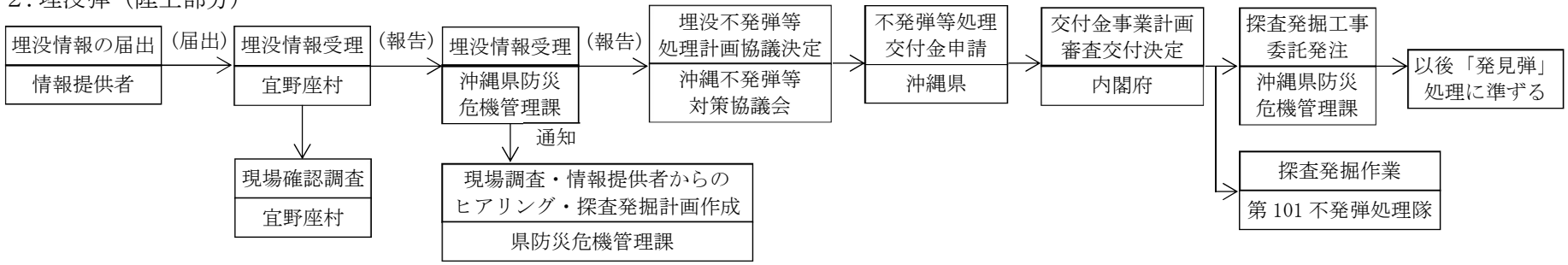

３.発見弾（海上部分）

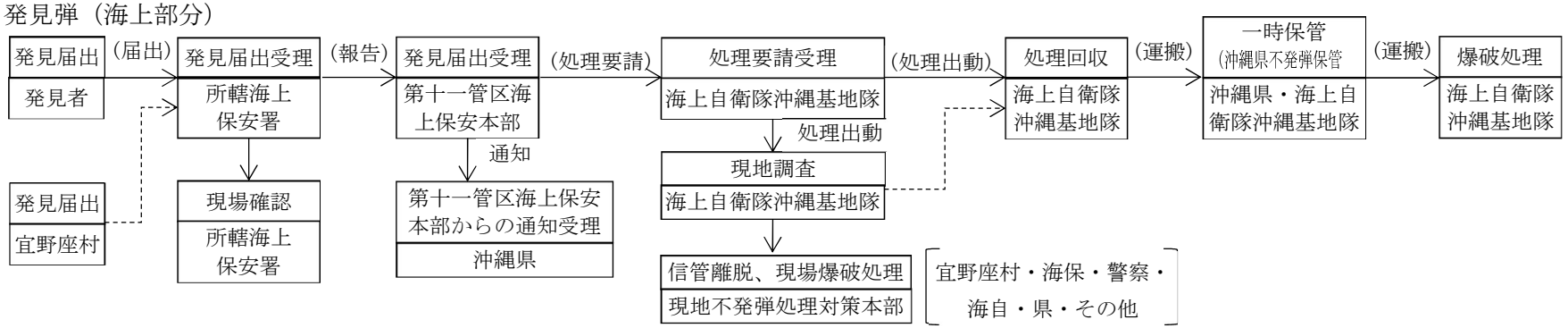

９ 気象警報等の発表基準

９－１　気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

９－２　宜野座村における警報・注意報発表基準一覧表

令和 4 年 5 月 26 日現在
発表官署　沖縄気象台

宜野座村	府県予報区		沖縄本島地方	
	一次細分区域		本島北部	
	市町村等をまとめた地域		恩納・金武地区	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	165
	洪水		流域雨量指数基準	宜野座福地川流域=8.3
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	陸上　25m/s
				太平洋側　25m/s
	波浪		有義波高	6.0m
	高潮		潮位	2.0m
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	115
	洪水		流域雨量指数基準	宜野座福地川流域=6.6
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	陸上　15m/s
				太平洋側　15m/s
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	1.3m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	陸上　100m
				太平洋側　500m
	乾燥		最小湿度 50%で、実効湿度 60%	
	低温		最低気温 5℃以下	
	霜		最低気温 5℃以下	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

＜参考＞

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

資料：気象庁

９－３　気象等の特別警報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表され、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表され、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

資料：気象庁

１０　緊急輸送道路

１０－１　緊急輸送道路（第１次緊急輸送道路）

沖縄本島

道路種別	路線名	区間（交差点）
高速道路	沖縄自動車道	許田 IC～那覇 IC
高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地 IC～西原 JCT
国道（指）	国道 58 号	名護市宮里4 丁目(北)～恩納村瀬良垣、恩納村山田～那覇市奥武山町
国道（指）	国道 332 号	那覇市字鏡水～那覇空港
国道（指）	国道 58 号那覇西道路	那覇市若狭～那覇市鏡水
国道（指外）	国道 449 号	本部町瀬底大橋～名護市安和
国道（指外）	国道 449 号名護 BP	名護市安和～名護市宮里 4 丁目(北)
主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎 1 丁目～恩納村仲泊
主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間
主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根
一般県道	県道 20 号線	沖縄市高原～沖縄市上地
一般県道	県道 42 号線	沖縄県庁南口～那覇市久茂地
一般県道	具志川沖縄線	うるま市前原～うるま市豊原
一般県道	那覇空港線	那覇空港～那覇市安次嶺
市町村道	那覇市道（天久安里線）	那覇市上之屋～おもろまち
市町村道	那覇市道（久米若狭線）	那覇市若狭～那覇市久茂地
市町村道	沖縄市道（松本団地西側線）	沖縄市美原 1 丁目～沖縄市美原 4 丁目
港湾道路	臨港道路港湾 1 号線	那覇ふ頭～那覇市曙
港湾道路	臨港道路港湾 2 号線	新港ふ頭～那覇市安謝
港湾道路	臨港道路那覇 1 号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋
港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区 2 号線	浦添市西洲
港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区 3 号線	浦添市西洲
港湾道路	臨港道路若狭 1 号線	那覇市若狭
港湾道路	臨港道路若狭 2 号線	那覇市若狭～那覇クルーズターミナル
港湾道路	臨港道路新港 2 号線	新港ふ頭地区
港湾道路	臨港道路 1 号線	中城港湾新港地区
港湾道路	臨港道路 3 号線	中城港湾新港地区
港湾道路	臨港道路 6 号線	中城港湾新港地区
港湾道路	臨港道路 7 号線	中城港湾新港地区

第２次、第３次緊急輸送道路については、「緊急輸送道路ネットワーク計画」を参照

資料：「緊急輸送道路ネットワーク計画」沖縄県

１０－２　緊急輸送道路ネットワーク計画図

緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島：北部圏域）

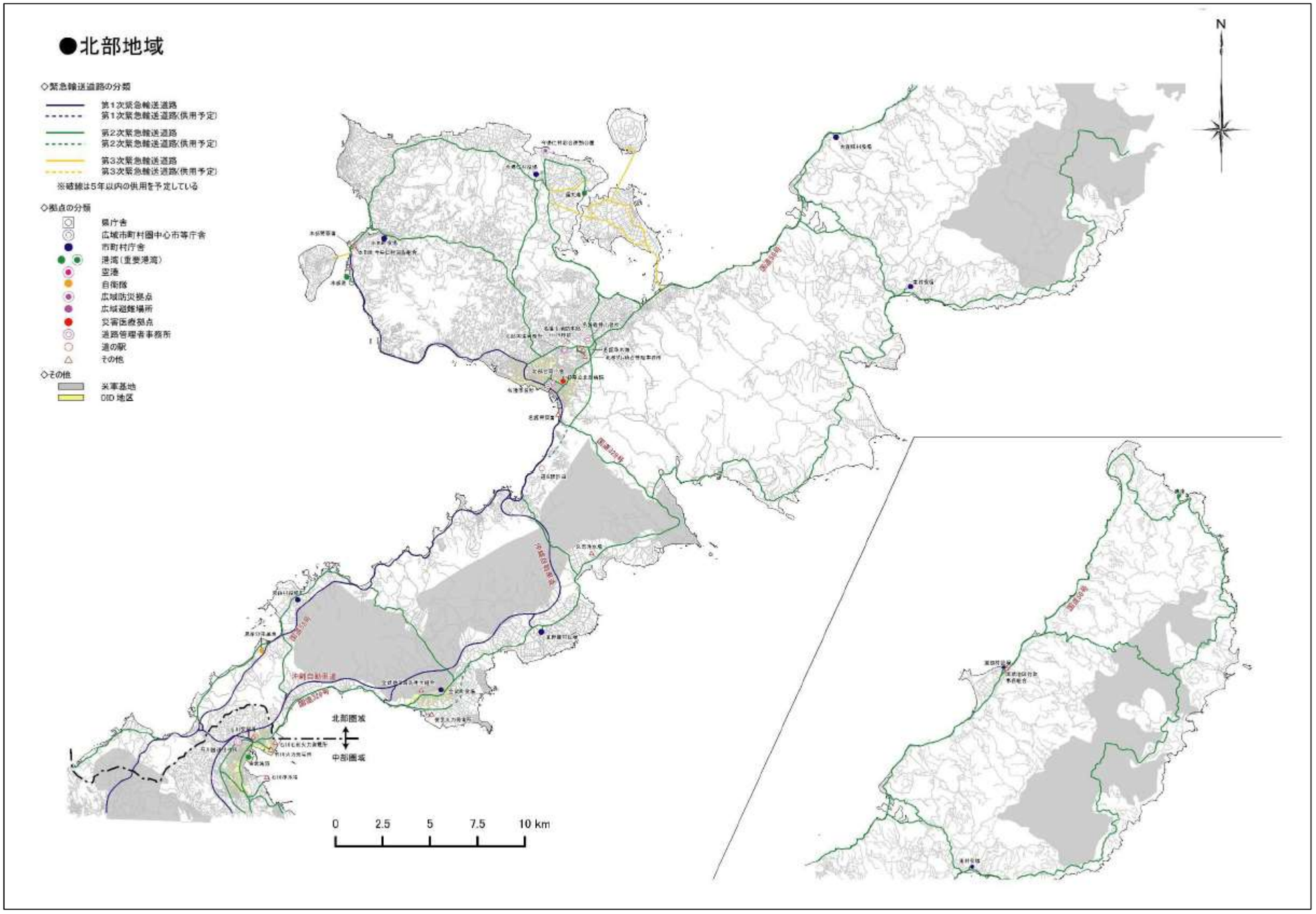

出典：沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（H31.2）

資料編

緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島：中部圏域）

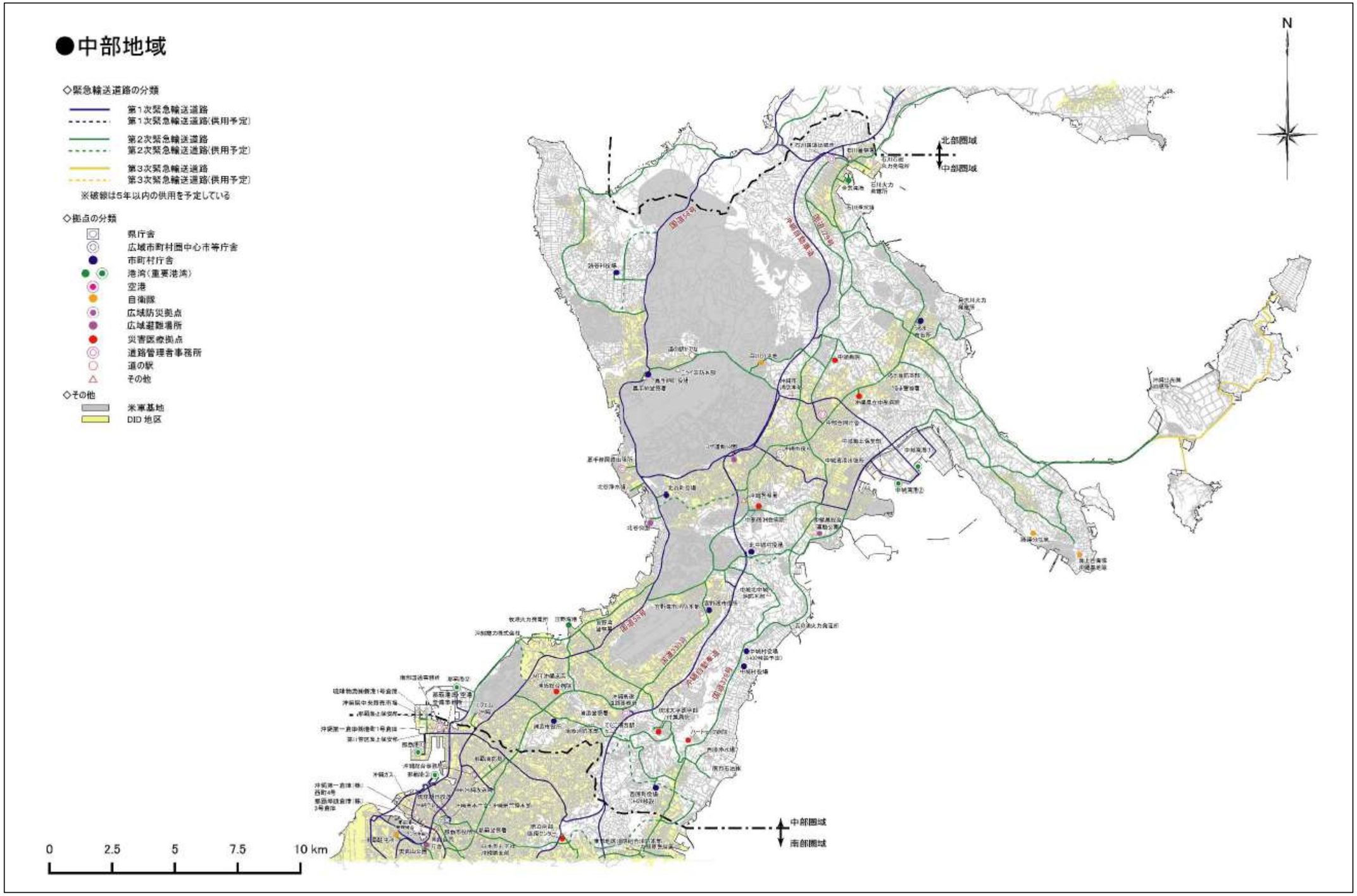

出典：沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（H31.2）

資料編

緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島：南部圏域）

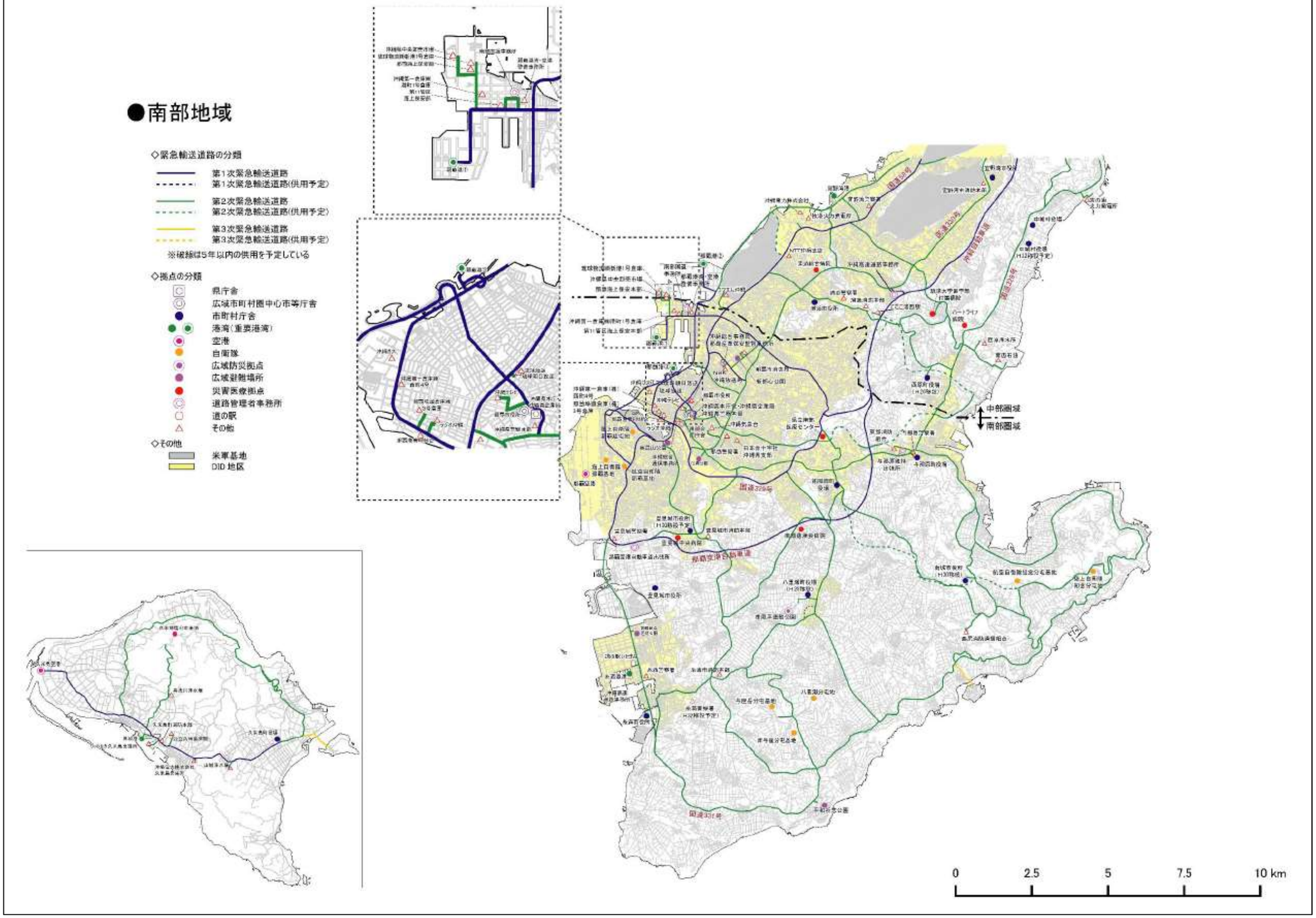

出典：沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（H31.2

）

１１　車両通行止・緊急通行車両等標章及び証明書

１１－１　車両通行止

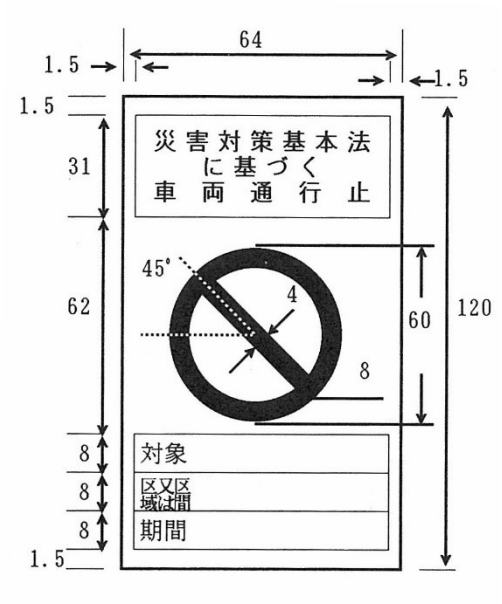

１ 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２ 縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

３ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

４ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

１１－２　緊急通行車両等標章

１ 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。

２ 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。

３ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

１１－３　緊急通行車両等事前届出書

様式第１号（第２関係）

<table>
<tr>
<td colspan="3">災　　害
地震防災　応急対応
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書
年　　月　　日
沖縄県公安委員会　殿

届出者住所
（電話）
氏名</td>
<td>第　　号
災　　害
地震防災　応急対応
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　　月　　日

沖縄県公安委員会　　印</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">番号標に表示されている番号</td>
<td></td>
<td rowspan="5">（注）１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
⑴　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
⑵　緊急通行車両等が廃車となったとき。
⑶　その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td rowspan="2">使用者</td>
<td>住　所</td>
<td>（　　）　　局　　番</td>
</tr>
<tr>
<td>氏　名</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">出発地</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td colspan="3">（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。</td>
</tr>
</table>

備考　１　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

１１－４　緊急通行車両等確認申請書

様式第３（第３関係）

<table>
<tr><td colspan="4">緊　急　通　行　車　両　等　確　認　申　請　書

沖縄県公安委員会

年　　月　　日

申請者住所

（電話）

氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

１１－５　緊急通行車両等確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　月　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　事　印

公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

１２　災害救助法

１２－１　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	（１）　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 （２）　避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 （３）　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第４条第２項に規定する避難所の設置にあっては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる費用に限る。）として、１人１日当たり 340 円以内とする。 （４）　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、（３）の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。 （５）　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。 （６）　法第４条第１項第１号に規定する避難所を開設できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して当該期間を定める場合には、この限りでない。 （７）　法第４条第２項に規定する避難所を開設できる期間は、法第２条第２項の規定による救助を開始した日から次に掲げる日までの期間とする。 ア　災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日 イ　災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じたため法第２条第２項の規定による救助を終了する旨を公示し、及び同条第１項の規定による救助を行う旨を公示した日
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 （１）　建設型応急住宅 ア　建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。 イ　１戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。 ウ　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 エ　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。 オ　建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 カ　建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第３項又は第４項に規定する期限までとする。 キ　建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 （２）　賃貸型応急住宅 ア　賃貸型応急住宅の１戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて（１）イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>救助の程度、方法及び期間</th></tr>
<tr><td></td><td>礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
イ　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
ウ　賃貸型応急住宅を供与できる期間は、（1）カと同様の期間とする。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td><td>（1）　炊き出しその他による食品の給与
ア　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
イ　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
ウ　炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、１人１日当たり1,230円以内とする。
エ　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。
（2）　飲料水の供給
ア　飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
イ　飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
ウ　飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>（1）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
（2）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
ア　被服、寝具及び身の回りの品
イ　炊事用具及び食器
ウ　日用品
エ　光熱材料
（3）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次の額以内とする。
なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。
ア　住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別</th><th>世帯区分
期間</th><th>１人
世帯</th><th>２人
世帯</th><th>３人
世帯</th><th>４人
世帯</th><th>５人
世帯</th><th>６人以上１人を増すごとに加算する額</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>４月から９月まで</td><td>円
19,200</td><td>円
24,600</td><td>円
36,500</td><td>円
43,600</td><td>円
55,200</td><td>円
8,000</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10月から翌年３月まで</td><td>円
31,800</td><td>円
41,100</td><td>円
57,200</td><td>円
66,900</td><td>円
84,300</td><td>円
11,600</td></tr>
</table>
イ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯
<table>
<tr><th>季別</th><th>世帯区分
期間</th><th>１人
世帯</th><th>２人
世帯</th><th>３人
世帯</th><th>４人
世帯</th><th>５人
世帯</th><th>６人以上１人を増すごとに加算する額</th></tr>
<tr><td>夏季</td><td>４月から９月まで</td><td>円
6,300</td><td>円
8,400</td><td>円
12,600</td><td>円
15,400</td><td>円
19,400</td><td>円
2,700</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10月から翌年３月まで</td><td>円
10,100</td><td>円
13,200</td><td>円
18,800</td><td>円
22,300</td><td>円
28,100</td><td>円
3,700</td></tr>
</table>
（4）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</td></tr>
</table>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
医療及び助産	（１） 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。 （２） 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。 （３） 医療は、次の範囲内において行う。 ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護 （４） 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。 （５） 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。 （６） 助産は、災害発生の日の以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。 （７） 助産は、次の範囲内において行う。 ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 （８） 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。 （９） 助産を実施できる期間は、分べんした日から７日以内とする。
被災者の救出	（１） 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。 （２） 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 （３） 被災者の救出の期間は、災害発生の日から３日以内とする。
被災した住宅の応急修理	（１） 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 （２） 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、１世帯当たり次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯　706,000 円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　343,000 円 （３） 住宅の応急修理は、災害発生の日から３月以内（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６月以内）に完了しなければならない。
生業に必要な資金の貸与	（１） 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 （２） 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 （３） 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。 ア 生業費　１件当たり 30,000 円 イ 就職支度費　１件当たり 15,000 円 （４） 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。 ア 貸与期間　２年以内 イ 利子　無利子 （５） 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から１月以内に完了しなければならない。 （６） 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
学用品の給与	（１） 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 （２） 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目以内において現物により行う。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 （３） 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 （ア） 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 （イ） 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 （ア） 小学校児童 １人当たり 4,800 円 （イ） 中学校生徒 １人当たり 5,100 円 （ウ） 高等学校等生徒 １人当たり 5,600 円 （４） 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。
死体の捜索	（１） 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。 （２） 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。 （３） 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
死体の処理	（１） 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 （２） 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 （３） 検案は、原則として救護班によって行う。 （４） 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり 3,500 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は１体当たり 5,400 円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 （５） 死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
埋葬	（１） 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 （２） 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ア 棺（附属品を含む。） イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。） ウ 骨つぼ及び骨箱 （３） 埋葬のため支出できる費用は、１体当たり大人（12 歳以上）219,100 円以内、小人（12 歳未満）175,200 円以内とする。 （４） 埋葬することができる期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
障害物の除去	（１） 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 （２） 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均が 138,700 円以内とする。 （３） 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	（１） 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者（法第４条第２項の救助にあっては、避難者）の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 （２） 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 （３） 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

資料：沖縄県　災害救助法施行細則　別表第１（第２条関係）　一部改正〔令和５年〕

法第７条第５項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の額
政令第４条第１号から第４号までに掲げる者	（１） 日当 ア 医師及び歯科医師　１人１日当たり 22,500 円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士　１人１日当たり 16,500 円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師　１人１日当たり 14,500 円以内 エ 救急救命士　１人１日当たり 14,200 円以内 オ 土木技術者及び建築技術者　１人１日当たり 15,600 円以内 カ 大工　１人１日当たり 25,700 円以内 キ 左官　１人１日当たり 27,300 円以内 ク とび職　１人１日当たり 28,500 円以内 （２） 時間外勤務手当 職種ごとに、(１)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 （３） 旅費 職種ごとに、(１)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 49 号）において定める額以内とする。
政令第４条第５号から第 10 号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 分の３の額を加算した額以内とする。

資料：沖縄県　災害救助法施行細則　別表第２（第 10 条関係）　一部改正〔令和５年〕

１３　医療救護

１３－１　村内の医療機関一覧

医療機関名称	所在地	電話番号	診療科名
医療法人ユカリア沖縄　かんな病院	宜野座村字漢那469	098-968-3661	内科　外科　整形外科　泌尿器科　小児科　眼科　リハビリテーション科　皮膚科　消化器内科　循環器内科
あすなろ歯科医院	宜野座村字惣慶1827-2	098-968-2313	歯科
まつだ歯科医院	宜野座村字松田636-1	098-968-8881	歯科　矯正歯科　小児歯科　歯科口腔外科

１３－２　沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図

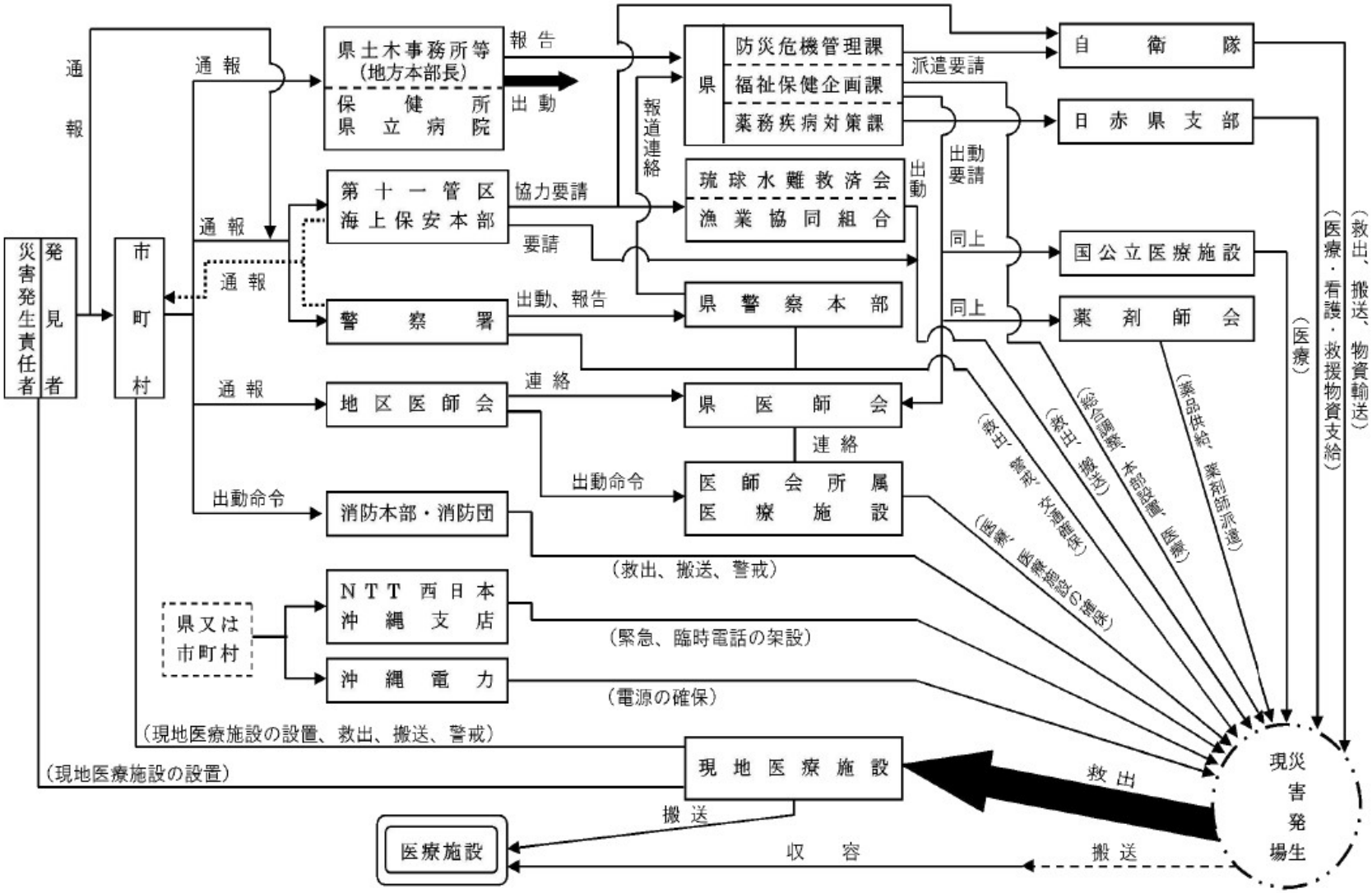

１３－３　医療救護班派遣要請書

【様式第４号：市町村災害対策本部→地区医師会】

医療救護班派遣要請書

年　　月　　日（　　時　　分）

地区医師会長　様

宜野座村災害対策本部

地域で発生した　　災害に際し、下記のとおり医療救護班を派遣していただくよう、お願いします。

記

医療救護 活動場所	医療救護班員 必要数	活動予定期間等	災害の概要
	※１班当たり 医師　　名 看護師　　名 補助職員　　名 ※必要班数 班	○活動期間 月　日　時　分～ 月　日　時　分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他（　　）	
	※１班当たり 医師　　名 看護師　　名 補助職員　　名 ※必要班数 班	○活動期間 月　日　時　分～ 月　日　時　分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他（　　）	
	※１班当たり 医師　　名 看護師　　名 補助職員　　名 ※必要班数 班	○活動期間 月　日　時　分～ 月　日　時　分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他（　　）	
	※１班当たり 医師　　名 看護師　　名 補助職員　　名 ※必要班数 班	○活動期間 月　日　時　分～ 月　日　時　分 ○活動の内容 応急処置・搬送・遺体処置 ・その他（　　）	

(注)「地域」については、市町村名及び当該地区名(大字、町名等)を記入すること。
「災害」については、地震、水害、土石流など具体的に記入すること。

資料：「沖縄県災害医療マニュアル」沖縄県

１４　自衛隊の災害派遣要請

１４－１　自衛隊の災害派遣要請系統図

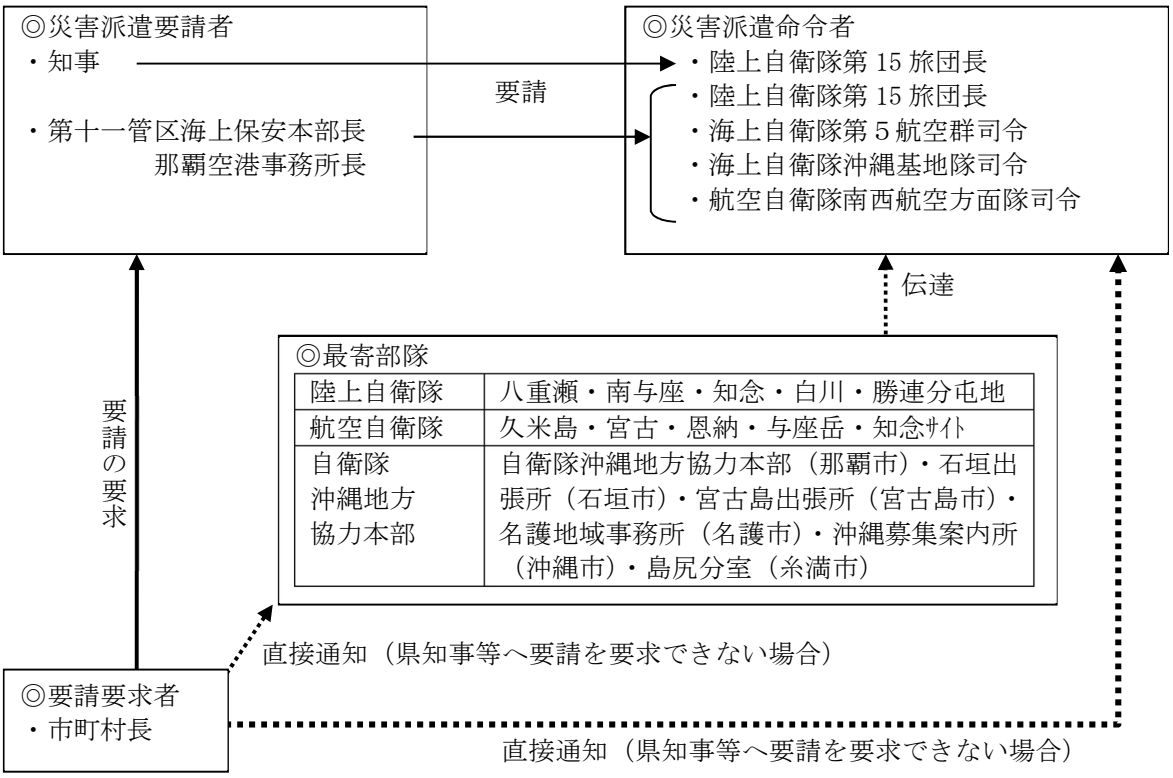

(1)　最寄りの部隊の住所及び通報先‥‥‥‥‥‥‥‥‥付表

(2)　緊急時における通報を実施した市町村長等は、速やかに県に派遣依頼するものとする。

付 表（最寄部隊一覧）

区 分	名 称	住 所	電 話 番 号
陸上自衛隊	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3437
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字宇江城山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部		那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所		石垣市字登野城 55 合同庁舎内	0980-82-4942
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所		宮古島市字下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742
自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所		名護市大西 1-21-27	0980-52-4064
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所		沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608
自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所		糸満市西川 18-13 あがりえビル 1F	098-992-4141

１４－２　自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

災害派遣命令者の所在地等

	宛先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸　上 自衛隊	第 15 旅団長	那覇市鏡水 679	第 15 旅団 司令部 第３部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2277～ 2279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行 政情報通信ﾈｯﾄ ﾜｰｸ *-6-552-0123	司令部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行 政情報通信ﾈｯﾄ ﾜｰｸ *-6-552-0123
海　上 自衛隊	第５航空 郡司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	郡司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地 隊司令	うるま市勝 連平敷屋 1920	沖縄基地隊 本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航　空 自衛隊	南西航空 方面隊司令	那覇市当間 301	司令部 運用課	857-1191 内線 2236	ＳＯＣ 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊 15 旅団	航空自衛隊南方隊
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区 海上保安本部長	航空自衛隊南方隊	海上自衛隊５空群 海上自衛隊沖基
海上捜索		海上自衛隊５空群	航空自衛隊南方隊
		海上自衛隊沖基	

１４－３　災害派遣要請要求書様式

第　　号
年　　月　　日

沖縄県知事　　様

宜野座村村長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の２の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間
年　　月　　日（　　時　　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

４　その他参考となるべき事項

１４－４　災害派遣撤収要請要求書様式

第　　号
年　　月　　日

沖縄県知事　　様

宜野座村村長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

　　年　　月　　日付け　　号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１　撤収要請日時
　　年　　月　　日　　時　　分

２　派遣された部隊

３　派遣人員及び従事作業の内容

４　その他参考となるべき事項

１５　ヘリポートの設置基準

１５－１　ヘリポートの設置基準

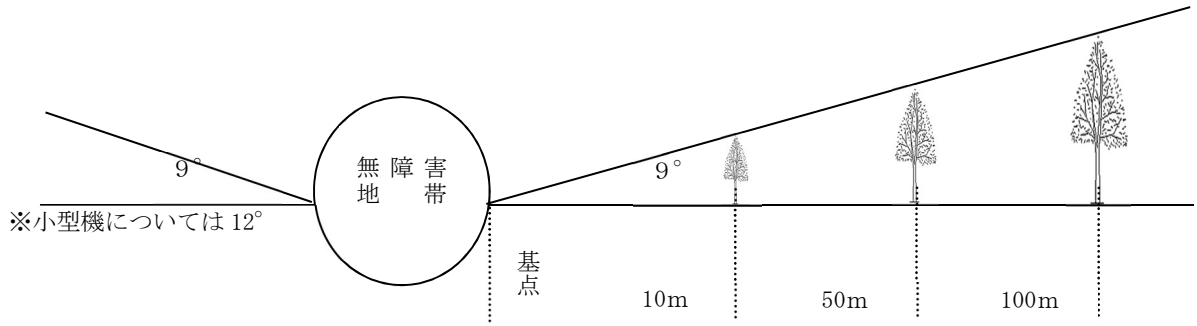

小型機（OH－６）の場合

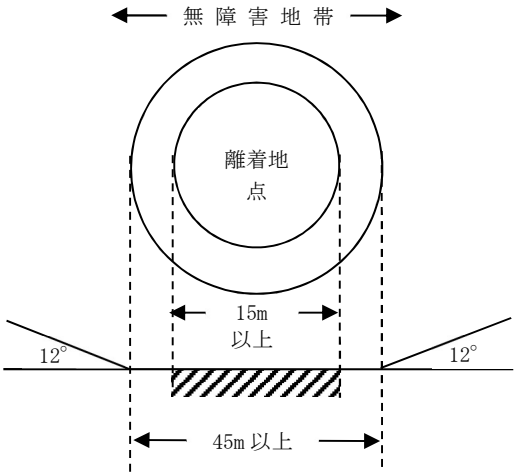

中型機（HU－１）の場合

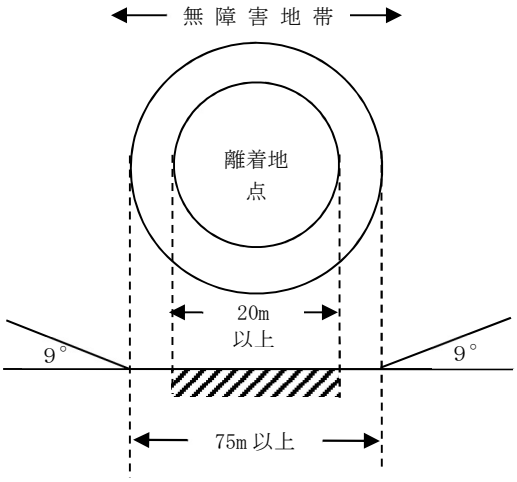

大型機（V－107、CH－47）の場合

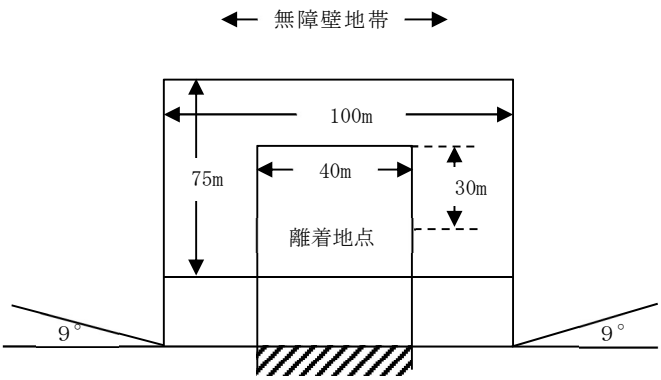

ヘリポート表示基準

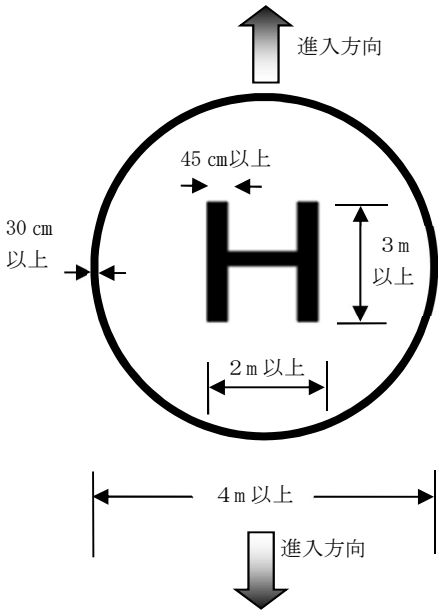

吹き流しの掲載基準

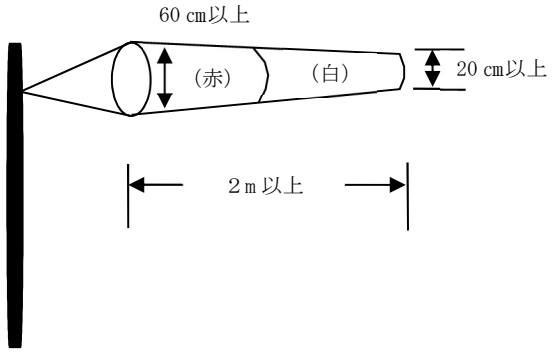

（注）吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

※　着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

１６　気象庁震度階級関連解説表

１６－１　気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2)　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3)　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4)　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5)　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6)　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ･亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり､建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや Ｘ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや Ｘ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料：気象庁

１７　防災関係機関

１７－１　災害情報連絡系統図

≪災害情報連絡系統図（県災害対策本部未設置時）≫

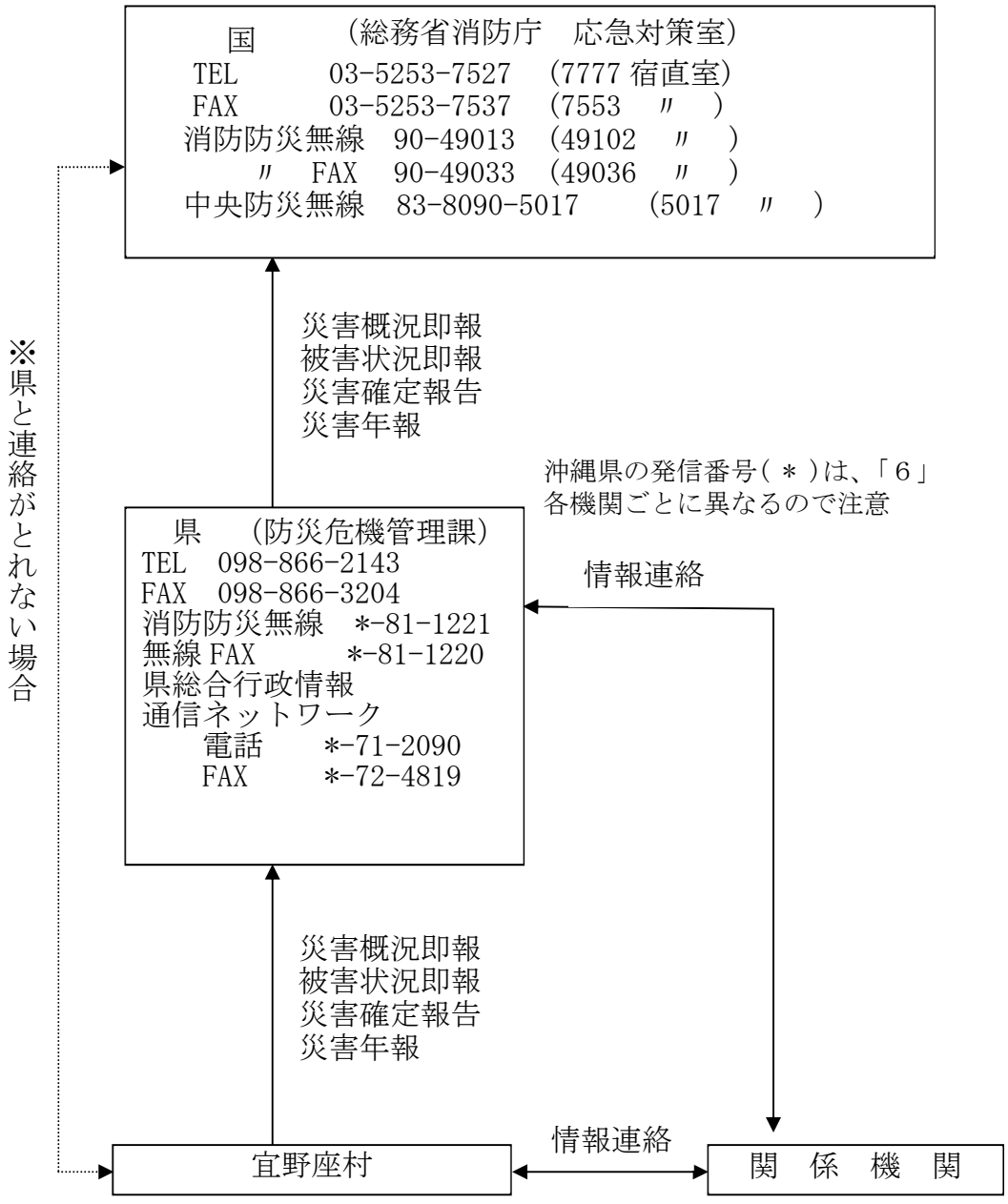

災害情報連絡系統図（県災害対策本部設置時）≫

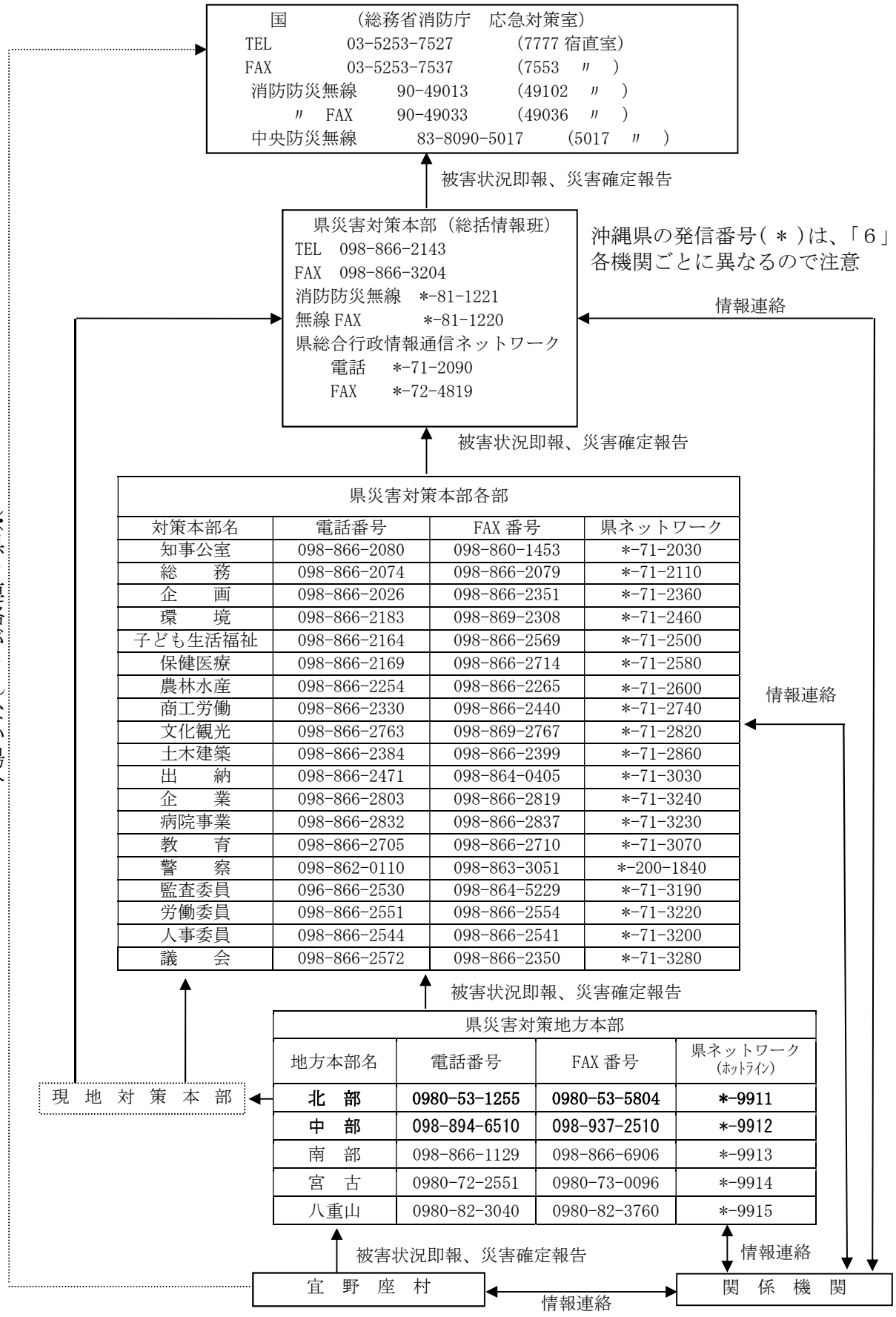

県災害対策本部各部

対策本部名	電話番号	FAX 番号	県ネットワーク
知事公室	098-866-2080	098-860-1453	*-71-2030
総　務	098-866-2074	098-866-2079	*-71-2110
企　画	098-866-2026	098-866-2351	*-71-2360
環　境	098-866-2183	098-869-2308	*-71-2460
子ども生活福祉	098-866-2164	098-866-2569	*-71-2500
保健医療	098-866-2169	098-866-2714	*-71-2580
農林水産	098-866-2254	098-866-2265	*-71-2600
商工労働	098-866-2330	098-866-2440	*-71-2740
文化観光	098-866-2763	098-869-2767	*-71-2820
土木建築	098-866-2384	098-866-2399	*-71-2860
出　納	098-866-2471	098-864-0405	*-71-3030
企　業	098-866-2803	098-866-2819	*-71-3240
病院事業	098-866-2832	098-866-2837	*-71-3230
教　育	098-866-2705	098-866-2710	*-71-3070
警　察	098-862-0110	098-863-3051	*-200-1840
監査委員	096-866-2530	098-864-5229	*-71-3190
労働委員	098-866-2551	098-866-2554	*-71-3220
人事委員	098-866-2544	098-866-2541	*-71-3200
議　会	098-866-2572	098-866-2350	*-71-3280

県災害対策地方本部

地方本部名	電話番号	FAX 番号	県ネットワーク（ホットライン）
北　部	**0980-53-1255**	**0980-53-5804**	***-9911**
中　部	**098-894-6510**	**098-937-2510**	***-9912**
南　部	098-866-1129	098-866-6906	*-9913
宮　古	0980-72-2551	0980-73-0096	*-9914
八重山	0980-82-3040	0980-82-3760	*-9915

１７－２　防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関

機　関　名	防災担当	所　在　地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573　福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006　那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0115
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022　那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務グループ	〒900-0025　那覇市壷川 3-2-6	098-918-0210
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0295　嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8131
那覇産業保安監督事務所	管理課	〒900-0006　那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530　那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517　那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795　那覇市旭町 1-9 ｶﾌｰﾅ旭橋 B-1 街区 5F	098-865-2300
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006　那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027　那覇市樋川 1-15-15	098-836-6400
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143　那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110
国土地理院沖縄支所	測量係	〒900-0022　那覇市樋川 1-15-15	098-855-2595

(2) 自衛隊

機　関　名	防災担当	所　在　地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第３部	〒901-0142　那覇市鏡水 679	098-857-1155

(3) 沖縄県

機　関　名	防災担当	所　在　地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570　那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境部	環境政策課	〃	098-866-2183
子ども生活福祉部	福祉政策課	〃	098-866-2164
保健医療部	保健医療総務課	〃	098-866-2169
農林水産部	農林水産総務課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木総務課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	病院事業総務課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員	事務局	〃	098-866-2530
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015　名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中部合同庁舎	中部土木事務所	〒904-2155　沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南部合同庁舎	南部土木事務所	〒900-0029　那覇市旭町 116-37	098-866-1129

機　関　名	防災担当	所　在　地	電話番号
宮古合同庁舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八重山合同庁舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040
北部農林水産振興センター		〒905-0015 名護市大南 1-13-11 北部合同庁舎 4F	0980-53-7187
中部保健所		〒904-2155 沖縄市美原 1-6-28	098-938-9886
沖縄県立中部病院		〒904-2293 うるま市字宮里 281	098-973-4111
沖縄県立北部病院		〒905-8512 名護市大中 2-12-3	0980-52-2719

(4) 沖縄県警察

機　関　名	防災担当	所　在　地	電話番号
沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
石川警察署		〒904-1101 うるま市石川東山本町 1-1-1	098-964-4110
石川警察署 宜野座駐在所		〒904-1302 宜野座村字宜野座 1214-8	098-968-8502

(5) 市町村

機　関　名	防災担当	所　在　地	電話番号
那覇市	総務部 防災危機管理課	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜野湾市	防災危機管理室 防災危機管理係	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
石垣市	総務部 防災危機管理課	〒907-8501 石垣市字真栄里 672	0980-87-5533
浦添市	総務部 防災危機管理課	〒901-2501 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名護市	総務部 総務課 防災基地対策係	〒905-0014 名護市字港 1-1-1	0980-53-1212
糸満市	企画部 秘書防災課	〒901-0392 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8245
沖縄市	総務部 防災課	〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊見城市	総務企画部 総務課 防災危機管理班	〒901-0292 豊見城市字宜保 1-1-1	098-850-8165
うるま市	企画部 危機管理課	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1	098-979-6760
宮古島市	総務部 防災危機管理課	〒906-8501 宮古島市平良西里 1140	0980-73-1961
南城市	総務課	〒901-1495 南城市佐敷新里 1870	098-917-5378
国頭村	総務課	〒905-1495 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	〒905-1392 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	〒905-0492 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	〒905-0292 本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	総務課	〒904-0492 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	総務課	〒904-1392 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	〒904-1292 金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	総務課	〒905-0592 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	総務課	〒904-0392 読谷村字座喜味 2901	098-982-9200
嘉手納町	総務課	〒904-0293 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北谷町	総務部 基地・安全対策課	〒904-0192 北谷町字桑江 1-1-1	098-936-1234
北中城村	総務課	〒901-2392 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	総務課	〒901-2493 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西原町	総務部 環境安全課	〒903-0220 西原町字与那城 140-1	098-945-5018
与那原町	生活環境安全課	〒901-1392 与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南風原町	総務課	〒901-1195 南風原町字兼城 686	098-889-4415

機　関　名	防災担当	所　在　地	電話番号
久米島町	総務課	〒901-3193 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	総務課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡嘉敷村	総務課	〒901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	総務課	〒901-3496 座間味村字座間味 109	098-987-2311
粟国村	総務課	〒901-3792 粟国村字東 483	098-988-2016
渡名喜村	総務課	〒901-3692 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南大東村	総務課	〒901-3895 南大東村字南 144-1	09802-2-2001
北大東村	総務課	〒901-3992 北大東村字中野 218	09802-3-4001
伊平屋村	総務課	〒905-0793 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	総務課	〒905-0695 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多良間村	総務財政課	〒906-0692 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2011
竹富町	防災危機管理課	〒907-8503 石垣市美崎町 11-1	0980-82-1109
与那国町	総務課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-2241

(6) 消防局・消防本部

消防本部名（構成）	所　在　地	電話番号
那覇市消防局	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄市消防本部	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦添市消防本部	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜野湾市消防本部	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名護市消防本部	〒905-0019 名護市字大北 3-31-50	0980-52-2121
うるま市消防本部	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸満市消防本部	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石垣市消防本部	〒907-0023 石垣市字真榮里 668	0980-82-4050
宮古島市消防本部	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊見城市消防本部	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105
久米島町消防本部	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町今帰仁村消防組合消防本部 （本部町、今帰仁村）	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防組合消防本部 （八重瀬町、南城市）	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-2512
東部消防組合消防本部 （与那原町、南風原町、西原町）	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
ニライ消防本部 （読谷村、嘉手納町、北谷町）	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城北中城消防組合消防本部 （中城村、北中城村）	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合消防本部 （金武町、恩納村、宜野座村）	〒904-1294 金武町字金武 7745	098-968-2020
金武地区消防衛生組合　宜野座分遣所	〒904-1303 宜野座村字惣慶 1772-5	098-968-8315
国頭地区行政事務組合消防本部 （国頭村、大宜味村、東村）	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

(7) 指定公共機関

機　関　名	防災担当	所　在　地		電話番号
ＮＴＴ西日本沖縄支店	設備部　災害対策室	〒901-2133	浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
(株)ドコモ CS 九州沖縄支店		〒900-0025	那覇市壷川 3-3-5	098-833-7615
日本銀行那覇支店	総務課	〒900-0006	那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社沖縄県支部	事業推進課	〒902-0076	那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日本放送協会沖縄放送局	企画編成	〒900-8535	那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力(株)	防災室	〒901-2602	浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所	総括課	〒901-2101	浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日本郵便(株)沖縄支社	支店長室総務部	〒900-8797	那覇市東町 26-29	098-865-2215

(8) 指定地方公共機関

機　関　名	防災担当	所　在　地		電話番号
(一社)沖縄県医師会	事務局	〒901-1105	南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(公社)沖縄県看護協会	事務局	〒901-1103	南風原町与那覇 460	098-888-3155
(一社)沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021	那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運(株)	事務局	〒900-0036	那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日本トランスオーシャン航空(株)	路線事業部	〒900-0027	那覇市山下町 3-24	098-857-2112
沖縄都市モノレール(株)	総務課	〒901-0143	那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	―	〒901-0152	那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
(一社)沖縄県女性連合会	―	〒902-0066	那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)	―	〒900-8540	那覇市松山 1-2-1	098-860-3608
(一社)沖縄県薬剤師会	―	〒901-1105	南風原町新川 218-10	098-963-8930
(社福)沖縄県社会福祉協議会	―	〒903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	―	〒901-0152	那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
(公社)沖縄県トラック協会	―	〒900-0001	那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
沖縄テレビ放送(株)	総務局	〒900-8604	那覇市久茂地 1-2-20	098-863-2111
琉球放送(株)	経営管理本部	〒900-8588	那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151
琉球朝日放送(株)	総務局	〒900-8510	那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199
(株)ラジオ沖縄	制作報道局	〒900-8604	那覇市西 1-4-8	098-869-2211
(株)エフエム沖縄	総務部	〒901-2525	浦添市小湾 40	098-877-2361
(一社)沖縄県歯科医師会	―	〒901-1105	南風原町字新川 218-1	098-996-3561

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	防災担当	所　在　地	電話番号
(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	ー	〒901-2221　宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	ー	〒900-0035　那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
(公社)沖縄県獣医師会	ー	〒900-0024　那覇市古波蔵 112	098-853-8001
(一社)沖縄県建設業協会	ー	〒901-2131　浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合会	ー	〒901-1112　南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	ー	〒900-0023　那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	ー	〒900-0016　那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1 階	098-860-2600
沖縄県森林組合連合会	ー	〒901-1101　南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖縄県商工会連合会	ー	〒901-0152　那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6F	098-859-6150
宜野座村商工会	ー	〒904-1302　宜野座村字宜野座 1213	098-968-8337
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	ー	〒900-0021　那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	ー	〒901-0225　豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	ー	〒901-0405　八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871
(一社)沖縄県産業資源循環協会	ー	〒901-2131　浦添市牧港５－６－８ 沖縄県建設会館６階	098-878-9360
(公社)沖縄県環境整備協会	ー	〒901-1202　南城市大里字大里 2013	098-835-8833
(社福)宜野座村社会福祉協議会	ー	〒904-1303　宜野座村字惣慶 1898	098-968-8979
宜野座村立学校給食共同調理場	ー	〒904-1303　宜野座村惣慶 1505-7	098-968-8509
ＪＡおきなわ宜野座支店	ー	〒904-1302　宜野座村宜野座 133	098-968-8507
宜野座村漁業協同組合	ー	〒904-1304　宜野座村字漢那 1703-4	098-968-3755
(一社)宜野座村観光協会	ー	〒904-1304　宜野座村字漢那 1633	098-968-8787

１７－３　沖縄地方非常通信協議会

No	機関名	No	機関名
1	内閣府沖縄総合事務局開発建設部	41	南大東村
2	沖縄気象台	42	北大東村
3	第十一管区海上保安本部	43	伊平屋村
4	九州管区警察局沖縄県情報通信部	44	伊是名村
5	陸上自衛隊第 15 旅団	45	久米島町
6	那覇地方検察庁	46	八重瀬町
7	沖縄県知事公室	47	多良間村
8	沖縄県警察本部地域部	48	竹富町
9	那覇市	49	与那国町
10	宜野湾市	50	西日本電信電話株式会社沖縄支店
11	石垣市	51	ＫＤＤＩ株式会社那覇テクニカルセンター
12	浦添市	52	株式会社ＮＴＴドコモ九州支社
13	名護市	53	沖縄セルラー電話株式会社
14	糸満市	54	ソフトバンク株式会社九州技術部
15	沖縄市	55	楽天モバイル株式会社基地局設置統括本部基地局設置推進本部西日本事業室
16	豊見城市	56	日本放送協会沖縄放送局
17	うるま市	57	琉球放送株式会社
18	宮古島市	58	沖縄テレビ放送株式会社
19	南城市	59	琉球朝日放送株式会社
20	国頭村	60	株式会社ラジオ沖縄
21	大宜味村	61	株式会社エフエム沖縄
22	東村	62	宮古テレビ株式会社
23	今帰仁村	63	ＦＭ琉球株式会社
24	本部町	64	株式会社ＦＭとよみ
25	恩納村	65	株式会社いとまんコミュニティエフエム放送
26	宜野座村	66	ＦＭ２１株式会社
27	金武町	67	株式会社ＦＭコザ
28	伊江村	68	沖縄ラジオ株式会社
29	読谷村	69	株式会社ＦＭうるま
30	嘉手納町	70	株式会社エフエムやんばる
31	北谷町	71	株式会社エフエムみやこ
32	北中城村	72	有限会社石垣コミュニティーエフエム
33	中城村	73	株式会社ＦＭしまじり
34	西原町	74	株式会社クレスト（ＦＭニライ）
35	与那原町	75	株式会社ＦＭよみたん
36	南風原町	76	ＦＭ久米島株式会社
37	渡嘉敷村	77	デルタ電気工業株式会社（ぎのわんシティＦＭ）
38	座間味村	78	ＦＭ本部株式会社
39	粟国村	79	日本赤十字社沖縄県支部
40	渡名喜村	80	日本銀行那覇支店

No	機関名	No	機関名
81	株式会社琉球新報社	101	一般社団法人沖縄県建設業協会
82	株式会社沖縄タイムス社	102	一般社団法人日本アマチュア無線連盟沖縄県支部
83	沖縄電力株式会社	103	株式会社興洋電子
84	沖縄ガス株式会社	104	株式会社沖電子
85	電源開発株式会社西日本支店　九州情報通信所	105	株式会社リウデン
86	南西石油株式会社	106	総務省沖縄総合通信事務所
87	一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会		
88	日本トランスオーシャン航空株式会社		
89	全日本空輸株式会社沖縄空港支店		
90	琉球海運株式会社		
91	一般社団法人沖縄県漁業無線協会		
92	那覇港管理組合		
93	公益社団法人西部海難防止協会		
94	沖縄乗用自動車事業協同組合		
95	那覇個人タクシー事業協同組合		
96	沖縄南部タクシー協同組合		
97	一般財団法人移動無線センター関東センター沖縄事務所		
98	一般社団法人沖縄総合無線センター		
99	一般社団法人全国陸上無線協会沖縄支部		
100	公益社団法人沖縄県トラック協会		

（構成員：106 団体（令和 4 年 3 月 29 日現在））

１７－４　報道機関一覧表

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本放送協会沖縄放送局（NHK）	那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222（代表）
琉球放送（RBC）	那覇市久茂地 2-3-1	098-867-2151（代表）
沖縄テレビ放送（OTV）	那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号	098-863-2111（代表）
琉球朝日放送（QAB）	那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199（代表）
沖縄ケーブルネットワーク（OCN）	那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号	098-863-0077
ラジオ沖縄（ROK）	那覇市西 1-4-8	098-869-2211（代表）
エフエム沖縄	浦添市小湾 40	098-877-2361（代表）
ＦＭ琉球	那覇市おもろまち 3 丁目 3 番 1 号	098-865-3131
沖縄タイムス社	那覇市久茂地 2 丁目 2 番 2 号	098-860-3000（代表）
沖縄タイムス社北部支社	名護市宮里 1-28-8	0980-53-3611
琉球新報社	那覇市泉崎 1-10-3	098-865-5111（代表）
琉球新報社北部支社	名護市港 2-3-1	0980-53-3131

１８　災害報告様式

１８－１　災害概況調査票

災害概況調査票（参集後に各自で記入すること）

班　整理番号＿＿＿＿＿＿

●報告者氏名

●災害対策部班名　　班

●参集報告

参集日時　　年　　月　　日　　時　　分

●見聞情報（参集時に見聞した情報）

・自宅付近の状況（あなたの自宅の住所等も記入すること）

・道路の状況

・建物被害の状況

・救助者の有無

・火災の発生状況

・その他気付いたこと

火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び総務班班に連絡する

●地図・略図

１８－２　災害即報様式

災害即報様式第１号

災　害　概　況　即　報

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	
報告者名	

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死　傷　人	不　明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟	
		負傷者　人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟	
	＊住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。 被害集中地域　…						
応急対策の状況							

（注）　第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

災害即報様式第２号

被　害　状　況　即　報

市町村名		区　分				被　害
災害名 報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha	
				冠　水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
				冠　水	ha	
報告者名			文教施設		箇所	
			病　院		箇所	

区　分			被　害				
人的被害	死　者		人			道　路	箇所	
	行方不明		人			橋りょう	箇所	
	負傷者	重　傷	人			河　川	箇所	
		軽　傷	人			港　湾	箇所	
住家被害	全　壊		棟			砂　防	箇所	
			世帯			清掃施設	箇所	
			人			崖くずれ	箇所	
	半　壊		棟			鉄道不通	箇所	
			世帯			被害船舶	隻	
			人			水　道	戸	
	一部破損		棟			電　話	回線	
			世帯			電　気	戸	
			人			ガ　ス	戸	
	床上浸水		棟			ブロック塀等	箇所	
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人	火災発生	建　物		件	
非住家	公共建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

区　分			被　害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小　計		千円	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

災害対策本部設置・措置状況	1.設　置　平成　年　月　日 2.廃　止　平成　年　月　日 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置	
	災害救助法の適用	有・無
	消防職員出動延人	人
	消防団員出動延人	人

備考
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 １１９番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況

注１　被害額は省略できるものとする。

注２　119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

１８－３　災害報告様式

災害報告様式第１号

災　害　確　定　報　告

市町村名		区分				被害
災害名確定年月日	災害名 月　日　時確定	その他	田	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名			文教施設		箇所	
			病院		箇所	
			道路		箇所	
			橋りょう		箇所	
			河川		箇所	
			港湾		箇所	
			砂防		箇所	
			清掃施設		箇所	
			崖くずれ		箇所	
			鉄道不通		箇所	
			被害船舶		隻	
			水道		戸	
			電話		回線	
			電気		戸	
			ガス		戸	
			ブロック塀等		箇所	
			り災世帯数		世帯	
			り災者数		人	
		火災発生	建物		件	
			危険物		件	
			その他		件	

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

災害対策本部設置・措置状況	1.設置　平成　年　月　日 2.廃止　平成　年　月　日 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置
災害救助法の適用	有・無
消防職員出動延人	人
消防団員出動延人	人

備考
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）

注１　被害額は省略できるものとする。

注２　119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第１号補助表１

公　立　文　教　施　設　被　害

市町村名（　　）

学　校　名	位　　置	被　害　程　度	被害金額	備　　考
			千円	
計				

注　「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第１号補助表２

農　林　水　産　業　施　設　被　害

市町村名（　　）

被　害　施　設　名	位　　置	被　害　程　度	被害金額	備　　考
			千円	
計				

注　１．この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
　　２．「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第１号補助表３

公　共　土　木　施　設　被　害

市町村名（　　）

管　理　者	被　害　施　設　名	位　　置	被　害　程　度	被害金額	備　　考
				千円	
計					

注　１．この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
　　２．「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
　　３．「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第１号補助表４

その他の公共施設被害

市町村名（　　）

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

災害報告様式第１号補助表５

農　産　被　害

１．農作物被害　　市町村名（　　）

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単　価	被害金額	備　　考
	ha	ha	t	円	千円	
計						

２．施設被害

被　害　施　設　名	被害数量	被　害　程　度	被害金額	備　　考
			千円	

注１．「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第１号補助表６

林　産　被　害

１．林産物等被害　　市町村名（　　）

林　産　物　等　名	被　害　数　量	被　害　金　額	備　　考
		千円	

２．施設被害

被　害　施　設　名	被　害　数　量	被　害　金　額	備　　考
		千円	

注　１．「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
　　２．「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第１号補助表７

畜　産　被　害

１．家畜等　　市町村名（　　）

家　畜　等	被害数量	単　価	被害金額	備　考
			千円	
計				

２．施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備　考
			千円	

注　「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第１号補助表８

水　産　被　害

１．漁船被害　　市町村名（　　）

規　模	隻　数	被害程度	被害金額	備　考
トン			千円	

２．漁具被害水産物等被害

種　類	被害数量	被害金額	備　考
		千円	

３．施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備　考
			千円	

注　１．漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
　　２．施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第１号補助表９

商　工　被　害

市町村名（　　）

被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			

注　「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災害報告様式第２号

市町村名（　　）

区分＼災害名／発生年月日									計
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流水・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋梁		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖崩れ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						
	電話		回線						
	電気		戸						
	ガス		戸						
	ブロック塀等		箇所						
火災発生	建物		件						
	危険物		件						
	その他		件						
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
公共文教施設			千円						
農林水産業施設			千円						
公共土木施設			千円						
その他の公共施設			千円						
その他	農産被害		千円						
	林産被害		千円						
	畜産被害		千円						
	水産被害		千円						
	商工被害		千円						
	その他		千円						
被害総額			千円						
災害対策本部	設置			月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
	解散			月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
災害救助法適用				有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						

１８－４　災害即報記入要領

災害即報様式第１号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第２号の記入要領

各被害欄		原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
災害対策本部設置の状況		本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するもとする。
避難の状況		避難の指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。
応援要請		応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。
応急措置の概要		消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。
救急活動の概要		被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

１８－５　被害調査票

災　害　調　査　票

（調査行政区名:　　）

災　害　名		
災害発生年月日		
調査員	調査年月日	
	課　名	
	氏　名	

注意事項

1　本調査は本部長からの指示後､3 日以内に完了、報告を目指すものとする。

2　　各欄に掲げる項目で該当するものは〇で囲む。但し、浸水の場合は浸水程度を記入。

3　　備考欄に具体的な被害状況を記入。

所在地 世帯主氏名 及び店舗･事務所名	建物の用途	主たる被害の原因	被害区分				その他	人的被害	備考
			住　家		非　住　家				
			浸水	損壊	公共建物	その他			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水･土砂･風災　火災･震災･その他	床上（　cm）	全壊	全壊	全壊	電気･水道･ガス･電話･地すべり等		
				半壊	半壊	半壊			
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水･土砂･風災　火災･震災･その他	床上（　cm）	全壊	全壊	全壊	電気･水道･ガス･電話･地すべり等		
				半壊	半壊	半壊			
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水･土砂･風災　火災･震災･その他	床上（　cm）	全壊	全壊	全壊	電気･水道･ガス･電話･地すべり等		
				半壊	半壊	半壊			
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水･土砂･風災　火災･震災･その他	床上（　cm）	全壊	全壊	全壊	電気･水道･ガス･電話･地すべり等		
				半壊	半壊	半壊			
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水･土砂･風災　火災･震災･その他	床上（　cm）	全壊	全壊	全壊	電気･水道･ガス･電話･地すべり等		
				半壊	半壊	半壊			
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水･土砂･風災　火災･震災･その他	床上（　cm）	全壊	全壊	全壊	電気･水道･ガス･電話･地すべり等		
				半壊	半壊	半壊			
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水･土砂･風災　火災･震災･その他	床上（　cm）	全壊	全壊	全壊	電気･水道･ガス･電話･地すべり等		
				半壊	半壊	半壊			
			床下	一部	一部	一部			

１８－６　避難情報発令情報（市町村用）

別紙様式１　　避難情報発令情報（市町村用）【地震・津波災害】

市・町・村
送付日時：　　月　　日　　時　　分

１　避難情報の別（番号を○印で囲む）

①自主避難（根拠：地域防災計画等）

「避難指示」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

②避難指示（根拠：災害対策基本法第 60 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

③警戒区域の設定（根拠：災害対策基本法第 60 条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。

２　発令日時　　月　　日　　時　　分

３　対象地域等

	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難所	避難理由※１ （①～⑤）
①		世帯　　人		
②		世帯　　人		
③		世帯　　人		
④		世帯　　人		
⑤		世帯　　人		

※１　避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

①地震による土砂災害の危険があるため　　②地震による家屋崩壊の危険があるため
③地震による津波発生のおそれがあるため　　④地震による津波警報が発表されたため
⑤その他（　　）

発信者の課・職・氏名

電話（公衆回線）　　FAX（公衆回線）
電話（防災無線）　　FAX（防災無線）

※２　防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

別紙様式1　　避難情報発令情報（市町村用）【風水害】

市・町・村

送付日時　：　　月　　日　　時　　分

1　避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 警戒レベル1　今後気象状況悪化のおそれがあり、災害への心構えを高める
（気象庁が発表）

② 警戒レベル2　気象状況が悪化し、自らの避難行動を確認
（気象庁が発表）

③ 警戒レベル3　災害のおそれあるため、危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等※は危険な
（村長が発令）　場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

④ 警戒レベル4　災害のおそれ高いため、危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難
（村長が発令）　（立退き避難又は屋内安全確保）する。

⑤ 警戒レベル5　災害発生又は切迫している状況であるため（必ず発令される情報ではない）
（村長が発令）　命の危険直ちに安全確保！

2　発令日時　　月　　日　　時　　分

3　対象地域等

	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難所	避難理由※1（①～③）
①		世帯　　人		
②		世帯　　人		
③		世帯　　人		
④		世帯　　人		
⑤		世帯　　人		

※1　避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）
①大雨による浸水の危険があるため　②大雨による土砂災害の危険があるため
③その他（　　）

発信者の課・職・氏名

電話（公衆回線）　FAX（公衆回線）

電話（防災無線）　FAX（防災無線）

※2　防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

１８－７　被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の判定は、法令等に特に定めがあるものを除くほか、概ね以下の基準による。

被害区分		判　定　基　準
人的被害	死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分		判　定　基　準
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学　校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道　路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河　川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港　湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂　防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分		判　定　基　準
その他	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料：災害報告取扱要領（令和 5 年 5 月消防応第 55 号）

１９　罹災証明書

１９－１　宜野座村罹災証明書交付要綱

○宜野座村罹災証明書交付要綱

平成 26 年 10 月 10 日
要綱第 18 号

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 に基づき罹（り）災証明書を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2　火災による罹災の証明書については、金武地区消防衛生組合火災調査規程（平成 14 年金武地区消防衛生組合規程第 3 号）第 37 条及び第 38 条の規定に基づき、消防長が交付するものとする。

（定義）

第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する自然現象をいう。

(2)　住家　現実に移住のために使用している建物をいう。社会通念上の住家であるかどうかについては問わない。

(3)　非住家　事業所など、住家以外の建物をいう。

（証明の対象）

第 3 条　村長が交付する罹災証明書は、村内で発生した災害によって被災した者からの申請に基づき、当該被害に起因する住家又は非住家（両者を合わせて、以下「建物」という。）の被害の程度を証明するものである。

2　次に掲げる被害については、罹災証明書の交付を行わない。

(1)　人的被害

(2)　自動車、船舶、家財その他の動産に生じた被害

(3)　塀、門柱、門扉等、建物に付随する外構に生じた被害

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、村長が災害による被害の程度を証明することが適当ではないと認めるもの

（交付申請）

第 4 条　罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。

2　罹災証明書の交付を受けることができる者は、当該建物の所有者若しくは使用者又は当該住家に居住する世帯の筆頭者とする。

（被害状況の調査）

第 5 条　村長は、前条の規定による申請があったときは、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防 1746 号）、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）、「浸水等による住宅被害の認定について」（平成 16 年 10 月 28 日府政防第 842 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 3 月）記載内容に基づき、当該建物の被害状況を調査しなければならない。

（交付）

第 6 条　村長は、前条の規定による調査の結果に基づき、当該建物に生じた被害の程度が別表の被害認定基準に定める全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水又は床下浸水のいずれかに該当するものであるかを認定した上で、その結果を罹災証明書（様式第 2 号）に記載して申請者に交付するものとする。

（再調査）

第 7 条　罹災証明書の交付を受けた者が判定結果に関する再調査を受けようとするときは、被害認定再調査申請書（様式第 3 号）を村長に提出しなければならない。

2　村長は、罹災証明書の交付を受けた者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行わなければならない。

（様式の特例）

第 8 条　罹災証明書の様式がその提出先において特に定められている場合には、当該様式への証明をもって第 6 条に規定する交付に代えることができる。

（手数料の免除）

第 9 条　罹災証明書の交付については、宜野座村手数料徴収条例（平成 12 年宜野座村条例第 11 号）第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、手数料を徴収しない。

（証明事項の取消し）

第 10 条　村長は、罹災証明書の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められるときは、これらの証明書の交付によって証した事項を取り消すことができる。

2　前項の規定により証明事項を取り消された者は、直ちに当該罹災証明書を村長に返還しなければならない。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、罹災証明書の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　　則（令和 3 年要綱第 22 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　　則（令和 4 年要綱第 6 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 6 条関係)

被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50 パーセント以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50 パーセント以上 70 パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40 パーセント以上 50 パーセント未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30 パーセント以上 50 パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30 パーセント以上 40 パーセント未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 パーセント以上 50 パーセント未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積 10 パーセント以上 20 パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10 パーセント以上 20 パーセント未満のものとする。
一部損壊	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊に至らない程度の住家の破壊で、補修を必要とするものとする。

１９－２　罹災証明書交付申請書

様式第１号(第４条関係)

年　　月　　日

罹災証明書交付申請書

宜野座村長　様

住 所

申請者　氏 名

連絡先

宜野座村罹災証明書交付要綱第４条に基づき、次のとおり申請します。

罹災日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
罹災場所	
被害物件及び被害程度	
証明書必要部数	部

決裁欄			
課長	補佐	係長	係

１９－３　罹災証明書

様式第２号(第６条関係)

証明番号　第　　号
年　　月　　日

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊 □準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	□床上　□床下

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、罹災したことを証明します。

年　　月　　日

宜 野 座 村 長

１９－４　被害認定再調査申請書

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

被害認定再調査申請書

宜野座村長　様

住 所
申請者　氏 名
連絡先

宜野座村罹災証明書交付要綱第７条に基づき、次のとおり申請します。

前回証明番号	
罹災場所	
再調査の理由	
前回の被害認定	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 一部損壊 ・ 床上床下浸水

決裁欄			
課長	補佐	係長	係

２０　その他様式等

２０－１　避難行動要支援者名簿

避　難　行　動　要　支　援　者　名　簿

番号	氏名（ふりがな）	生年月日	性別	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする理由		その他
						（障害、要介護、難病、療育）の種別	障害等級、要介護状態区分、療育判定等	

２０－２　被災者台帳

被　災　者　台　帳

番号	氏名（ふりがな）	生年月日	性別	住所又は居所	電話番号その他の連絡先	被害状況		援護の実施の状況	要配慮者に該当する事由		その他
						住　家	人　員		（障害、要介護、難病、療育）の種別	障害等級、要介護状態区分、療育判定等	
						①全壊(焼) ②流失 ③半壊(焼) ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損	①死亡 ②行方不明 ③重症 ④軽傷				

２１　津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

２１－１　津波災害警戒区域内要配慮者利用施設

区　分	施　設　名	住　　所	電話番号
児童福祉施設	漢那区ハッピーニコニコクラブ	宜野座村字漢那１８４０	080-6494-6839
高齢者施設	小規模多機能型居宅介護 新がらまんの里	宜野座村字惣慶７４６－１	098-968-6511

２２　基地関連

２２－１　在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続

（仮訳）

在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続

１．目的

(1)合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。

(2)この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

２．事件・事故発生情報の通報基準

(1)公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（ＡＷＧＯＮ）の付託事項第３項ｄにおいて示される基準を満たすものでなければならない。

(a)墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。

(b)衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。

(c)爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。

(d)米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。

(e)危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。

(f)米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。

(g)米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。

(h)日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。

(i)米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。

(2)上記２．(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

３．事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙１において示されたとおりとする。

４．事件・事故発生情報の通報様式

事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

(1)事件・事故の発生日時

(2)事件・事故の発生場所

(3)事件・事故の概要

(a)経緯

(b)被害状況

(c)処理状況

(d)危険性残存の有無
(e)環境破壊の有無
(4)日本側支援の必要性
(5)案件の番号
(6)通報者氏名
(7)通報受領者氏名
(8)現地への通報の有無と通報先当局

５．留意事項
(1)日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。
(2)双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙１に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
(3)双方の合同委員会事務局は、直通ＦＡＸ機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
(4)この通報手続は、ＡＷＧＯＮ付託事項に規定されているとおり、必要に応じＡＷＧＯＮにおいて見直される。

別紙１－１

通 報 経 路

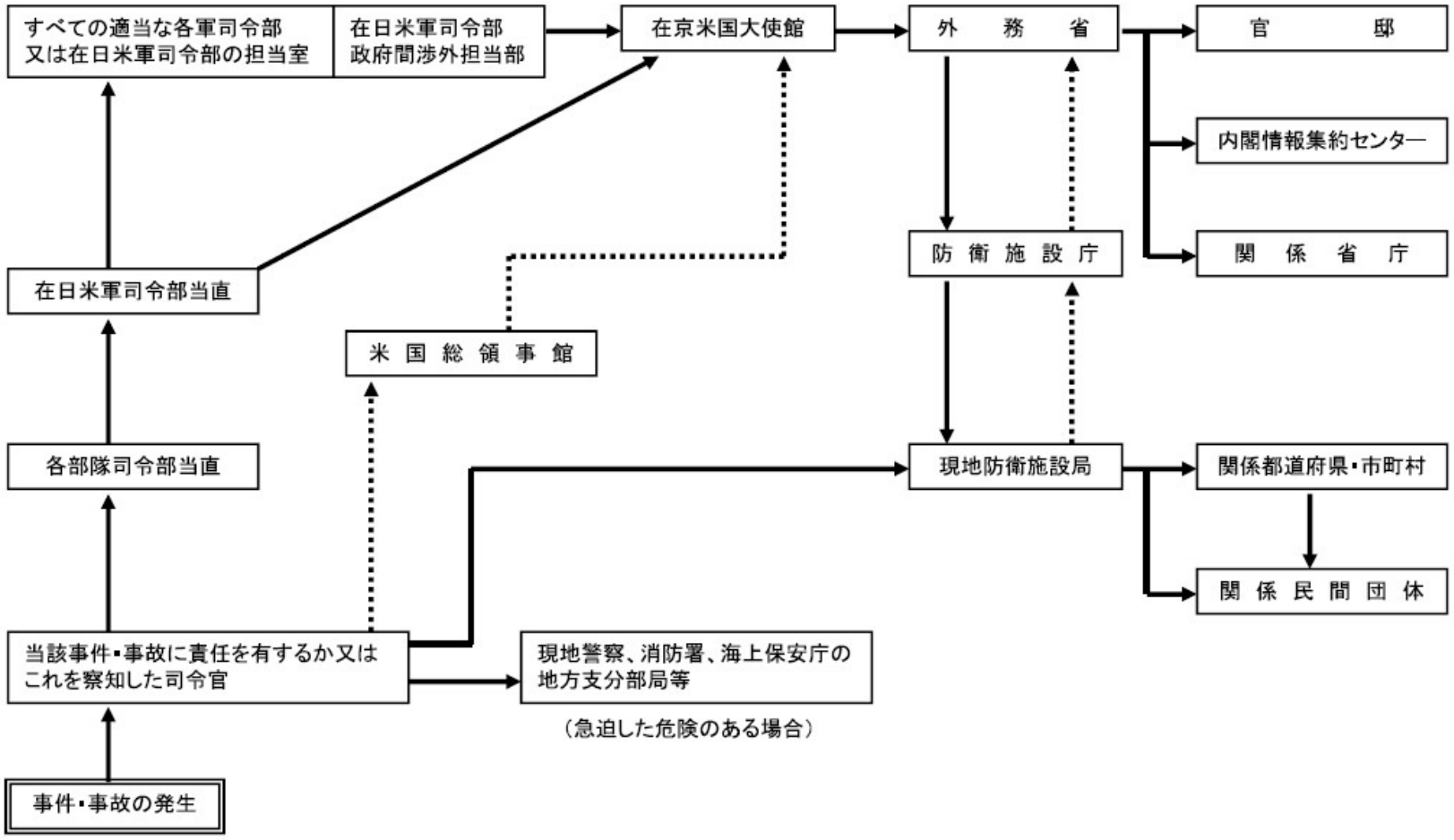

※　実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。

※※　米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

沖縄関係通報経路詳細

別紙１－２

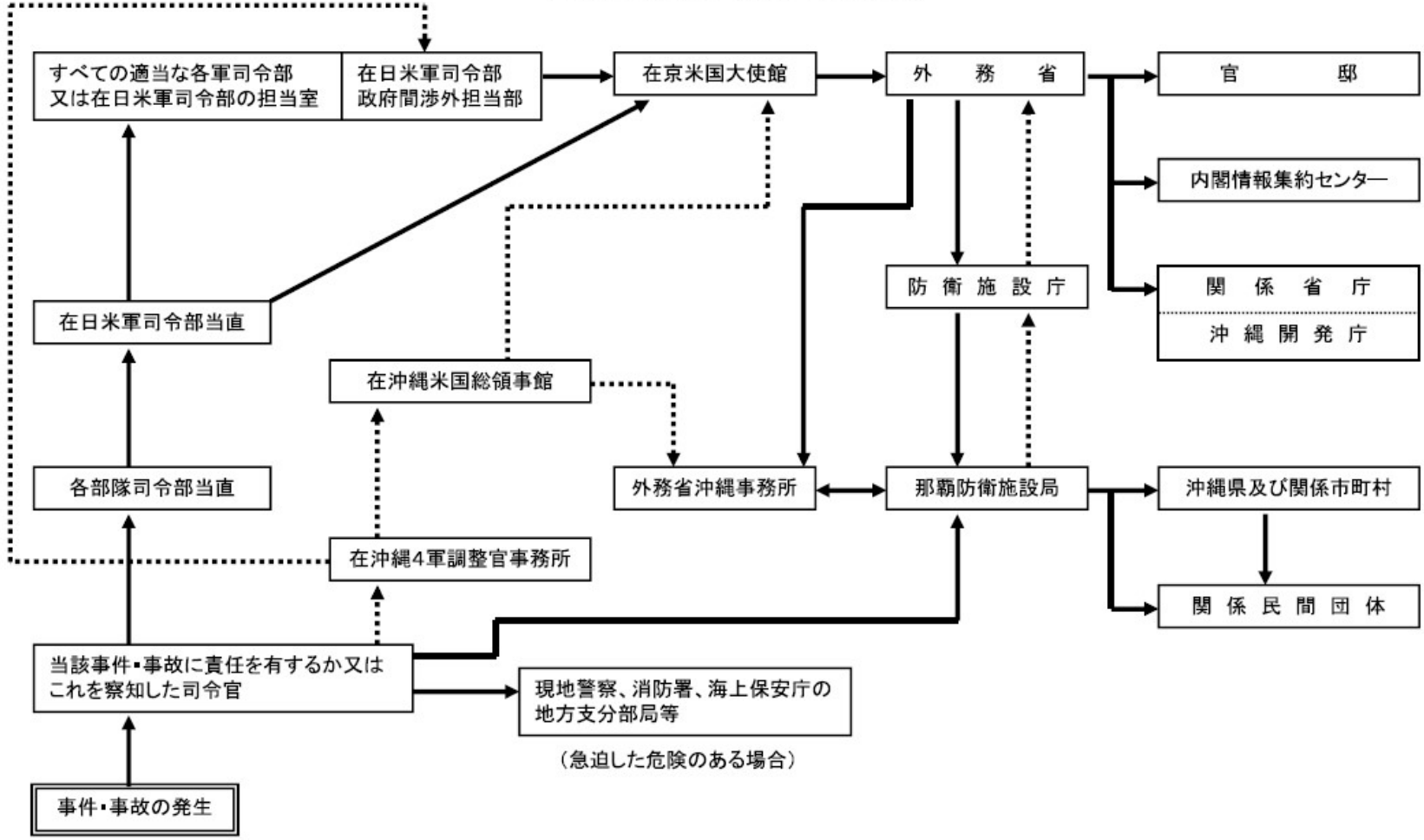

※　実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。

※※　米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び那覇防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

※※※　この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官邸に情報を伝達することを妨げるものではない。

２３　宜野座村防災会議委員名簿

２３－１　宜野座村防災会議委員名簿

宜野座村防災会議委員名簿

No	所属	職名	氏名
1	宜野座村	村長	當眞　淳
2	北部ダム統合管理事務所	所長	中園　幸樹
3	沖縄県北部土木事務所	所長	上原　智泰
4	石川警察署	署長	大城　靖
5	沖縄気象台	地域防災推進課長	糸村　昌史
6	沖縄電力㈱名護支店	支店長	仲松　勇
7	金武地区消防衛生組合	消防長	前泊　万寿夫
8	金武地区消防衛生組合	宜野座分遣所長	宇久田　朝樹
9	金武地区消防衛生組合	消防副団長	山城　勝樹
10	宜野座村社会福祉協議会	村社会福祉協議会代表	宮城　清人
11	宜野座村区長会	会長	新里　朝行
12	宜野座村民生委員	民生委員代表	玉元　千鶴
13	宜野座村	副村長	下里　哲之
14	宜野座村	教育長	新里　隆博
15	宜野座村	政策調整監	比嘉　昭彦
16	宜野座村	総務課長	城間　真
17	宜野座村	企画課長	當眞　修
18	宜野座村	建設課長	島袋　光樹
19	宜野座村	上下水道課長	仲間　盛雄
20	宜野座村	健康福祉課長	金武　哲也
21	宜野座村	教育課長	與儀　徹也
22	宜野座村	観光商工課長	仲間　出

資料編

２４　宜野座村避難経路図

●松田区（潟原地区）津波災害避難経路図

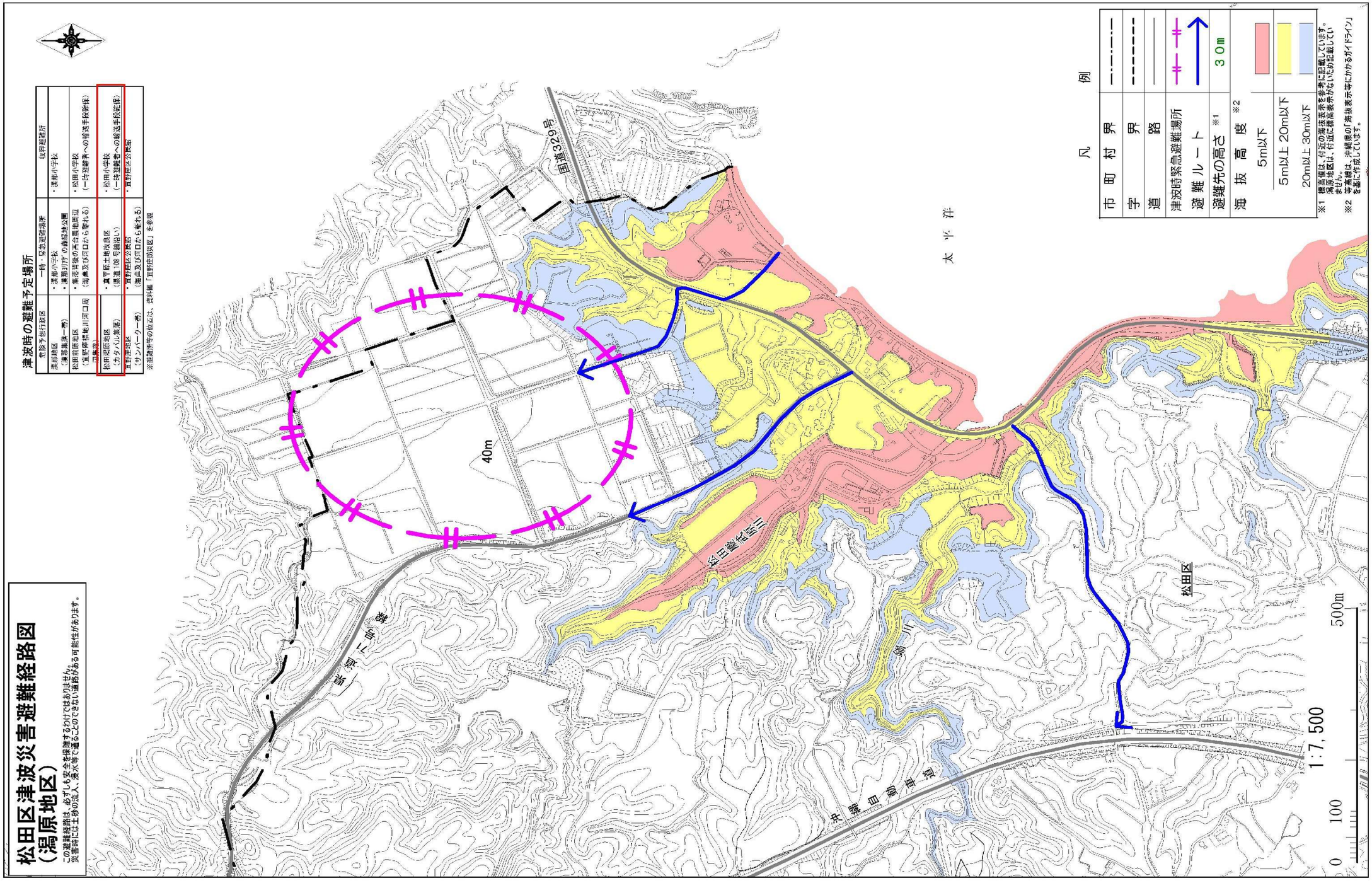

資料編

●松田区（前原地区）津波災害避難経路図

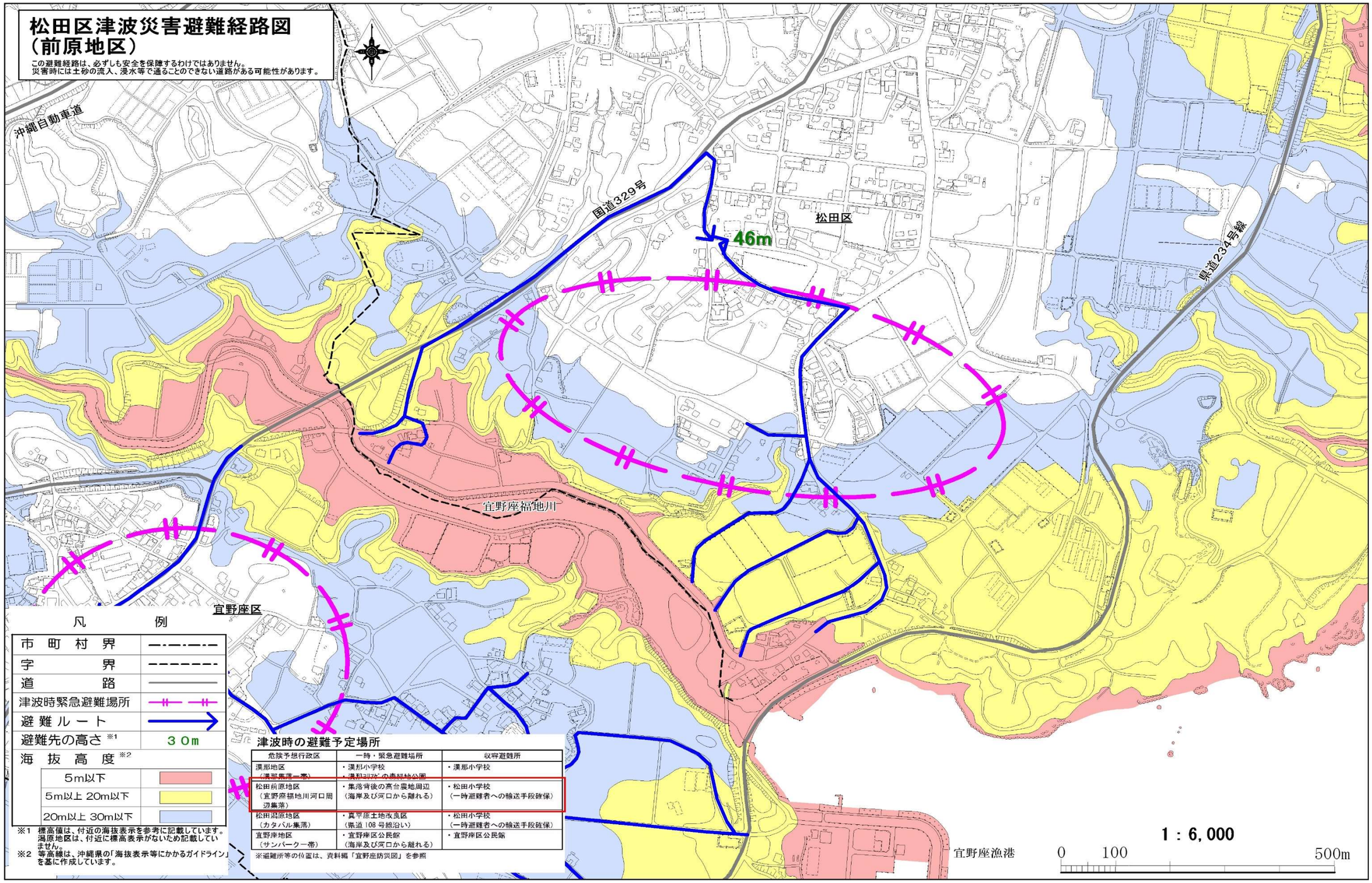

資料編

●宜野座区・惣慶区津波災害避難経路図

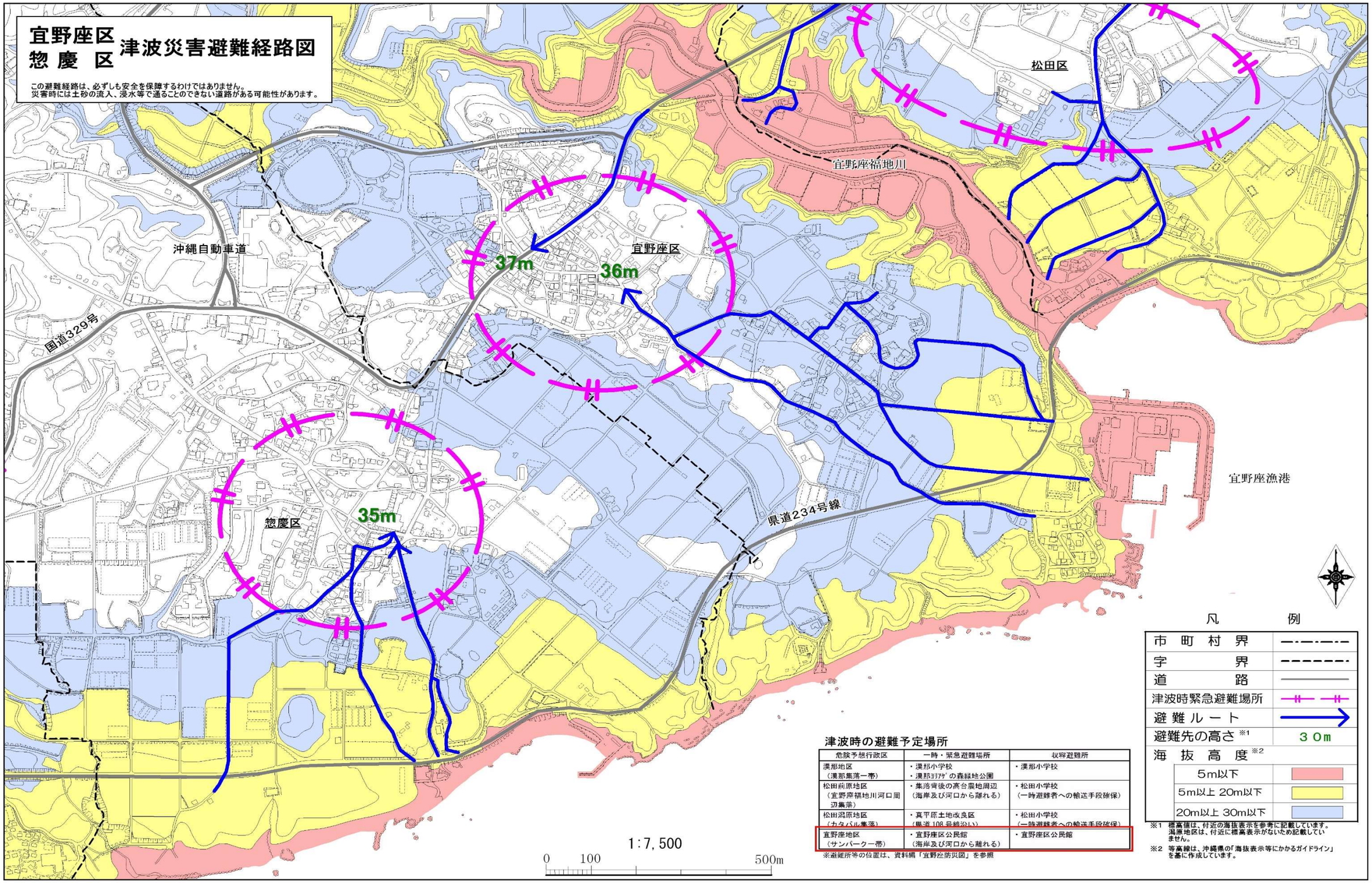

津波時の避難予定場所

危険予想行政区	一時・緊急避難場所	収容避難所
漢那地区（漢那集落一帯）	・漢那小学校 ・漢那ｺﾘｱｹﾞの森緑地公園	・漢那小学校
松田前原地区（宜野座福地川河口周辺集落）	・集落背後の高台裏地周辺（海岸及び河口から離れる）	・松田小学校（一時避難者への輸送手段確保）
松田潟原地区（カタバル集落）	・真平原土地改良区（県道108号線沿い）	・松田小学校（一時避難者への輸送手段確保）
宜野座地区（サンパーク一帯）	・宜野座区公民館（海岸及び河口から離れる）	・宜野座区公民館

※避難所等の位置は、資料編「宜野座防災図」を参照

※1 標高値は、付近の海抜表示を参考に記載しています。
潟原地区は、付近に標高表示がないため記載していません。

※2 等高線は、沖縄県の「海抜表示等にかかるガイドライン」を基に作成しています。

資料編

●漢那区津波災害避難経路図

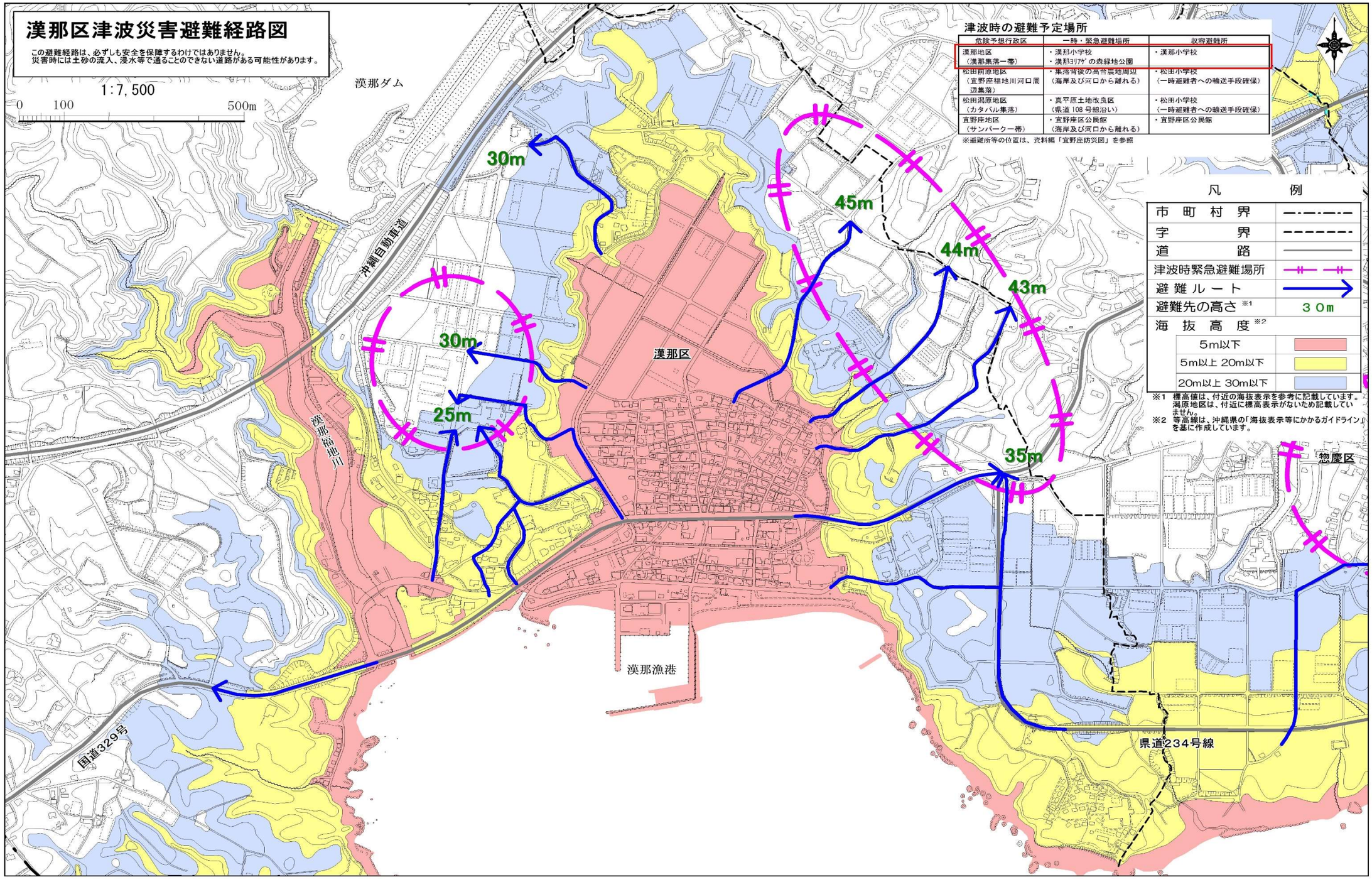

資料編